

# ご契約のしおり・約款

特約の中途付加・特約のみの転換

この「冊子」は、ご契約に関する大切な事項を記載していますので、  
ぜひご一読ください。

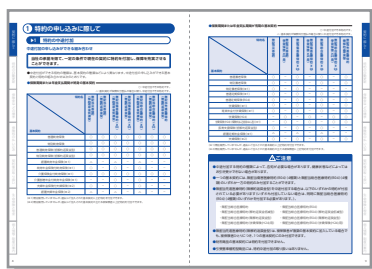
# [ご契約のしおり・約款] はじめに ①

→ この「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

▶ この冊子の内容は、次の2つの部分に分かれています。



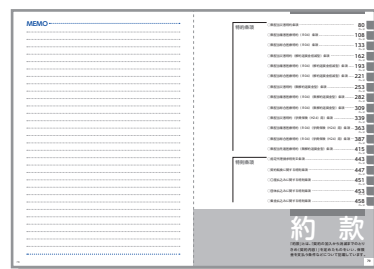
## ●ご契約のしおり



▶ 8～77ページ

契約内容(約款)のなかでも、ぜひ知っておいていただきたい重要な事項をわかりやすく説明しています。詳細は約款をご覧ください。

## ●約 款



▶ 79～459ページ

「契約の加入から消滅までのとりきめ(契約内容)」を定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載しています。

▶ この冊子は、このようにお使いいただくと便利です。

「ご契約のしおり」には、お客さまの契約に関する重要なお知らせを掲載しております。下記の点を参考に、この冊子をお読みください。

**目的からページを探したい**

引っ越ししたんだけど、どうすればいいの？

➡ **目的別もくじ** 6～7ページ

**? わからないことばがある**

加入年齢? 約款? 何のことだろう

➡ **用語解説** 465～467ページ

この冊子の記載内容は、2022年10月現在の取り扱いを説明しております。不明な点がありましたら、その時点での最新の取り扱いを案内しますので、「問い合わせ窓口」468ページにお問い合わせください。

# に当たって

## ▶ 「ご契約のしおり」本文の見かた

(注)この見本はイメージです。実際の表記とは異なる場合があります。

「もくじ」にある項目がタイトルになっています。

そのページの記載内容を簡単にまとめたものです。

特に注意していただきたい事項を説明しています。

さらに項目分けしたタイトルです。

欄外のマークについて  
マークには、右記のようなものがあります。

- …関連する情報が記載されているページまたは項目を案内しています。
- …この項目に関連するWebサイトを案内しています。
- …記載内容についてあわせて確認いただきたい事項を案内しています。

## [ご契約のしおり・約款] はじめに ②

### ▶ 特約の名称について【総称】

この冊子では、個別に特約の名称を記載する必要があるときを除き、特約の名称を以下のとおり【総称】を用いて表示しています。

特約の名称	総称
無配当災害特約	無配当災害特約(4種類)
無配当災害特約(解約返戻金低減型)	
無配当災害特約(無解約返戻金型)	
無配当災害特約(学資保険(H24)用)	
無配当傷害医療特約(R04)	無配当傷害医療特約(R04)(4種類)
無配当傷害医療特約(R04)(解約返戻金低減型)	
無配当傷害医療特約(R04)(無解約返戻金型)	
無配当傷害医療特約(R04)(学資保険(H24)用)	
無配当総合医療特約(R04)	無配当総合医療特約(R04)(4種類)
無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)	
無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)	
無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用)	
無配当先進医療特約(無解約返戻金型)	—

## ▶ 特約条項の名称について【略称・総称】

この冊子では、必要に応じて特約条項の名称を以下のとおり【略称】または【総称】を用いて表示しています。

特約条項の名称	略称	総称
無配当災害特約条項	災害	無配当災害特約 (4種類)
無配当災害特約(解約返戻金低減型)条項	災害(低減型)	
無配当災害特約(無解約返戻金型)条項	災害(無解返)	
無配当災害特約(学資保険(H24)用)条項	災害(学資)	
無配当傷害医療特約(R04)条項	傷医	無配当傷害医療特約(R04) (4種類)
無配当傷害医療特約(R04)(解約返戻金低減型)条項	傷医(低減型)	
無配当傷害医療特約(R04)(無解約返戻金型)条項	傷医(無解返)	
無配当傷害医療特約(R04)(学資保険(H24)用)条項	傷医(学資)	
無配当総合医療特約(R04)条項	総医	無配当総合医療特約(R04) (4種類)
無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)条項	総医(低減型)	
無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)条項	総医(無解返)	
無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用)条項	総医(学資)	
無配当先進医療特約(無解約返戻金型)条項	先進(無解返)	—

## ▶ 年齢の記載について

この冊子に記載の年齢は、満年齢で記載している箇所以外は、当社の定めた計算方法による年齢です。この年齢は、年ごとの契約応当日に、加入年齢に1歳ずつを加えて計算します。(「契約応当日」および「加入年齢」の詳細は、巻末の用語解説に記載しています。)

# もくじ

## ご契約のしおり部分

•目的別もくじ	6ページ
•用語解説	465ページ
•問い合わせ窓口	468ページ

## 契約に際して

① 特約の申し込みに際して	
1.特約の中途付加	8ページ
2.特約のみの転換	10ページ
3.特約の申し込み・承諾ができない場合	16ページ
② 特約の保障(責任)の開始と保険期間の終期	21ページ
③ 特約保険金の加入限度額など	22ページ
④ 健康状態などの告知	24ページ
⑤ クーリング・オフ制度	26ページ
⑥ 現在の契約の解約・減額などを前提に 特約の申し込みを検討されているお客さまへ	28ページ
⑦ 当社からの契約内容などの確認	29ページ
⑧ 申し込み手続きの際の注意点	29ページ

## 特約の自動更新

① 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の自動更新	30ページ
---------------------------	-------

## 保険金などの請求

① 入院保険金などの請求方法	32ページ
指定代理請求制度	34ページ
② 特約の保障内容	
1.特約の概要	36ページ
2.無配当災害特約(4種類)の保障内容	38ページ
3.無配当傷害医療特約(R04)(4種類)の保障内容	39ページ
4.無配当総合医療特約(R04)(4種類)の保障内容	40ページ
5.無配当傷害医療特約(R04)(4種類)と 無配当総合医療特約(R04)(4種類)の留意事項	42ページ
6.無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の 保障内容と留意事項	45ページ
③ 入院保険金などを支払できない場合	46ページ
④ 保険金を支払できる事例と支払できない事例	52ページ

## 保険料の払い込み

① 特約保険料の払込方法	56ページ
② 保険料の前納払込み	57ページ
③ 保険料の払込猶予期間・契約の失効など	58ページ
④ 契約の復活	60ページ
⑤ 保険料の払い込みが難しい場合	61ページ

<b>契約後の取り扱い</b>	① ご家族登録制度	62ページ
	② 特約契約者配当金	63ページ
	③ 特約の解約と返戻金	64ページ
	④ 無解約返戻金型の特約の返戻金と積立金(責任準備金)について	65ページ
	⑤ 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ	66ページ
	⑥ ご契約者をはじめとした関係者の保護	69ページ

<b>生命保険と税金</b>	① 生命保険料控除	70ページ
----------------	-----------	-------

<b>個人情報および 制度の案内</b>	① 個人情報の取り扱い	72ページ
	② 他の生命保険会社などとの 保険契約などに関係する情報の共同利用	
	1.契約内容登録制度／契約内容照会制度	73ページ
	2.支払査定時照会制度	74ページ
③ 生命保険契約者保護機構	76ページ	

<b>無解約返戻金型の特約の責任準備金額例</b>	464ページ
---------------------------	--------

## 約款部分

<b>特約条項</b>	○無配当災害特約条項	80ページ
	○無配当傷害医療特約(R04)条項	108ページ
	○無配当総合医療特約(R04)条項	133ページ
	○無配当災害特約(解約返戻金低減型)条項	162ページ
	○無配当傷害医療特約(R04)(解約返戻金低減型)条項	193ページ
	○無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)条項	221ページ
	○無配当災害特約(無解約返戻金型)条項	253ページ
	○無配当傷害医療特約(R04)(無解約返戻金型)条項	282ページ
	○無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)条項	309ページ
	○無配当災害特約(学資保険(H24)用)条項	339ページ
	○無配当傷害医療特約(R04)(学資保険(H24)用)条項	363ページ
	○無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用)条項	387ページ
	○無配当先進医療特約(無解約返戻金型)条項	415ページ

<b>特則条項</b>	○指定代理請求特則Ⅱ条項	443ページ
	○契約転換に関する特則条項	447ページ
	○口座払込みに関する特則条項	451ページ
	○団体払込みに関する特則条項	453ページ
	○集金払込みに関する特則条項	458ページ

<b>ご家族登録制度規約</b>	460ページ
------------------	--------

# 目的別もくじ

## 保障内容を知りたい



→ 特約の保障内容についての説明があります。

特約の保障内容 **36**  
ページ

## 保障って、いつから開始する?



→ 保障の開始時期についての説明があります。

新たな特約の  
保障(責任)の開始 **21**  
ページ

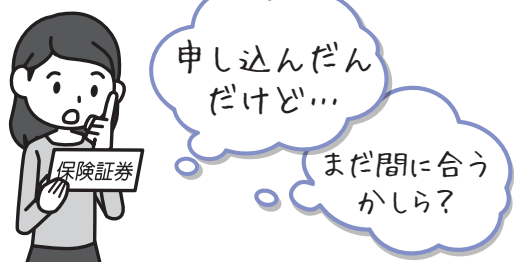
## 告知とは、なに?



→ 契約に当たって、過去の傷病歴、現在の健康状態などをおたずねします。

健康状態などの告知  
【無配当総合医療特約(R04)(4種類)または無配当  
先進医療特約(無解約返戻金型)を申し込むとき】 **24**  
ページ

## 申し込みを撤回したい



→ 一定の期間内であれば、申し込みの撤回などを行うことができます。

クーリング・  
オフ制度 **26**  
ページ

## 保険金を請求したいんだけど...



→ 入院保険金などの請求方法についての説明があります。

入院保険金などの  
請求方法 **32**  
ページ

## 保険金の受け取りができない場合は?



→ 入院保険金などの支払いや特約保険料の払込免除ができない場合についての説明があります。

入院保険金などを支払い  
できない場合 **46**  
ページ



## 保険料の払い込みが難しい…



→ 保険料の都合がつかない場合でも、契約を有効に継続する方法があります。

保険料の払い込みが  
難しい場合

61  
ページ

## 加入した特約をやめたい…



特約を  
解約したい…

特約

→ 特約の解約時に、知っておいていただきたいことについての説明があります。

特約の解約と  
返戻金

64  
ページ

## 生命保険料控除は適用できるの？



→ 生命保険料控除についての説明があります。

生命保険料控除

70  
ページ

## 書いてある用語がわからない



→ この冊子に記載されている用語についての説明があります。

用語解説

465  
ページ

## 契約について相談したい



→ 問い合わせや相談を受け付ける窓口やコールセンターをご案内します。

問い合わせ窓口

468  
ページ

# 1 特約の申し込みに際して

## ▶1 特約の中途付加

### 中途付加の申し込みができる組み合わせ

当社の承諾を得て、一定の条件で現在の契約に特約を付加し、保障を充実させることができます。

● 中途付加ができる特約の種類は、基本契約の種類などにより異なります。中途付加の申し込みができる基本契約と特約の組み合わせは次のとおりです。

● 保険期間または年金支払期間が終身の基本契約

○：中途付加できる特約です。

△：基本契約が保険料分割払の場合に限り、中途付加できる特約です。

特約名	無配当災害特約 (無解約返戻金型) (解約返戻金低減型)	無配当災害特約 (無解約返戻金型)	無配当傷害医療特約(R04) (解約返戻金低減型)	無配当傷害医療特約(R04) (無解約返戻金型)	無配当総合医療特約(R04) (解約返戻金低減型)	無配当総合医療特約(R04) (無解約返戻金型)	無配当先進医療特約 (無解約返戻金型)
基本契約							
普通終身保険	○	○	○	○	○	○	○
特別終身保険	○	○	○	○	○	○	○
普通終身保険(低解約返戻金型)	○	○	○	○	○	○	○
特別終身保険(低解約返戻金型)	○	○	○	○	○	○	○
据置終身年金保険(※1)	△	—	△	—	△	—	—
終身年金保険付終身保険(※1)	○	—	○	—	○	—	—
介護保険金付終身保険(※1)	○	○	○	○	○	○	○
介護割増年金付終身年金保険(※1)	—	—	○	—	○	—	—
夫婦年金保険付夫婦保険(※2)	○	—	○	—	○	—	—
据置夫婦年金保険(※2)	△	—	△	—	△	—	—

(※1) 現在販売していませんが、過去にご加入された基本契約に上記特約を付加できます。

(※2) 現在販売していませんが、過去にご加入された基本契約の主たる被保険者に上記特約を付加できます。

●保険期間または年金支払期間が有期の基本契約

○:中途付加できる特約です。

△:基本契約が保険料分割払の場合に限り、中途付加できる特約です。

特約名	無配当災害特約	無配当災害特約 (学資保険(H24)用)	無配当傷害医療特約(R04)	無配当傷害医療特約(R04) (学資保険(H24)用)	無配当総合医療特約(R04)	無配当総合医療特約(R04) (学資保険(H24)用)	無配当先進医療特約 (無解約返戻金型)
基本契約							
普通養老保険	○	-	○	-	○	-	○
特別養老保険	○	-	○	-	○	-	○
特定養老保険(※1)	○	-	○	-	-	-	-
普通定期保険(※1)	○	-	○	-	○	-	○
普通定期保険(R04)	○	-	○	-	○	-	○
学資保険(※1)	○	-	○	-	○	-	○
育英年金付学資保険(※1)	○	-	○	-	○	-	○
学資保険(H24)	-	○	-	○	-	○	○
学資保険(H24)(保険料払込免除なし型)(※1)	-	○	-	○	-	○	○
長寿支援保険(低解約返戻金型)	○	-	○	-	○	-	-
据置定期年金保険(※1)	△	-	△	-	△	-	-
夫婦保険(※2)	○	-	○	-	○	-	○

(※1)現在販売していませんが、過去にご加入された基本契約に上記特約を付加できます。

(※2)現在販売していませんが、過去にご加入された基本契約の主たる被保険者に上記特約を付加できます。

**⚠️ ご注意**

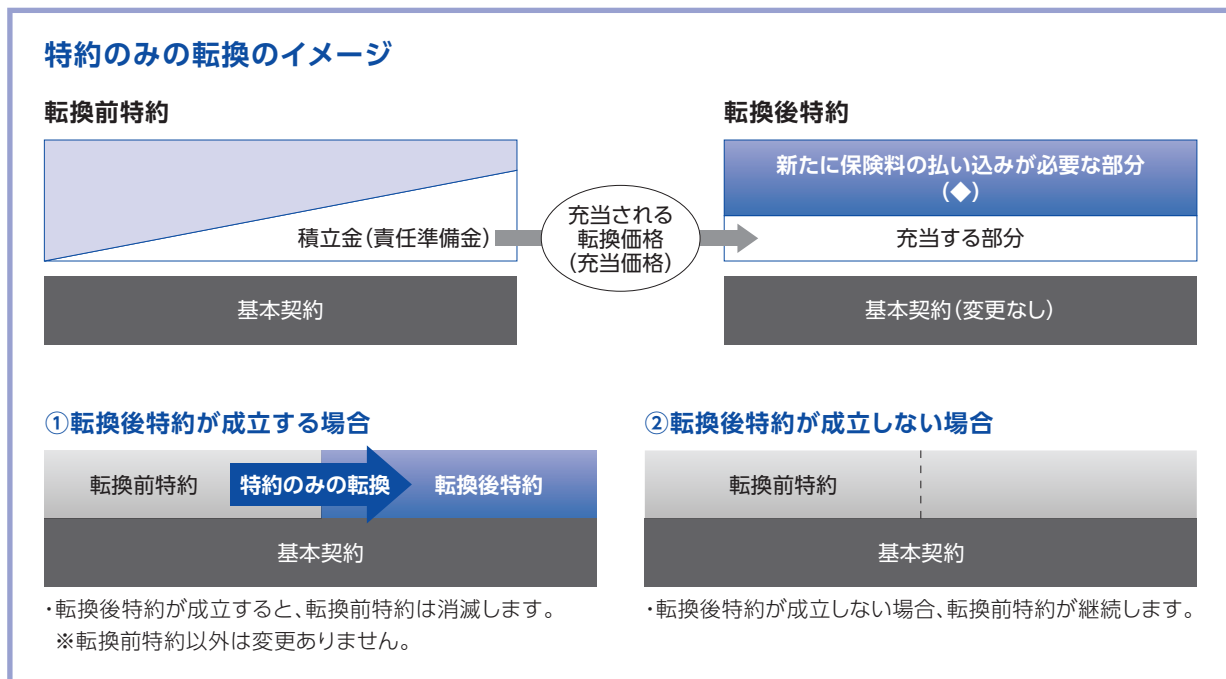
- 中途付加する特約の種類によって、告知が必要な場合があります。健康状態などによってはお引き受けできない場合があります。
- 一つの基本契約には、無配当傷害医療特約(R04)(4種類)と無配当総合医療特約(R04)(4種類)のいずれか一方の特約のみ付加することができます。
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を中途付加する場合は、以下のいずれかの特約が付加されている必要があります(いずれも付加していない場合は、同時に無配当総合医療特約(R04)(4種類)のいずれかを付加する必要があります。)

- ・無配当総合医療特約
- ・無配当総合医療特約(解約返戻金低減型)
- ・無配当総合医療特約(無解約返戻金型)
- ・無配当総合医療特約(学資保険(H24)用)
- ・無配当総合医療特約(R04)
- ・無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)
- ・無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)
- ・無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用)

- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)は、被保険者が複数の基本契約に加入している場合でも、被保険者ひとりにつき、1つの基本契約にのみ付加できます。
- 財形商品の基本契約には特約を付加できません。
- 引受基準緩和型商品には、特約中途付加の取り扱いはありません。

契約転換に関する特則を付加して、現在付加している特約を新たな特約に見直す「特約のみの転換」ができます。

### (1) 特約のみの転換の特長としくみ



<b>特長</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現在の特約(転換前特約)と新たな特約(転換後特約)が途切れることなく、特約の保障内容の見直しをすることができます。</li> <li>●転換前特約の積立金(責任準備金)を転換価格として、当社の定める方法で算出した金額を差し引いて転換後特約の一部に充当し、転換後特約に引き継ぐ方法です。</li> </ul>
<b>告知</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●転換後特約の種類によって、告知が必要な場合があります。健康状態などによっては転換後特約をお引き受けできないことがあります。</li> </ul>
<b>充当される転換価格</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実際に充当される転換価格を「充当価格」といいます。</li> <li>●転換前特約に、前納払込保険料の未経過分や契約者配当金などがある場合、転換価格に含めず、ご契約者に支払います。</li> </ul>
<b>現在の契約</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●転換前特約以外の部分はそのまま継続します(転換後特約が成立しない場合、転換前特約が継続します。)</li> </ul>
<b>保険料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●転換後特約で払い込む保険料は、転換後特約のうち、充当する部分を除いた、新たに保険料の払い込みが必要な部分(◆)の保険料です。</li> <li>●転換後特約には、転換後特約の契約日時点における被保険者の年齢・性別などに基づいた保険料率が適用されます。</li> <li>●予定利率が低くなることや被保険者の年齢が変わることなどにより、保険料が高くなる場合があります。</li> </ul>
<b>保障(責任)の開始と契約日</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●転換後特約の第1回特約保険料(第1回特約保険料相当額)の払い込みおよび告知(無配当総合医療特約(R04)(4種類)に限ります)がともに完了したとき、当社は保障(責任)を開始します。</li> <li>●転換後特約の契約日は、保障(責任)開始の日と同一の日です。</li> </ul>

## ⚠️ ご注意

- 契約転換に関する特則を付加した新たな特約は、現在の特約と保障内容、特約基準保険金額、保険料、解約返戻金、契約者配当金などが異なる、まったく新しい特約となります。
- 転換後特約の申し込み後は、転換後特約が成立するまで、解約、契約変更、払込方法の変更、ご契約者の変更など転換前特約に対する一部の手続きを行うことができません。手続きを希望される場合は、転換後特約の申し込みを取り消してから手続きください。
- 転換後特約が成立するまでは、転換前特約の保険料を払い込みいただきます。転換後特約の成立後、払い込みいただく必要のなかった保険料は返金します。

## (2) 特約のみの転換ができる組み合わせ

- 2022年3月31日以前に特約を付加している場合

### <A. 転換前特約が終身保険・終身年金保険に付加されている場合>

転換前特約	転換後特約
傷害入院特約 無配当傷害入院特約 無配当傷害医療特約(解約返戻金低減型)	無配当傷害医療特約(R04)(解約返戻金低減型) 無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)
疾病入院特約 疾病傷害入院特約 無配当疾病傷害入院特約 無配当総合医療特約(解約返戻金低減型)	無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)
無配当傷害医療特約(無解約返戻金型)	無配当傷害医療特約(R04)(無解約返戻金型) 無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)
無配当総合医療特約(無解約返戻金型)	無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)

### <B. 転換前特約が学資保険(H24)に付加されている場合>

転換前特約	転換後特約
無配当傷害入院特約(学資保険(H24)用) 無配当傷害医療特約(学資保険(H24)用)	無配当傷害医療特約(R04)(学資保険(H24)用) 無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用)
無配当疾病傷害入院特約(学資保険(H24)用) 無配当総合医療特約(学資保険(H24)用)	無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用)

<C.転換前特約が上記A・B以外の基本契約に付加されている場合>

転換前特約	転換後特約
傷害入院特約 無配当傷害入院特約 無配当傷害医療特約	無配当傷害医療特約 (R04) 無配当総合医療特約 (R04)
疾病入院特約 疾病傷害入院特約 無配当疾病傷害入院特約 無配当総合医療特約	無配当総合医療特約 (R04)

●2022年4月1日以降に特約を付加している場合

<A.転換前特約が終身保険・終身年金保険に付加されている場合>

転換前特約	転換後特約
無配当傷害医療特約 (R04) (解約返戻金低減型)	無配当傷害医療特約 (R04) (解約返戻金低減型) (※) 無配当総合医療特約 (R04) (解約返戻金低減型)
無配当総合医療特約 (R04) (解約返戻金低減型)	無配当総合医療特約 (R04) (解約返戻金低減型) (※)
無配当傷害医療特約 (R04) (無解約返戻金型)	無配当傷害医療特約 (R04) (無解約返戻金型) (※) 無配当総合医療特約 (R04) (無解約返戻金型)
無配当総合医療特約 (R04) (無解約返戻金型)	無配当総合医療特約 (R04) (無解約返戻金型) (※)

<B.転換前特約が学資保険 (H24) に付加されている場合>

転換前特約	転換後特約
無配当傷害医療特約 (R04) (学資保険 (H24) 用)	無配当傷害医療特約 (R04) (学資保険 (H24) 用) (※) 無配当総合医療特約 (R04) (学資保険 (H24) 用)
無配当総合医療特約 (R04) (学資保険 (H24) 用)	無配当総合医療特約 (R04) (学資保険 (H24) 用) (※)

<C.転換前特約が上記A・B以外の基本契約に付加されている場合>

転換前特約	転換後特約
無配当傷害医療特約 (R04)	無配当傷害医療特約 (R04) (※) 無配当総合医療特約 (R04)
無配当総合医療特約 (R04)	無配当総合医療特約 (R04) (※)

- 転換後特約の特約基準保険金額は、転換前特約の特約基準保険金額と同額以上とする必要があります。ただし、上表の(※)の特約に見直す場合は、転換後特約の特約基準保険金額を増額する場合のみ、特約のみの転換をご利用いただけます。
- 基本契約に2つの入院特約が付加されている場合は、原則として、2つの入院特約を以下のいずれか1つの特約に転換します。

- ・ 無配当総合医療特約(R04)
- ・ 無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用)
- ・ 無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)

(例えば、終身保険に無配当傷害入院特約および無配当疾病傷害入院特約が付加されている契約の場合、この2つの特約を転換前特約とし、無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)に転換します。)

## ⚠️ ご注意

- 以下の特約には、特約のみの転換の取り扱いはありません。

- ・ 災害特約
- ・ 災害特約(学資保険(H24)用)
- ・ 無配当災害特約(4種類)
- ・ 介護特約
- ・ 夫婦特約
- ・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約
- ・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約(解約返戻金低減型)
- ・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約(無解約返戻金型)
- ・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)
- ・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)
- ・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)
- ・ 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)

- 以下の基本契約に付加されている特約には、特約のみの転換の取り扱いはありません。

- ・ 介護保険金付終身保険
- ・ 夫婦年金保険付夫婦保険
- ・ 夫婦保険
- ・ 据置夫婦年金保険
- ・ 終身年金保険付終身保険
- ・ 介護割増年金付終身年金保険

### (3) 転換後特約の特別取扱い

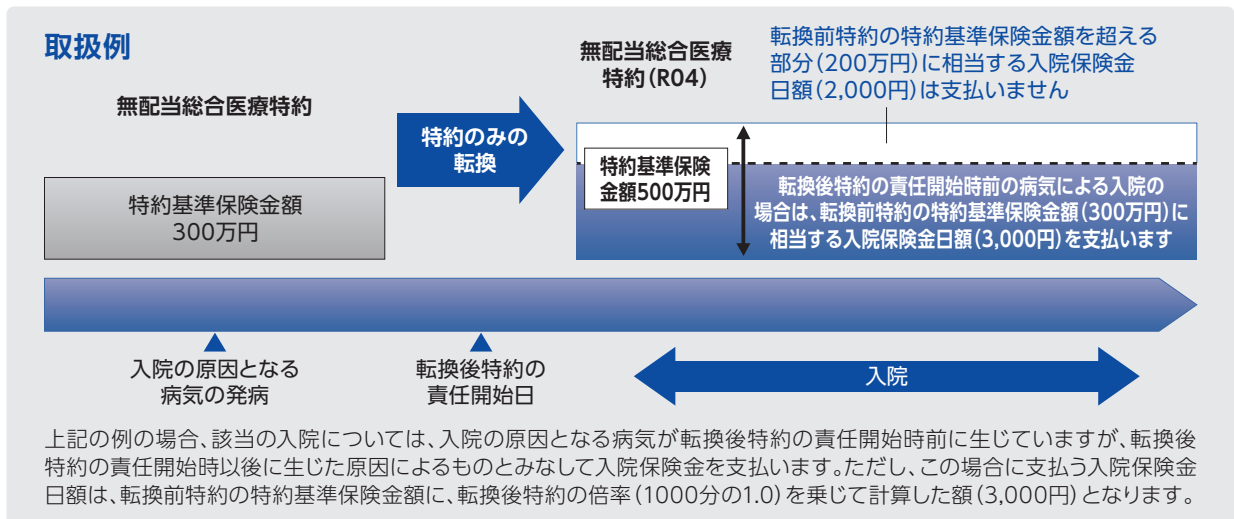
転換後特約には、下記に記載しているものなど保険金の支払いなどに関する特別取扱いがあります。転換後特約の特別取扱いに該当する場合、この冊子の保険金の支払いなどに関するページの記載にかかわらず、保険金の支払いなどを行うことがあります。

#### ① 転換後特約の責任開始時前に生じた病気や不慮の事故でのケガを原因とする入院などがあった場合の特別取扱い

- 転換後特約の責任開始時前に生じた病気や不慮の事故でのケガを原因とする入院などがあり、その病気や不慮の事故でのケガが転換前特約の責任開始時以後に生じているときは、転換前特約と転換後特約の種類に応じ(※1)、転換後特約の責任開始時以後に生じた原因によるものとみなして保険金の支払いなどを行います。なお、転換後特約の特約基準保険金額が転換前特約の特約基準保険金額を超える場合は、支払う保険金額の計算において、入院保険金日額は転換前特約の特約基準保険金額に転換後特約の倍率(1000分の1.0)を乗じた金額とします。(※2)

(※1) 転換前特約と転換後特約の保障対象が同じであるなど、一定の条件があります。例えば、転換前特約が無配当傷害医療特約で、転換後特約が無配当総合医療特約(R04)の場合、転換後特約の責任開始時前の発病により入院したとき、転換前特約は病気を保障する特約ではないため、特別取扱いを行いません。

(※2) 転換前特約の責任開始時前に生じた病気や不慮の事故でのケガを原因とする入院については、支払いできません。

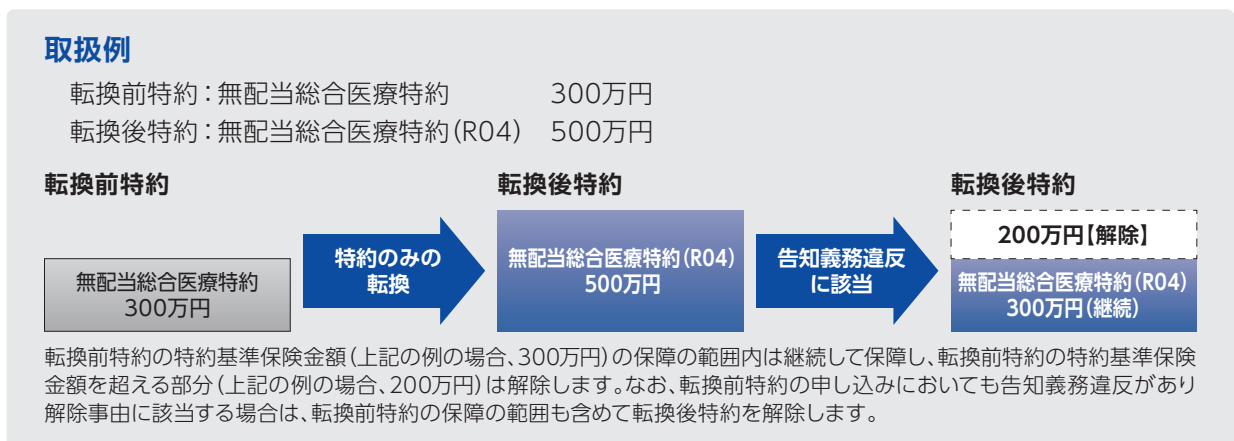


◆ 転換後特約が無配当傷害医療特約(R04)(4種類)のいずれかの場合、転換後特約の特別取扱いにより支払う保険金額は、転換前特約で支払った保険金額と通算して、「転換前特約の特約基準保険金額の範囲内」となります。

#### ② 転換後特約の申し込みににおいて、告知義務違反があった場合の特別取扱い

- 転換後特約の申し込みににおいて告知義務違反があり解除事由に該当する場合でも、転換前特約の保障の範囲内で、転換後特約を継続します。

この場合、転換前特約の保障の範囲を超える部分については、当社所定の基準により解除します。







## ▶3 特約の申し込み・承諾ができない場合

### (1) 特約の申し込みができない場合

- 次のいずれかに該当する場合などは、特約の申し込み(特約の中途付加・特約のみの転換)を行うことができません。

#### ① 特約の中途付加ができない場合

- ア 基本契約が据置終身年金保険、据置定期年金保険および据置夫婦年金保険で、保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
- イ 基本契約の保険金額が最低保険金額に満たないとき
- ウ 基本契約の年金額が最低年金額に満たないとき
- エ 基本契約の残りの保険料払込期間が1年に満たないとき
- オ 保険料が払込免除となっているとき
- カ 保険料払済契約に変更になっているとき
- キ 復活払込金の分割払い込みをしているとき
- ク 保険料に振り替えることを目的として、ご契約者が貸し付けを受ける請求をした場合で、その貸付金の全額の振り替えが終わっていないとき
- ケ 「中途付加した特約の契約日(※)」の属する月の前月分に当たる保険料が払い込まれていないとき(19ページの事例をご覧ください。)  
(※)「中途付加した特約の契約日」とは、特約の保障(責任)開始の日と同一の日で、当社が特約の中途付加の申し込みを承諾した場合、「第1回特約保険料(第1回特約保険料相当額)の払い込み」および「告知」(告知が必要な特約に限ります。)がともに完了した時を含む日をいいます \*①。
- コ 学資保険(H24)で、お子さまが出生前であるとき
- サ 基本契約の契約日が到来していないとき

\*①しおり21P参照…「特約の保障(責任)の開始と保険期間の終期」

- シ 中途付加の申し込みをする特約と同一の特約または類似の特約が現在付加されている、または過去に付加されていたとき

### 【中途付加の申し込みができない特約の組み合わせ】

中途付加の申し込みを行う特約	中途付加の申し込みをする特約と同一の特約または類似の特約
無配当災害特約	災害特約 無配当災害特約
無配当災害特約(解約返戻金低減型) 無配当災害特約(無解約返戻金型)(※)	介護特約 災害特約 無配当災害特約(解約返戻金低減型) 無配当災害特約(無解約返戻金型)
無配当災害特約(学資保険(H24)用)	災害特約(学資保険(H24)用) 無配当災害特約(学資保険(H24)用)
無配当傷害医療特約(R04) 無配当総合医療特約(R04)	傷害入院特約 疾病入院特約 疾病傷害入院特約 無配当傷害入院特約 無配当疾病傷害入院特約 無配当傷害医療特約 無配当総合医療特約 無配当傷害医療特約(R04) 無配当総合医療特約(R04)
無配当傷害医療特約(R04)(解約返戻金低減型) 無配当傷害医療特約(R04)(無解約返戻金型)(※) 無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型) 無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)(※)	傷害入院特約 疾病入院特約 疾病傷害入院特約 無配当傷害入院特約 無配当疾病傷害入院特約 無配当傷害医療特約(解約返戻金低減型) 無配当傷害医療特約(無解約返戻金型) 無配当総合医療特約(解約返戻金低減型) 無配当総合医療特約(無解約返戻金型) 無配当傷害医療特約(R04)(解約返戻金低減型) 無配当傷害医療特約(R04)(無解約返戻金型) 無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型) 無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)
無配当傷害医療特約(R04)(学資保険(H24)用) 無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用)	無配当傷害入院特約(学資保険(H24)用) 無配当疾病傷害入院特約(学資保険(H24)用) 無配当傷害医療特約(学資保険(H24)用) 無配当総合医療特約(学資保険(H24)用) 無配当傷害医療特約(R04)(学資保険(H24)用) 無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用)
無配当先進医療特約(無解約返戻金型)	無配当先進医療特約(無解約返戻金型)

(注) 上表の(※)の特約のいずれかが付加されている場合、無解約返戻金型以外の特約を付加することはできません。また、無解約返戻金型以外の特約が付加されている場合、上表の(※)の特約は付加できません。

ス 無配当先進医療特約を中途付加しようとする場合において、以下のいずれかに該当する場合

- 被保険者を同一とする他の基本契約に無配当先進医療特約(無解約返戻金型)が付加されているとき
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険期間(最長10年)を超えて保険料の前納払込みをしているとき
- 団体を通じての保険料の前納払込みをしているとき
- 無配当総合医療特約、無配当総合医療特約(解約返戻金低減型)、無配当総合医療特約(無解約返戻金型)、無配当総合医療特約(学資保険(H24)用)のいずれも付加されていないとき
- 無配当総合医療特約(R04)(4種類)のいずれも付加されておらず、同時に付加できないとき

## ② 特約のみの転換ができない場合

- ア 基本契約が年金保険の場合で、保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
- イ 基本契約の保険金額が最低保険金額に満たないとき
- ウ 基本契約の年金額が最低年金額に満たないとき
- エ 基本契約の残りの保険料払込期間が1年に満たないとき
- オ 保険料が払込免除となっているとき
- カ 保険料払済契約に変更になっているとき
- キ 貸付金の弁済期限が到来しているとき
- ク 保険料に振り替えることを目的として、ご契約者が貸し付けを受ける請求をした場合で、その貸付金の全額の振り替えが終わっていないとき
- ケ 「転換後特約の契約日(※)」の属する月の前月分に当たる保険料が払い込まれていないとき(19ページの事例をご覧ください。)  
(※)「転換後特約の契約日」とは、特約の保障(責任)開始の日と同一の日で、当社が転換の申し込みを承諾した場合、「第1回特約保険料(第1回特約保険料相当額)の払い込み」および「告知」(告知が必要な特約に限ります。)がともに完了した時を含む日をいいます ※①。
- コ 基本契約の残りの保険期間が2年に満たないとき
- サ 基本契約または付加した特約の契約日(復活した場合は復活日)からその日を含めて3年を経過していないとき  
※無配当傷害医療特約(R04)(4種類)または無配当総合医療特約(R04)(4種類)が付加されている契約に限る

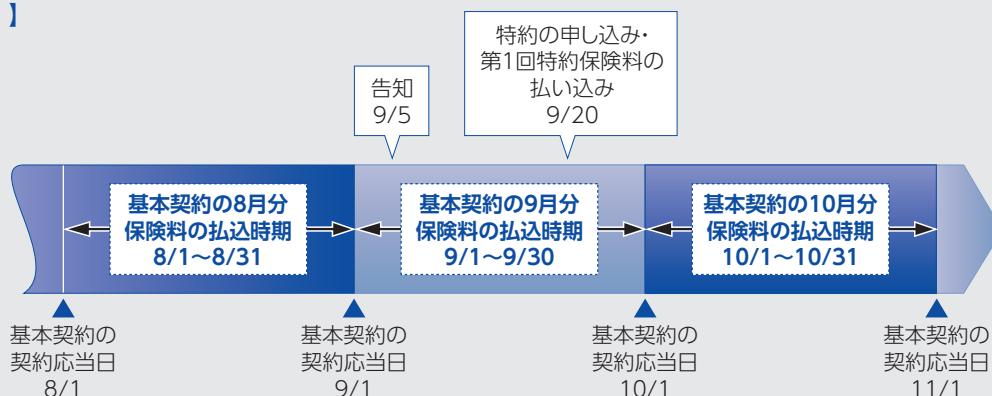
## ⚠️ ご注意

- 上記①または②に該当しない場合でも、特約の種類や、特約の返戻金の型、新たな特約の特約基準保険金額などにより、特約の申し込みを行えない場合があります。

※①しおり21P参照…「特約の保障(責任)の開始と保険期間の終期」

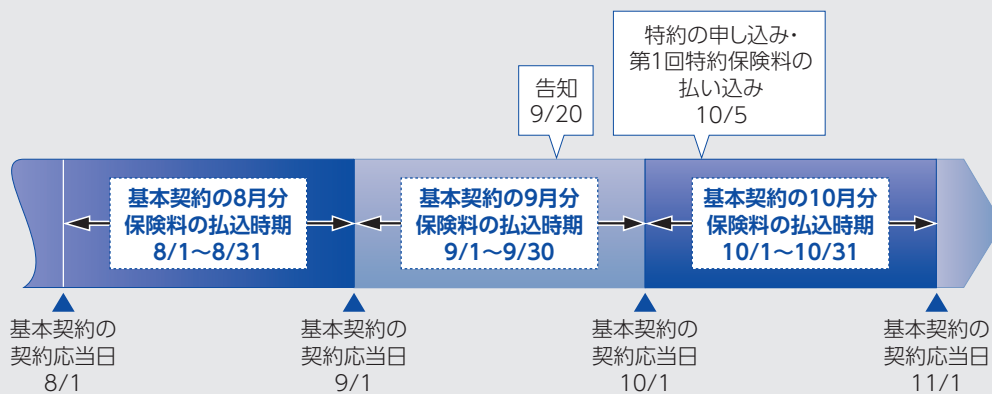
## 【基本契約の保険料の払い込みに関する事例】

### 【事例1】



上記の場合、告知と第1回特約保険料の払い込みが完了した9/20が特約の契約日となるため、特約の申し込みに当たっては、基本契約の8月分の保険料が払い込まれている必要があります。

### 【事例2】



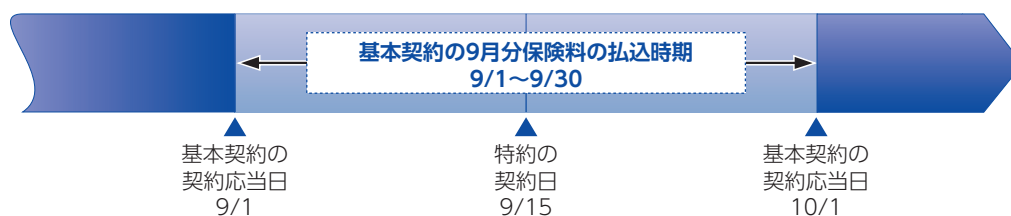
上記の場合、告知と第1回特約保険料の払い込みが完了した10/5が特約の契約日となるため、特約の申し込みに当たっては、基本契約の8月分および9月分の保険料が払い込まれている必要があります(特約の申込時において基本契約の9月分保険料が払い込まれていない場合、特約の申込時に基本契約の9月分保険料を払い込むことが可能です。)

## (2) 特約の申し込みを承諾できない場合

- 特約は、お客さまからの申し込みに対して当社が承諾した時に成立します。
- 当社は、加入限度額、被保険者の健康状態などの事由のほか、次の場合に、申し込みを承諾しないことがあります。

- ①「特約の契約日」が属する月分に当たる基本契約の保険料(すでに付加されている特約がある場合は、その特約の保険料を含みます。以下、このページでは同じ。)がその月内(払込時期内)に払い込まれないとき

### <基本契約の保険料の払込時期の例>



9月分の基本契約の保険料は、9/1~9/30に払い込んでください。

9月分の基本契約の保険料が上記期間内に払い込まれない場合、特約の申し込みを承諾しないことがあります。

- ②無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の中途付加の申し込み後承諾までの間に、基本契約の保険料を10年を超えて前納したとき

### 「特約の契約日」が属する月分に当たる基本契約の保険料について

- 「特約の契約日」が属する月分に当たる基本契約の保険料の払い込みの確認に日数を要し、当社が申し込みを承諾するまでに日数がかかることがあります。
- あらかじめ「特約の契約日」が属する月分に当たる基本契約の保険料を払い込むことにより、当社が申し込みを承諾するまでの日数を短縮できることがあります。

## 2 特約の保障(責任)の開始と保険期間の終期

### ▶1 新たな特約の保障(責任)の開始

当社が特約の申し込みを承諾した場合、「第1回特約保険料(第1回特約保険料相当額)の払い込み(※)」および「告知」(無配当総合医療特約(R04)(4種類)および無配当先進医療特約(無解約返戻金型)に限ります。)がともに完了した時から、当社は特約保険金の支払いなどの特約上の保障(責任)を開始します。申し込みをただけでは保障は開始されません。

- 特約は、お客さまからの申し込みに対して当社が承諾したときに成立します。
- 当社が特約の申し込みを承諾するかどうかは、健康状態などに関する告知内容などを考慮して判断します。(無配当総合医療特約(R04)(4種類)および無配当先進医療特約(無解約返戻金型)に限ります。)
- 当社が特約の申し込みを承諾したときには「承諾の通知」に代えて、ご契約者に「保険証券」\*①を郵送します。
- 新たな特約の契約日は、特約の保障(責任)開始の日と同一の日です。
- 特約の成立後に契約内容の変更などをする場合にも、当社の承諾が必要です。

#### 当社の承諾が必要な例

- 特約の中途付加
- 特約のみの転換
- 保険契約の全部転換
- 基本契約または特約の復活

(※)次の決済方法で払い込んだ場合、第1回特約保険料(第1回特約保険料相当額)の受領時は以下の時となります。

金融機関の払込票	当社の指定口座に着金した時
銀行振込(バーチャル口座)	
コード決済	決済手を完了したことが 決済手続画面に表示された時
クレジットカード決済	
コンビニ決済	所定の受領書などが作成された時

### ▶2 新たな特約の保険期間の終期

- 特約(無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を除く)の保険期間の終期は、基本契約の保険期間または年金支払期間の終期と同じです。
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険期間は、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の契約日から10年(※1)(※2)ですが、ご契約者から更新しない旨のお申し出がない限り、10年ごとに自動更新(※3)します。  
(※1)この特約の契約日からこの特約を付加する基本契約の年ごとの契約応当日までの期間が1年に満たないときは、直後に到来する基本契約の年ごとの契約応当日までを1年として、残りの保険期間を計算します。  
(※2)基本契約の残りの保険期間が10年に満たない場合、この特約の保険期間の終期は基本契約の保険期間の終期と同じです。  
(※3)自動更新には一定の条件があります。詳しくは「無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の自動更新」(30ページ)をご覧ください。

■約款参照……………災害「第41条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第42条」、災害(学資)「第37条」、傷医「第42条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第43条」、傷医(学資)「第41条」、総医「第47条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第48条」、総医(学資)「第46条」、先進(無解返)「第43条」、契約転換に関する特別条項「第4条」

\*①しおり29P参照…「申し込み手続きの際の注意点」

### 3 特約保険金の加入限度額など

加入限度額などの範囲内で申し込みください。

#### ▶1 法令による加入限度額

- 当社の保険契約は、法令により被保険者1人について加入できる特約保険金額の限度(加入限度額)が定められています。
- 被保険者が「簡易生命保険契約」※①に加入しているときには、当社の生命保険に加入できる特約保険金額は、下記の加入限度額から、簡易生命保険契約の特約保険金額を差し引いた額となります。
- 加入限度額を超えた申し込みがあったときは、その申し込みは引き受けできません。
- 特約の成立後に、加入限度額の超過が判明したときには、超過した特約を解除することがあります。

#### 特約の加入限度額

<① ②とは別に、下表ア、イの合計で1,000万円>

ア 現在販売中の特約	<ul style="list-style-type: none"><li>・無配当災害特約</li><li>・無配当災害特約(解約返戻金低減型)</li><li>・無配当災害特約(無解約返戻金型)</li><li>・無配当災害特約(学資保険(H24)用)</li></ul>
イ 現在販売停止中の特約	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護特約</li><li>・災害特約</li><li>・災害特約(学資保険(H24)用)</li></ul>

<② ①とは別に、下表②-1ア、イおよび②-2の合計で1,000万円>

②-1

ア 現在販売中の特約	<ul style="list-style-type: none"><li>・無配当傷害医療特約(R04)</li><li>・無配当傷害医療特約(R04)(解約返戻金低減型)</li><li>・無配当傷害医療特約(R04)(無解約返戻金型)</li><li>・無配当傷害医療特約(R04)(学資保険(H24)用)</li><li>・無配当総合医療特約(R04)</li><li>・無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)</li><li>・無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)</li><li>・無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用)</li><li>・引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)</li><li>・引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)</li><li>・引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)</li></ul>
------------	---

■ 約款参照…災害「第15条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第16条」、災害(学資)「第14条」、傷医「第17条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第18条」、傷医(学資)「第17条」、総医「第22条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第23条」、総医(学資)「第22条」、先進(無解返)「第20条」

■ Web参照…2022年6月現在の法令に基づいて記載しています。今後、法令の改正によって変更となる場合もあります。最新の情報は、当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)で確認してください。

※① 解説…独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 ※② が日本郵政公社から承継した簡易生命保険の保険契約

※② 解説…日本郵政公社が解散時点で保有していた郵便貯金契約および簡易生命保険契約を承継し、管理することを業務とする独立行政法人(<https://www.yuchokampo.go.jp/>)



<p><b>イ 現在販売停止中の特約</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷害入院特約</li> <li>・ 疾病入院特約</li> <li>・ 疾病傷害入院特約</li> <li>・ 無配当傷害入院特約</li> <li>・ 無配当疾病傷害入院特約</li> <li>・ 無配当傷害入院特約(学資保険(H24)用)</li> <li>・ 無配当疾病傷害入院特約(学資保険(H24)用)</li> <li>・ 無配当傷害医療特約</li> <li>・ 無配当傷害医療特約(解約返戻金低減型)</li> <li>・ 無配当傷害医療特約(無解約返戻金型)</li> <li>・ 無配当傷害医療特約(学資保険(H24)用)</li> <li>・ 無配当総合医療特約</li> <li>・ 無配当総合医療特約(解約返戻金低減型)</li> <li>・ 無配当総合医療特約(無解約返戻金型)</li> <li>・ 無配当総合医療特約(学資保険(H24)用)</li> <li>・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約</li> <li>・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約(解約返戻金低減型)</li> <li>・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約(無解約返戻金型)</li> </ul>
----------------------------	---

## ②-2

<p><b>現在販売中の特約</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)</li> </ul> <p>※特約保険金額は一律300万円です。</p>
------------------------	--

上記①、②のほか、特約を付加する基本契約の種類などにより、加入できる特約保険金額には一定の条件があります。

## ▶2 その他の保険金額の制限

適切な保障を提供するため、被保険者の年齢などによって加入できる保険金額の制限があります。

### (1) 年齢による保険金額の制限

- 被保険者が満15歳未満の場合、以下の保険金額を合算し、1,000万円を上限とします。
  - 当社の保険契約および簡易生命保険契約の以下の保険金額の合計
    - ・ 基本契約の死亡保険金額
    - ・ 倍額保険金額(特別養老保険の倍額保険金額を除きます。)
    - ・ 22ページの①の特約死亡保険金額
  - 他社の保険契約の死亡保険金額(災害による死亡保険金額を含みます。)
- 被保険者が満15歳未満の場合、22ページの②-1の特約の特約保険金額の合計は300万円です。
- 被保険者の加入年齢が71歳以上の場合、22ページの①の特約および②-1の特約の特約保険金額はそれぞれ合計で500万円です。

### (2) 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険金額の制限

- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の特約保険金額は一律300万円です。

- 上記以外にも、保険種類や特約種類によっては、ご契約のお申し込みや特約を付加する際などに、契約者・被保険者の年収などによる制限を含む一定の条件があります。

## 無配当総合医療特約(R04)(4種類)または 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の申し込みを 希望されるお客さまへ

### 4 健康状態などの告知

申し込みのときには、「健康状態」などについて、正しく告知してください。

#### ▶1 告知

- 生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の良くない方などが無条件で契約すると、保険料負担の公平性が保たれなくなります。このため、ご契約者や被保険者には公平性を保つためのルールとして「告知義務」があります。
- 契約に当たっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態や身体の障がいの状態などに関して、当社が「質問表(告知書)」※①で尋ねる事項について、事実をありのままに正確にもれなく記入(告知)していただく必要があります。

#### ⚠ ご注意

- 当社の商品を取り扱う生命保険募集人(郵便局や当社の支店の社員)には告知受領権がないため、口頭で伝えても当社に告知したことにはなりません。

#### ▶2 告知義務違反による解除

- 当社に告知する内容は「質問表(告知書)」に記載しています。
- もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、保障(責任)開始の日※②(復活のときは復活日)を含めて2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として特約を解除することがあります。
- 保障(責任)開始の日(復活のときは復活日)を含めて2年を経過していても、特約保険金の支払事由や特約保険料の払込免除事由が2年以内に発生していたときには、特約を解除することがあります。この場合、原則として特約保険金の支払いや特約保険料の払込免除を行うことはできません。
- 当社は、すでに特約保険金を支払ったときには、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込免除をしたときには、その払込免除を取り消し、特約保険料の払い込みを請求します。
- 特約を解除したときに、返戻金があれば、ご契約者に支払います。

■ 約款参照……………総医「第18～20条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第19～21条」、総医(学資)「第18～20条」、先進(無解返)「第16～18条」

※①……………当社所定の端末を使用する方法を含みます。

※②しおり21P参照…「新たな特約の保障(責任)の開始」

## ⚠️ ご注意

- 「告知義務違反の内容が特に重大な場合」には、保障（責任）開始の日（復活のときは復活日）を含めて2年を経過していても、詐欺による取り消しとし、特約保険金の支払いや特約保険料の払込免除ができないことがあります。  
例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症（過去にかかったことのある病気）、現症（治療中の病気）などについて故意に告知しなかった場合」などが該当することがあります。
- この場合、すでに払い込んだ特約保険料は返しません。

### 当社が特約を解除できない例

- ①生命保険募集人が、告知することを妨げたとき
- ②生命保険募集人が、告知しないことや、事実でないことを告げることを勧めたとき
- ③当社が解除の原因を知った時から1カ月間特約の解除を行わないとき

ただし、上記①または②に該当する場合、仮にそうした生命保険募集人の行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または、事実でないことを告げたと認められるときは、当社は特約を解除することがあります。

## ▶3 傷病歴などがある方でも特約を引き受けできる場合があります。

- 傷病歴などを告知した場合には、特約の申し込みを引き受けできないときもありますが、告知内容によっては引き受けできるときもあります。

## 5 クーリング・オフ制度

申し込みをした特約に納得がいかない場合、所定の条件を満たすことで、その申し込みの撤回(クーリング・オフ)ができます。

- 申込者またはご契約者は、以下の日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録(かんぽ生命Webサイト)による通知により、特約の申し込みを撤回(契約成立後は解除。以下「撤回など」といいます。)できます。

※特約のみの転換の申し込みを撤回した場合は、元の特約が継続します。

<特約の中途付加の場合>

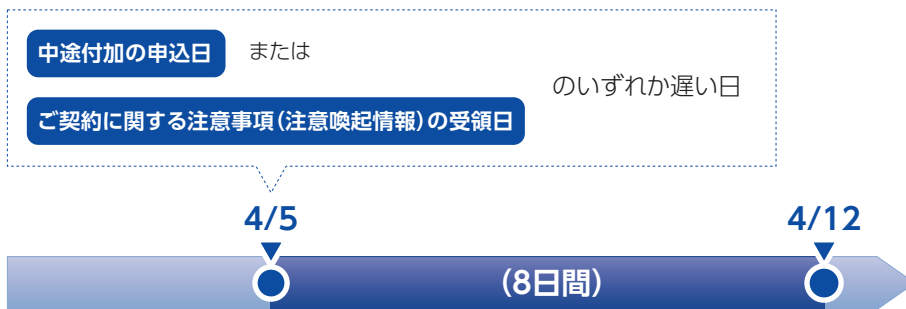
- ・特約の中途付加の申込日
  - ・ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)の受領日
- } のいずれか遅い日

<特約のみの転換の場合>

- ・転換後特約の申込日
  - ・ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)の受領日
- } のいずれか遅い日

- 申し込みの撤回などがあったときは、払い込んでいただいた金額を全額お返します。
- クーリング・オフの申し出をした後に、保険証券が到着したときは、最寄りの郵便局または当社の支店にご連絡ください。

### ●クーリング・オフの例(特約の中途付加の場合)



- クーリング・オフの申し出ができる期間は、4/12までの8日間です。
- 郵送による場合は、4/12までの消印のあるものが有効となります。

### ⚠️ ご注意

- 契約の復活の申し込みのときには、クーリング・オフ制度は適用されません。

**【通知方法】**

●特約の申し込みを撤回などする場合には、次の方法があります。

**①来店による通知**

以下のものをお持ちの上、最寄りの郵便局または当社の支店に申し出てください。

ア 申込者またはご契約者本人であることを証明できる書類

(健康保険証、運転免許証など(原本))

イ 申し込みの際に交付する「当社所定の用紙(保険契約申込受付証)」

**②電磁的記録(かんぽ生命Webサイト)による通知**

保険証券記号番号を確認できるもの(保険証券など)をご用意の上、

当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)からお手続きください。

**③郵送による通知**

以下のはがきを、郵便局または当社の支店に郵送してください。

郵送のときは26ページに記載の日から、その日を含めて「8日以内の消印のあるものが有効」となります。

**【クーリング・オフはがき記入例】**

この2つの項目は差し支えない  
範囲で記載にご協力ください。

郵便はがき

切手

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇  
〇  
〇  
郵便局  
あて

△△市△△町△△

**下記の保険契約の特約の中途追加の  
申し込みをクーリング・オフします。**

申込年月日 ○年○月○日

保険種類名 ○〇〇〇〇保険

保険金額 ○,〇〇〇,〇〇〇円

保険料額 ○〇,〇〇〇円

特約種類名 ○〇特約

特約保険金額 ○,〇〇〇,〇〇〇円

特約保険料額 ○〇,〇〇〇円

被保険者氏名 ○〇〇〇〇

保険証券記号番号 ○〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇

申し込みのきっかけ ○〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

撤回(契約解除)の理由 ○〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

通知年月日 ○年○月○日

住所 〒123-4567  
〇〇市〇〇町〇-〇-〇

氏名 ○〇〇〇〇

申し込みをした郵便局または申し込みをした当社の支店に郵送してください。

申込者またはご契約者本人が自署してください。

はがきを投函する日付を記載してください。

## 6 現在の契約の解約・減額などを前提に特約の申し込みを検討されているお客さまへ

現在の契約の解約・減額などを前提に特約の申し込みをする場合、お客さまにとって不利益となる事項があります。手続きの前に、お客さまのご意向に沿っているか十分にご確認ください。

### ① 多くの場合、返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。

・生命保険は、預貯金とは異なり、払い込みいただいた保険料の一部は保険金などの支払い、契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって、現在の契約の解約・減額などをした場合に支払う返戻金の額は、多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額となります(まったくないこともあります)。  
返戻金の額は、被保険者の年齢・性別、契約の経過年月数などによって異なりますが、特に契約後、短期間で解約・減額などをしたときの返戻金は、多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。

### ② 健康状態によっては、新たな特約に加入できないことがあります。

・告知が必要な新たな特約の申し込みをするときは、一般の契約と同様に「告知義務」\*①があります。そのため、告知が必要な傷病歴がある場合などは、新たな特約の引き受けができないことや、その告知をしなかったために、新たな特約が解除または取り消しとなる場合があります。

### ③ 現在の契約と比べて、保険料が高くなる場合があります。

・新たな特約には、新たな特約の契約日における被保険者の年齢・性別などに基づいた保険料率が適用されるため、現在の契約と比べて保険料が高くなる場合があります。  
・保険料の基礎となる予定利率は、現在の契約と新たな特約とでは異なる場合があります。例えば、新たな特約の予定利率が現在の契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。

### ④ 保険金の支払いなどができない場合があります。

・新たな特約の保障(責任)開始時に生じた病気やケガを原因として、新たな特約の保障(責任)開始時以後に保険金などの支払事由が生じたときや、免責事由\*②に該当したときなど、現在の契約の解約・減額などを行わなければ保険金の支払いなどができる場合でも、解約した契約や減額した部分などの保険金の支払いなどができない場合があります。

### ⑤ 現在の契約を解約・減額などした場合、それ以降は解約・減額した部分などの保障はなくなり、一度解約した契約や減額した部分などを復元することはできません。

● 現在の契約の解約・減額などと同時に新たな契約の申し込みを希望される場合には、「条件付解約・契約変更」の制度があります。

「条件付解約・契約変更」の手続きをされた場合、新たな契約が成立したときに、現在の契約の解約または契約変更の効力が発生するため、現在の契約と新たな契約が途切れることなく、契約内容の見直しをすることができます。

● 現在の契約を継続したまま、保障内容を見直す方法があります(「特約の中途付加」や「特約のみの転換」など)。詳しくは、「保障内容の見直しを検討されているお客さまへ」(66ページ)をご覧ください。

※ご利用に際しては所定の条件を満たすことが必要です。

● ただし、上記①～⑤のとおり、お客さまにとって不利益となる事項があります。利用に際しては十分にご注意ください。

\*①しおり24P参照…「健康状態などの告知」

\*②しおり50P参照…「免責事由などに該当する場合」

## 7 当社からの契約内容などの確認

- 当社の担当者または当社が委託した者が、特約の申し込み後または保険金などの請求の際に、申込内容や請求内容について確認をする場合があります。
- 確認の際にはご協力をお願いします。

## 8 申し込み手続きの際の注意点

### ▶1 申込書、質問表(告知書)は本人が記入してください。

- 申込書、質問表(告知書)※①は重要な書類です。ご契約者、被保険者本人が記入してください。

### ▶2 指定代理請求人※②を指定し、「登録ご家族」※③を登録してください。

- 病気やケガのときに、特約の保険金などの円滑な請求手続きを行うためにも、申し込みの際には、指定代理請求人を指定してください。
- ご契約者本人からのお問い合わせが難しい場合や、ご契約者へのご連絡ができない場合でも、大切なお知らせをご家族にお伝えすることができるよう、「登録ご家族」を登録してください。
- ご契約者から指定代理請求人、「登録ご家族」の方へ、事前に契約内容について説明してください。

### ▶3 保険料領収証などをお受け取りください。

- 保険料を「現金」で払い込むときには、当社所定の「保険料領収証」(当社の社名が印刷されたもの)をお受け取りください※④。
- 第1回特約保険料(第1回特約保険料相当額)を払い込むときには、申し込みの際に当社所定の「保険契約申込受付証」を交付します。この場合、当社からは別に保険料領収証は発行しません。
- 当社の保険契約の保険料払い込みや保険金支払いの取り扱いにおいて、預貯金通帳をお預かりすることはありません。

### ▶4 保険証券を確認してください。

- 「保険証券」※⑤が届いたら、申込内容と違いがないか確認してください。

### ⚠️ ご注意

- 次の場合は、**かんぽコールセンター ☎️ 0120-552-950**にご連絡ください。
  - ① 「告知」に関して、不明な点があるとき
  - ② 郵便局または当社の支店の社員に、お客さまの「保険料」や「保険証券」などを預ける際、万が一、「当社所定の用紙」ではなく、名刺やメモを渡されたとき
  - ③ 「保険証券」や毎年送付する「ご契約内容のお知らせ」が、申込内容と異なるときや不明な点があるとき

※①しおり24P参照…「健康状態などの告知」

※②しおり34P参照…「指定代理請求制度」

※③しおり62P参照…「ご家族登録制度」

※④しおり56P参照…「特約保険料の払込方法」

※⑤しおり21P参照…「新たな特約の保障(責任)の開始」

# 1 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の自動更新

無配当先進医療特約(無解約返戻金型)は保険期間10年の更新型です。この特約の保険期間が満了する場合、当社所定の条件を満たせば、ご契約者から更新しない旨のお申し出がない限り、保険期間の満了日の翌日を更新日として自動更新します※①。

※この特約の保険期間満了と同時に基本契約の保険期間が満了する場合は、この特約の自動更新はありません。

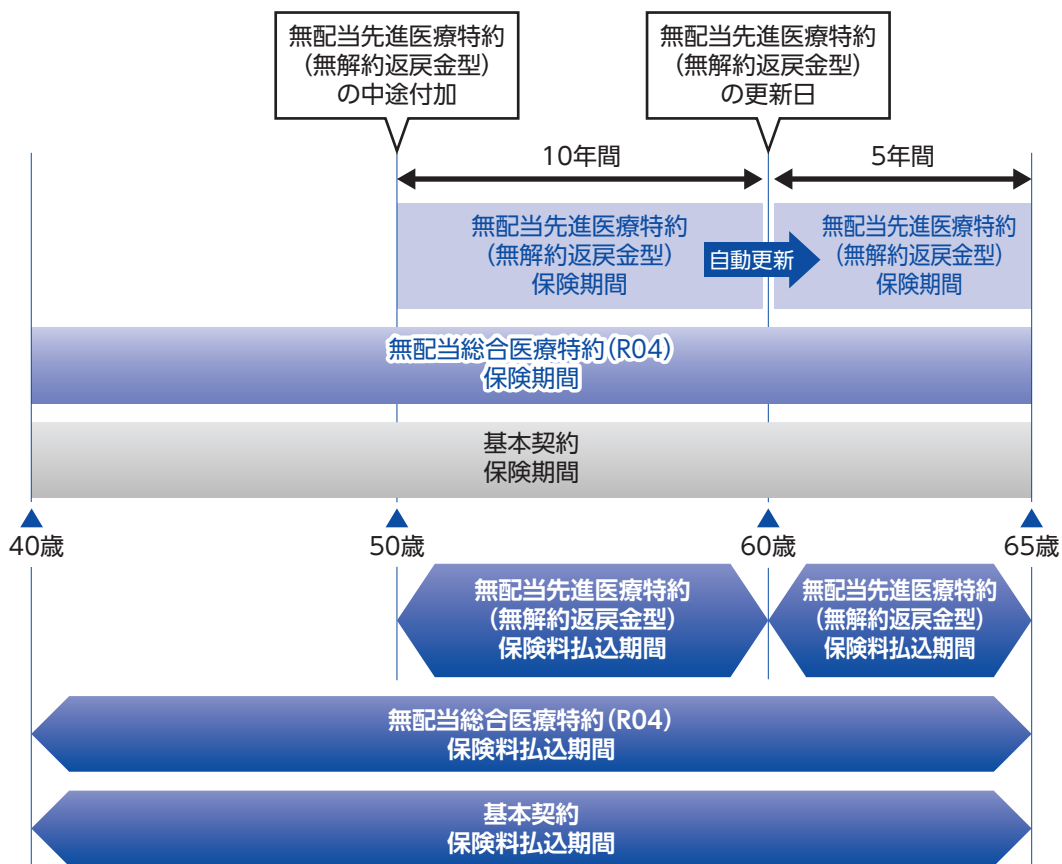
●更新制度の詳細については、下表のとおりです。

<b>保険期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●更新後の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険期間は10年とします。ただし、次の①、②のいずれかに該当する場合、保険期間を変更することがあります。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が95歳を超えるときは、被保険者の年齢が95歳となる日の前日までの期間となります。</li> <li>②更新後のこの特約の保険期間の満了日が基本契約の保険期間の満了日を超えるときは、基本契約の保険期間の満了までの期間となります。</li> </ul> </li> </ul>
<b>保険料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●更新後の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の第1回特約保険料は、「<b>払込時期</b>」内に基本契約の保険料と合わせて払い込んでください。この特約と合わせて払い込むべき基本契約または他の特約の保険料がないときは、更新後のこの特約の保険料払込期間満了までの特約保険料は一括して前納払込み※②する必要があります。</li> <li>●更新後の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の第1回特約保険料の「<b>払込猶予期間</b>」内に特約保険料の払い込みがないときは、「<b>払込猶予期間</b>」の最終日の翌日にこの特約を解除※③します。</li> <li>●更新後の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の特約保険料は、更新時の年齢・保険料率によって計算されます。多くの場合、更新後の特約保険料は更新前の特約保険料と異なります。</li> </ul>
<b>その他留意点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●更新時に「質問表(告知書)」の提出は不要です(被保険者の健康状態にかかわらず自動更新します。)</li> <li>●無配当先進医療特約(無解約返戻金型)には、更新時におけるこの特約の特約条項が適用されます。</li> <li>●更新時に当社が無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、ご契約者からこの特約を更新しない旨の申し出がない限り、この特約に代えて同種の当社所定の他の特約を更新時に付加することがあります。</li> <li>●先進医療保険金の支払いなどについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。</li> </ul> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○更新前に生じた病気や「不慮の事故」でのケガを原因とする場合、更新前の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保障(責任)開始時以後に生じていれば、更新後に受けた療養についても先進医療保険金を支払います。</li> <li>○先進医療保険金の支払限度は300万円であり、更新前に支払われた先進医療保険金の額も通算します。</li> <li>○更新前に無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の特約保険料が払込免除となっていた場合は、更新後の特約保険料も払込免除となります。</li> </ul>



## 新フリープラン(40歳加入、65歳満期)

※50歳のとき無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を中途付加した場合



### ⚠️ ご注意

- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の自動更新をご希望されない場合は、この特約の保険期間の満了日の2カ月前までにその旨をお申し出ください。
- 契約が失効中のまま、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険期間が満了を迎えた場合、基本契約の保険期間中であっても、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の更新や復活はできません。

\*①約款参照……………先進(無解返)「第42条」  
 \*②しおり57P参照…「保険料の前納払込み」  
 \*③しおり58P参照…「保険料の払込猶予期間・契約の失効など」

# 1 入院保険金などの請求方法

郵便局／かんぽ生命

お客さま

## 1 入院した場合など※①

	請求できる保険金	保険金受取人
被保険者が入院したとき	入院保険金	被保険者(※)
被保険者が手術を受けたとき	手術保険金	
被保険者が放射線治療を受けたとき	放射線治療保険金	
被保険者が先進医療による療養を受けたとき	先進医療保険金	

(※)学資保険(H24)用の特約の場合、保険金受取人はご契約者となります。

## 2 「契約内容」※②を「保険証券」および「この冊子」で確認してください。

## 3 担当者、最寄りの郵便局、当社の支店、かんぽコールセンター 0120-552-950 にご連絡ください※③。

## 4 請求に当たり、必要な書類をご案内します。

○保険金受取人本人が請求できない場合は、受取人本人以外の方に委任することで委任代理人が請求することができます。この場合は、受取人本人が作成した委任状などの書類が必要となります。

お客さま

## 5 請求に必要な書類※④をすべて用意の上、提出してください。

○保険金などの請求の際、ご契約者と保険金受取人のマイナンバーの提供をお願いすることがあります※⑤。

## 6 提出書類の内容を確認します。

## 7 請求を受け付けた日の翌日からその日を含めて、5営業日以内に保険金を支払います※⑥。

○なお、保険金を支払うために確認が必要な場合は45日以内に、その確認に特別な照会や事実の確認が必要な場合は180日以内に、保険金を支払います。

お客さま

## 8 当社から発行する保険金の支払いのご案内などにより、支払内容を確認してください。

※① 保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払いの可能性があるとと思われる場合や、不明な点が生じた場合などについてもご連絡ください。

※② 「契約内容」は、ご契約者に毎年送付する「ご契約内容のお知らせ」でも確認できます。

※③ 被保険者のプライバシーに関することも伺いますので、保険金受取人または指定代理請求人からご連絡ください。

※④ 約款・Web参照  
特約条項の「別表(必要書類)」や「当社Webサイト」もご参照ください。

※⑤ しおり・Web参照  
「マイナンバー(個人番号)の取り扱い」(72ページ)や「当社Webサイト」もご参照ください。

〈当社WebサイトURL〉  
<https://www.jp-life.japanpost.jp/>

※⑥ 約款参照  
災害「第37条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第38条」、災害(学資)「第34条」、傷医「第37条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第38条」、傷医(学資)「第37条」、総医「第42条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第43条」、総医(学資)「第42条」、先進(無解返)「第38条」

特約保険料の払込免除の請求も同じです。

## ●契約内容の確認のお願い

○お客さまの契約内容によっては、複数の保険金の支払事由に該当することがありますので、「保険証券」を準備の上、確認してください。

- 被保険者が複数の契約に加入していませんか？
- 「死亡保険金」を請求する場合、請求していない「入院保険金」、「手術保険金」、「放射線治療保険金」、「先進医療保険金」、「その他返戻金など」はありませんか？  
(例えば、被保険者が亡くなる前に、入院をした場合や、手術を受けた場合)
- 当社の定める「身体障がいの状態」に該当していませんか？  
(例えば、「不慮の事故」でのケガにより、片方の目が見えなくなった場合や、両耳が聞こえなくなった場合)

## ●入院保険金などの請求権の期限※①

○入院保険金などを請求する権利は、入院保険金などの支払事由や特約保険料の払込免除事由※②、返戻金その他諸支払金の支払事由が生じた時から「5年間」を過ぎると、その権利がなくなります。

**早めの連絡および請求をお願いします。**

5年間

## ●提出書類の費用負担

○入院保険金などの請求の際には「**戸籍抄(謄)本**」、「**住民票**」などお客さまが提出する書類があります。これらの**書類の取得費用は、「原則、お客さまの負担」になります。**また、提出書類の内容を確認した結果、他の書類の提出をお願いすることがあります。

## ●事実の確認のお願い

○お客さまが提出した書類を確認した結果、当社の担当者または当社が委託した者から病気やケガの内容など事実の確認を行う場合があります。

**確認の際には、ご協力をお願いします。**なお、事実の確認が必要な場合は、当社から保険金を請求した方に通知します。

## ●診断書取得費用相当額の当社負担

○保険金などの請求の際に、診断書を提出したにもかかわらず、保険金の支払対象などとならなかった場合は、**診断書取得費用相当額として、6,000円を支払います。**

(注) 当社所定の要件を満たしていることが必要です。


6,000円

当社Webサイトでも入院保険金・手術保険金・放射線治療保険金をお手続きいただけます。  
詳しくは、当社Webサイトをご確認ください。

パソコンから

かんぼ生命 入院

スマートフォンから

ご利用にあたってはこちら▶ 

※①約款参照……災害「第39条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第40条」、災害(学資)「第35条」、傷医「第39条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第40条」、傷医(学資)「第38条」、総医「第44条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第45条」、総医(学資)「第43条」、先進(無解返)「第40条」

※②しおり参照…「特約の保障内容」(36ページ)

## 指定代理請求制度



保険金受取人(=被保険者(※))またはご契約者が保険金の請求などをできない「当社所定の事情」がある場合、ご本人に代わって、あらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が保険金の請求などをできる制度です。

(※)学資保険(H24)および学資保険(H24)(保険料払込免除なし型)の場合はご契約者

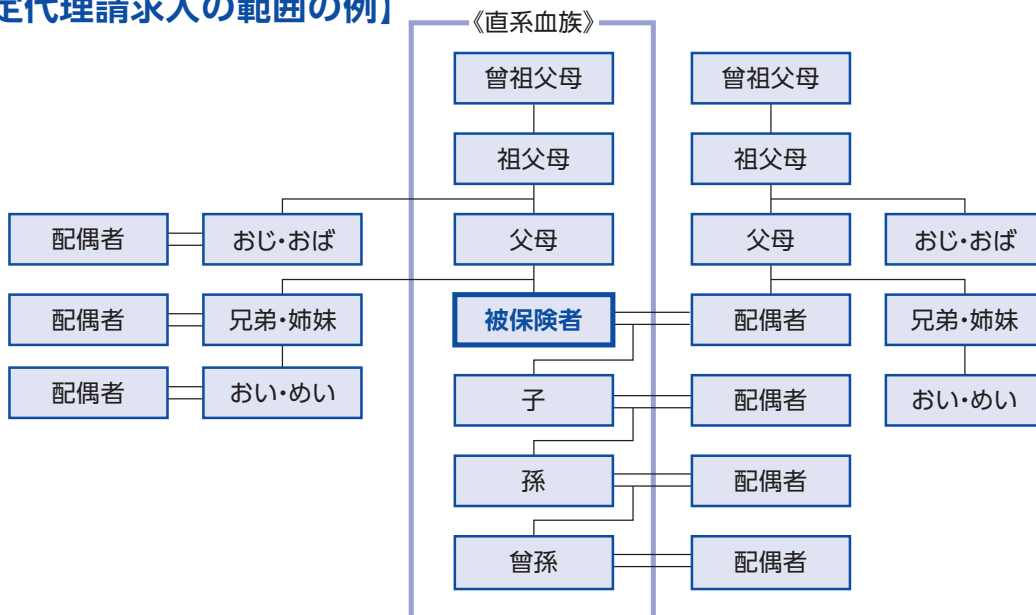
**【指定代理請求ができる例】** ※当社が認めた場合に限りです。

- 事故や病気で、こん睡状態にあり、保険金の請求を行うことが難しいとき
  - がんの告知を医師から受けておらず、家族のみが知っているとき
- ご契約者は「被保険者の同意」を得て、あらかじめ次の範囲内(◆)で1人の方を、指定代理請求人として指定または変更することができます。指定代理請求人は、保険金などの請求時においても、この範囲内であることを要します。
  - 指定代理請求人を指定または変更するための保険料は不要です。
  - 指定代理請求人に保険契約の保障内容および代理請求ができることをお知らせください。



- ☑ 被保険者の戸籍上の配偶者
- ☑ 被保険者の直系血族  
(例えば、祖父母、父母、子、孫など)
- ☑ 被保険者の3親等内の親族  
(例えば、兄弟姉妹、子の配偶者、配偶者の父母、おじ、おば、おい、めいなど)
- ☑ 被保険者のために保険金などを請求すべき相当な関係があると当社が認めた方  
(内縁関係にある方※①)

### 【指定代理請求人の範囲の例】



■ 約款参照…指定代理請求特別Ⅱ条項

※①……………保険金などの請求時において、住民票に内縁関係にある事実が記載されている場合に限りです。

## 【指定代理請求制度において利用できる保険金の請求など】

特約	保険金の請求などの例
無配当災害特約(4種類)	傷害保険金 死亡保険金(※) 特約保険料の払込免除
無配当傷害医療特約(R04)(4種類)	入院保険金 手術保険金
無配当総合医療特約(R04)(4種類)	放射線治療保険金 特約保険料の払込免除
無配当先進医療特約(無解約返戻金型)	先進医療保険金 特約保険料の払込免除

(※)無配当災害特約(学資保険(H24)用)のみ、指定代理請求人が請求できます。

### ⚠️ ご注意

- 保険金などの請求の際、指定代理請求人の範囲内にあることを証明できる書類(戸籍抄(謄本、住民票など)を提出してください。
- 指定代理請求人からの請求により保険金などを支払ったときは、その後、同様の請求を受けても、当社は重複して支払いません。
- 指定代理請求人からの請求により保険金などを支払った後に、ご契約者または被保険者から問い合わせがあったときは、当社はその状況について事実に基づいて回答します。このとき、関係者の方々に万が一不都合が生じても、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 指定代理請求人本人が事故や病気などで保険金などの請求を行うことが難しいときでも、指定代理請求人の成年後見人などによる請求はできません。
- 学資保険(H24)用の特約は、ご契約者が保険金などの受取人となりますので、ご契約者の指定代理請求人を指定してください。

※基本契約の「ご契約のしおり・約款」の指定代理請求制度のページをあわせて確認してください。

## 2 特約の保障内容

### ▶1 特約の概要

●付加できる特約の概要は、以下のとおりです。

特約名	保障内容	死亡保険金	傷害保険金	入院保険金	入院一時金	手術保険金	放射線治療保険金	先進医療保険金	しおり参照ページ
無配当災害特約 (4種類)	「不慮の事故」でのケガによる死亡や「身体障がい」に備えます。	○ ケガ	○ ケガ	—	—	—	—	—	38 ページ
無配当傷害 医療特約(R04) (4種類)	「不慮の事故」でのケガによる入院や手術、放射線治療に備えます。	—	—	○ ケガ	○ ケガ	○ ケガ	○ ケガ	—	39 ページ
無配当総合 医療特約(R04) (4種類)	病気や「不慮の事故」でのケガによる入院や手術、放射線治療に備えます。	—	—	○ 病気 ケガ	○ 病気 ケガ	○ 病気 ケガ	○ 病気 ケガ	—	40 ページ
無配当先進 医療特約 (無解約返戻金型)	先進医療による療養に備えます。	—	—	—	—	—	—	○	45 ページ

しおり46P参照…「入院保険金などを支払いきれない場合」をご参照ください。

## 特約保険料の払込免除ができる場合

●代表的な事例として、次のものがありますが、特約を付加した基本契約の契約種類や特約種類により払込免除ができる場合とできない場合があります。詳しくは、この冊子の約款部分の各特約条項の「特約保険料の払込免除」の条文をご覧ください。

### ①普通養老保険・特別養老保険・特定養老保険・普通終身保険・普通終身保険(低解約返戻金型)・特別終身保険・特別終身保険(低解約返戻金型)・普通定期保険・学資保険(H24)などに付加した場合

- ・基本契約の保険料が払込免除となったとき
- ・被保険者が「不慮の事故」でのケガにより、180日以内に「身体障がいの状態」になったとき(基本契約の保険料払込期間満了後など、特約保険料のみを払い込み中の場合も対象となります。)

### ②長寿支援保険(低解約返戻金型)・据置定期年金保険・学資保険(H24)(保険料払込免除なし型)などに付加した場合

- ・被保険者が「不慮の事故」でのケガにより、180日以内に「身体障がいの状態」になったとき(基本契約の保険料払込期間満了後など、特約保険料のみを払い込み中の場合も対象となります。)

名称	支払事由	支払額	支払限度	保険金受取人
死亡保険金	「不慮の事故」※①でのケガ(※1)により180日以内に死亡したとき(※2)	特約基準保険金額	特約基準保険金額	特約死亡保険金受取人(※4)
傷害保険金	「不慮の事故」でのケガ(※1)により180日以内に「身体障がいの状態」※②になったとき(※3)	「身体障がいの状態」に応じて特約基準保険金額の10%~100%	(死亡保険金および傷害保険金を通算します。)	被保険者(※4)※③

(※1) 保険期間中に発生した「不慮の事故」でのケガに限ります。

(※2) 死亡保険金は、保険期間中に死亡したときに支払います。

(※3) 「不慮の事故」の日を含めて4日以内、かつ保険期間中に死亡したときは、傷害保険金を支払わず、死亡保険金を支払います※④。

(※4) 無配当災害特約(学資保険(H24)用)では、保険金受取人はご契約者となります。

### (1) 複数の「身体障がいの状態」になった場合の「傷害保険金額」

- ① 1つの「不慮の事故」でのケガによって、**身体の同一部位**※⑤(例えば、肩関節以下)に、2つ以上の**身体障がい**が生じたときは、該当する支払割合のうち、最も高い支払割合で計算した傷害保険金額となります。
- ② 「不慮の事故」でのケガによって、すでに身体障がいがあった部位と同一部位に、さらに身体障がいがあったときは、その結果、生じた「身体障がいの状態」に応じた傷害保険金額から、すでになっていた「身体障がいの状態」に応じた傷害保険金額を差し引いた金額となります。

### (2) 被保険者が満6歳未満の場合の保険金額

#### 《普通養老保険、学資保険、育英年金付学資保険、学資保険(H24)、学資保険(H24)(保険料払込免除なし型)に付加した場合》

- 被保険者が満6歳未満で、「不慮の事故」によってケガをしたときは、事故当時の満年齢に応じて、死亡保険金または傷害保険金の額は、次のとおりとなります。

満3歳未満のとき…死亡保険金額または傷害保険金額の50%

満6歳未満のとき…死亡保険金額または傷害保険金額の80%

#### 📖 約款参照……………無配当災害特約(4種類)

しおり46P参照…「入院保険金などを支払できない場合」をご参照ください。

※① 約款参照……………無配当災害特約(4種類)「別表1」

※② 約款参照……………無配当災害特約(4種類)「別表2」

※③ 約款参照……………被保険者が死亡した場合の傷害保険金の請求の取り扱いは、災害「第38条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第39条」をご覧ください。

※④ 約款参照……………無配当災害特約(4種類)「第2条」

※⑤ 約款参照……………災害「別表3」の(4)、災害(低減型)・災害(無解返)「別表4」の(4)、災害(学資)「別表3」の(4)



名称	支払事由	支払額	支払限度	保険金受取人 ※④
入院保険金	「不慮の事故」※①でのケガにより3年以内に1日以上「入院」※②をしたとき	入院保険金日額 × 入院日数 「不慮の事故」でのケガによる1回の入院(※1)につき120日分が限度です。	特約基準保険金額  (入院保険金、入院一時金、手術保険金および放射線治療保険金を通算します。)	被保険者(※3)
入院一時金	入院保険金が支払われる入院をし、1回の入院についてその入院の日数が1日、30日、60日、90日、120日の各日数に達したとき	入院保険金日額の20倍 支払回数は、1回の入院について最大5回、保険期間を通じて20回が限度です。		
手術保険金	「不慮の事故」でのケガにより3年以内に「医科診療報酬点数表」に手術料の算定対象として列挙されている「手術」※②または「先進医療」※③に該当する施術(※2)を受けたとき	手術1回につき 入院保険金日額の10倍		
放射線治療保険金	「不慮の事故」でのケガにより3年以内に「医科診療報酬点数表」に放射線治療料の算定対象として列挙されている「放射線治療」※②または先進医療に該当する放射線照射もしくは温熱療法による施術を受けたとき	放射線治療1回につき 入院保険金日額の10倍		

「入院保険金日額」とは、特約基準保険金額の1000分の1.0に相当する金額です。

(例:特約基準保険金額が200万円の場合)  $200\text{万円} \times 1.0 / 1000 = 2,000\text{円}$

- 入院保険金・入院一時金・手術保険金・放射線治療保険金は、保険期間中に入院したときや、保険期間中に手術または放射線治療を受けたときにそれぞれ支払います。
- 入院は日帰り入院も対象です。また、手術は外来の手術も対象です。
- (※1)「不慮の事故」でのケガにより2回以上の入院をした場合は、原因の如何を問わず1回の入院とみなし、各入院の日数を合算して入院期間の日数を計算します。ただし、入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて60日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院期間の日数を計算します。
- (※2)診断および検査を直接の目的とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による施術を除きます。
- (※3)無配当傷害医療特約(R04)(学資保険(H24)用)では、保険金受取人はご契約者となります。

## ⚠️ ご注意

- 入院保険金や手術保険金などのお支払いの対象とならない「入院」や「手術」などがあります。詳しくは、「無配当傷害医療特約(R04)(4種類)と無配当総合医療特約(R04)(4種類)の留意事項」(42ページ)をご覧ください。

### 📖 約款参照……………無配当傷害医療特約(R04)(4種類)

しおり46P参照……………「入院保険金などを支払できない場合」をご参照ください。

※①約款参照……………無配当傷害医療特約(R04)(4種類)「別表1」

※②しおり・約款参照……………無配当傷害医療特約(R04)(4種類)「第2条」および「無配当傷害医療特約(R04)(4種類)と無配当総合医療特約(R04)(4種類)の留意事項」(42ページ)

※③約款参照……………傷医「別表7」、傷医(低減型)「別表9」、傷医(無解返)「別表8」、傷医(学資)「別表7」

※④約款参照……………被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取り扱いは、傷医「第38条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第39条」をご覧ください。

名称	支払事由	支払額	支払限度	保険金受取人 ※④
入院保険金	<p>①病気で1日以上「入院」※①をしたとき(「不慮の事故」※②でのケガにより3年経過後に1日以上「入院」をしたときを含みます。)</p> <p>②「不慮の事故」でのケガにより3年以内に1日以上「入院」をしたとき</p>	<p>入院保険金日額 × 入院日数</p> <p>病気または「不慮の事故」でのケガによる1回の入院(※1)につき、それぞれ120日分が限度です。</p>	<p>特約基準保険金額</p> <p>(入院保険金、入院一時金、手術保険金および放射線治療保険金を通算します。)</p>	<p>被保険者(※3)</p>
入院一時金	<p>入院保険金が支払われる入院をし、1回の入院についてその入院の日数が1日、30日、60日、90日、120日の各日数に達したとき</p>	<p>入院保険金日額の20倍</p> <p>支払回数は、病気・ケガの別に、1回の入院について最大5回、保険期間を通じて20回が限度です。</p>		
手術保険金	<p>病気または「不慮の事故」でのケガにより「医科診療報酬点数表」に手術料の算定対象として列挙されている「手術」※①または「先進医療」※③に該当する施術(※2)を受けたとき</p>	<p>手術1回につき 入院保険金日額の10倍</p>		
放射線治療保険金	<p>病気または「不慮の事故」でのケガにより「医科診療報酬点数表」に放射線治療料の算定対象として列挙されている「放射線治療」※①または先進医療に該当する放射線照射もしくは温熱療法による施術を受けたとき</p>	<p>放射線治療1回につき 入院保険金日額の10倍</p>		

【入院保険金日額】とは、特約基準保険金額の1000分の1.0に相当する金額です。

(例:特約基準保険金額が200万円の場合)  $200\text{万円} \times 1.0 / 1000 = 2,000\text{円}$

注意事項を次のページに記載しておりますので、併せてご確認ください。

📖 約款参照……………無配当総合医療特約(R04)(4種類)

しおり46P参照…………「入院保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

※①しおり・約款参照…………無配当総合医療特約(R04)(4種類)「第2条」および「無配当傷害医療特約(R04)(4種類)と無配当総合医療特約(R04)(4種類)の留意事項」(42ページ)

※②約款参照……………無配当総合医療特約(R04)(4種類)「別表1」

※③約款参照……………総医「別表7」、総医(低減型)「別表9」、総医(無解返)「別表8」、総医(学資)「別表7」

※④約款参照……………被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取り扱いは、総医「第43条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第44条」をご覧ください。

- 入院保険金・入院一時金・手術保険金・放射線治療保険金は、保険期間中に入院したときや、保険期間中に手術または放射線治療を受けたときにそれぞれ支払います。
  - 入院は日帰り入院も対象です。また、手術は外来の手術も対象です。
- (※1)「不慮の事故」でのケガにより2回以上の入院をした場合は、原因の如何を問わず1回の入院とみなし、各入院の日数を合算して入院期間の日数を計算します。ただし、入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて60日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院期間の日数を計算します。
- また、病気により2回以上の入院をした場合は、原因の如何を問わず1回の入院とみなし、各入院の日数を合算して入院期間の日数を計算します。ただし、入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて60日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院期間の日数を計算します。
- なお、「不慮の事故」でのケガによる入院と病気による入院が重複した場合、重複した入院期間については、病気による入院保険金を支払わず、「不慮の事故」でのケガによる入院保険金を支払います。
- (※2) 診断および検査を直接の目的とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による施術を除きます。
- (※3) 無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用)では、保険金受取人はご契約者となります。

## ⚠️ ご注意

- 入院保険金や手術保険金などのお支払いの対象とならない「入院」や「手術」などがあります。詳しくは、「無配当傷害医療特約(R04)(4種類)と無配当総合医療特約(R04)(4種類)の留意事項」(42ページ)をご覧ください。

## ▶5

無配当傷害医療特約(R04)(4種類)と  
無配当総合医療特約(R04)(4種類)の留意事項

## (1) 支払いの対象となる「入院」※①

- 「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、「病院または診療所」に入り、常に医師の管理下で治療に専念することをいいます。

※入院のうち、入院日と退院日が同一である場合を「日帰り入院」といい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

## 「入院」に該当しない場合

- 病院・診療所が発行する領収証(診療報酬明細書)に「入院(基本)料」などの計上がないとき(例えば、大腸ポリープの手術を外来で受けた場合、「入院」には該当しません。)
- 入院先が医療法に定める病院または診療所でないとき(例えば、介護老人保健施設、助産院、鍼灸(しんきゅう)院、カイロプラクティック)
- 病気やケガの治療を目的としないとき(例えば、美容のための入院、治療を主たる目的としない診断のための検査入院、介護のための入院、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度の保険給付の対象とならない入院)

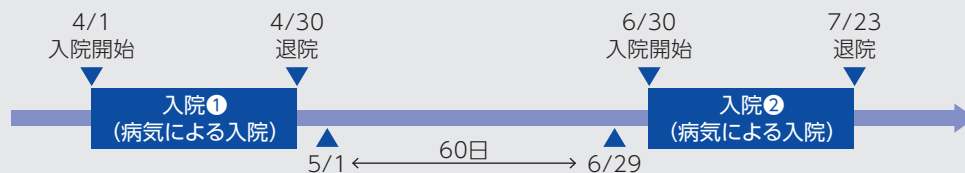
## (2) 2回以上入院した場合の「入院保険金」および「入院一時金」の取り扱い※②

- 「不慮の事故」でのケガにより2回以上の入院をした場合は、原因の如何を問わず1回の入院とみなし、各入院の日数を合算して入院期間の日数を計算し、入院保険金および入院一時金を支払います。
- 病気により2回以上の入院をした場合は、原因の如何を問わず1回の入院とみなし、各入院の日数を合算して入院期間の日数を計算し、入院保険金および入院一時金を支払います。

## 2回目の入院を新たな入院とみなす場合

- 「不慮の事故」でのケガによる2回以上の入院、病気による2回以上の入院それぞれについて、入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて60日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院期間の日数を計算します。その場合、新たな入院に対しても入院一時金を支払います。

## 《例》



【入院①】の退院日(4/30)の翌日(5/1)からその日を含めて60日経過後の6/30に【入院②】を開始しているため、【入院②】は新たな入院とみなします。

※①約款参照…無配当傷害医療特約(R04)(4種類)・無配当総合医療特約(R04)(4種類)「第2条」

※②約款参照…無配当傷害医療特約(R04)(4種類)「第4条」、無配当総合医療特約(R04)(4種類)「第5条」

### (3) 支払いの対象となる「手術」※①

- 「手術」とは、治療を直接の目的とし、手術を受けた時点において、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※)および先進医療※②に該当する施術(診断および検査を直接の目的とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による施術を除きます。)をいいます。

(※) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。

#### 「手術」に該当しない場合

- (例) ① 被保険者以外の方に対する手術(新生児仮死蘇生術など)  
 ② 治療を直接の目的としない手術(美容のための手術、臓器提供者の手術、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度の保険給付の対象とならない手術など)

手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、以下に示す手術は保障の対象外です。

- 創傷処理
- デブリードマン
- 皮膚切開術
- 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- 外耳道異物除去術
- 鼻内異物摘出術
- 内視鏡下鼻腔手術(鼻腔内手術)
- 抜歯手術

### (4) 同一の日に2つ以上の手術を受けた場合の「手術保険金」の取り扱い※③

- 同一の日に2つ以上の手術を受けたときは、いずれか1つの手術についてのみ手術保険金を支払います。

### (5) 同一の手術を2回以上受けた場合の「手術保険金」の取り扱い※③

- 医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術(一連の手術)を受けた場合は、次のとおり取り扱います。
  - 一連の手術を受けた最初の日からその日を含めて60日間を「同一手術期間」とします。
  - 同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。
  - 同一手術期間中に受けた一連の手術のうち、いずれか1つの手術についてのみ手術保険金を支払います。
- 医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術保険金を支払います。

※① 約款参照…無配当傷害医療特約(R04)(4種類)・無配当総合医療特約(R04)(4種類)「第2条」

※② 約款参照…傷医「別表7」、傷医(低減型)「別表9」、傷医(無解返)「別表8」、傷医(学資)・総医「別表7」、総医(低減型)「別表9」、総医(無解返)「別表8」、総医(学資)「別表7」

※③ 約款参照…無配当傷害医療特約(R04)(4種類)「第6条」、無配当総合医療特約(R04)(4種類)「第7条」

## (6) 支払いの対象となる「放射線治療」

- 「放射線治療」とは、放射線治療を受けた時点において公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている施術(※)および先進医療 ※①に該当する放射線照射または温熱療法による施術をいいます ※②。

(※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術を含みます。

## (7) 同一の日に2つ以上の「放射線治療」を受けた場合の取り扱い

- 同一の日に2つ以上の放射線治療を受けたときは、これらの治療のうちいずれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療保険金を支払います ※③。

## (8) 放射線を常時照射する治療を受けた場合の「放射線治療保険金」の取り扱い

- 放射線を常時照射する治療(放射性物質の体内への埋込、投与などにより、放射線を絶えず照射し続ける治療)を2日以上にわたって継続して受けた場合は、治療の開始から終了までを1回の放射線治療として放射線治療保険金を支払います。この場合、その1回の放射線治療は、放射線治療の開始日に受けたものとみなします ※③。

## (9) 複数回の放射線治療を受けた場合の取り扱い

- 放射線治療を複数回受けた場合、放射線治療保険金が支払われることとなった最終の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療保険金を支払いません ※③。

## (10) 「手術保険金」または「放射線治療保険金」の支払事由の変更

- 当社は、手術保険金または放射線治療保険金(以下「手術保険金など」といいます。)の支払事由に関する法令などの改正または医療技術の変化があり、手術保険金などの支払事由に影響がある場合は、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額を変更することなく、手術保険金などの支払事由に関する約款の規定を変更することがあります。

この場合、当社はその約款の規定を変更する日の2カ月前までに、ご契約者に連絡します ※④。

※① 約款参照…傷医「別表7」、傷医(低減型)「別表9」、傷医(無解返)「別表8」、傷医(学資)・総医「別表7」、総医(低減型)「別表9」、総医(無解返)「別表8」、総医(学資)「別表7」

※② 約款参照…無配当傷害医療特約(R04)(4種類)・無配当総合医療特約(R04)(4種類)「第2条」

※③ 約款参照…無配当傷害医療特約(R04)(4種類)「第6条」、無配当総合医療特約(R04)(4種類)「第7条」

※④ 約款参照…傷医「第41条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第42条」、傷医(学資)「第40条」、総医「第46条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第47条」、総医(学資)「第45条」

名称	支払事由	支払額	支払限度	保険金受取人 ※③
先進医療保険金	病気または「不慮の事故」 ※①でのケガにより、公的医療保険制度における先進医療(※1)による療養※②を受けたとき	先進医療にかかる技術料(※2)と同額 (先進医療にかかる技術料が1万円未満の場合は、1万円)	特約基準 保険金額 (300万円) (※3)	被保険者 (※4)

(注) 先進医療保険金は、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険期間中に先進医療による療養を受けたときに支払います。

(※1) 先進医療とは、療養を受けた時点において、公的医療保険制度の法律に定められる「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。また、先進医療はその医療技術ごとに適応症(対象となる疾病・症状など)が定められています。

- 「評価療養」とは、公的医療保険制度の保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるものをいいます。
- 先進医療に該当する医療技術やその適応症、実施医療機関などは変更されることがあります。最新の情報については、厚生労働省のWebサイトまたは当社の先進医療情報提供サイト「先進医療百科」(<https://www.senshin.jp-life.japanpost.jp/>)をご参照ください。

(※2) 公的医療保険制度の保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含みます。)、先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用および生活療養のための費用など、先進医療にかかる技術料以外の費用は含まれません。

(※3) 更新前に支払われた先進医療保険金の額も通算します。

(※4) 学資保険(H24)または学資保険(H24)(保険料払込免除なし型)に付加した無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の場合、保険金受取人はご契約者となります。

#### ●「先進医療保険金」の支払事由の変更

当社は、先進医療保険金の支払事由に関する法令などの改正または医療技術の変化があり、先進医療保険金の支払事由に影響がある場合は、主務官庁の認可を得て、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の特約保険料および特約基準保険金額を変更することなく、先進医療保険金の支払事由に関する約款の規定を変更することがあります。

この場合、当社は**その約款の規定を変更する日の2カ月前までに、ご契約者に連絡します※④**。

#### 📖 約款参照……無配当先進医療特約(無解約返戻金型)条項

※① 約款参照…先進(無解返)「別表1」

※② 約款参照…先進(無解返)「別表2」

※③ 約款参照…被保険者が死亡した場合の先進医療保険金の請求の取り扱いは、先進(無解返)「第39条」をご覧ください。

※④ 約款参照…先進(無解返)「第41条」

### 3 入院保険金などを支払できない場合

次の場合には、入院保険金などの特約保険金の支払い、特約保険料の払込免除はできません。

#### ▶1 重大事由による解除の場合

- 「重大事由」※①とは、次のものをいいます。

##### 【重大事由】

- ①ご契約者、被保険者または特約保険金受取人が、以下の目的で保険事故を起こしたとき（未遂を含みます。）
  - ・特約保険金を詐取するまたは他人に詐取させること
  - ・特約保険料を払込免除させること
- ②特約保険金（特約保険料の払込免除を含みます。）の請求について、特約保険金受取人に詐欺行為があったとき（未遂を含みます。）
- ③ご契約者、被保険者または特約保険金受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められるとき
  - （※1）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
  - （※2）反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用などをいいます。また、ご契約者もしくは特約保険金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。
- ④その他契約を継続することを期待しえない重大な事由があるとき

- 上記の「重大事由」に該当し、当社が特約を解除した場合は、特約保険金の支払いや特約保険料の払込免除はできません。ただし、特約死亡保険金については、上記③にのみ当てはまる場合で、複数の特約保険金受取人のうちの一部の受取人だけが反社会的勢力に該当した場合に限り、特約死亡保険金のうち、その該当した特約保険金受取人に対して支払うこととなっていた特約死亡保険金を除いた額を、反社会的勢力に該当しない他の特約保険金受取人に支払います。
- 当社は、すでに特約保険金の支払いをしたときは、その返還を請求し、また、すでに特約保険料の払込免除をしたときは、その特約保険料を請求することがあります。

※①約款参照…災害「第14条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第15条」、災害(学資)「第13条」、傷医「第16条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第17条」、傷医(学資)「第16条」、総医「第21条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第22条」、総医(学資)「第21条」、先進(無解返)「第19条」



## ▶2 詐欺による取り消し、または不法取得の目的による無効の場合

- 「詐欺」※①または「不法取得の目的」※①により契約を成立させた場合は、その契約は取り消しまたは無効となる場合がありますので、特約保険金の支払い、特約保険料の払込免除はできません。この場合、**すでに払い込んだ保険料は返しません。**

## ▶3 特約保険料の払い込みがなく、特約が「失効」した場合

- 特約保険料の払い込みがなかったため、特約が効力を失った(失効※②した)ときは、その失効後は保障がないため、特約保険金の支払いや特約保険料の払込免除はできません。

## ▶4 加入限度額超過による解除の場合

- 特約保険金額が「加入限度額を超える」ため、当社がその加入限度額を超えた特約を解除したときは、その解除後は保障がないため、特約保険金の支払いや特約保険料の払込免除はできません※③。

## ▶5 告知義務違反による解除の場合

※無配当総合医療特約(R04)(4種類)または無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を付加した場合に限ります。



※①約款参照……災害「第16・17条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第17・18条」、災害(学資)「第15・16条」、傷医「第18・19条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第19・20条」、傷医(学資)「第18・19条」、総医「第23・24条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第24・25条」、総医(学資)「第23・24条」、先進(無解返)「第21・22条」

※②しおり58P参照…「保険料の払込猶予期間・契約の失効など」

※③しおり22P参照…「特約保険金の加入限度額など」

しおり24P参照……「健康状態などの告知」

## ▶6

## 「特約保険金の支払事由」または「特約保険料の払込免除事由」に該当しない場合

- 特約条項に定める「特約保険金の支払事由」または「特約保険料の払込免除事由」に該当しない場合は、「特約保険金の支払い」や「特約保険料の払込免除」はできません。

### (1)「保障(責任)の開始時」※①前の病気やケガを原因とするとき

- 「特約保険金の支払い」や「特約保険料の払込免除」は、その原因となる病気またはケガが特約の保障(責任)の開始時以後に生じたことが、その要件となっています。  
したがって、**保障(責任)の開始時にすでに生じていた病気やケガを原因とする場合には、「特約保険金の支払い」や「特約保険料の払込免除」はできません。**
- 保障(責任)の開始時以後に生じた病気であっても、その病気が保障(責任)の開始時にすでに生じていた病気と直接の因果関係があり、一連の病気とみなされるときは、「特約保険金の支払い」ができないことがあります。  
(例えば、「脳梗塞」と「高血圧症」は一連の病気とみなされることがあります。)

保障(責任)の開始時にすでに生じていた病気や「不慮の事故」でのケガを原因とする場合であっても、以下のときには、保障(責任)の開始時以後に生じた病気や「不慮の事故」でのケガを原因とするものとみなします ※②。

- ①保障(責任)の開始の日を含めて2年を経過した後に、その病気を原因とする入院を開始したとき、手術や放射線治療を受けたとき、または先進医療による療養を受けたとき
- ②保障(責任)の開始時前の「不慮の事故」でのケガにより、保障(責任)の開始の日を含めて2年を経過した後、かつ、その事故の日の翌日からその日を含めて3年を経過した後にその事故でのケガを原因とする入院を開始したとき、手術や放射線治療を受けたとき、または先進医療による療養を受けたとき
- ③契約の申し込みの際に、その病気について告知 ※③があったとき(※)
- ④その病気に関して、保障(責任)の開始時に、次のアおよびイを満たすとき(ご契約者または被保険者がその病気による症状について、認識または自覚していた場合を除きます。)  
ア 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと  
イ 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

(※)「質問表(告知書)」にご自身で記入(告知)した病気のみが該当します。当社が引き受けに当たって病気に関する事実を知っていたか否かにかかわらず、質問表(告知書)に記入(告知)しなかった病気は対象とはなりません。

※①しおり参照……………「新たな特約の保障(責任)の開始」(21ページ)、「契約の復活」(60ページ)

※②約款参照……………災害「第6条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第6・8条」、傷医「第8条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第8・10条」、総医「第3・10・38条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第3・10・12・39条」、総医(学資)「第3・38条」、先進(無解返)「第3・7・9・34条」

※③しおり24P参照…「健康状態などの告知」

- (2) 当社の定める「入院」※①に該当しないとき
- (3) 当社の定める「手術」※①に該当しないとき
- (4) 当社の定める「放射線治療」※①に該当しないとき
- (5) 当社の定める「身体障がいの状態」※②に該当しないとき
- (6) 「公的医療保険制度における先進医療」※③による「療養」※④に該当しないとき

※①しおり・約款参照…「特約の保障内容」(36ページ)、無配当傷害医療特約(R04)(4種類)・無配当総合医療特約(R04)(4種類)「第2条」  
 ※②約款参照……………無配当災害特約(4種類)・無配当傷害医療特約(R04)(4種類)・無配当総合医療特約(R04)(4種類)「別表2」、先進(無解返)「別表5」  
 ※③約款参照……………先進(無解返)「別表4」  
 ※④約款参照……………先進(無解返)「別表2」

## ▶7 免責事由などに該当する場合

- 特約保険金の支払事由に該当する場合でも、当社の**特約条項に定める「免責事由」などに該当する場合は**、特約保険金の支払いおよび特約保険料の払込免除はできません。免責事由などは、次のとおりです。

### (1) 特約保険金の支払いができない場合

○がある箇所が該当します。

特約種類／保険金	無配当災害特約 (4種類)		無配当傷害医療特約 (R04) (4種類) 無配当総合医療特約 (R04) (4種類)				無配当総合医療特約 (R04) (4種類)				無配当先進医療特約 (無解約返戻金型)		
	死亡保険金	傷害保険金	ケガが原因				病気が原因				ケガが原因	病気が原因	
			入院保険金	入院一時金	手術保険金	放射線治療保険金	入院保険金	入院一時金	手術保険金	放射線治療保険金	先進医療保険金	先進医療保険金	
免責事由など													
ご契約者または被保険者の故意または重大な過失	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基本契約で特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失	○ (※1)												
被保険者の犯罪行為	○	○	○	○	○	○					○		
被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故	○	○	○	○	○	○					○		
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故	○	○	○	○	○	○					○		
被保険者が運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故	○	○	○	○	○	○					○		
被保険者が酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故	○	○	○	○	○	○					○		
被保険者の薬物依存							○	○	○	○			○
むちうち症または腰痛で他覚所見がないもの			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地震、噴火または津波(※2)	○	○	○	○	○	○					○		
戦争その他の変乱(※2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(※1) 無配当災害特約(学資保険(H24)用)は除きます。

(※2) 支払事由に該当する被保険者の数によっては、保険金を全額または削減して支払うときがあります。

## (2) 特約保険料の払込免除ができない場合

- ご契約者、被保険者または基本契約で特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失(※1)
- 被保険者の犯罪行為
- 被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- 被保険者が運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
- 被保険者が酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 地震、噴火または津波(※2)
- 戦争その他の変乱(※2)

(※1) 基本契約が学資保険(H24)、学資保険(H24)(保険料払込免除なし型)、長寿支援保険(低解約返戻金型)および据置定期年金保険などの場合は、「ご契約者または被保険者の故意または重大な過失」と読み替えます。

(※2) 払込免除事由に該当する被保険者の数によっては、特約保険料の全部または一部を払込免除とする場合があります。

### ご注意

- 上記は、代表的な事例として記載しましたが、特約を付加した基本契約の契約種類や特約種類などにより払込免除ができる場合とできない場合がありますので、詳しくは、この冊子の約款部分の各特約条項の「特約保険料の払込免除」の条文をご覧ください。

## 4 保険金を支払うことができる事例と支払うことができない事例

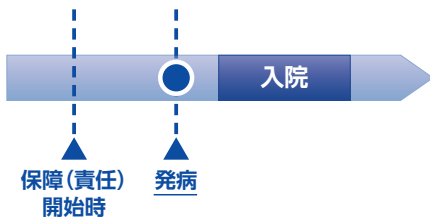
- 保険金を支払うことができる場合、または支払うことができない場合の代表的な事例です。その他の事例についても当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)に掲載しております。
- 契約の保険種類・特約種類・加入時期によっては、取り扱いが異なる場合があります。例えば、無配当傷害医療特約(R04)(4種類)では病気を原因とする入院などは保障の対象外です。

### ▶ 事例 1 保障(責任)開始時前に発病した場合(入院保険金)



#### ○ 支払えます。

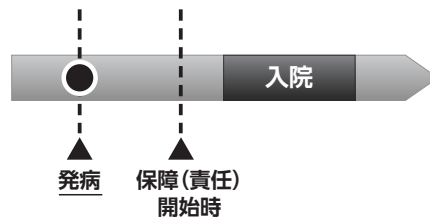
保障(責任)開始時以後に発病した「椎間板ヘルニア」により、入院した場合



入院の原因となる病気が保障(責任)開始時以後に生じているため、入院保険金を支払います。

#### × 支払えません。

保障(責任)開始前から治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、保障(責任)開始時以後に悪化して入院した場合



入院の原因となる病気が保障(責任)開始前に生じているため、入院保険金は支払えません。

#### 解説

○ 保障(責任)開始時前にかかっていた病気または発生した「不慮の事故」でのケガを原因とする入院については、支払えません。  
ただし、当社所定の条件を満たす場合は、支払うことがあります\*①。

■ 約款参照……………無配当傷害医療特約(R04)(4種類)・無配当総合医療特約(R04)(4種類)「第2条」

\*①しおり46P参照…「入院保険金などを支払うことができない場合」

## ▶事例 2 支払日数限度を超過した場合(入院保険金)



### ○ 支払できます。

食道がんにより130日入院した後に退院し、その1年後に心筋梗塞により130日入院した場合



- ・食道がんによる入院について120日分支払います。
- ・心筋梗塞による入院についても120日分支払います。

### ✕ 2回目の入院は支払できません。

食道がんにより130日入院した後に退院し、その1カ月後に心筋梗塞により130日入院した場合



- ・食道がんによる入院(1回目の入院)について120日分支払います。
- ・心筋梗塞による入院(2回目の入院)については、食道がんによる入院(1回目の入院)と合算しますので、支払日数の限度(120日)を超えることになり、支払いはできません。

### 解説

- 入院保険金は、1回の病気による入院または1回の「不慮の事故」でのケガによる入院に対して、それぞれ120日分を限度に支払います。  
(注)病気による入院を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。  
(注)「不慮の事故」でのケガによる入院を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。
- 病気による入院の場合、病気による入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて60日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院保険金を支払います。
- 「不慮の事故」でのケガによる入院の場合、ケガによる入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて60日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院保険金を支払います。

### ▶事例 3 一連の手術となる手術を受けた場合(手術保険金)



#### ○ 支払えます。

超音波骨折治療法を受けた日からその日を含めて70日後に再度、同じ手術を受けた場合



1回目の手術を受けてから60日以上経過していることから、2回目の手術も支払えます。

#### ✕ 2回目の手術は支払えません。

超音波骨折治療法を受けた日からその日を含めて50日後に再度、同じ手術を受けた場合



1回目の手術を受けてから60日以上経過していないことから、2回目の手術は支払えません。

#### 解説

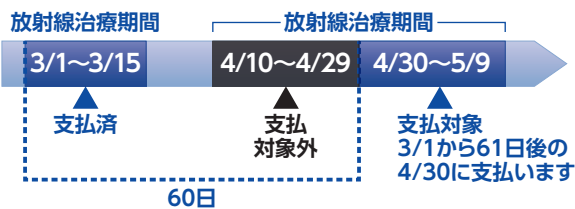
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術(一連の手術)については、同一手術期間(その手術を最初に受けた日からその日を含めて60日間)内に受けた手術は、いずれか1つの手術についてのみ手術保険金を支払います。
- 同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、再度支払います。

### ▶事例 4 放射線治療を2回以上受けた場合(放射線治療保険金)



#### ○ 支払えます。

支払済の放射線治療期間の開始日からその日を含めて60日経過後に放射線治療を受けた場合



支払済の放射線治療の開始日からその日を含めて60日を経過した後に放射線治療を受けているため、放射線治療保険金を支払います。ただし、2回目に受けた放射線治療が「放射線を常時照射する治療(※)」に該当する場合、放射線治療の開始日に受けたものとみなすため、2回目に受けた放射線治療は支払できません。

(※)「放射線を常時照射する治療」とは、放射性物質の体内への埋込、投与などにより、放射線を絶えず照射し続ける治療をいいます。

#### ✕ 支払えません。

支払済の放射線治療期間の開始日からその日を含めて60日以内に放射線治療を受けた場合



支払済の放射線治療の開始日からその日を含めて60日を経過する前の放射線治療であるため、放射線治療保険金は支払できません。

#### 解説

- 放射線治療を複数回受けた場合、放射線治療保険金を支払った放射線治療期間の開始日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、支払できません。



## ▶事例 5 身体障がいの回復の見込みがある場合(傷害保険金)

 ①

### ○ 支払えます。

交通事故による脊髄損傷により、両下肢が完全に麻痺し、その後医師に回復の見込みがないと診断された場合

約款に定める「身体障がいの状態」(両下肢の用を全く永久に失ったもの)が固定し、かつ、回復の見込みがないため、傷害保険金を支払います。

### × 支払えません。

交通事故の後遺症で両膝の関節が全く曲がらなくなったが、医師に回復の見込みがあると診断された場合

約款に定める「身体障がいの状態」に該当しますが、両膝の関節に回復の見込みがあるため、傷害保険金は支払えません。

#### 解説

- 傷害保険金は、約款に定める「身体障がいの状態」※①が回復する見込みがない場合に支払うものであり、回復する見込みがある場合には支払えません。
- 約款に定める障がい状態は、身体障害者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。

## ▶事例 6 先進医療による療養を受けた場合(先進医療保険金)

 ②

### ○ 支払えます。

療養を受けた時点で、厚生労働大臣が先進医療として実施することを認めている病院において、先進医療ごとに定められた適応症に対し、厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けた場合

厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院において先進医療による療養を受けていることから、先進医療保険金を支払います。

### × 支払えません。

療養を受けた時点で、厚生労働大臣が先進医療として実施することを認めていない病院において、先進医療ごとに定められた適応症に対し、厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けた場合

厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院において療養を受けていることから、先進医療保険金は支払えません。

#### 解説

- 先進医療保険金は、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われたときに支払うものであり、適合しない病院または診療所において行われた場合には、支払えません。
- 先進医療保険金は、療養を受けた時点において厚生労働大臣の定める先進医療に該当しないときは支払えません※②。

📖① 約款参照……………無配当災害特約(4種類)「第2条」

※① 約款参照……………無配当災害特約(4種類)「別表2」

📖② 約款参照……………先進(無解返)「第2条」・「別表4」

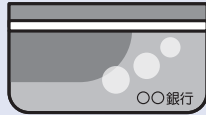
※② しおり45P参照…「無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保障内容と留意事項」



# 1 特約保険料の払込方法

特約の保険料は、基本契約の保険料の払込方法と同じ方法で払い込みください。保険料の払い込みには、次の方法があります。

## 1 口座振替による払い込み

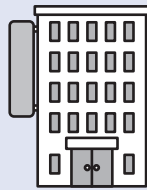


- 指定の金融機関(当社が提携している金融機関に限ります。)の口座から一定の期日(振替日)に自動的に保険料を払い込む方法

(注) 保険料領収証は発行しません。  
(振替結果は通帳などで確認してください。)

## 2 団体を通じての払い込み

長寿支援保険および年金保険を除きます。



- 勤務先などの所属する団体を通じて保険料を払い込む方法

(注) その団体と当社との間に団体取扱いに関する協定が締結されている場合に限ります。

(注) 保険料領収証は個々のご契約者には発行しません。

(注) 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を付加した場合、団体を通じての保険料の前納払込み※①はできません。

## 3 窓口での払い込み



- 指定の郵便局または当社の支店にて保険料を払い込む方法

## ⚠️ ご注意

- 保険料の払込方法を変更したときは、保険料が変更となることがあります。例えば、口座振替による払い込みから窓口での払い込みに変更したときは、保険料が高くなる場合があります。
- 当社の承諾を得た場合を除き、郵便局または当社の支店から何う集金人に払い込む方法(集金人を通じての払い込み)の取り扱いはありません。
- 当社の定める条件を満たさなくなったときは、当社は保険料の払込方法を変更することがあります。例えば、口座振替による払い込みから窓口での払い込みに変更することがあります。

■ 約款参照……………口座払込みに関する特別条項、団体払込みに関する特別条項、集金払込みに関する特別条項、災害「第10条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第11条」、災害(学資)「第9条」、傷医「第12条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第13条」、傷医(学資)「第12条」、総医「第14条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第15条」、総医(学資)「第14条」、先進(無解返)「第12条」

※① しおり57P参照…前納払込みとは、将来の保険料をまとめて払い込む方法です。「保険料の前納払込み」のページをご覧ください。

## 2 保険料の前納払込み

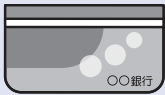
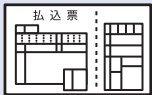


将来の保険料を当月分と合わせて3カ月分以上まとめて払い込むと、保険料の割引をします。割引額は、金利の変動などに応じて見直し、金融情勢などによっては割引をしない場合があります※①。

- 次の場合は、「口座振替による払い込み」および「金融機関の払込票」により、将来の保険料をまとめて払い込むことができます。

なお、無配当先進医療特約（無解約返戻金型）を付加している契約は、無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の保険料払込期間（最長10年）を超えて前納払込みすることはできません。

※無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の特約保険料が払込免除となった後、他の保険料の払い込みが残っている場合は、この制限を設けません。

<p><b>口座振替による 払い込み</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>● 当月分と合わせて<b>1年以下</b>の保険料をまとめて払い込む場合</li><li>● 保険料の払い込み中に、保険料払込期間の残期間すべての保険料をまとめて払い込む場合</li></ul>
<p><b>「金融機関の 払込票」による 払い込み</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>● 当月分と合わせて<b>1年以上</b>の保険料をまとめて払い込む場合</li><li>● 保険料の払い込み中に、保険料払込期間の残期間すべての保険料をまとめて払い込む場合</li></ul>

- 特約保険料は、特約を付加した基本契約の保険料と合わせて、同一月分を払い込んでください。ただし、無解約返戻金型の特約は、基本契約の保険料払込期間満了までの基本契約の保険料を払い込む場合において、その期間を超えて特約保険料を払い込むときは、基本契約の保険料と同一月分である必要はありません。
- 無解約返戻金型の特約の場合、基本契約の保険料払込期間満了後に払い込みいただく特約保険料についても、将来の保険料をまとめて払い込むことができます。
- 無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の特約保険料のみ払い込み中の場合は、この特約の保険料払込期間（最長10年）満了までの保険料を一括して前納払込みする必要があります。

### ⚠️ ご注意

- 前納払込みのご利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要です。契約内容によっては取り扱いできない場合があります。

📖 約款参照……災害「第12条」、災害（低減型）・災害（無解返）「第13条」、災害（学資）「第11条」、傷医「第14条」、傷医（低減型）・傷医（無解返）「第15条」、傷医（学資）「第14条」、総医「第16条」、総医（低減型）・総医（無解返）「第17条」、総医（学資）「第16条」、先進（無解返）「第14条」

※① Web参照…割引額は金融情勢などにより変動することがあります。

具体的な「前納払込保険料」は、当社Webサイト (<https://www.jp-life.japanpost.jp/>) をご覧ください。

### ③ 保険料の払込猶予期間・契約の失効など

保険料の払い込みが遅れると、契約は効力を失います。

- 保険料は「**払込時期**」内に払い込んでください。一時的に保険料の払い込みに差し支えがあるときは、「**払込猶予期間**」が設けられています。
- 「**払込猶予期間**」内に保険料の払い込みがないときは、「**払込猶予期間**」の最終日の翌日に契約は効力を失います（「失効」といいます。）。  
※ 特約保険料のみ払い込み中の場合は、特約のみ失効します。
- 無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の更新後、この特約の第1回特約保険料の「**払込猶予期間**」内に特約保険料の払い込みがないときは、「**払込猶予期間**」の最終日の翌日にこの特約を解除します。
- 契約が失効または解除になった場合、保障はなくなり、保険金の受け取りや保険料の払込免除はできなくなります。

#### ● 保険料の払込時期および払込猶予期間の例

月ごとの契約応当日:各月1日

##### 【例①】第2回以降の保険料



9月分保険料は9/1から9/30の間に払い込んでください。払込猶予期間の最終日11/30までに、9月分保険料の払い込みがないときは12/1に契約は効力を失います。

失効後1年以内であれば契約の復活※①を申し込むことができます。

##### 【例②】更新後の無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の第1回特約保険料

更新日:9月1日



更新後の無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の第1回特約保険料は9/1から9/30の間に払い込んでください。払込猶予期間の最終日11/30までに、特約保険料の払い込みがないときは12/1にこの特約を解除します。

■ 約款参照……………災害「第10・18条」、災害（低減型）・災害（無解返）「第11・19条」、災害（学資）「第9・17条」、傷医「第12・20条」、傷医（低減型）・傷医（無解返）「第13・21条」、傷医（学資）「第12・20条」、総医「第14・25条」、総医（低減型）・総医（無解返）「第15・26条」、総医（学資）「第14・25条」、先進（無解返）「第12・23条」

※① しおり60P参照…「契約の復活」

## ⚠️ ご注意

- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の更新後の第1回特約保険料の払い込みがない場合、特約保険料の払込免除や特約保険金の支払いはできません。
- 当社の商品には、保険料の自動振替貸付制度(保険料の払い込みができなくても、そのときの解約返戻金の範囲内で自動的に保険料が立て替えられる制度)の取り扱いはありません。
- 貸し付けを受けるときは、ご契約者による請求が必要です。

上記のほか、次の場合などに特約は失効します。

- 基本契約が失効したとき
- 特約保険金の支払額が限度に達したとき
- 基本契約の変更に伴い特約基準保険金額が変更となる場合において、変更後の特約基準保険金額が当社の定めた最低保険金額に満たないとき
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を付加している場合において、同時に付加されている以下の特約が失効(特約のみの転換により消滅したときを除く)したとき

- ・ 無配当総合医療特約
- ・ 無配当総合医療特約(解約返戻金低減型)
- ・ 無配当総合医療特約(無解約返戻金型)
- ・ 無配当総合医療特約(学資保険(H24)用)
- ・ 無配当総合医療特約(R04)
- ・ 無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)
- ・ 無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)
- ・ 無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用)

## 4 契約の復活



第2回以降の保険料の払込猶予期間内に保険料を払い込まなかったことにより契約が失効した場合、「失効後1年以内」であれば復活(基本契約・特約を有効な状態に戻すこと)の申し込みができます。

### ▶ 契約の復活

#### (1) 契約の復活とは

- 第2回以降の保険料の払込猶予期間内に保険料を払い込まなかったことにより基本契約・特約が失効した場合、「失効後1年以内」かつ所定の条件を満たすことにより、基本契約・特約を復活することができます。
- 特約を復活する場合、基本契約と同時に特約が失効したときは基本契約と併せて復活の申し込みを行う必要があります。また、特約のみ失効した場合において複数の特約を復活するときは、復活する特約すべてについて同時に復活の申し込みを行う必要があります。
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)が、以下の特約と同時に失効した場合に、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を復活するときは、付加されていた以下の特約と併せて復活の申し込みを行う必要があります。

- |                         |                              |
|-------------------------|------------------------------|
| ・ 無配当総合医療特約             | ・ 無配当総合医療特約(R04)             |
| ・ 無配当総合医療特約(解約返戻金低減型)   | ・ 無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)   |
| ・ 無配当総合医療特約(無解約返戻金型)    | ・ 無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)    |
| ・ 無配当総合医療特約(学資保険(H24)用) | ・ 無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用) |

#### (2) 必要な手続き

- 復活を申し込むときは、健康状態などについてあらかじめ「告知」が必要です。(契約内容によっては、「告知」が不要な場合があります。)
- 払い込みがなかった期間の保険料(長寿支援保険および年金保険の場合は利息を含みます。以下、このページでは同じ。)を払い込んでください。
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の復活申し込みをする際に、この特約にかかる特約保険料のみ払い込む必要がある場合は、払い込みがなかった期間の特約保険料と合わせて、復活後のこの特約の保険料払込期間満了までの特約保険料を一括して払い込む必要があります。

#### (3) 復活の保障(責任)開始の時期 ※①

- 復活を当社が承諾したときには「払い込みがなかった期間の保険料の払い込み」および「告知」がともに完了した時から、契約上の保障(責任)が開始となります。

### ⚠ ご注意

- 失効による返戻金を請求したときや復活により保険金額、年金額、特約保険金額が加入限度額 ※② を超えるとき、または年金支払事由発生日以後であるときなどは、契約の復活はできません。
- 健康状態などによっては、復活できない場合もあります。
- 契約の復活の申し込みのときには、クーリング・オフ制度 ※③ は適用されません。

■ 約款参照……………無配当災害特約(4種類)・無配当傷害医療特約(R04)(4種類)・無配当総合医療特約(R04)(4種類)・先進(無解返)「第15章」  
※① 約款参照……………災害「第32・42条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第33・43条」、災害(学資)「第29条・38条」、傷医「第32・43条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第33・44条」、傷医(学資)「第32・42条」、総医「第37・49条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第38・50条」、総医(学資)「第37・47条」、先進(無解返)「第33・44条」  
※② しおり22P参照…「特約保険金の加入限度額など」  
※③ しおり26P参照…「クーリング・オフ制度」

## 5 保険料の払い込みが難しい場合

保険料の都合がつかない場合でも、契約を有効に継続する方法があります。

### ▶ 保険料の負担を軽くしたいとき

#### ① 特約保険金額の減額変更 ※①

特約の保険金額を減らすことで、以後の保険料を少なくする方法です。この場合、減額した部分の特約の保障はなくなります。

※無解約返戻金型の特約を付加している場合、減額した部分の返戻金はありません。

※無配当先進医療特約(無解約返戻金型)については、減額変更の取り扱いはありません。

#### ② 特約の解約 ※②

特約を解約することで、以後の保険料を少なくする方法です。この場合、解約した特約の保障はなくなります。

なお、無解約返戻金型の特約を付加している場合、解約したときの返戻金はありません。

#### ③ 保険料払済契約への変更 ※③

基本契約の保険料の払込期間中に保険料の払い込みを中止し、保険料払済契約への変更時の解約返戻金に基づき、保険金額を減額する方法です。

### ⚠ ご注意

- 利用に際しては、当社の定めた条件の範囲内での取り扱いとなります。
- 特約を解約した場合、以後、同一の特約または類似の特約は中途付加できなくなります。  
(例えば、無配当災害特約を解約したあと、再度無配当災害特約を中途付加することはできません。また、無配当傷害医療特約(R04)を解約したあと、無配当総合医療特約(R04)を中途付加することはできません。)
- 基本契約を保険料払済契約に変更した場合において、以下のときは特約の保障がなくなります。
  - ① 変更後の特約基準保険金額が当社の定めた最低保険金額に満たないとき
  - ② 付加されている特約が無解約返戻金型のとき
- 基本契約の保険金額の減額変更をした場合において、特約の保険金額が減額されることがあります。

※①しおり・約款参照…「現在の契約の解約・減額などを前提に特約の申し込みを検討されているお客さまへ」(28ページ)、災害「第24条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第25条」、災害(学資)「第21条」、傷医「第24条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第25条」、傷医(学資)「第24条」、総医「第29条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第30条」、総医(学資)「第29条」

※②しおり・約款参照…「特約の解約と返戻金」(64ページ)、災害「第28条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第29条」、災害(学資)「第25条」、傷医「第28条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第29条」、傷医(学資)「第28条」、総医「第33条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第34条」、総医(学資)「第33条」、先進(無解返)「第29条」

※③約款参照…災害「第23条」・「別表4」、災害(低減型)・災害(無解返)「第24条」・「別表5」、災害(学資)「第20条」・「別表4」、傷医「第23条」・「別表3」、傷医(低減型)「第24条」・「別表5」、傷医(無解返)「第24条」・「別表4」、傷医(学資)「第23条」・「別表3」、総医「第28条」・「別表3」、総医(低減型)「第29条」・「別表5」、総医(無解返)「第29条」・「別表4」、総医(学資)「第28条」・「別表3」、先進(無解返)「第26条」・「別表7」

# 1 ご家族登録制度



ご家族登録制度とは、大切なご契約についてご家族がサポートできる制度です。

## 【ご家族登録制度の概要】

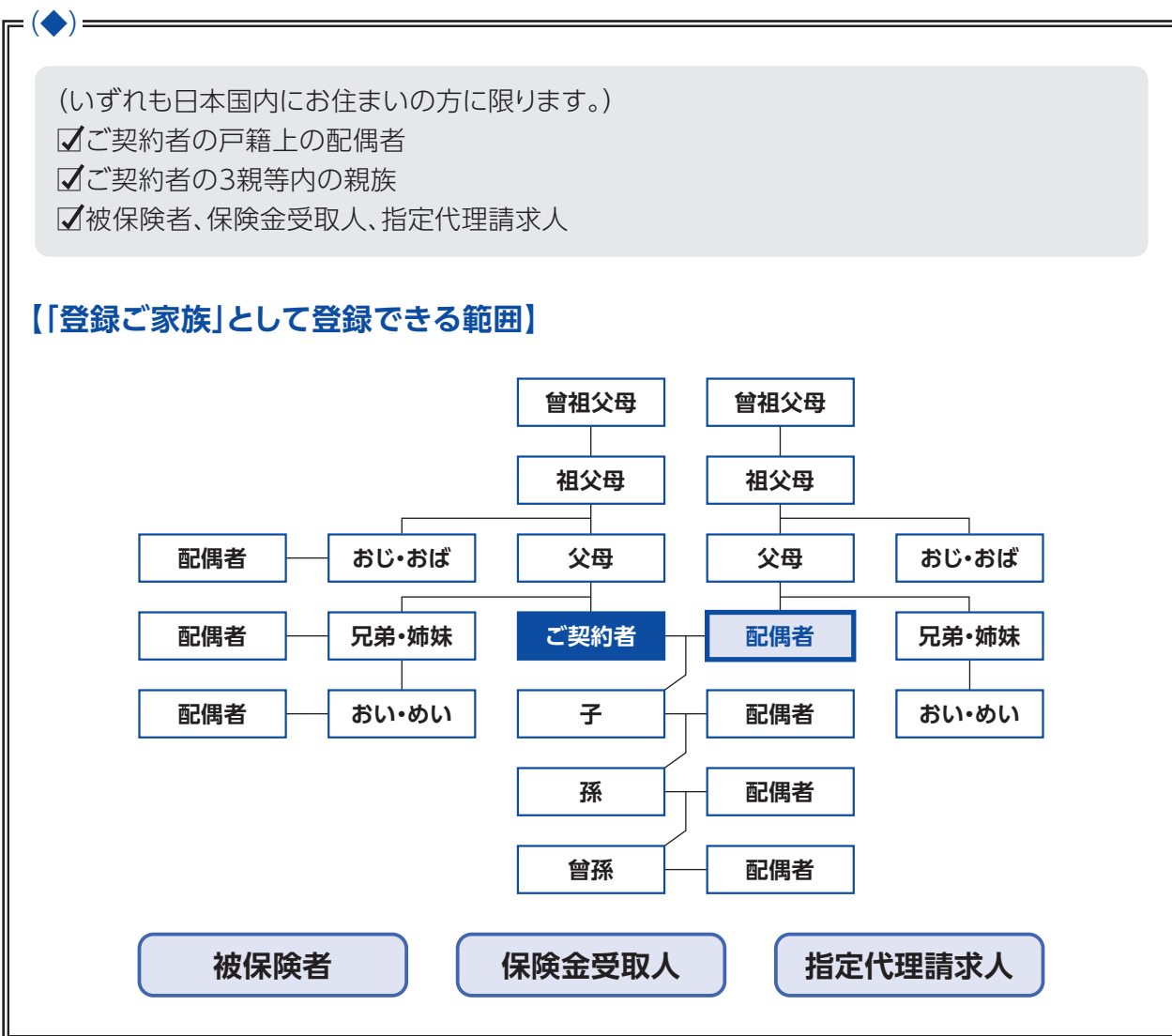
- ご契約者がご自身で契約内容を確認したいが、お問い合わせができないとき  
→登録されたご家族の方が契約内容を確認できます。  
(注)保険金などの請求や契約の変更手続きなどを行うことはできません。
- 当社から送付する各種手続きのご案内がご契約者に届かなかったときや、災害などでご契約者との連絡が困難となったとき  
→郵便局または当社から登録されたご家族の方にご連絡します。  
(注)転居などによりご契約者あての郵便物が不着となった場合、登録されたご家族の方に郵便物を送付することはできません。
- ご契約者の財産の保護などを目的として、当社から登録されたご家族の方に対し、契約関係者などに関する情報を含めた契約情報やご契約者が行った請求内容などを開示することがあります。

### <例>

ご高齢のご契約者が解約などの請求を行った場合、当社から登録されたご家族の方あてに、ご契約者が行ったお手続きの内容を記載したお知らせを送付することがあります。

- 保険契約の申込みに際しては、原則、ご家族登録制度のご利用をお願いしています。
- ご契約者は次の範囲内(◆)で1人の方を、「登録ご家族」として登録または変更することができます。
- ご家族を「登録ご家族」として登録または変更するための保険料は不要です。
- ご利用に当たっては、本制度を利用することおよび会社が「登録ご家族」に関する情報を被保険者、保険金受取人および指定代理請求人へ開示する場合があることなどについて、「登録ご家族」の同意を取得していただく必要があります。
- ご利用に当たっては、本制度を利用することおよび会社が被保険者、保険金受取人および指定代理請求人に関する情報を「登録ご家族」に開示する場合があることについて、被保険者、保険金受取人および指定代理請求人の同意を取得していただく必要があります。
- ご契約者を変更する場合、あらためて「登録ご家族」を登録してください。
- 登録完了後に、「登録ご家族」に登録内容および契約の概要を記載したご案内を送付します。





## 2 特約契約者配当金

- 無配当災害特約(4種類)、無配当傷害医療特約(R04)(4種類)、無配当総合医療特約(R04)(4種類)、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)には、契約者配当金はありません。

### 3 特約の解約と返戻金



特約を途中で解約すると、ほとんどの場合、返戻金は払い込んだ特約保険料の合計額よりも少ない金額になります(特約によっては、まったくないかごくわずかなものもあります)。

- ご契約者は、特約をいつでも解約できます。
- 特約を解約した場合、返戻金があるときはご契約者に支払いますが、**返戻金はほとんどの場合、払い込んだ特約保険料の合計額よりも少ない金額となります(まったくないこともあります。)**
- 特に契約後、短期間で解約した場合は、**返戻金がまったくないか、あってもごくわずかです。**

#### 〈理由〉

- 生命保険では、払い込んだ保険料を、預貯金のように、そのまま積み立てるのではなく、その一部をご不幸にあわれた方々への保険金の支払いに、また、他の一部を保険契約の成立や維持するための必要経費などにあてています。
  - 払い込んだ保険料から、それらを除いた残額を返戻金としているため、ほとんどの場合、払い込んだ保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 事前に返戻金額を確認する場合は、担当者か、最寄りの郵便局、当社の支店、またはかんぽコールセンター(☎0120-552-950)にお問い合わせください。

#### ⚠️ ご注意

- 解約返戻金低減型の特約は、保険料払込期間満了後の返戻金の水準を低くしています。返戻金の額は、保険料払込期間満了後徐々に少なくなり、被保険者が100歳時点で0円になります。
- 無解約返戻金型の特約は、解約した場合の返戻金はありません。
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)が付加されている契約で、以下の特約を解約する場合、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)は消滅します。

- |                        |                             |
|------------------------|-----------------------------|
| ・無配当総合医療特約             | ・無配当総合医療特約(R04)             |
| ・無配当総合医療特約(解約返戻金低減型)   | ・無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)   |
| ・無配当総合医療特約(無解約返戻金型)    | ・無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)    |
| ・無配当総合医療特約(学資保険(H24)用) | ・無配当総合医療特約(R04)(学資保険(H24)用) |

■約款参照…災害「第28・30条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第29・31条」、災害(学資)「第25・27条」、傷医「第28・30条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第29・31条」、傷医(学資)「第28・30条」、総医「第33・35条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第34・36条」、総医(学資)「第33・35条」、先進(無解返)「第29・31条」

## 【お願い】

- 契約いただいた生命保険は、お客さま本人やご家族の生活保障、資金づくりなどに役立つ大切な財産です。ぜひとも末永くご継続ください。
- ご継続を迷われた場合は、担当者か、最寄りの郵便局、当社の支店、またはかんぽコールセンター（☎0120-552-950）にお気軽にご相談ください。保険料の払い込みが難しいとき → 61ページ

## ▶ 被保険者が死亡した場合の返戻金

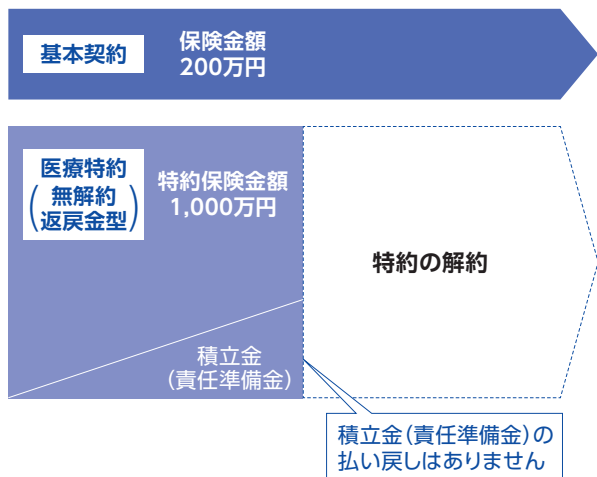
- 被保険者が死亡した場合、返戻金があるときは、これを支払います。  
※特約種類などにより返戻金の支払いの有無や水準などが異なります。

## 4 無解約返戻金型の特約の返戻金と積立金(責任準備金)について

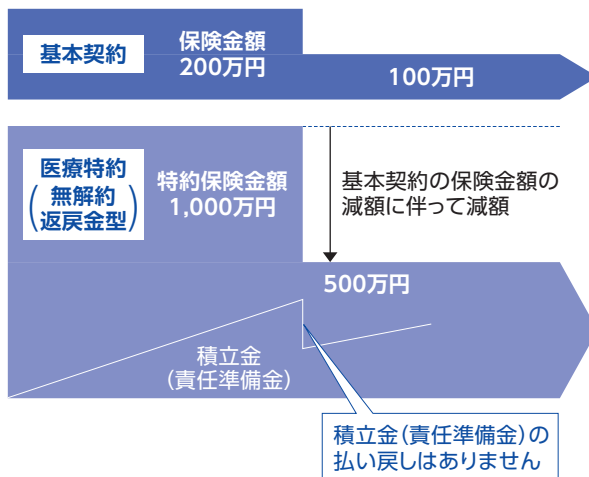
- 無解約返戻金型の特約には解約または減額された場合の返戻金はありませんが、積立金(責任準備金)は積み立てられています※①。ただし、無解約返戻金型の特約を保険期間の途中で解約または減額された場合でも積立金(責任準備金)の払い戻しはいたしません。
- 基本契約の保険金額の減額変更または保険料払済契約への変更をしたときなど、特約の保険金額が減額または特約が失効となることがあります。その場合も、無解約返戻金型の特約の積立金(責任準備金)の払い戻しはいたしません。

## 積立金(責任準備金)のイメージ

## ① 特約の解約



## ② 基本契約の減額



※①…積立金(責任準備金)の金額例は、「無解約返戻金型の特約の責任準備金額例」(464ページ)および当社Webサイト (<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)に掲載しております。

## 5 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ

加入後に保障内容を見直したい場合には、次の方法があります。

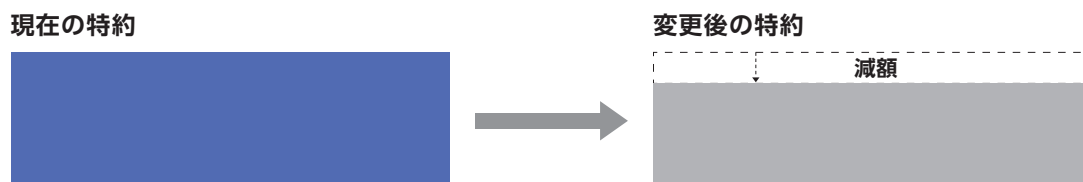
### (1) 特約保険金額の減額変更 ※①

現在の契約の保険期間を変えずに、特約の保険金額を減額することができます。

この場合、特約保険料額は減額されます。

※無配当先進医療特約(無解約返戻金型)については、減額変更の取り扱いはありません。

#### 〈例〉特約保険金額の減額変更のイメージ

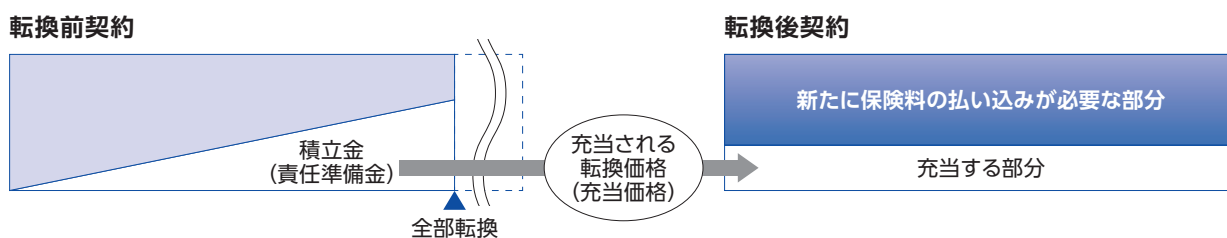


<b>しくみ</b>	特約の保険金額を減らすことにより、ご希望の保険金額に設定することができます。
<b>現在の契約</b>	現在の特約は、特約の保険金額が減額された状態で継続します。
<b>保険料</b>	減額後の特約保険料を払い込む必要があります。 保険料率などの変更はありません。

### (2) 保険契約の全部転換 ※②

現在の契約(転換前契約)と新たな契約(転換後契約)が途切れることなく、契約内容の見直しをすることができます。転換後契約には、保険金の支払いなどに関する特別取扱いがあります。

#### 〈例〉保険契約の全部転換のイメージ

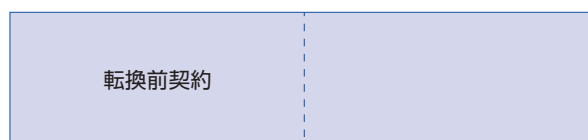


#### ① 転換後契約が成立する場合



・転換後契約が成立すると、転換前契約は消滅します。

#### ② 転換後契約が成立しない場合



・転換後契約が成立しない場合、転換前契約が継続します。

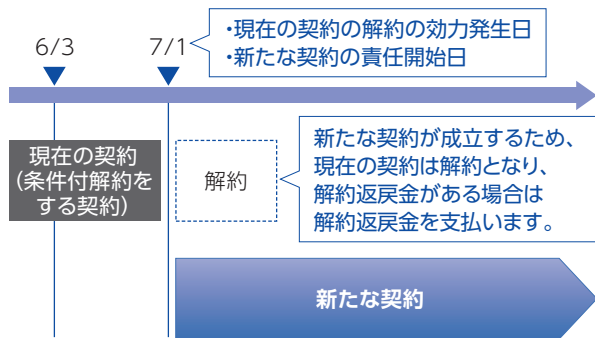
<b>しくみ</b>	転換前契約は消滅しますが、返戻金の支払いではなく、積立金(責任準備金)を転換後契約に引き継ぐ方法です。
<b>現在の契約</b>	転換後契約が成立すると、転換前契約は消滅します(転換後契約が成立しない場合、転換前契約が継続します)。
<b>保険料</b>	転換前契約の積立金(責任準備金)を転換価格として転換後契約の一部に充当します。転換後契約のうち、保険料の払い込みが必要な部分の保険料は、転換後契約の契約日における保険料率、被保険者の年齢・性別などにより再計算します。

### (3) 条件付解約・契約変更

現在の契約と新たな契約が途切れることなく、契約内容の見直しをすることができます。

#### 〈例〉条件付解約のイメージ

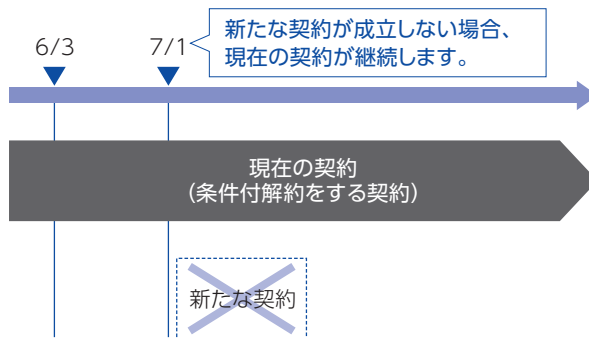
##### ① 新たな契約が成立する場合



現在の契約の条件付解約および  
新たな契約の申込日(責任開始日に7/1を指定)

※新たな契約が成立した後、解約または契約変更した現在の契約を還元することはできません。

##### ② 新たな契約が成立しない場合



現在の契約の条件付解約および  
新たな契約の申込日(責任開始日に7/1を指定)

※新たな契約が成立しない場合は、現在の契約の解約または契約変更の効力は発生せず、現在の契約の保障が継続します。

<b>しくみ</b>	<p>新たな契約の成立を条件として、現在の契約を解約または契約変更する方法です。 現在の契約に返戻金がある場合、返戻金を支払います。 契約変更には、次の2種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金額の減額変更</li> <li>・保険料払済契約への変更</li> </ul>
<b>現在の契約</b>	<p>新たな契約が成立した場合、現在の契約は消滅し、保障はなくなります(条件付契約変更の場合は、変更の効力が発生します。) なお、新たな契約が成立しなかった場合、現在の契約はそのまま継続します。</p>
<b>保険料</b>	<p>新たな契約の契約日における保険料率、被保険者の年齢・性別などにより再計算した新たな契約の保険料を払い込む必要があります(条件付減額変更の場合、現在の契約の保険料の一部を引き続き払い込む必要があります。)</p>

■しおり参照…「保険料の払い込みが難しい場合」(61ページ)や「現在の契約の解約・減額などを前提に特約の申し込みを検討されているお客さまへ」(28ページ)もご参照ください。

※①約款参照…災害「第24条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第25条」、災害(学資)「第21条」、傷医「第24条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第25条」、傷医(学資)「第24条」、総医「第29条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第30条」、総医(学資)「第29条」

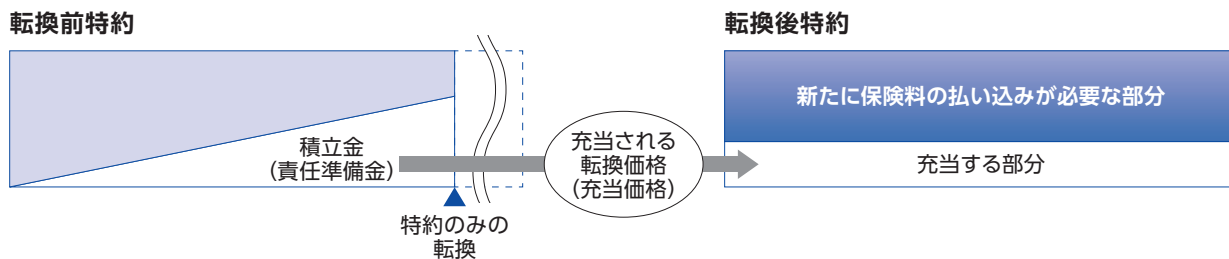
※②約款参照…契約転換に関する特別条項

#### (4) 特約のみの転換 ①

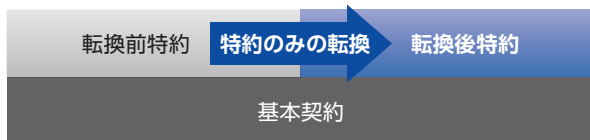
現在の特約(転換前特約)と新たな特約(転換後特約)が途切れることなく、特約の保障内容の見直しをすることができます。

転換後特約には、特約保険金の支払いなどに関する特別取扱いがあります。

##### 〈例〉特約のみの転換のイメージ



##### ① 転換後特約が成立する場合



・転換後特約が成立すると、転換前特約は消滅します。  
※転換前特約以外は変更ありません。

##### ② 転換後特約が成立しない場合



・転換後特約が成立しない場合、転換前特約が継続します。

<b>しくみ</b>	転換前特約は消滅しますが、返戻金の支払いではなく、積立金(責任準備金)を転換後特約に引き継ぐ方法です。
<b>現在の契約</b>	転換前特約以外の部分はそのまま継続します(転換後特約が成立しない場合、転換前特約が継続します。)
<b>保険料</b>	転換前特約の積立金(責任準備金)を転換価格として転換後特約の一部に充当します。転換後特約のうち、保険料の払い込みが必要な部分の保険料は、転換後特約の契約日における保険料率、被保険者の年齢・性別などにより再計算した転換後特約の保険料を払い込む必要があります。 なお、転換前特約以外の部分は変更ありません。

### ⚠️ ご注意

- 利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要です。契約の種類や内容によっては取り扱いできない場合があります。
- 基本契約の保険金額の減額変更をした場合において、特約の保険金額が減額されることがあります。
- 基本契約の保険期間が短縮変更(※)されたときは、基本契約にあわせて特約の保険期間や特約保険金額などが変更されることがあります。

(※) 定額型終身保険を普通養老保険に変更するなど、変更後の基本契約の保険期間を変更前の基本契約の保険期間よりも短くする方法です。

次の特約は下表のとおり種類が変更されます ②。

短縮変更前の特約	短縮変更後の特約
無配当災害特約(解約返戻金低減型)	無配当災害特約
無配当災害特約(無解約返戻金型)	
無配当傷害医療特約(R04)(解約返戻金低減型)	無配当傷害医療特約(R04)
無配当傷害医療特約(R04)(無解約返戻金型)	
無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)	無配当総合医療特約(R04)
無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)	

※① 約款参照…契約転換に関する特則条項

※② 約款参照…災害(低減型)・災害(無解返)・傷医(低減型)「第24条」・「別表5」、傷医(無解返)「第24条」・「別表4」、総医(低減型)「第29条」・「別表5」、総医(無解返)「第29条」・「別表4」

## 6 ご契約者をはじめとした関係者の保護

### 特約保険金などの受取権の譲渡禁止

**Q** 特約保険金などの受取権について、他人に譲り渡したり、質権を設定することはできますか？

**A** ご契約者または特約保険金受取人は、特約保険金、返戻金を受け取る権利を、他人に譲り渡したり、質権を設定することはできません。当社では、**生活保障のための契約について契約関係者の権利の保護を図るため**、特約条項で「**譲渡禁止**」\*①を規定しています。契約の成立後に交付する「保険証券」に「譲渡禁止」の表示があります。

### 被保険者による契約の解除請求権

**Q** 他人を被保険者とする契約（ご契約者≠被保険者）の場合、被保険者は契約に一度同意をしてしまうと、その後、事情が変わっても、その同意を撤回し、契約を解除（解約）することはできませんか？

**A** 被保険者が、当社に対して、直接契約の解除（解約）の請求を行うことはできませんが、被保険者からご契約者に対して、**保険法**\*②に基づき、以下の場合、契約の解除（解約）を求めることができます。

- ① ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が契約の申し込みの同意をするに当たって基礎とした事情が著しく変更したとき  
例えば、・夫婦であったご契約者と被保険者が離婚したとき  
・企業のご契約者の場合、被保険者である従業員が退社したとき
- ② ご契約者または保険金受取人が当社に保険金の支払いを行わせることを目的として保険金などの支払事由を発生させた、または発生させようとしたとき
- ③ 保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った（行おうとした）とき
- ④ 上記②③のほか、被保険者のご契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由があるとき

この場合、被保険者からご契約者に対して申し出をし、当事者間で解決の上、ご契約者から契約の解約の請求をしてください。

### 保険金受取人による契約の継続（介入権）

**Q** ご契約者の差押債権者、破産管財人などの債権者が契約を解約しようとするとき、生活保障の継続のために、保険金受取人が契約（保障）を継続させる方法がありますか？

**A** ご契約者の差押債権者、破産管財人などの債権者（解除権者といいます。）が、解約返戻金を取得するために契約を解約しようとしたとき、保険金受取人（ご契約者以外の方で、ご契約者または被保険者の親族か、被保険者本人に限ります。）は、解約の通知が当社または郵便局に到着した時から**1カ月以内**に、ご契約者の同意を得た上で、解約返戻金相当額を、その解除権者に対して支払い、かつ、当社または郵便局に通知することで契約の継続ができます\*③。

\*① 約款参照…災害「第35条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第36条」、災害(学資)「第32条」、傷医「第35条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第36条」、傷医(学資)「第35条」、総医「第40条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第41条」、総医(学資)「第40条」、先進(無解返)「第36条」

\*② ……保険契約に関する一般的なルールを定めた法律で、保険契約の締結から終了までの間における保険契約における関係者の権利義務などが規定されています(2010年4月1日から施行)。この法律に「被保険者による解除請求」の規定があります。

\*③ 約款参照…災害「第29条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第30条」、災害(学資)「第26条」、傷医「第29条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第30条」、傷医(学資)「第29条」、総医「第34条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第35条」、総医(学資)「第34条」、先進(無解返)「第30条」

# 1 生命保険料控除

1月～12月に払い込んだ保険料に応じた一定の額が、所得税と住民税の課税対象となる所得から控除される制度です。これにより「所得税」と「住民税」が軽減されます。生命保険料控除には、「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」の3つの控除があります。

## (1) 適用となる制度について

- 2012年1月1日から生命保険料控除制度の改正が行われており、新たな特約の特約種類に応じて、適用となる生命保険料控除が異なります。
- 2012年1月1日以後に特約の見直し(特約の中途付加または特約のみの転換)などを行った場合、その時点から改正後の生命保険料控除制度が適用されます。

新たな特約の特約種類	特約の生命保険料控除
無配当災害特約(4種類)	生命保険料控除の対象外
無配当傷害医療特約(R04)(4種類)	
無配当総合医療特約(R04)(4種類)	介護医療保険料控除の対象
無配当先進医療特約(無解約返戻金型)	

(※) 身体の傷害のみに起因して保険金などが支払われる、無配当災害特約(4種類)、無配当傷害医療特約(R04)(4種類)の保険料は生命保険料控除の対象外となっております。そのため、実際の保険料と保険料払込証明書に記載されている金額が異なる場合があります。

## (2) 介護医療保険料控除の概要について

- 疾病などに起因して保険金などが支払われる特約(無配当総合医療特約(R04)(4種類)、無配当先進医療特約(無解約返戻金型))は、介護医療保険料控除の対象になります。

<b>対象契約</b>	● 納税者本人が保険料を支払い、かつ、保険金受取人のすべてが「本人」、「配偶者」または「その他の親族」である生命保険契約(保険期間が5年未満など一部の契約は対象外です。)
<b>対象保険料</b>	● 1年間(1月～12月)に払い込んだ保険料の合計額(年間正味払込保険料)となります。



<b>生命保険料 控除の 手続き</b>	<p>● 当社から「保険料払込証明書」※①を毎年発行します。</p> <p>● 生命保険料控除を受けるためには「申告」が必要です。</p> <p>〈給与所得者の方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 年末調整の際、「保険料控除申告書」に「保険料払込証明書」を添付して勤務先に提出してください。</li> <li>● 保険料が団体払込みのときで、1年間に払い込んだ保険料の総額などを勤務先で確認できる場合は、「保険料払込証明書」の発行はしません。</li> </ul> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>給与の年収額や給与以外の所得が一定の額を超える場合などには、確定申告が必要です。</p> </div> <p>〈給与所得者以外の方(申告納税者)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 確定申告の際、「確定申告書」に「保険料払込証明書」を添付して所轄の税務署に提出してください。</li> </ul>																				
<b>生命保険料 控除額</b>	<p>● 次のとおり年間の所得金額から控除されます。</p> <p>〈所得税〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年間正味払込保険料</th> <th style="width: 70%;">控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000円以下のとき</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>20,000円を超え40,000円以下のとき</td> <td>(年間正味払込保険料×1/2)+10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超え80,000円以下のとき</td> <td>(年間正味払込保険料×1/4)+20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円を超えるとき</td> <td>一律 40,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈住民税〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年間正味払込保険料</th> <th style="width: 70%;">控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下のとき</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>12,000円を超え32,000円以下のとき</td> <td>(年間正味払込保険料×1/2)+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円を超え56,000円以下のとき</td> <td>(年間正味払込保険料×1/4)+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円を超えるとき</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間正味払込保険料	控除金額	20,000円以下のとき	全 額	20,000円を超え40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2)+10,000円	40,000円を超え80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4)+20,000円	80,000円を超えるとき	一律 40,000円	年間正味払込保険料	控除金額	12,000円以下のとき	全 額	12,000円を超え32,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2)+6,000円	32,000円を超え56,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4)+14,000円	56,000円を超えるとき	一律 28,000円
年間正味払込保険料	控除金額																				
20,000円以下のとき	全 額																				
20,000円を超え40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2)+10,000円																				
40,000円を超え80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4)+20,000円																				
80,000円を超えるとき	一律 40,000円																				
年間正味払込保険料	控除金額																				
12,000円以下のとき	全 額																				
12,000円を超え32,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2)+6,000円																				
32,000円を超え56,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4)+14,000円																				
56,000円を超えるとき	一律 28,000円																				

### (3) 基本契約の生命保険料控除について

- 基本契約が「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の対象であった場合、特約の見直し(特約の中途付加または特約のみの転換)などを行った後もそれぞれ「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の対象になります。

#### ⚠️ ご注意

- 2022年6月現在に適用される税制に基づき記載しています。今後、税制が変わる場合もあります。一般的な税務の取り扱いを記載しているものであり、実際の取り扱いは、個々の状況によって異なる可能性もあります。
- 詳しくは、所轄の税務署などに確認してください。

※①…保険料払込証明書の再発行が必要な場合は、ご契約者さま専用サイト「マイページ」または、最寄りの郵便局(簡易郵便局は除きます)にて手続きください。また、保険料払込証明書は「マイページ」および「マイナポータル」から電子発行することも可能です。「マイページ」のご利用または保険料払込証明書の電子発行にあたっては、当社Webサイトをご確認ください。マイページのご利用はこちら…<https://www.jp-life.japanpost.jp/mypage/> 保険料払込証明書の電子発行はこちら…<https://www.jp-life.japanpost.jp/customer/procedure/certificate/digital.html>

# 1 個人情報の取り扱い

当社は、お客さまの個人情報について、その利用目的を特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱います。また、当社は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用いたしません。

## ▶1 個人情報(マイナンバーを除きます。)の取り扱い

●当社における「個人情報(マイナンバーを除きます。)の利用目的」は、以下のとおりです。

- ①各種保険契約の引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などの支払い
- ②関連会社・提携会社などを含む、各種商品・サービスのご案内・提供(※)、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務(※)

(※) お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社などから取得した情報などを分析して、お客さまのニーズに合った各種商品・サービスに関する広告などの配信をすることを含みます。

## ▶2 マイナンバー(個人番号)の取り扱い

●当社における「マイナンバーの利用目的」は、以下のとおりです。

- ①保険取引に関する支払調書作成事務
- ②財形保険契約の非課税関係事務

当社は、お客さまに対して満足度の高いサービスを提供していく上で、個人情報の適切な保護と取り扱いが重要であると認識し、**個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)※①**を定め、これを実行します。

※① Web参照…当社の個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)は、当社Webサイト (<https://www.jp-life.japanpost.jp/>) をご覧ください。

## 2 他の生命保険会社などとの 保険契約などに関する情報の共同利用

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院保険金などの支払いが正しく確実に行われるよう「**契約内容登録制度**」、「**契約内容照会制度**」および「**支払査定時照会制度**」に基づき、下記のとおり当社の保険契約などについての所定の情報を特定の者と共同して利用します。

### ▶1 契約内容登録制度／契約内容照会制度



#### お客様の契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、2008年4月1日から、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社など」といいます。）とともに、保険契約、共済契約もしくは特約付加（以下「保険契約など」といいます。）の引き受けの判断または保険金、給付金もしくは共済金など（以下「保険金など」といいます。）の支払いの判断の参考とすることを目的として、「**契約内容登録制度**」（全国共済農業協同組合連合会との間では「**契約内容照会制度**」）に基づき、当社の保険契約などに関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約などの申し込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約などに関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約などを引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
- 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約などの申し込みがあった場合または保険金などのご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社などに提供され、各生命保険会社などにおいて、保険契約などの引き受けまたはこれらの保険金などの支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
- なお、登録の期間ならびに引き受けおよび支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日から5年間（被保険者が満15歳未満の保険契約などについては「契約日などから5年間」と「契約日などから被保険者が満15歳に達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
- 各生命保険会社などはこの制度により知り得た内容を、保険契約などの引き受けおよびこれらの保険金などの支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社などは、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約などに関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア～オに記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、利用停止または消去を求めることができます。
  - ア 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
  - イ 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
  - ウ 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
  - エ 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
  - オ 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

**Web参照**……「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会Webサイト(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご覧ください。「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社Webサイト([https://www.jp-life.japanpost.jp/policy/privacy/pcy\\_prv\\_kyodo.html](https://www.jp-life.japanpost.jp/policy/privacy/pcy_prv_kyodo.html))をご確認ください。

### 【登録事項】

- ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- ② 死亡保険金および災害死亡保険金の金額
- ③ 入院保険金の種類および日額
- ④ 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑤ 当会社名

- その他、正確な情報の把握のため、契約および申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。

## ▶2 支払査定時照会制度



### 保険金などの請求に際し、お客さまの契約内容を照会させていただくことがあります。

- 当社は、2007年10月1日から、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社など」といいます。）とともに、支払いの判断または保険契約もしくは共済契約など（以下「保険契約など」といいます。）の解除、取り消しもしくは無効の判断（以下「支払いなどの判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「**支払査定時照会制度**」に基づき、当社を含む各生命保険会社などの保有する保険契約などに関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用いたします。
- 保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらについての保険事故が発生したと判断される場合に「**支払査定時照会制度**」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また、他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。
- 相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求についての傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによる支払いなどの判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社などにおいて、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社などは「**支払査定時照会制度**」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金などの受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア～オに記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。
  - ア 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
  - イ 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
  - ウ 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
  - エ 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
  - オ 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

 **Web参照**…「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会Webサイト (<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご覧ください。  
「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社Webサイト ([https://www.jp-life.japanpost.jp/policy/privacy/pcy\\_prv\\_kyodo.html](https://www.jp-life.japanpost.jp/policy/privacy/pcy_prv_kyodo.html))をご確認ください。

### 【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約にかかるものは除きます。

- ① 被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
  - ② 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日および対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日からさかのぼって過去5年以内のものとしてします。)
  - ③ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金など受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
- その他、正確な情報の把握のため、契約および申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。
  - 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

### 3 生命保険契約者保護機構

当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時または契約変更時にお約束した保険金額、年金額などが削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時または契約変更時の保険金額、年金額などが削減されることがあります。

#### ▶ 保護機構の概要

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険にかかる保険契約者などのための相互援助制度として、当該破綻保険会社にかかる保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いにかかる資金援助および保険金請求権などの買い取りを行うなどにより、保険契約者などの保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態などによっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転などに際して資金援助などの支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）にかかる部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金など（※3）の90%とすることが、保険業法などで定められています（保険金・年金額などの90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転などの際には、責任準備金などの削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率など）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（※1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など）のない保険契約にかかる特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）。

（※2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金などの補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

【高予定利率契約の補償率】=90% - {(過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率)の総和 ÷ 2}

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率は、当社または保護機構のWebサイト (<https://www.seihohogo.jp/>) で確認できます。

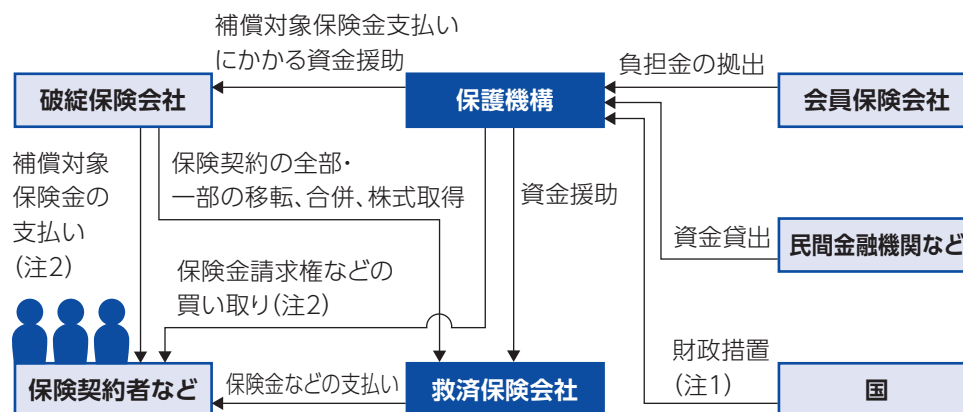
（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおいて被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

（※3）責任準備金などは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金などをいいます。

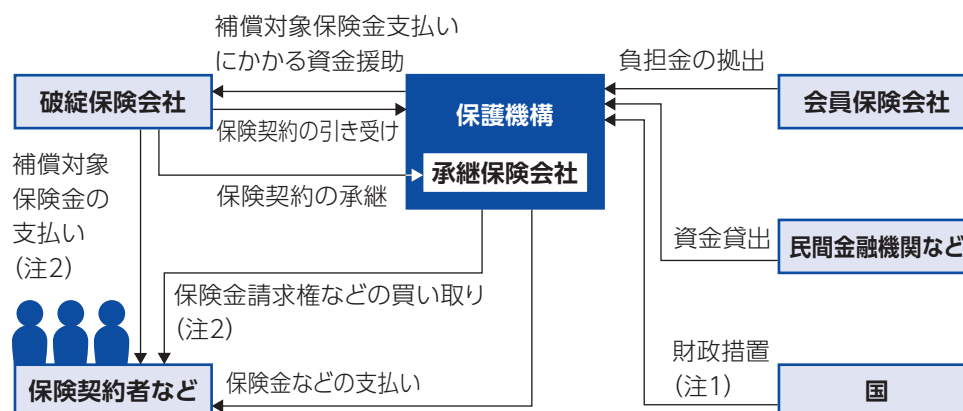
（※4）個人変額年金保険に付されている年金原資保証額などについても、その90%が補償されるものではありません。

## 【仕組みの概略図】

## ○救済保険会社が現れた場合



## ○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金などの支払い、保護機構が補償対象契約にかかる保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります（高予定利率契約については、（※2）に記載の率となります。）。

- 補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容はすべて2022年6月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

最新の情報は、当社Webサイト (<https://www.jp-life.japanpost.jp/>) で確認できます。

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関する問い合わせ先  
生命保険契約者保護機構 ※① TEL 03-3286-2820  
月～金曜日（祝日・年末年始を除く）、午前9時～正午、午後1時～午後5時

※① Web参照…生命保険契約者保護機構のWebサイト (<https://www.seihohogo.jp/>) もご覧ください。





## 特約条項

○無配当災害特約条項	80
	ページ
○無配当傷害医療特約（R04）条項	108
	ページ
○無配当総合医療特約（R04）条項	133
	ページ
○無配当災害特約（解約返戻金低減型）条項	162
	ページ
○無配当傷害医療特約（R04）（解約返戻金低減型）条項	193
	ページ
○無配当総合医療特約（R04）（解約返戻金低減型）条項	221
	ページ
○無配当災害特約（無解約返戻金型）条項	253
	ページ
○無配当傷害医療特約（R04）（無解約返戻金型）条項	282
	ページ
○無配当総合医療特約（R04）（無解約返戻金型）条項	309
	ページ
○無配当災害特約（学資保険（H24）用）条項	339
	ページ
○無配当傷害医療特約（R04）（学資保険（H24）用）条項	363
	ページ
○無配当総合医療特約（R04）（学資保険（H24）用）条項	387
	ページ
○無配当先進医療特約（無解約返戻金型）条項	415
	ページ

## 特則条項

○指定代理請求特則Ⅱ条項	443
	ページ
○契約転換に関する特則条項	447
	ページ
○口座払込みに関する特則条項	451
	ページ
○団体払込みに関する特則条項	453
	ページ
○集金払込みに関する特則条項	458
	ページ

# 約 款

「約款」とは、「契約の加入から消滅までのとりきめ（契約内容）」を定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載しています。

# 無配当災害特約条項

(平成 29 年 10 月 2 日制定)

(令和 4 年 4 月 1 日改正)

## 目次

第 1 章 総則	
第 1 条 特約の付加	81
第 2 章 特約保険金の支払	
第 2 条 特約保険金の支払	81
第 3 条 特約保険金の支払限度	82
第 4 条 死亡保険金等を支払わない場合等	82
第 5 条 特約死亡保険金受取人	83
第 3 章 特約保険料の払込免除	
第 6 条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除	84
第 7 条 身体障害による特約保険料の払込免除	84
第 4 章 特約の責任開始	
第 8 条 特約の責任開始の時	85
第 9 条 保険証券	85
第 5 章 特約保険料の払込み	
第 10 条 特約保険料の払込み	85
第 11 条 特約保険料の振替貸付	85
第 12 条 特約保険料の前納払込み	86
第 13 条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し	86
第 6 章 特約の解除	
第 14 条 重大事由による特約の解除	86
第 15 条 加入限度額超過による特約の解除	87
第 7 章 特約の取消しおよび無効	
第 16 条 詐欺による特約の取消し	87
第 17 条 不法取得目的による特約の無効	87
第 8 章 特約の失効	
第 18 条 特約の失効	87
第 9 章 保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者	
第 19 条 保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者	88
第 10 章 特約の契約関係者の変更	
第 20 条 特約の保険契約者の変更等	88
第 21 条 遺言による特約死亡保険金受取人の変更	89
第 22 条 特約死亡保険金受取人の死亡	89
第 11 章 特約の変更	
第 23 条 基本契約の変更に伴う特約の変更	89
第 24 条 特約保険金額の減額変更	90
第 25 条 特約保険金の支払額通算の特則	90
第 12 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第 26 条 特約の加入年齢の計算	90
第 27 条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	90
第 13 章 特約の解約	
第 28 条 保険契約者による特約の解約	91
第 29 条 特約保険金受取人による特約の存続	91
第 14 章 特約の返戻金の支払	
第 30 条 特約の返戻金の支払	91
第 15 章 特約の復活	
第 31 条 特約の復活	92

第 32 条 特約の復活の責任開始の時	92
第 33 条 特約の復活の効果	93
第 16 章 特約契約者配当	
第 34 条 特約契約者配当金	93
第 17 章 譲渡禁止	
第 35 条 譲渡禁止	93
第 18 章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第 36 条 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	93
第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第 37 条 特約保険金等の請求および支払時期等	94
第 38 条 被保険者が死亡した場合の傷害保険金の請求の取扱い	94
第 39 条 消滅時効の援用	95
第 20 章 契約内容の登録	
第 40 条 契約内容の登録	95
第 21 章 特則	
第 41 条 中途付加の場合の特則	96
第 42 条 特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則	96
第 43 条 基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合の特則	97
第 44 条 基本契約に傷害入院特約等が付加されている場合の特則	97
別表 1 対象となる不慮の事故	
別表 2 身体障害等級表	
別表 3 加重障害における傷害保険金額	
別表 4 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表 5 必要書類	

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (特約の付加)

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、保険期間または年金支払期間を有期とする基本契約に付加することができます。

## 第 2 章 特約保険金の支払

### 第 2 条 (特約保険金の支払)

(1)この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
死亡保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[1]</sup> この特約の保険期間中に不慮の事故（別表 1）により傷害を受け、この特約の保険期間中にその傷害を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に死亡したとき	特約基準保険金額 <sup>[2]</sup>	特約死亡保険金受取人
傷害保険金	①被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[1]</sup> この特約の保険期間中に不慮の事故（別表 1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に身体障害の状態 <sup>[3]</sup> になったとき <sup>[4]</sup> 。ただし、被保険者がその事故の日からその日を含めて 4 日以内に死亡したとき <sup>[5]</sup> は、傷害保険金を支払いません。	特約基準保険金額 <sup>[2]</sup> × 身体障害等級表（別表 2）に定める身体障害の状態に応じた支払割合	被保険者 <sup>[6]</sup>

	②①の場合において、1の不慮の事故（別表1）により身体の同一部位に生じた2以上の身体障害があるときまたは身体障害が身体の同一部位にすでに生じている身体障害に加重して生じたものであるときは、加重障害における傷害保険金額（別表3）に定めるところにより、傷害保険金を支払います。	
--	--	--

(2)被保険者が年齢<sup>[7]</sup>6歳に達する前に不慮の事故（別表1）により傷害を受けたときは、死亡保険金または傷害保険金の支払額は、次のとおりとします。

被保険者の事故当時の年齢 <sup>[7]</sup>	支払額
3歳に満たないとき	死亡保険金または傷害保険金の支払額×50%
6歳に満たないとき	死亡保険金または傷害保険金の支払額×80%

#### 備考（第2条）

- [1]「責任開始時以後」とは、第8条（特約の責任開始の時）または第41条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。  
 [2]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。  
 [3]「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の身体障害の状態をいいます。  
 [4]責任開始時にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。  
 [5]この特約の保険期間中に死亡したときに限ります。  
 [6]傷害保険金の特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。  
 [7]本条の被保険者の「年齢」は、満年齢で計算します。この場合において、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。

### 第3条（特約保険金の支払限度）

特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>をもって限度とします。<sup>[2]</sup>

#### 備考（第3条）

- [1]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。  
 [2]特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、第2条（特約保険金の支払）に定める特約保険金の支払額を支払うことができないことがあります。この場合、特約基準保険金額を限度として支払います。

### 第4条（死亡保険金等を支払わない場合等）

(1)被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)の死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した場合には、その死亡保険金または傷害保険金を支払いません。<sup>[1]</sup>

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ②基本契約において特定された死亡保険金受取人<sup>[2]</sup>の故意または重大な過失<sup>[3]</sup>
- ③被保険者の犯罪行為
- ④被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

(2)基本契約において特定された死亡保険金受取人<sup>[2]</sup>が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、会社は、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の特約の積立金<sup>[4]</sup>を保険契約者に支払います。

(3)被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)の死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した場合で、その原因によりその死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または傷害保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。

- ①地震、噴火または津波
- ②戦争その他の変乱

#### 備考（第4条）

- [1]死亡保険金を支払わない場合は、第30条（特約の返戻金の支払）に基づき特約の返戻金を支払います。

- [2] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [3] 死亡保険金の支払事由に限りです。
- [4] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。

## 第5条（特約死亡保険金受取人）

- (1) 特約死亡保険金受取人は、被保険者が不慮の事故（別表1）により傷害を受けた時に死亡したとした場合の次に定める者とします。

この特約が付加された基本契約の保険種類	特約死亡保険金受取人
普通定期保険 普通養老保険 特別養老保険 特定養老保険 学資保険 育英年金付学資保険	この特約が付加された基本契約において死亡保険金受取人となるべき者
長寿支援保険（低解約返戻金型） 即時定期年金保険 据置定期年金保険	特定された特約死亡保険金受取人 <sup>[1]</sup>
夫婦保険	基本契約における配偶者である被保険者（基本契約における配偶者である被保険者がいないときまたは基本契約における配偶者である被保険者が故意に主たる被保険者を死亡させたときは、主たる被保険者の遺族とします。）

- (2) 本条(1)の遺族は、次のとおりとします。

順位	遺族
①	被保険者の配偶者 <sup>[2]</sup>
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
⑧	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

- (3) 胎児である子または孫は、本条(2)の適用については、すでに生まれたものとみなします。
- (4) 本条(3)は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。
- (5) 本条(2)の遺族が2人以上いるときは、本条(2)の順位が先の者を本条(1)の特約死亡保険金受取人とします。
- (6) 遺族であって故意に被保険者、本条(2)の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条(1)の特約死亡保険金受取人となることができません。
- (7) 本条(1)の夫婦保険にかかる特約死亡保険金受取人がいないときは、特約死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。
- (8) 本条(7)により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(7)により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
- (9) 本条(5)(7)(8)により特約死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

### 備考（第5条）

- [1] 「特定された特約死亡保険金受取人」とは、長寿支援保険（低解約返戻金型）、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約に付加されたこの特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約死亡保険金受取人をいいます。また、第20条（特約の保険契約者の変更等）(2)(3)(4)または第21条（遺言による特約死亡保険金受取人の変更）により特約死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の特約死亡保険金受取人をいいます。なお、保険契約者以外の者を特約死亡保険金受取人とすることはできません。
- [2] 「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

## 第3章 特約保険料の払込免除

### 第6条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

- (1)基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
- (2)本条(1)にかかわらず、基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。
- ①この特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>に生じたものであるとき
  - ②この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害であるとき
- (3)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その払込免除は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[3]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ①医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
  - ②健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

#### 備考（第6条）

- [1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2]「責任開始時前」とは、第8条（特約の責任開始の時）または第41条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。
- [3]「責任開始時以後」とは、第8条（特約の責任開始の時）または第41条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

### 第7条（身体障害による特約保険料の払込免除）

- (1)被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、身体障害の状態<sup>[1]</sup>となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
①基本保険料 <sup>[2]</sup> の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[3]</sup> に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき <sup>[4]</sup>	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 <sup>[5]</sup> の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
②この特約が長寿支援保険（低解約返戻金型）または据置定期年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[3]</sup> に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき <sup>[4]</sup>	

- (2)被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態<sup>[1]</sup>になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態<sup>[1]</sup>になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ①地震、噴火または津波
- ②戦争その他の変乱

#### 備考（第7条）

- [1]「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。
- [2]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [3]「責任開始時以後」とは、第8条（特約の責任開始の時）または第41条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [4]責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。
- [5]「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

## 第4章 特約の責任開始

### 第8条（特約の責任開始の時）

- (1)基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。
- (2)本条(1)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。<sup>[1]</sup>
- (3)この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4)本条(1)の特約の責任開始の時から本条(2)の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。
- ①第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由の発生
  - ②第7条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除
  - ③第14条（重大事由による特約の解除）または第15条（加入限度額超過による特約の解除）の特約の解除
- (5)本条(4)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、本条(4)のこの特約の契約日と同一とします。
- (6)会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。
- (7)この特約は、会社が本条(6)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考（第8条）

[1] 主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日に変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。

### 第9条（保険証券）

保険証券には、主約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ①支払事由
- ②特約保険金の額

## 第5章 特約保険料の払込み

### 第10条（特約保険料の払込み）

- (1)特約保険料は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込方法（経路）に従い、基本保険料<sup>[1]</sup>と合わせて同一月分を払い込んでください。
- (2)特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込時期および猶予期間と同一とします。
- (3)基本保険料<sup>[1]</sup>の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条(1)にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4)本条(3)の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。

#### 備考（第10条）

[1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

### 第11条（特約保険料の振替貸付）

基本保険料<sup>[1]</sup>について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料<sup>[1]</sup>と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。<sup>[2]</sup>

#### 備考（第11条）

[1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2] この場合、基本保険料と特約保険料の合計額が、この特約が付加された基本契約と特約の解約返戻金額の合計額のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内であることを必要とします。

## 第 12 条（特約保険料の前納払込み）

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。<sup>[1]</sup>この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
- (2) 本条 (1) により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に特約保険料の払込みに充当します。
- (3) 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。
- (4) 本条 (1) により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条 (4) の請求をしようとするときは、必要書類（別表 5）を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。

### 備考（第 12 条）

- [1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第 13 条（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

- (1) 特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- ① 特約の消滅
  - ② 特約保険料の払込免除
  - ③ 特約の保険期間または保険料払込期間の短縮
  - ④ 特約保険料額の減額
  - ⑤ 特約の保険料払済契約への変更
- (2) 本条 (1) の特約保険料を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしたときは、保険契約者に払い戻します。

### 備考（第 13 条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

## 第 6 章 特約の解除

### 第 14 条（重大事由による特約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
  - ② 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社がこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
  - ③ この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為<sup>[2]</sup>があった場合
  - ④ 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
    - ア. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に該当すると認められること
    - イ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ウ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>を不当に利用していると認められること
    - エ. 保険契約者または特約死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力<sup>[3]</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - オ. その他反社会的勢力<sup>[3]</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - ⑤ この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除



されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合

(2)会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。

①その特約保険金<sup>[4]</sup>を支払いません。また、すでにその特約保険金<sup>[4]</sup>の支払をしたときは、その返還を請求することができます。

②特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

(3)本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(4)本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

(5)第30条(特約の返戻金の支払)にかかわらず、本条(1)④により特約を解除した場合で、死亡保険金の一部の特約死亡保険金受取人に対して本条(2)①を適用し死亡保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない死亡保険金に対する部分については第30条(特約の返戻金の支払)を適用し、その部分に対する返戻金を保険契約者に支払います。

#### 備考(第14条)

[1]「事故招致」には、未遂を含みます。

[2]「詐欺行為」には、未遂を含みます。

[3]「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

[4]本条(1)④のみに該当した場合で、本条(1)④ア. からオ. までは該当したのが特約死亡保険金受取人のみであり、その特約死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の特約死亡保険金受取人であるときは、死亡保険金のうち、その特約死亡保険金受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。

### 第15条(加入限度額超過による特約の解除)

(1)会社は、特約の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超える場合<sup>[2]</sup>には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。

(2)本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(3)本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

#### 備考(第15条)

[1]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。

[2]「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

## 第7章 特約の取消しおよび無効

### 第16条(詐欺による特約の取消し)

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

### 第17条(不法取得目的による特約の無効)

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

## 第8章 特約の失効

### 第18条(特約の失効)

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- ①基本契約がその効力を失ったとき
- ②保険契約者が第2回以降の特約保険料を払い込まないで第2回以降の特約保険料の猶予期間<sup>[1]</sup>を経過したとき
- ③特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- ④第23条（基本契約の変更に伴う特約の変更）により特約基準保険金額<sup>[2]</sup>が変更された場合<sup>[3]</sup>において、変更後の特約基準保険金額<sup>[2]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- ⑤夫婦保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が死亡したとき<sup>[4]</sup>

#### 備考（第18条）

- [1]「猶予期間」とは、第10条（特約保険料の払込み）(2)の猶予期間をいいます。
- [2]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [3]次の場合を除きます。
- (1)年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合
  - (2)貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合
- [4]夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。

## 第9章 保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者

### 第19条（保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者）

- (1)この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
- (2)この特約について特約死亡保険金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の特約死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (3)本条(2)の場合において、この特約の特約死亡保険金受取人がこの特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人と同じ者となる場合は、その基本契約について死亡保険金受取人の代表者となった者は、この特約においても特約死亡保険金受取人の代表者となるものとします。
- (4)特約死亡保険金受取人が本条(2)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (5)本条(1)(2)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者または特約死亡保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または特約死亡保険金受取人に対しても、その効力を有します。
- (6)この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

#### 備考（第19条）

- [1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第10章 特約の契約関係者の変更

### 第20条（特約の保険契約者の変更等）

- (1)この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2)この特約が長寿支援保険（低解約返戻金型）、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約に付加された場合においては、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社<sup>[1]</sup>に対する通知により、特約死亡保険金受取人を保険契約者に変更することができます。
- (3)保険契約者が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (4)本条(2)の通知が会社<sup>[1]</sup>に到達した場合には、特約死亡保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社<sup>[1]</sup>に到達する前に変更前の特約死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5)主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

#### 備考（第20条）

- [1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第 21 条（遺言による特約死亡保険金受取人の変更）

- (1)この特約が長寿支援保険（低解約返戻金型）、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約に付加された場合においては、第 20 条（特約の保険契約者の変更等）(2)に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金受取人を保険契約者に変更することができます。
- (2)本条 (1) の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- (3)本条 (1)(2) による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社<sup>[1]</sup>に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- (4)保険契約者の相続人が本条 (3) の通知をしようとするときは、必要書類（別表 5）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。

### 備考（第 21 条）

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第 22 条（特約死亡保険金受取人の死亡）

- (1)長寿支援保険（低解約返戻金型）、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約に付加された特約において、特約死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、新たな特約死亡保険金受取人は、被保険者の遺族とします。<sup>[1]</sup>
- (2)本条 (1) の遺族は、次のとおりとします。

順位	遺族
①	被保険者の配偶者 <sup>[2]</sup>
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
⑧	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

- (3)胎児である子または孫は、本条 (2) の適用については、すでに生まれたものとみなします。
- (4)本条 (3) は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。
- (5)本条 (2) の遺族が 2 人以上いるときは、本条 (2) の順位が先の者を本条 (1) の特約死亡保険金受取人とします。
- (6)遺族であって故意に被保険者、本条 (2) の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条 (1) の特約死亡保険金受取人となることはできません。
- (7)本条 (2) の遺族がないときは、特定された特約死亡保険金受取人<sup>[3]</sup>の死亡時の法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。
- (8)本条 (7) により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条 (7) により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
- (9)本条 (5)(7)(8) により特約死亡保険金受取人となった者が同じ順位に 2 人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

### 備考（第 22 条）

[1] 特定された特約死亡保険金受取人がいないときも、本条(1)の者を特約死亡保険金受取人とします。

[2] 「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

[3] 「特定された特約死亡保険金受取人」とは、長寿支援保険（低解約返戻金型）、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約に付加されたこの特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約死亡保険金受取人をいいます。また、第 20 条（特約の保険契約者の変更等）(2)(3)(4)または第 21 条（遺言による特約死亡保険金受取人の変更）により特約死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の特約死亡保険金受取人をいいます。なお、保険契約者以外の者を特約死亡保険金受取人とすることはできません。

## 第 11 章 特約の変更

### 第 23 条（基本契約の変更に伴う特約の変更）

- (1)基本契約の変更に伴う特約の変更（別表 4）の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2)本条 (1) の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。

- (3)本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更(別表4)に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4)本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

## 第24条(特約保険金額の減額変更)

- (1)特約保険料の払込方法(回数)を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2)保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ①特約保険料が払込免除となっているとき
  - ②減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
  - ③減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が10万円の倍数でないとき
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表5)を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (4)本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[4]</sup>に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生じます。
- (5)月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6)本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

### 備考(第24条)

- [1]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。
- [2]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [4]「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

## 第25条(特約保険金の支払額通算の特則)

第23条(基本契約の変更に伴う特約の変更)および第24条(特約保険金額の減額変更)により、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が変更された場合において、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第3条(特約保険金の支払限度)による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>に対する変更後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の割合により変更されたものとします。

### 備考(第25条)

- [1]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。

## 第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

### 第26条(特約の加入年齢の計算)

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

### 第27条(年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い)

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、この特約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したもとして、会社の定める計算方法により、加入限度額<sup>[1]</sup>を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

### 備考(第27条)

- [1]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。

## 第13章 特約の解約

### 第28条 (保険契約者による特約の解約)

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類(別表5)を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[3]</sup>に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に、その効力を生じます。
- (4) 月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約は効力を生じません。
- (5) 本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

#### 備考(第28条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

### 第29条 (特約保険金受取人による特約の存続)

- (1) 債権者等<sup>[1]</sup>による特約の解約は、解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時にいて次のすべてを満たす特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等<sup>[1]</sup>に支払うべき金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払い、かつ会社<sup>[2]</sup>にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- ② 保険契約者でないこと
- (3) 特約保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類(別表5)を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (4) 本条(1)の解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日以後、その解約の効力が生じたまたは本条(2)により効力が生じなくなるまでの間に、死亡保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条(2)の金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等<sup>[1]</sup>に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金受取人に支払います。

#### 備考(第29条)

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第14章 特約の返戻金の支払

### 第30条 (特約の返戻金の支払)

この特約の返戻金<sup>[1]</sup>については、次のとおりとします。

特約の返戻金を支払う場合	特約の返戻金の額	特約の返戻金の受取人
① 被保険者の死亡 <sup>[2]</sup>	特約の積立金 <sup>[4]</sup> の額。ただし、主約款の規定によりその基本契約の解約返戻金の額 <sup>[5]</sup> の返戻金を支払うときは、会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	ア. 基本契約の死亡保険金を支払う場合は死亡保険金受取人。ただし、保険契約者が特約の返戻金を受け取る意思を表示したときは保険契約者
② 死亡保険金の免責事由 <sup>[3]</sup> の該当		イ. 基本契約の死亡保険金を支払う場合以外の場合は保険契約者

③特約保険金の支払額がその限度に達したとき <sup>[6]</sup>	特約の積立金 <sup>[4]</sup> の額	保険契約者
④この特約の解除	会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	
⑤第 28 条（保険契約者による特約の解約）の解約の通知		
⑥この特約の失効 <sup>[7]</sup>		
⑦この特約の変更 <sup>[8]</sup>		

#### 備考（第 30 条）

- [1] 特約の返戻金がある場合に限りします。
- [2] 本条①の「被保険者の死亡」は、以下のいずれかに該当する場合に限りします。
- (1) 死亡保険金の支払事由に該当しない場合
  - (2) 死亡保険金が支払われる場合
  - (3) 被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合（夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。）
- [3] 「免責事由」とは、第 4 条（死亡保険金等を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。
- [4] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。
- [5] 「基本契約の解約返戻金の額」とは、会社の定める計算方法により、基本契約の経過した年月数により算出した額とします。
- [6] 死亡保険金が支払われる場合を除きます。
- [7] 次のいずれかによりこの特約が失効したときを除きます。
- (1) 本条①の「被保険者の死亡」に該当したとき
  - (2) 本条②の「死亡保険金の免責事由の該当」に該当したとき
  - (3) 本条③の「特約保険金の支払額がその限度に達したとき」に該当したとき
- [8] 特約基準保険金額または特約保険料額が変更されるものに限りします。ただし、年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いによる基本契約の変更に伴うものを除きます。

## 第 15 章 特約の復活

### 第 31 条（特約の復活）

- (1) 第 18 条（特約の失効）②の場合、保険契約者は、特約の失効後 1 年以内に限り、会社の承諾を得て、その特約を復活することができます。この場合において、この特約が基本契約の失効と同時に失効したときは、この特約は基本契約の復活に併せて復活することを必要とします。
- (2) 次の場合には、本条 (1) の復活をすることができません。
- ① 特約の返戻金の支払の請求があったとき
  - ② 復活した場合の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超えるとき<sup>[2]</sup>
  - ③ この特約の失効と同時に失効した他の特約をすでに復活しているとき
- (3) 保険契約者が本条 (1) の復活をしようとするときは、必要書類（別表 5）を会社<sup>[3]</sup>に提出して申し込んでください。
- (4) 本条 (3) の場合、保険契約者は、特約復活払込金<sup>[4]</sup>を払い込んでください。

#### 備考（第 31 条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

### 第 32 条（特約の復活の責任開始の時）

- (1) この特約が付加された基本契約の復活に併せてこの特約を復活する場合において、この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。
- (2) 特約のみ復活する場合において、会社は、次の時から復活後の特約上の責任を負います。

復活の申込みの承諾と特約復活払込金の受領の前後関係	責任開始の時
①会社が、この特約の復活の申込みを承諾した後に特約復活払込金 <sup>[1]</sup> を受け取った場合	特約復活払込金 <sup>[1]</sup> を受け取った時
②会社が、特約復活払込金 <sup>[1]</sup> を受け取った後にこの特約の復活の申込みを承諾した場合	特約復活払込金 <sup>[1]</sup> を受け取った時。ただし、この特約と同時に復活する無配当総合医療特約または無配当総合医療特約（R04）の被保険者に関する告知 <sup>[2]</sup> の前に受け取った場合には、その告知の時

(3)本条(1)(2)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。

(4)会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

(5)この特約の復活は、会社が本条(4)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考(第32条)

[1]「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

[2]「被保険者に関する告知」とは、無配当総合医療特約条項第18条(告知義務)または無配当総合医療特約(R04)条項第18条(告知義務)の告知をいいます。

### 第33条(特約の復活の効果)

(1)この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

(2)本条(1)にかかわらず、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故(別表1)により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。

## 第16章 特約契約者配当

### 第34条(特約契約者配当金)

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

## 第17章 譲渡禁止

### 第35条(譲渡禁止)

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

## 第18章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い

### 第36条(保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い)

(1)この特約が付加された基本契約において保険金等<sup>[1]</sup>を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等<sup>[2]</sup>があるときは、それらの支払金額から差し引きます。

(2)第2条(特約保険金の支払)の特約保険金の支払事由が発生した場合または第6条(基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除)もしくは第7条(身体障害による特約保険料の払込免除)の特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、この特約に関し第1回特約保険料が払い込まれていないときは、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込みを免除しません。

#### 備考(第36条)

[1]「保険金等」とは、次のものをいいます。

- (1)死亡保険金
- (2)満期保険金
- (3)年金
- (4)返戻金
- (5)契約者配当金(主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により支払われる契約者配当金を除きます。)
- (6)払い戻す基本保険料

[2]「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1)未払特約保険料

(2)次により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。）

- ①第23条（基本契約の変更に伴う特約の変更）(4)
  - ②第24条（特約保険金額の減額変更）(6)
  - ③第28条（保険契約者による特約の解約）(5)
- (3)その他会社が弁済を受けるべき金額

## 第19章 特約保険金等の請求および支払時期等

### 第37条（特約保険金等の請求および支払時期等）

- (1)保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[1]</sup>に通知してください。
- (2)保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表5）を会社<sup>[1]</sup>に提出して特約保険金等<sup>[2]</sup>または特約保険料の払込免除を請求してください。
- (3)特約保険金等<sup>[2]</sup>は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社<sup>[1]</sup>で支払います。
- (4)特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時まで<sup>[1]</sup>に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認<sup>[3]</sup>を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
①特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第2条（特約保険金の支払）所定の支払事由に該当する事実の有無
②特約保険金の免責事由 <sup>[4]</sup> に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項、第14条（重大事由による特約の解除）(1)④ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- (5)本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。
  - ①本条(4)②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
  - ②本条(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
  - ③本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6)本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき<sup>[5]</sup>は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等<sup>[2]</sup>は支払いません。
- (7)特約保険料の払込免除については、本条(3)(4)(5)(6)の規定を準用します。
- (8)会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

#### 備考（第37条）

- [1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2]「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。
- [3]「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4]「免責事由」とは、第4条（死亡保険金等を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。
- [5]会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

### 第38条（被保険者が死亡した場合の傷害保険金の請求の取扱い）

- (1)被保険者が死亡した場合における傷害保険金の支払の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次に該当する1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
  - ①この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）



## ②①に該当する者がいない場合

この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求人の範囲内にある者とします。）

## ③①②に該当する者がいない場合

配偶者

## ④①②③に該当する者がいない場合

法定相続人の協議により定めた者

(2)本条(1)により、会社が、傷害保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその傷害保険金の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

(3)故意に傷害保険金の支払事由を生じさせた者は、本条(1)の代表者としての取扱いを受けることができません。

### 第39条（消滅時効の援用）

特約保険金等<sup>[1]</sup>の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利を行使することができる時から3年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

#### 備考（第39条）

[1]「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

## 第20章 契約内容の登録

### 第40条（契約内容の登録）

(1)会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

②死亡保険金の金額

③特約の契約日<sup>[1]</sup>

④当会社名

(2)本条(1)の登録の期間は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年（特約の契約日<sup>[1]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

(3)協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)により登録された被保険者について、保険契約<sup>[2]</sup>の申込み<sup>[3]</sup>を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

(4)各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に保険契約<sup>[2]</sup>の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を保険契約<sup>[2]</sup>の承諾<sup>[4]</sup>の判断の参考とすることができるものとします。

(5)各生命保険会社等は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年（特約の契約日<sup>[5]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約<sup>[2]</sup>について死亡保険金または高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

(6)各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾<sup>[4]</sup>の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

(7)協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

(8)保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

(9)本条(3)(4)(5)において、被保険者、保険契約<sup>[2]</sup>、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

#### 備考（第40条）

[1] 特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。

[2] 本条(3)(4)(5)の「保険契約」とは、死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。

[3] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

[4] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

[5] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

## 第21章 特則

### 第41条（中途付加の場合の特則）

(1)基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
①会社が、この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料 <sup>[1]</sup> を受け取った場合	第1回特約保険料 <sup>[1]</sup> を受け取った時
②会社が、第1回特約保険料相当額 <sup>[2]</sup> を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	第1回特約保険料相当額 <sup>[2]</sup> を受け取った時。ただし、この特約と同時に付加する無配当総合医療特約（R04）の被保険者に関する告知 <sup>[3]</sup> の前に受け取った場合には、その告知の時

(2)本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。

(3)この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。

(4)会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券に特約中途付加の旨を記載してその保険証券を保険契約者に交付します。

(5)この特約は、会社が本条(4)の保険証券を発した時に成立するものとします。

(6)基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>が、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。

(7)基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日<sup>[6]</sup>が、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[7]</sup>と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[7]</sup>をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。

(8)この特約を基本契約<sup>[8]</sup>の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第26条（特約の加入年齢の計算）にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

#### 備考（第41条）

[1] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第1回特約保険料」は一時払特約保険料とします。

[2] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第1回特約保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。

[3] 「被保険者に関する告知」とは、無配当総合医療特約（R04）条項第18条（告知義務）の告知をいいます。

[4] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[5] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[6] 「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

[7] 「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

[8] 即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。

### 第42条（特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則）

(1)特約復活払込金<sup>[1]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第32条（特約の復活の責任開始の時）の特約復活払込金<sup>[1]</sup>を受け取った時とします。また、基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第41条（中途付加の場合の特則）の第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を受け取った時とします。

① 保険契約者が会社の定める決済方法の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時

② 保険契約者が特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込んだ際に、その受領書等が作成された時

(2)本条(1)にかかわらず、会社の定める決済方法により特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>の払込みはなかったものとします。

① 会社が決済事業者<sup>[3]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと

② 決済事業者<sup>[3]</sup>がその利用者<sup>[4]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと

(3)会社は、本条(1)により払い込まれた特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

#### 備考(第42条)

- [1]「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [2]「第1回特約保険料」には、第1回特約保険料相当額を含みます。また、特約保険料の払込方法(回数)を一時払とする特約の場合、「第1回特約保険料」は一時払特約保険料(一時払特約保険料相当額を含みます。)とします。
- [3]会社の指定した決済事業者とします。
- [4]会社の指定した決済方法により、特約復活払込金または第1回特約保険料を払い込む利用者としてします。

### 第43条(基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合の特則)

- (1)この特約が付加された基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合において、保険契約者が基本保険料の復活払込金<sup>[1]</sup>について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金<sup>[2]</sup>についても、分割払込みを請求してください。
- (2)本条(1)の場合には、この特約が付加された基本契約の復活払込金の分割払込みの規定を準用します。この場合において、基本契約の復活払込金の分割払込みの規定中「分割払込金」とあるのは「特約分割払込金」と、「保険料」とあるのは「特約保険料」と読み替えます。

#### 備考(第43条)

- [1]「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額をいいます。
- [2]「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

### 第44条(基本契約に傷害入院特約等が付加されている場合の特則)

- (1)この特約が付加された基本契約に傷害入院特約、疾病入院特約、疾病傷害入院特約、無配当傷害入院特約または無配当疾病傷害入院特約(以下「傷害入院特約等」といいます。)が付加されている場合において、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込免除後に傷害入院特約等の特約保険料をこの特約の特約保険料と合わせて払い込むときは、傷害入院特約等の払い込む特約保険料は、傷害入院特約等の特約条項の規定にかかわらず、1年以上を前納する必要はありません。
- (2)この特約が付加された基本契約に傷害入院特約、疾病入院特約または疾病傷害入院特約が付加されている場合において、この特約の返戻金を基本契約の死亡保険金受取人に支払う場合にあつては、傷害入院特約、疾病入院特約または疾病傷害入院特約の特約条項の規定にかかわらず、それらの特約の返戻金<sup>[2][3]</sup>を基本契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、保険契約者がそれらの特約の返戻金<sup>[2][3]</sup>を受け取る意思を表示したときは保険契約者に支払います。

#### 備考(第44条)

- [1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2]傷害入院特約、疾病入院特約または疾病傷害入院特約の特約条項の規定により、特約の返戻金がある場合に限りです。
- [3]被保険者の死亡(被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合(夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。))による返戻金に限りです。

## 別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2のものとし（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
3 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目 (基本分類コード)	除外するもの
1 交通事故 (V 01 ~ V 99)	
2 不慮の損傷のその他の外因 (W 00 ~ X 59)	
・転倒・転落 (W 00 ~ W 19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 20 ~ W 49)	・騒音への曝露 <sup>[1]</sup> (W 42) ・振動への曝露 <sup>[1]</sup> (W 43)
・生物による機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 50 ~ W 64)	
・不慮の溺死および溺水 (W 65 ~ W 74)	
・その他の不慮の窒息 (W 75 ~ W 84)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん<嚥><吸引> (W 78)、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引> (W 79)、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引> (W 80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 <sup>[1]</sup> (W 85 ~ W 99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 <sup>[1]</sup> (高山病等) (W 94)
・煙、火および火災への曝露 <sup>[1]</sup> (X 00 ~ X 09)	
・熱および高温物質との接触 (X 10 ~ X 19)	
・有毒動植物との接触 (X 20 ~ X 29)	
・自然の力への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30 ~ X 39)	・自然の過度の高温への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30) 中の気象条件によるもの (熱中症、日射病、熱射病等)

	・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 <sup>[1][2][3]</sup> (X 40～X 49)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
	・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X 50～X 57)	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X 50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（乗り物酔い等） (X 51) ・無重力環境への長期滞在 (X 52) ・飢餓、渇
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 <sup>[1]</sup> (X 58～X 59)	
3	加害にもとづく傷害および死亡 (X 85～Y 09)	
4	法的介入および戦争行為 (Y 35～Y 36)	・合法的処刑 (Y 35.5)
5	内科的および外科的ケアの合併症 (Y 40～Y 84)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y 40～Y 59）によるもの <sup>[3]</sup>	
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y 60～Y 69)	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y 70～Y 82) によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y 83～Y 84)	

## 備考（別表1）

[1] 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

[2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

[3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

## 別表2 身体障害等級表

(1)身体障害の状態、障害等級および支払割合は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考	支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの	(1)視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2)「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。	100%
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のはとることができないものをいいます。	

	3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。	
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
	6 両上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(3)「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(4)「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
	8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
	9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>		
	10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>		
	12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
	13 両下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1)聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2)「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。	70%
	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。	
	22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。	

	23 1 上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	24 1 上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
	25 10 手指を失ったもの またはその用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	26 10 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	27 1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	28 1 下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1)視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。	50%
	41 1眼が失明したもの	(2)「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。	
	42 両耳の聴力レベルがいずれも69デシベル以上になったもので、かつ、第2級の20に該当しないもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。	
	43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。	
	44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。	
	45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1)「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の上着を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2)「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	46 1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	

	47 1手の5手指を失ったもの、第1指(母指)および第2指(示指)を失ったものまたは第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	48 1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	49 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
	50 10足指を失ったものまたは10足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあつては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあつては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。	
	51 10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
第4級	60 両眼に著しい視野狭窄を残すものまたは両眼視において著しく視野が欠損したもの	(1)「著しい視野狭窄を残すもの」とは、視野の角度が10度以内になったものをいいます。 (2)「著しく視野を欠損したもの」とは、両眼視において視野の8方向の角度の合計が正常両眼視において視野のその合計の50パーセント以下になったものをいいます。	30%
	61 1耳の聴力を全く失ったもの	(1)聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2)「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。	
	62 平衡機能に障害を残すもの	(3)「平衡機能に障害を残すもの」とは、内耳の損傷による平衡機能障害のため、開眼して直線を歩行中10m以内で転倒し、または著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないものをいいます。	
	63 鼻を欠損し、その機能に障害を残すもの	(1)「鼻を欠損したもの」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損したものをいいます。 (2)「鼻の機能に障害を残すもの」とは、両側の鼻呼吸に障害を生じ、または両側のきゅう覚を脱失したものをいいます。	
	64 1上肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	65 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
	66 1上肢に仮関節を残すもの	「仮関節を残すもの」とは、上腕骨に仮関節を残すものまたは前腕骨の橈骨と尺骨の両方に仮関節を残すものをいいます。	



	67 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったもの、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含み2手指を失ったものまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	68 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったものまたは第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含み2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	69 1下肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	70 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
	71 1下肢に仮関節を残すもの	「仮関節を残すもの」とは、大腿骨または脛骨に仮関節を残すものをいいます。	
	72 1下肢を5cm以上短縮したもの	下肢の短縮は、腸骨前上棘と内くるぶし下端との距離を測り、健側の下肢のそれと比較して、短縮の長さを算出するものとします。	
	73 1足の5足指を失ったものまたは5足指の用を全く永久に失ったもの	(1)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあつては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあつては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。	
第5級	80 両眼視において著しい複視が生じるもの	「著しい複視が生じるもの」とは、正面視において複視が生じるものをいいます。	10%
	81 鼻の機能に障害を残すもの	「鼻の機能に障害を残すもの」とは、両側の鼻呼吸に障害を生じ、または両側のきゅう覚を脱失したものをいいます。	
	82 味覚を全く失ったもの	「味覚を全く失ったもの」とは、試験紙および薬物による検査結果が無反応であるものをいいます。	
	83 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	84 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	

85 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったものまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあっては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
86 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
87 1下肢を3cm以上短縮したもの	下肢の短縮は、腸骨前上棘と内くるぶし下端との距離を測り、健側の下肢のそれと比較して、短縮の長さを算出するものとします。
88 1足の第1足指または他の4足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
89 1足の第1足指を含み3足指または4足指の用を全く永久に失ったもの	「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。

(2)(1)の表に掲げる支払割合は、手指の障害にあっては通算して70%、足指の障害にあっては通算して50%をもって限度とします。

#### 備考(別表2)

[1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。

[2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限りません。

### 別表3 加重障害における傷害保険金額

(1) 1の不慮の事故により身体の同一部位に生じた2以上の身体障害があるときにおける傷害保険金額は、これらの身体障害が該当する障害等級のうち最も上位のもの<sup>[1]</sup>に応ずる支払割合を特約基準保険金額<sup>[2]</sup>に乗じて得た額とします。

(2) 不慮の事故により身体障害が身体の同一部位にすでに存在する身体障害に加重して生じたものであるときにおける傷害保険金額は、加重の結果生じた身体障害の状態に応じた傷害保険金額からすでに存在する身体障害について傷害保険金を支払うこととした場合に支払うべき傷害保険金額を差し引いた額とします。

(3)(2)の場合において、すでに存在する身体障害もしくは加重の結果生じた身体障害が2以上あるときは、(2)のすでに存在する身体障害もしくは加重の結果生じた身体障害の状態に応じた傷害保険金額については、(1)により計算します。

(4)(1)(2)の身体の同一部位は、次のとおりとします。

- ① 1上肢については、肩関節以下を同一部位とします。
- ② 1下肢については、股関節以下を同一部位とします。
- ③ 眼については、両眼を同一部位とします。
- ④ 耳については、両耳を同一部位とします。
- ⑤ 身体障害等級表に定める第1級の2、第2級の21、第3級の43および第5級の82の身体障害については、口および咽喉を同一部位とします。
- ⑥ 身体障害等級表に定める第1級の3、第2級の22および第3級の44の身体障害については、精神、神経および胸腹部臓器を同一部位とします。

#### 備考(別表3)

[1] これらの身体障害が該当する障害等級が同一のときは、その障害等級とします。

[2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。

## 別表4 基本契約の変更に伴う特約の変更

- (1)第23条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
- ①年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険期間または保険料払込期間の終期が変更されたとき
  - ②年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額<sup>[1]</sup>が減額更正されたとき
  - ③保険料払済契約への変更があったとき
  - ④基本契約の保険期間が短縮されたとき
  - ⑤基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき
  - ⑥基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき
  - ⑦据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき
  - ⑧即時型の年金保険への変更があったとき
  - ⑨①から⑧までのほか、基本契約の保険金額または年金額<sup>[2]</sup>が減額されたとき
- (2)基本契約について、(1)③の事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (3)基本契約について、(1)④から⑧までのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間または保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間<sup>[3]</sup>または保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、(1)⑧の事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (4)基本契約について、(1)の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

## 備考（別表4）

- [1] 長寿支援保険（低解約返戻金型）または年金保険の基本契約の場合は、年金額とします。  
 [2] 育英年金額を除きます。  
 [3] 年金保険の基本契約の場合は、年金支払期間とします。

## 別表5 必要書類

- (1)特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。
- ①特約保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払 (第2条関係)	特約死亡保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本）</li> <li>3 会社所定の医師の死亡証明書</li> <li>4 被保険者の死亡が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</li> <li>5 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>6 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>7 保険証券</li> </ol>
傷害保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</li> <li>5 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>7 保険証券</li> </ol>

②特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除(第7条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

③特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
解除もしくは解約または失効による特約の返戻金の支払(第30条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡(第30条に該当する場合に限ります。)による特約の返戻金の支払(第30条関係)	保険契約者または基本契約の死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本) 3 保険契約者または基本契約の死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

④その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し(第12条関係)	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し(第13条関係)	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約死亡保険金受取人の代表者の指定(その変更を含む。)(第19条関係)	特約死亡保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
会社への通知による特約死亡保険金受取人の変更(第20条関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
遺言による特約死亡保険金受取人の変更(第21条関係)	保険契約者の相続人	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の戸籍抄本 3 保険契約者の遺言書 4 保険証券
特約保険金額の減額変更(第24条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特約の解約(第28条関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

特約保険金受取人による特約の存続（第29条関係）	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の通知書</li> <li>2 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類</li> <li>4 保険証券</li> </ol>
特約の復活（第31条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の申込書</li> <li>2 保険証券</li> </ol>

(2) 会社は、(1) の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1) にかかわらず、(1) の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1) の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者および特約死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする特約の場合、保険契約者である団体がこの特約の特約保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等<sup>[1]</sup>として被保険者または死亡退職金等<sup>[1]</sup>の受給者に支払うときは、その特約保険金の支払請求の際、次の①②の書類の提出も必要とします。

① 被保険者または死亡退職金等<sup>[1]</sup>の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等<sup>[1]</sup>の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。）

② 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

#### 備考（別表5）

[1] 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

# 無配当傷害医療特約（R04）条項

（令和4年4月1日制定）

## 目次

### 第1章 総則

第1条 特約の付加…………… 109

### 第2章 特約保険金の支払

第2条 特約保険金の支払…………… 109

第3条 特約保険金の支払限度…………… 111

第4条 2回以上入院した場合の取扱い…………… 112

第5条 2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い…………… 112

第6条 2以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い…………… 112

第7条 特約保険金を支払わない場合等…………… 113

### 第3章 特約保険料の払込免除

第8条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除…………… 113

第9条 身体障害による特約保険料の払込免除…………… 113

### 第4章 特約の責任開始

第10条 特約の責任開始の時…………… 114

第11条 保険証券…………… 115

### 第5章 特約保険料の払込み

第12条 特約保険料の払込み…………… 115

第13条 特約保険料の振替貸付…………… 115

第14条 特約保険料の前納払込み…………… 115

第15条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し…………… 115

### 第6章 特約の解除

第16条 重大事由による特約の解除…………… 116

第17条 加入限度額超過による特約の解除…………… 116

### 第7章 特約の取消しおよび無効

第18条 詐欺による特約の取消し…………… 117

第19条 不法取得目的による特約の無効…………… 117

### 第8章 特約の失効

第20条 特約の失効…………… 117

### 第9章 保険契約者の代表者

第21条 保険契約者の代表者…………… 117

### 第10章 特約の契約関係者の変更

第22条 特約の保険契約者の変更…………… 118

### 第11章 特約の変更

第23条 基本契約の変更に伴う特約の変更…………… 118

第24条 特約保険金額の減額変更…………… 118

第25条 特約保険金の支払額通算の特則…………… 118

### 第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第26条 特約の加入年齢の計算…………… 119

第27条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い…………… 119

### 第13章 特約の解約

第28条 保険契約者による特約の解約…………… 119

第29条 特約保険金受取人による特約の存続…………… 119

### 第14章 特約の返戻金の支払

第30条 特約の返戻金の支払…………… 120

第15章 特約の復活	
第31条 特約の復活	120
第32条 特約の復活の責任開始の時	121
第33条 特約の復活の効果	121
第16章 特約契約者配当	
第34条 特約契約者配当金	121
第17章 譲渡禁止	
第35条 譲渡禁止	121
第18章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第36条 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	121
第19章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第37条 特約保険金等の請求および支払時期等	122
第38条 被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い	122
第39条 消滅時効の援用	123
第20章 契約内容の登録	
第40条 契約内容の登録	123
第21章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更	
第41条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更	124
第22章 特則	
第42条 中途付加の場合の特則	124
第43条 特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則	125
第44条 基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合の特則	125
第45条 基本契約に災害特約が付加されている場合の特則	125
別表1 対象となる不慮の事故	
別表2 身体障害等級表	
別表3 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表4 公的医療保険制度	
別表5 医科診療報酬点数表	
別表6 歯科診療報酬点数表	
別表7 先進医療	
別表8 必要書類	

## 第1章 総則

### 第1条（特約の付加）

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、保険期間または年金支払期間を有期とする基本契約に付加することができます。

## 第2章 特約保険金の支払

### 第2条（特約保険金の支払）

(1)この特約の入院保険金および入院一時金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ①この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> この特約の保険期間中に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする入院 <sup>[1]</sup> であること	入院 <sup>[1]</sup> 1日について 特約基準保険金額 <sup>[7]</sup> × 1.0/1000	被保険者 <sup>[8]</sup>

	② 不慮の事故（別表1）の日から3年以内に開始した入院 <sup>[1]</sup> であること ③ この特約の保険期間中の入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[3]</sup> ④ 治療を目的とした入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[4]</sup> ⑤ 病院または診療所 <sup>[5]</sup> への入院 <sup>[1]</sup> であること ⑥ 入院期間の日数が1日以上であること <sup>[6]</sup>	
入院一時金	次の①②のいずれにも該当したとき（入院保険金に加えて支払います。） ① 被保険者が入院保険金の支払われる入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ② 1回の入院 <sup>[1]</sup> について、①の入院 <sup>[1]</sup> の日数が1日、30日、60日、90日、120日の各日数に達したとき	特約基準保険金額 <sup>[7]</sup> × 1.0/1000 × 20

(2)この特約の手術保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
手術保険金	<p>被保険者が、この特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>この特約の保険期間中に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所<sup>[5]</sup>において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした手術<sup>[9]</sup>を保険期間中に受けたとき。ただし、不慮の事故（別表1）の日から3年以内に受けた手術に限ります。</p> <p>① 公的医療保険制度（別表4）における医科診療報酬点数表（別表5）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている手術（公的医療保険制度（別表4）における歯科診療報酬点数表（別表6）（以下「歯科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。）。ただし、次に掲げるものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理            イ. デブリードマン            ウ. 皮膚切開術            エ. 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術            オ. 外耳道異物除去術            カ. 鼻内異物摘出術            キ. 内視鏡下鼻腔手術（鼻腔内手術）            ク. 抜歯手術</p> <p>② 先進医療（別表7）に該当する施術（診断および検査を直接の目的とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による施術を除きます。）</p>	特約基準保険金額 <sup>[7]</sup> × 1.0/1000 × 10	被保険者 <sup>[8]</sup>



(3)この特約の放射線治療保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
放射線治療保険金	被保険者が、この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> この特約の保険期間中に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所 <sup>[5]</sup> において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした施術（以下「放射線治療」といいます。）を保険期間中に受けたとき。ただし、不慮の事故（別表1）の日から3年以内に開始した施術に限ります。 ① 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術（歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術のうち医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術を含みます。） ② 先進医療（別表7）に該当する放射線照射または温熱療法による施術	特約基準保険金額 <sup>[7]</sup> × 1.0/1000 × 10	被保険者 <sup>[8]</sup>

(4)この特約の特約保険金の支払額については、次のとおりとします。

- ① 入院保険金の支払額は、それぞれの入院日における特約基準保険金額<sup>[7]</sup>に応じて計算します。
- ② 入院一時金の支払額は、支払事由に該当した日における特約基準保険金額<sup>[7]</sup>に応じて計算します。
- ③ 手術保険金の支払額は、手術を受けた日<sup>[10]</sup>における特約基準保険金額<sup>[7]</sup>に応じて計算します。
- ④ 放射線治療保険金の支払額は、放射線治療を受けた日<sup>[11]</sup>における特約基準保険金額<sup>[7]</sup>に応じて計算します。

#### 備考（第2条）

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。
- [2] 「責任開始時以後」とは、第10条（特約の責任開始の時）または第42条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [3] 次のいずれかの日以前に開始した入院がその日以後も継続している場合は、その入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
  - (1) この特約の保険期間満了の日
  - (2) 普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の重度障害による保険金の支払の規定によりこの特約が消滅した日
- [4] 治療を目的とした入院には、美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院、臓器等の移植に伴う臓器等提供を直接の目的とする入院、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表4）において保険給付の対象とならない入院などは該当しません。
- [5] 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
  - (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、手術保険金および放射線治療保険金にかかる規定においては、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。
  - (2) (1)の場合と同等の日本国外にある医療施設
- [6] 入院期間の日数が1日となる入院とは、入院のうち、入院日と退院日が同一である場合（日帰り入院）をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
- [7] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [8] 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- [9] 治療を直接の目的とした手術には、美容整形上の手術、臓器等の移植に伴う臓器等提供者として受ける手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表4）において保険給付の対象とならない手術などは該当しません。
- [10] 1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- [11] 1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。

### 第3条（特約保険金の支払限度）

- (1) 特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>をもって限度とします。<sup>[2]</sup>
- (2) 入院保険金の支払額は、1回の入院<sup>[3]</sup>については、120日分をもってその限度とします。<sup>[4]</sup>
- (3) 入院一時金の支払回数は、次のとおりとします。
  - ① 1回の入院<sup>[3]</sup>については、5回をもってその限度とします。<sup>[2]</sup>
  - ② この特約の保険期間を通じて、20回をもってその限度とします。<sup>[2]</sup>

**備考（第3条）**

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [2] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、第2条（特約保険金の支払）に定める特約保険金の支払額を支払うことができないことがあります。この場合、特約基準保険金額を限度として支払います。
- [3] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。
- [4] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、120日分を支払うことができないことがあります。この場合、本条(1)に基づき、特約基準保険金額を限度として支払います。

**第4条（2回以上入院した場合の取扱い）**

被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(1)の入院保険金の支払事由に該当する入院<sup>[1]</sup>を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院<sup>[1]</sup>とみなし、各入院<sup>[1]</sup>について日数を合算して入院保険金および入院一時金の支払に関する規定を適用します。ただし、入院保険金の支払われることとなった最終の入院<sup>[1]</sup>の退院日から60日を経過した後に開始した入院<sup>[1]</sup>については、新たな入院<sup>[1]</sup>とみなします。

**備考（第4条）**

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

**第5条（2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い）**

支払うべき入院保険金が2以上の原因による入院保険金である場合には、その重複した入院期間については、会社は、重複して入院保険金を支払いません。この場合においては、入院一時金も重複しては支払いません。

**第6条（2以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い）**

- (1) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(2)の手術保険金の支払事由に該当する手術を同一の日<sup>[1]</sup>に2以上受けたときは、これらの手術のうちいずれか1の手術に限り手術保険金を支払います。
- (2) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(2)の手術保険金の支払事由に該当する同一の手術を2以上受けた場合で、かつ、その2以上受けた手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術であるときは、第2条（特約保険金の支払）(2)の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの手術（以下「一連の手術」といいます。）については、次のとおり取扱いします。
- ① 一連の手術のうち最初の手術を受けた日<sup>[1]</sup>からその日を含めて60日間を同一手術期間とします。
  - ② 同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日<sup>[1]</sup>からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。
  - ③ 各同一手術期間中に受けた一連の手術については、各同一手術期間中に受けた一連の手術のうちいずれか1の手術に限り手術保険金をそれぞれ支払います。
- (3) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(2)の手術保険金の支払事由に該当する手術を受けた場合において、その手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術であるときは、第2条（特約保険金の支払）(2)の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、その手術の開始日についてのみ手術保険金を支払います。
- (4) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を同一の日<sup>[2]</sup>に2以上受けたときは、これらの放射線治療のうち、いずれか1の放射線治療に限り放射線治療保険金を支払います。
- (5) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を受けた場合において、その放射線治療が放射線を常時照射する治療<sup>[3]</sup>であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として放射線治療保険金を支払います。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
- (6) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を2以上受けた場合には、第2条（特約保険金の支払）(3)の放射線治療保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、放射線治療保険金が支払われることとなった最終の放射線治療を受けた日<sup>[2]</sup>からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療保険金を支払いません。

**備考 (第6条)**

- [1] 1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。  
 [2] 1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。  
 [3] 「放射線を常時照射する治療」とは、放射性物質の体内への埋込、投与等により、放射線を絶えず照射し続ける治療をいいます。

**第7条 (特約保険金を支払わない場合等)**

- (1) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条 (特約保険金の支払) の特約保険金の支払事由に該当した場合には、特約保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - ② 被保険者の犯罪行為
  - ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
  - ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
  - ⑦ 原因の如何を問わず、頸部症候群 (いわゆる「むちうち症」) または腰痛でいずれも他覚所見がないもの
- (2) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条 (特約保険金の支払) の特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
  - ② 戦争その他の変乱

**第3章 特約保険料の払込免除****第8条 (基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除)**

- (1) 基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
- (2) 本条 (1) にかかわらず、基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。
- ① この特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>に生じたものであるとき
  - ② この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故 (別表1) により受けた傷害であるとき
- (3) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その払込免除は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[3]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条 (1) を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
  - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

**備考 (第8条)**

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。  
 [2] 「責任開始時前」とは、第10条 (特約の責任開始の時) または第42条 (中途付加の場合の特則) の特約の責任開始の時前をいいます。  
 [3] 「責任開始時以後」とは、第10条 (特約の責任開始の時) または第42条 (中途付加の場合の特則) の特約の責任開始の時以後をいいます。

**第9条 (身体障害による特約保険料の払込免除)**

- (1) 被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、身体障害の状態<sup>[1]</sup>となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故 (別表1) により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
<p>① 基本保険料<sup>[2]</sup>の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後<sup>[3]</sup>に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態<sup>[1]</sup>になったとき<sup>[4]</sup></p> <p>② この特約が長寿支援保険（低解約返戻金型）または据置定期年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後<sup>[3]</sup>に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態<sup>[1]</sup>になったとき<sup>[4]</sup></p>	<p>被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態<sup>[1]</sup>になったとき</p> <p>ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人<sup>[5]</sup>の故意または重大な過失</p> <p>イ. 被保険者の犯罪行為</p> <p>ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

(2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態<sup>[1]</sup>になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態<sup>[1]</sup>になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

#### 備考（第9条）

- [1] 「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。
- [2] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [3] 「責任開始時以後」とは、第10条（特約の責任開始の時）または第42条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [4] 責任開始時にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。
- [5] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

## 第4章 特約の責任開始

### 第10条（特約の責任開始の時）

- (1) 基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。<sup>[1]</sup>
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 本条(1)の特約の責任開始の時から本条(2)の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。
  - ① 第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払
  - ② 第9条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除
  - ③ 第16条（重大事由による特約の解除）または第17条（加入限度額超過による特約の解除）の特約の解除
- (5) 本条(4)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、本条(4)のこの特約の契約日と同一とします。
- (6) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。
- (7) この特約は、会社が本条(6)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考（第10条）

- [1] 主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日に変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。

## 第 11 条（保険証券）

保険証券には、主約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ① 支払事由
- ② 特約保険金の額

## 第 5 章 特約保険料の払込み

### 第 12 条（特約保険料の払込み）

- (1) 特約保険料は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込方法（経路）に従い、基本保険料<sup>[1]</sup>と合わせて同一月分を払い込んでください。
- (2) 特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込時期および猶予期間と同一とします。
- (3) 基本保険料<sup>[1]</sup>の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条 (1) にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4) 本条 (3) の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。

#### 備考（第 12 条）

[1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

### 第 13 条（特約保険料の振替貸付）

基本保険料<sup>[1]</sup>について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料<sup>[1]</sup>と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。<sup>[2]</sup>

#### 備考（第 13 条）

[1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2] この場合、基本保険料と特約保険料の合計額が、この特約が付加された基本契約と特約の解約返戻金額の合計額のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内であることを必要とします。

### 第 14 条（特約保険料の前納払込み）

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。<sup>[1]</sup>この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
- (2) 本条 (1) により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に特約保険料の払込みに充当します。
- (3) 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。
- (4) 本条 (1) により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めたときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条 (4) の請求をしようとするときは、必要書類（別表 8）を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。

#### 備考（第 14 条）

[1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。

[2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

[3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

### 第 15 条（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

- (1) 特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
  - ① 特約の消滅
  - ② 特約保険料の払込免除
  - ③ 特約の保険期間または保険料払込期間の短縮
  - ④ 特約保険料額の減額
  - ⑤ 特約の保険料払済契約への変更

(2)本条 (1) の特約保険料を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしたときは、保険契約者に払い戻します。

#### 備考 (第 15 条)

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

## 第 6 章 特約の解除

### 第 16 条 (重大事由による特約の解除)

(1)会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
- ② 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
- ③ この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為<sup>[2]</sup>があった場合
- ④ 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
  - ア. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に該当すると認められること
  - イ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ウ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>を不当に利用していると認められること
  - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力<sup>[3]</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - オ. その他反社会的勢力<sup>[3]</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ⑤ この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合

(2)会社は、本条 (1) の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条 (1) の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。

- ① その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

(3)本条 (1) による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(4)本条 (3) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

#### 備考 (第 16 条)

[1] 「事故招致」には、未遂を含みます。

[2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

[3] 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

### 第 17 条 (加入限度額超過による特約の解除)

(1)会社は、特約の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超える場合<sup>[2]</sup>には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。

(2)本条 (1) による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(3)本条 (2) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

**備考（第17条）**

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

**第7章 特約の取消しおよび無効****第18条（詐欺による特約の取消し）**

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

**第19条（不法取得目的による特約の無効）**

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

**第8章 特約の失効****第20条（特約の失効）**

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- ①基本契約がその効力を失ったとき
- ②保険契約者が第2回以降の特約保険料を払い込まないで第2回以降の特約保険料の猶予期間<sup>[1]</sup>を経過したとき
- ③特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- ④第23条（基本契約の変更に伴う特約の変更）により特約基準保険金額<sup>[2]</sup>が変更された場合<sup>[3]</sup>において、変更後の特約基準保険金額<sup>[2]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- ⑤夫婦保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が死亡したとき<sup>[4]</sup>

**備考（第20条）**

- [1] 「猶予期間」とは、第12条（特約保険料の払込み）(2)の猶予期間をいいます。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [3] 次の場合を除きます。
- (1)年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合
  - (2)貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合
- [4] 夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。

**第9章 保険契約者の代表者****第21条（保険契約者の代表者）**

- (1)この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
- (2)本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の1人に対して会社がした行為は、他の保険契約者に対しても、その効力を有します。
- (3)この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

## 第10章 特約の契約関係者の変更

### 第22条 (特約の保険契約者の変更)

- (1)この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2)主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

## 第11章 特約の変更

### 第23条 (基本契約の変更に伴う特約の変更)

- (1)基本契約の変更に伴う特約の変更(別表3)の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2)本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3)本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更(別表3)に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4)本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

### 第24条 (特約保険金額の減額変更)

- (1)特約保険料の払込方法(回数)を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2)保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
  - ①特約保険料が払込免除となっているとき
  - ②減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
  - ③減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が10万円の倍数でないとき
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表8)を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (4)本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[4]</sup>に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生じます。
- (5)月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6)本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

#### 備考(第24条)

- [1]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。
- [2]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [4]「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

### 第25条 (特約保険金の支払額通算の特則)

第23条(基本契約の変更に伴う特約の変更)および第24条(特約保険金額の減額変更)により、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が変更された場合において、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第3条(特約保険金の支払限度)(1)による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>に対する変更後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の割合により変更されたものとします。

#### 備考(第25条)

- [1]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。



## 第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

### 第26条 (特約の加入年齢の計算)

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

### 第27条 (年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い)

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、この特約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したもものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額<sup>[1]</sup>を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

#### 備考 (第27条)

[1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。

## 第13章 特約の解約

### 第28条 (保険契約者による特約の解約)

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類(別表8)を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[3]</sup>に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に、その効力を生じます。
- (4) 月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約は効力を生じません。
- (5) 本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

#### 備考 (第28条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

### 第29条 (特約保険金受取人による特約の存続)

- (1) 債権者等<sup>[1]</sup>による特約の解約は、解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時において保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等<sup>[1]</sup>に支払うべき金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払い、かつ会社<sup>[2]</sup>にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- (3) 特約保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類(別表8)を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。

#### 備考 (第29条)

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第14章 特約の返戻金の支払

### 第30条 (特約の返戻金の支払)

この特約の返戻金<sup>[1]</sup>については、次のとおりとします。

特約の返戻金を支払う場合	特約の返戻金の額	特約の返戻金の受取人
①被保険者の死亡 <sup>[2]</sup>	特約の積立金 <sup>[3]</sup> の額。ただし、主約款の規定によりその基本契約の解約返戻金の額 <sup>[4]</sup> の返戻金を支払うときは、会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	ア. 基本契約の死亡保険金を支払う場合は死亡保険金受取人。ただし、保険契約者が特約の返戻金を受け取る意思を表示したときは保険契約者 イ. 基本契約の死亡保険金を支払う場合以外の場合は保険契約者
②この特約の解除	会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	保険契約者
③第28条(保険契約者による特約の解約)の解約の通知		
④この特約の失効 <sup>[5]</sup>		
⑤この特約の変更 <sup>[6]</sup>		
⑥特約保険金の支払額がその限度に達したとき		

#### 備考 (第30条)

- [1] 特約の返戻金がある場合に限り、  
 [2] 被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合(夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。)を含みます。  
 [3] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。  
 [4] 「基本契約の解約返戻金の額」とは、会社の定める計算方法により、基本契約の経過した年月数により算出した額とします。  
 [5] 次のいずれかによりこの特約が失効したときを除きます。  
 (1)本条①の「被保険者の死亡」に該当したとき  
 (2)本条⑥の「特約保険金の支払額がその限度に達したとき」に該当したとき  
 [6] 特約基準保険金額または特約保険料額が変更されるものに限り、ただし、年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いによる基本契約の変更に伴うものを除きます。

## 第15章 特約の復活

### 第31条 (特約の復活)

- (1)第20条(特約の失効)②の場合、保険契約者は、特約の失効後1年以内に限り、会社の承諾を得て、その特約を復活することができます。この場合において、この特約が基本契約の失効と同時に失効したときは、この特約は基本契約の復活に併せて復活することを必要とします。  
 (2)次の場合には、本条(1)の復活をすることができません。  
 ①特約の返戻金の支払の請求があったとき  
 ②復活した場合の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超えるとき<sup>[2]</sup>  
 ③この特約の失効と同時に失効した他の特約をすでに復活しているとき  
 (3)保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類(別表8)を会社<sup>[3]</sup>に提出して申し込んでください。  
 (4)本条(3)の場合、保険契約者は、特約復活払込金<sup>[4]</sup>を払い込んでください。

#### 備考 (第31条)

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。  
 [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。  
 [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。  
 [4] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

## 第 32 条 (特約の復活の責任開始の時)

- (1)この特約が付加された基本契約の復活に併せてこの特約を復活する場合において、この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。
- (2)特約のみ復活する場合において、会社が、この特約の復活の申込みを承諾したときは、会社は、特約復活払込金<sup>[1]</sup>を受け取った時から復活後の特約上の責任を負います。
- (3)本条 (1)(2) の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。
- (4)会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。
- (5)この特約の復活は、会社が本条 (4) の保険証券を発した時に成立するものとします。

### 備考 (第 32 条)

[1]「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

## 第 33 条 (特約の復活の効果)

- (1)この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。
- (2)本条 (1) にかかわらず、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故 (別表 1) により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。

## 第 16 章 特約契約者配当

### 第 34 条 (特約契約者配当金)

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

## 第 17 章 譲渡禁止

### 第 35 条 (譲渡禁止)

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

## 第 18 章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い

### 第 36 条 (保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い)

- (1)この特約が付加された基本契約において保険金等<sup>[1]</sup>を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等<sup>[2]</sup>があるときは、それらの支払金額から差し引きます。
- (2)第 2 条 (特約保険金の支払) の特約保険金の支払事由が発生した場合または第 8 条 (基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除) もしくは第 9 条 (身体障害による特約保険料の払込免除) の特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、この特約に関し第 1 回特約保険料が払い込まれていないときは、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込みを免除しません。

### 備考 (第 36 条)

[1]「保険金等」とは、次のものをいいます。

- (1)死亡保険金
- (2)満期保険金
- (3)年金
- (4)返戻金
- (5)契約者配当金 (主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により支払われる契約者配当金を除きます。)
- (6)払い戻す基本保険料

[2]「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1)未払特約保険料
- (2)次により会社が返還を受けるべき特約の返戻金 (特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。)
- ① 第 23 条 (基本契約の変更に伴う特約の変更) (4)
- ② 第 24 条 (特約保険金額の減額変更) (6)
- ③ 第 28 条 (保険契約者による特約の解約) (5)
- (3)その他会社が弁済を受けるべき金額

## 第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等

### 第 37 条 (特約保険金等の請求および支払時期等)

- (1) 保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[1]</sup>に通知してください。
- (2) 保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表 8）を会社<sup>[1]</sup>に提出して特約保険金等<sup>[2]</sup>または特約保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 特約保険金等<sup>[2]</sup>は、本条 (2) の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、会社<sup>[1]</sup>で支払います。
- (4) 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までには会社<sup>[1]</sup>に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認<sup>[3]</sup>を行います。この場合には、本条 (3) にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第 2 条（特約保険金の支払）所定の支払事由に該当する事実の有無
② 特約保険金の免責事由 <sup>[4]</sup> に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項、第 16 条（重大事由による特約の解除）(1) ④ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- (5) 本条 (4) の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条 (3)(4) にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180 日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。
- ① 本条 (4) ②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180 日
  - ② 本条 (4) に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180 日
  - ③ 本条 (4) に定める事項についての日本国外における調査 180 日
- (6) 本条 (4)(5) の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき<sup>[5]</sup>は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の滞りの責任を負わず、その間は特約保険金等<sup>[2]</sup>は支払いません。
- (7) 特約保険料の払込免除については、本条 (3)(4)(5)(6) の規定を準用します。
- (8) 会社が支払うべき金額に 1 円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

#### 備考 (第 37 条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。
- [3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4] 「免責事由」とは、第 7 条（特約保険金を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。
- [5] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

### 第 38 条 (被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い)

- (1) 被保険者が死亡した場合における特約保険金の支払の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次に該当する 1 人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
- ① この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
  - ② ①に該当する者がいない場合  
この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求人の範囲内にある者とします。）

③①②に該当する者がいない場合

配偶者

④①②③に該当する者がいない場合

法定相続人の協議により定めた者

(2)本条(1)により、会社が、特約保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその特約保険金の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

(3)故意に特約保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、本条(1)の代表者としての取扱いを受けることができません。

### 第 39 条 (消滅時効の援用)

特約保険金等<sup>[1]</sup>の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利を行使することができる時から3年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

#### 備考 (第 39 条)

[1]「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

## 第 20 章 契約内容の登録

### 第 40 条 (契約内容の登録)

(1)会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

②入院保険金の種類

③入院保険金の日額

④特約の契約日<sup>[1]</sup>

⑤当会社名

(2)本条(1)の登録の期間は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年（特約の契約日<sup>[1]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

(3)協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)により登録された被保険者について、入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の申込み<sup>[3]</sup>を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

(4)各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の承諾<sup>[4]</sup>の判断の参考とすることができるものとします。

(5)各生命保険会社等は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年（特約の契約日<sup>[5]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

(6)各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾<sup>[4]</sup>の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

(7)協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

(8)保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

(9)本条(3)(4)(5)において、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

#### 備考 (第 40 条)

[1] 特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。

[2] 「入院給付金のある特約」には、入院給付金のある保険契約を含みます。

[3] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

[4] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

[5] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

## 第 21 章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更

### 第 41 条 (法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更)

- (1) 会社は、手術保険金または放射線治療保険金（以下本条において「手術保険金等」といいます。）の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術保険金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額<sup>[1]</sup>を変更することなく手術保険金等の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- (2) 本条 (1) により、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更する日の 2 か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

#### 備考 (第 41 条)

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

## 第 22 章 特則

### 第 42 条 (中途付加の場合の特則)

- (1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の申込みを承諾した後に第 1 回特約保険料 <sup>[1]</sup> を受け取った場合	第 1 回特約保険料 <sup>[1]</sup> を受け取った時
② 会社が、第 1 回特約保険料相当額 <sup>[2]</sup> を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	第 1 回特約保険料相当額 <sup>[2]</sup> を受け取った時

- (2) 本条 (1) の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条 (2) の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券に特約中途付加の旨を記載してその保険証券を保険契約者に交付します。
- (5) この特約は、会社が本条 (4) の保険証券を発した時に成立するものとします。
- (6) 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>が、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
- (7) 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>が、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[6]</sup>と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[6]</sup>をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。
- (8) この特約を基本契約<sup>[7]</sup>の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第 26 条（特約の加入年齢の計算）にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

#### 備考 (第 42 条)

- [1] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料」は一時払特約保険料とします。
- [2] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [5] 「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の 1 年ごとの応当日の翌月の 1 日とします。したがって、契約日が 2 月 29 日の場合は、2 月 29 日のない年については、3 月 1 日が年ごとの契約応当日となります。
- [6] 「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の 1 年ごとの応当日の翌月の 1 日とします。したがって、契約日が 2 月 29 日の場合は、2 月 29 日のない年については、3 月 1 日が年ごとの契約応当日となります。
- [7] 即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。

### 第 43 条 (特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則)

- (1) 特約復活払込金<sup>[1]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第 32 条 (特約の復活の責任開始の時) の特約復活払込金<sup>[1]</sup>を受け取った時とします。また、基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第 42 条 (中途付加の場合の特則) の第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>を受け取った時とします。
- ① 保険契約者が会社の定める決済方法の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時
  - ② 保険契約者が特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込んだ際に、その受領書等が作成された時
- (2) 本条 (1) にかかわらず、会社の定める決済方法により特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>の払込みはなかったものとします。
- ① 会社が決済事業者<sup>[3]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと
  - ② 決済事業者<sup>[3]</sup>がその利用者<sup>[4]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条 (1) により払い込まれた特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

#### 備考 (第 43 条)

- [1] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「第 1 回特約保険料」には、第 1 回特約保険料相当額を含みます。また、特約保険料の払込方法 (回数) を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料」は一時払特約保険料 (一時払特約保険料相当額を含みます。) とします。
- [3] 会社の指定した決済事業者とします。
- [4] 会社の指定した決済方法により、特約復活払込金または第 1 回特約保険料を払い込む利用者としてします。

### 第 44 条 (基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合の特則)

- (1) この特約が付加された基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合において、保険契約者が基本保険料の復活払込金<sup>[1]</sup>について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金<sup>[2]</sup>についても、分割払込みを請求してください。
- (2) 本条 (1) の場合には、この特約が付加された基本契約の復活払込金の分割払込みの規定を準用します。この場合において、基本契約の復活払込金の分割払込みの規定中「分割払込金」とあるのは「特約分割払込金」と、「保険料」とあるのは「特約保険料」と読み替えます。

#### 備考 (第 44 条)

- [1] 「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

### 第 45 条 (基本契約に災害特約が付加されている場合の特則)

- (1) この特約が付加された基本契約に災害特約が付加されている場合において、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込免除後に災害特約の特約保険料をこの特約の特約保険料と合わせて払い込むときは、災害特約の払い込む特約保険料は、災害特約条項の規定にかかわらず、1 年分以上を前納する必要はありません。
- (2) この特約が付加された基本契約に災害特約が付加されている場合において、この特約の返戻金を基本契約の死亡保険金受取人に支払う場合にあつては、災害特約条項の規定にかかわらず、その特約の返戻金<sup>[2][3]</sup>を基本契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、保険契約者がその特約の返戻金<sup>[2][3]</sup>を受け取る意思を表示したときは保険契約者に支払います。

#### 備考 (第 45 条)

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 災害特約条項の規定により、特約の返戻金がある場合に限りです。
- [3] 被保険者の死亡 (被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合 (夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。)) を含みます。) による返戻金に限りです。

## 別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2のものとし（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
3 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目 (基本分類コード)	除外するもの
1 交通事故 (V 01 ~ V 99)	
2 不慮の損傷のその他の外因 (W 00 ~ X 59)	
・転倒・転落 (W 00 ~ W 19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 20 ~ W 49)	・騒音への曝露 <sup>[1]</sup> (W 42) ・振動への曝露 <sup>[1]</sup> (W 43)
・生物による機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 50 ~ W 64)	
・不慮の溺死および溺水 (W 65 ~ W 74)	
・その他の不慮の窒息 (W 75 ~ W 84)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん<嚥><吸引> (W 78)、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引> (W 79)、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引> (W 80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 <sup>[1]</sup> (W 85 ~ W 99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 <sup>[1]</sup> (高山病等) (W 94)
・煙、火および火災への曝露 <sup>[1]</sup> (X 00 ~ X 09)	
・熱および高温物質との接触 (X 10 ~ X 19)	
・有毒動植物との接触 (X 20 ~ X 29)	
・自然の力への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30 ~ X 39)	・自然の過度の高温への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30) 中の気象条件によるもの (熱中症、日射病、熱射病等)



・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 <sup>[1][2][3]</sup> (X 40～X 49)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X 50～X 57)	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X 50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（乗り物酔い等） (X 51) ・無重力環境への長期滞在 (X 52) ・飢餓、渇
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 <sup>[1]</sup> (X 58～X 59)	
3 加害にもとづく傷害および死亡 (X 85～Y 09)	
4 法的介入および戦争行為 (Y 35～Y 36)	・合法的処刑 (Y 35.5)
5 内科的および外科的ケアの合併症 (Y 40～Y 84)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y 40～Y 59）によるもの <sup>[3]</sup>	
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y 60～Y 69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y 70～Y 82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y 83～Y 84)	

## 備考（別表1）

[1] 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

[2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

[3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

## 別表2 身体障害等級表

身体障害の状態および障害等級は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考
第1級	1 両眼が失明したもの	(1)視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2)「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
	3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	6 両上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(3)「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(4)「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
	9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	
	10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	
	12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
	13 両下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1)聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2)「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。
	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
	23 1上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	24 1上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。

25 10手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
26 10手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
27 1下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
28 1下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節(股関節、膝関節および足関節をいいます。)全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの
41 1眼が失明したもの	(1)視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2)「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
42 両耳の聴力レベルがいずれも69デシベル以上になったもので、かつ、第2級の20に該当しないもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。
43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1)「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の上着を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2)「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
46 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
47 1手の5手指を失ったもの、第1指(母指)および第2指(示指)を失ったものまたは第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
48 1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
49 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。

50 10 足指を失ったものまたは 10 足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
51 10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。

**備考 (別表2)**

[1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。

[2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。

**別表3 基本契約の変更に伴う特約の変更**

(1)第23条(基本契約の変更に伴う特約の変更)によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。

- ①年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険期間または保険料払込期間の終期が変更されたとき
- ②年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額<sup>[1]</sup>が減額更正されたとき
- ③保険料払済契約への変更があったとき
- ④基本契約の保険期間が短縮されたとき
- ⑤基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき
- ⑥基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき
- ⑦据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき
- ⑧即時型の年金保険への変更があったとき
- ⑨①から⑧までのほか、基本契約の保険金額または年金額<sup>[2]</sup>が減額されたとき

(2)基本契約について、(1)③の事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。

(3)基本契約について、(1)④から⑧までのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間または保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間<sup>[3]</sup>または保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、(1)⑧の事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。

(4)基本契約について、(1)の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

**備考 (別表3)**

[1] 長寿支援保険(低解約返戻金型)または年金保険の基本契約の場合は、年金額とします。

[2] 育英年金額を除きます。

[3] 年金保険の基本契約の場合は、年金支払期間とします。

**別表4 公的医療保険制度**

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ①健康保険法
- ②国民健康保険法
- ③国家公務員共済組合法
- ④地方公務員等共済組合法
- ⑤私立学校教職員共済法
- ⑥船員保険法
- ⑦高齢者の医療の確保に関する法律

**別表5 医科診療報酬点数表**

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

## 別表 6 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

## 別表 7 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、公的医療保険制度（別表 4）の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。

## 別表 8 必要書類

(1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

## ① 特約保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
手術保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
放射線治療保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券

## ② 特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約 保険料の払込免除 (第9条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

③特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
解除もしくは解約または失効による特約の返戻金の支払（第30条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡（第30条①に該当する場合に限ります。）による特約の返戻金の支払（第30条関係）	保険契約者または基本契約の死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者または基本契約の死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

④その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第14条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第15条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金額の減額変更（第24条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特約の解約（第28条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人による特約の存続（第29条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活（第31条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

(2)会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

# 無配当総合医療特約（R04）条項

（令和4年4月1日制定）

## 目次

### 第1章 総則

第1条 特約の付加	134
-----------	-----

### 第2章 特約保険金の支払

第2条 特約保険金の支払	135
第3条 保険事故の特例	137
第4条 特約保険金の支払限度	138
第5条 2回以上入院した場合の取扱い	138
第6条 2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い	138
第7条 2以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い	138
第8条 疾病を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等	139
第9条 不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等	139

### 第3章 特約保険料の払込免除

第10条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除	140
第11条 身体障害による特約保険料の払込免除	140

### 第4章 特約の責任開始

第12条 特約の責任開始の時	141
第13条 保険証券	141

### 第5章 特約保険料の払込み

第14条 特約保険料の払込み	141
第15条 特約保険料の振替貸付	142
第16条 特約保険料の前納払込み	142
第17条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し	142

### 第6章 告知義務および特約の解除

第18条 告知義務	142
第19条 告知義務違反による特約の解除	142
第20条 特約を解除できない場合	143
第21条 重大事由による特約の解除	143
第22条 加入限度額超過による特約の解除	144

### 第7章 特約の取消しおよび無効

第23条 詐欺による特約の取消し	144
第24条 不法取得目的による特約の無効	144

### 第8章 特約の失効

第25条 特約の失効	144
------------	-----

### 第9章 保険契約者の代表者

第26条 保険契約者の代表者	145
----------------	-----

### 第10章 特約の契約関係者の変更

第27条 特約の保険契約者の変更	145
------------------	-----

### 第11章 特約の変更

第28条 基本契約の変更に伴う特約の変更	145
第29条 特約保険金額の減額変更	145
第30条 特約保険金の支払額通算の特則	146

### 第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第31条 特約の加入年齢の計算	146
第32条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	146

### 第13章 特約の解約

第33条 保険契約者による特約の解約	146
第34条 特約保険金受取人による特約の存続	147

第 14 章 特約の返戻金の支払	
第 35 条 特約の返戻金の支払	147
第 15 章 特約の復活	
第 36 条 特約の復活	147
第 37 条 特約の復活の責任開始の時	148
第 38 条 特約の復活の効果	148
第 16 章 特約契約者配当	
第 39 条 特約契約者配当金	149
第 17 章 譲渡禁止	
第 40 条 譲渡禁止	149
第 18 章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第 41 条 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	149
第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第 42 条 特約保険金等の請求および支払時期等	150
第 43 条 被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い	150
第 44 条 消滅時効の援用	151
第 20 章 契約内容の登録	
第 45 条 契約内容の登録	151
第 21 章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更	
第 46 条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更	152
第 22 章 特則	
第 47 条 中途付加の場合の特則	152
第 48 条 基本契約が据置定期年金保険等の場合の特則	153
第 49 条 特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則	153
第 50 条 基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合の特則	154
第 51 条 基本契約に災害特約が付加されている場合の特則	154
別表 1 対象となる不慮の事故	
別表 2 身体障害等級表	
別表 3 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表 4 公的医療保険制度	
別表 5 医科診療報酬点数表	
別表 6 歯科診療報酬点数表	
別表 7 先進医療	
別表 8 必要書類	

## 第 1 章 総則

### 第 1 条（特約の付加）

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、保険期間または年金支払期間を有期とする基本契約に付加することができます。



## 第2章 特約保険金の支払

### 第2条 (特約保険金の支払)

(1)この特約の疾病による入院保険金および入院一時金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ①この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> この特約の保険期間中に生じた次のア. またはイ. のいずれかを直接の原因とする入院 <sup>[1]</sup> であること ア. 疾病 <sup>[3]</sup> イ. 不慮の事故(別表1)により受けた傷害(その事故の日から3年経過後に開始した入院に限ります。) ②この特約の保険期間中の入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[4]</sup> ③治療を目的とした入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[5]</sup> ④病院または診療所 <sup>[6]</sup> への入院 <sup>[1]</sup> であること ⑤入院期間の日数が1日以上であること <sup>[7]</sup>	入院 <sup>[1]</sup> 1日について 特約基準保険金額 <sup>[8]</sup> × 1.0/1000	被保険者 <sup>[9]</sup>
入院一時金	次の①②のいずれにも該当したとき(入院保険金に加えて支払います。) ①被保険者が疾病による入院保険金の支払われる入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ②1回の入院 <sup>[1]</sup> について、①の入院 <sup>[1]</sup> の日数が1日、30日、60日、90日、120日の各日数に達したとき	特約基準保険金額 <sup>[8]</sup> × 1.0/1000 × 20	

(2)この特約の傷害による入院保険金および入院一時金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ①この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> この特約の保険期間中に不慮の事故(別表1)により受けた傷害を直接の原因とする入院 <sup>[1]</sup> であること ②不慮の事故(別表1)の日から3年以内に開始した入院 <sup>[1]</sup> であること ③この特約の保険期間中の入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[4]</sup> ④治療を目的とした入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[5]</sup> ⑤病院または診療所 <sup>[6]</sup> への入院 <sup>[1]</sup> であること ⑥入院期間の日数が1日以上であること <sup>[7]</sup>	入院 <sup>[1]</sup> 1日について 特約基準保険金額 <sup>[8]</sup> × 1.0/1000	被保険者 <sup>[9]</sup>
入院一時金	次の①②のいずれにも該当したとき(入院保険金に加えて支払います。) ①被保険者が傷害による入院保険金の支払われる入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ②1回の入院 <sup>[1]</sup> について、①の入院 <sup>[1]</sup> の日数が1日、30日、60日、90日、120日の各日数に達したとき	特約基準保険金額 <sup>[8]</sup> × 1.0/1000 × 20	

(3)この特約の手術保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
手術保険金	<p>被保険者が、この特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>この特約の保険期間中にかかった疾病<sup>[3]</sup>または不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所<sup>[6]</sup>において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした手術<sup>[10]</sup>を保険期間中に受けたとき</p> <p>①公的医療保険制度（別表4）における医科診療報酬点数表（別表5）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている手術（公的医療保険制度（別表4）における歯科診療報酬点数表（別表6）（以下「歯科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。）。</p> <p>ただし、次に掲げるものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理 イ. デブリードマン ウ. 皮膚切開術 エ. 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 外耳道異物除去術 カ. 鼻内異物摘出術 キ. 内視鏡下鼻腔手術（鼻腔内手術） ク. 抜歯手術</p> <p>②先進医療（別表7）に該当する施術（診断および検査を直接の目的とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による施術を除きます。）</p>	<p>特約基準保険金額<sup>[8]</sup></p> <p>×</p> <p>1.0/1000</p> <p>×</p> <p>10</p>	被保険者 <sup>[9]</sup>

(4)この特約の放射線治療保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
放射線治療保険金	<p>被保険者が、この特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>この特約の保険期間中にかかった疾病<sup>[3]</sup>または不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所<sup>[6]</sup>において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした施術（以下「放射線治療」といいます。）を保険期間中に受けたとき</p> <p>①医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術（歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術のうち医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術を含みます。）</p> <p>②先進医療（別表7）に該当する放射線照射または温熱療法による施術</p>	<p>特約基準保険金額<sup>[8]</sup></p> <p>×</p> <p>1.0/1000</p> <p>×</p> <p>10</p>	被保険者 <sup>[9]</sup>

(5)この特約の特約保険金の支払額については、次のとおりとします。

- ①入院保険金の支払額は、それぞれの入院日における特約基準保険金額<sup>[8]</sup>に応じて計算します。
- ②入院一時金の支払額は、支払事由に該当した日における特約基準保険金額<sup>[8]</sup>に応じて計算します。
- ③手術保険金の支払額は、手術を受けた日<sup>[11]</sup>における特約基準保険金額<sup>[8]</sup>に応じて計算します。
- ④放射線治療保険金の支払額は、放射線治療を受けた日<sup>[12]</sup>における特約基準保険金額<sup>[8]</sup>に応じて計算します。

**備考（第2条）**

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。
- [2] 「責任開始時以後」とは、第12条（特約の責任開始の時）、第47条（中途付加の場合の特則）または第48条（基本契約が据置定期年金保険等の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [3] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。
- [4] 次のいずれかの日以前に開始した入院がその日以後も継続している場合は、その入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。  
 (1) この特約の保険期間満了の日  
 (2) 普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の重度障害による保険金の支払の規定によりこの特約が消滅した日
- [5] 治療を目的とした入院には、美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院、臓器等の移植に伴う臓器等提供を直接の目的とする入院、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表4）において保険給付の対象とならない入院などは該当しません。
- [6] 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。  
 (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、手術保険金および放射線治療保険金にかかる規定においては、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。  
 (2) (1)の場合と同等の日本国外にある医療施設
- [7] 入院期間の日数が1日となる入院とは、入院のうち、入院日と退院日が同一である場合（日帰り入院）をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
- [8] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [9] 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- [10] 治療を直接の目的とした手術には、美容整形上の手術、臓器等の移植に伴う臓器等提供者として受ける手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表4）において保険給付の対象とならない手術などは該当しません。
- [11] 1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- [12] 1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。

**第3条（保険事故の特例）**

- (1) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[1]</sup>にかかった疾病<sup>[2]</sup>または不慮の事故（別表1）<sup>[3]</sup>により受けた傷害を直接の原因として、入院または手術もしくは放射線治療を受けた場合であっても、この特約の責任開始の日<sup>[4]</sup>からその日を含めて2年以上経過した後に入院を開始または手術もしくは放射線治療を受けたときは、その入院または手術もしくは放射線治療はこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)を適用します。
- (2) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[1]</sup>にかかった疾病<sup>[2]</sup>を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>に入院または手術もしくは放射線治療を受けた場合であっても、この特約の締結の際に、その疾病<sup>[2]</sup>の告知があったときは、その入院または手術もしくは放射線治療はこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)を適用します。
- (3) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[1]</sup>にかかった疾病<sup>[2]</sup>を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>に入院または手術もしくは放射線治療を受けた場合であっても、その疾病<sup>[2]</sup>に関して、この特約の責任開始時前<sup>[1]</sup>に、被保険者が次のすべてを満たすときは、その入院または手術もしくは放射線治療はこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)を適用します。ただし、その疾病<sup>[2]</sup>による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。  
 ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと  
 ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

**備考（第3条）**

- [1] 「責任開始時前」とは、第12条（特約の責任開始の時）、第47条（中途付加の場合の特則）または第48条（基本契約が据置定期年金保険等の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。
- [2] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。
- [3] その事故の日から3年経過後に入院を開始または手術もしくは放射線治療を受けた場合に限りです。
- [4] 「責任開始の日」とは、第12条（特約の責任開始の時）、第47条（中途付加の場合の特則）または第48条（基本契約が据置定期年金保険等の場合の特則）の特約の責任開始の時を含む日をいいます。
- [5] 「責任開始時以後」とは、第12条（特約の責任開始の時）、第47条（中途付加の場合の特則）または第48条（基本契約が据置定期年金保険等の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

## 第4条（特約保険金の支払限度）

- (1) 特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>をもって限度とします。<sup>[2]</sup>
- (2) 第2条（特約保険金の支払）(1)の疾病による入院保険金（以下「疾病による入院保険金」といいます。）の支払額は、1回の入院<sup>[3]</sup>については、120日分をもってその限度とします。<sup>[4]</sup>
- (3) 第2条（特約保険金の支払）(2)の傷害による入院保険金（以下「傷害による入院保険金」といいます。）の支払額は、1回の入院<sup>[3]</sup>については、120日分をもってその限度とします。<sup>[4]</sup>
- (4) 第2条（特約保険金の支払）(1)の疾病による入院一時金（以下「疾病による入院一時金」といいます。）または第2条（特約保険金の支払）(2)の傷害による入院一時金（以下「傷害による入院一時金」といいます。）の支払回数は、次のとおりとします。
- ① 1回の入院<sup>[3]</sup>については、それぞれ5回をもってその限度とします。<sup>[2]</sup>
  - ② この特約の保険期間を通じて、それぞれ20回をもってその限度とします。<sup>[2]</sup>

### 備考（第4条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [2] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、第2条（特約保険金の支払）に定める特約保険金の支払額を支払うことができないことがあります。この場合、特約基準保険金額を限度として支払います。
- [3] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。
- [4] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、120日分を支払うことができないことがあります。この場合、本条(1)に基づき、特約基準保険金額を限度として支払います。

## 第5条（2回以上入院した場合の取扱い）

- (1) 被保険者が、疾病による入院保険金の支払事由に該当する入院<sup>[1]</sup>を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院<sup>[1]</sup>とみなし、各入院<sup>[1]</sup>について日数を合算して疾病による入院保険金および疾病による入院一時金の支払に関する規定を適用します。ただし、疾病による入院保険金の支払われることとなった最終の入院<sup>[1]</sup>の退院日から60日を経過した後に開始した入院<sup>[1]</sup>については、新たな入院<sup>[1]</sup>とみなします。
- (2) 被保険者が、傷害による入院保険金の支払事由に該当する入院<sup>[1]</sup>を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院<sup>[1]</sup>とみなし、各入院<sup>[1]</sup>について日数を合算して傷害による入院保険金および傷害による入院一時金の支払に関する規定を適用します。ただし、傷害による入院保険金の支払われることとなった最終の入院<sup>[1]</sup>の退院日から60日を経過した後に開始した入院<sup>[1]</sup>については、新たな入院<sup>[1]</sup>とみなします。

### 備考（第5条）

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

## 第6条（2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い）

- (1) 支払うべき入院保険金が2以上の疾病による入院保険金である場合には、その重複した入院期間については、会社は、重複して疾病による入院保険金を支払いません。この場合においては、疾病による入院一時金も重複しては支払いません。
- (2) 支払うべき入院保険金が2以上の傷害による入院保険金である場合には、その重複した入院期間については、会社は、重複して傷害による入院保険金を支払いません。この場合においては、傷害による入院一時金も重複しては支払いません。
- (3) 支払うべき入院保険金が疾病による入院保険金であり、かつ、傷害による入院保険金であるときは、その重複した入院期間については、疾病による入院保険金を支払わず、傷害による入院保険金を支払います。

## 第7条（2以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い）

- (1) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の手術保険金の支払事由に該当する手術を同一の日<sup>[1]</sup>に2以上受けたときは、これらの手術のうちいずれか1の手術に限り手術保険金を支払います。
- (2) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の手術保険金の支払事由に該当する同一の手術を2以上受けた場合で、かつ、その2以上受けた手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術であるときは、第2条（特約保険金の支払）(3)の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの手術（以下「一連の手術」といいます。）については、次のとおり取り扱います。
- ① 一連の手術のうち最初の手術を受けた日<sup>[1]</sup>からその日を含めて60日間を同一手術期間とします。

- ②同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日<sup>[1]</sup>からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。
- ③各同一手術期間中に受けた一連の手術については、各同一手術期間中に受けた一連の手術のうちいずれか1の手術に限り手術保険金をそれぞれ支払います。
- (3)被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の手術保険金の支払事由に該当する手術を受けた場合において、その手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術であるときは、第2条（特約保険金の支払）(3)の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、その手術の開始日についてのみ手術保険金を支払います。
- (4)被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(4)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を同一の日<sup>[2]</sup>に2以上受けたときは、これらの放射線治療のうち、いずれか1の放射線治療に限り放射線治療保険金を支払います。
- (5)被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(4)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を受けた場合において、その放射線治療が放射線を常時照射する治療<sup>[3]</sup>であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として放射線治療保険金を支払います。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
- (6)被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(4)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を2以上受けた場合には、第2条（特約保険金の支払）(4)の放射線治療保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、放射線治療保険金が支払われることとなった最終の放射線治療を受けた日<sup>[2]</sup>からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療保険金を支払いません。

#### 備考（第7条）

- [1] 1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- [2] 1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。
- [3] 「放射線を常時照射する治療」とは、放射性物質の体内への埋込、投与等により、放射線を絶えず照射し続ける治療をいいます。

### 第8条（疾病を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）

- (1)被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)の疾病を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合には、その特約保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - ② 被保険者の薬物依存<sup>[1]</sup>
  - ③ 原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見がないもの
- (2)被保険者が戦争その他の変乱により第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)の疾病を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により疾病を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。

#### 備考（第8条）

- [1] 「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。

### 第9条（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）

- (1)被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)(2)(3)(4)の不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合には、その特約保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - ② 被保険者の犯罪行為
  - ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
  - ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
  - ⑦ 原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見がないもの
- (2)被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)(2)(3)(4)の不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
  - ② 戦争その他の変乱

### 第3章 特約保険料の払込免除

#### 第10条 (基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除)

- (1)基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
- (2)本条(1)にかかわらず、基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。
- ①この特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>に生じたものであるとき
  - ②この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故(別表1)により受けた傷害であるとき
- (3)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった場合であっても、この特約の締結または復活の際に、その疾病の告知があったときは、その払込免除は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[3]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)を適用します。
- (4)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その払込免除は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[3]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ①医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
  - ②健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

#### 備考(第10条)

- [1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2]「責任開始時前」とは、第12条(特約の責任開始の時)または第47条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時前をいいます。
- [3]「責任開始時以後」とは、第12条(特約の責任開始の時)または第47条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時以後をいいます。

#### 第11条 (身体障害による特約保険料の払込免除)

- (1)被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、身体障害の状態<sup>[1]</sup>となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故(別表1)により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
①基本保険料 <sup>[2]</sup> の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[3]</sup> に、不慮の事故(別表1)により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき <sup>[4]</sup>	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 <sup>[5]</sup> の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為
②この特約が長寿支援保険(低解約返戻金型)または据置定期年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[3]</sup> に、不慮の事故(別表1)により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき <sup>[4]</sup>	ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- (2)被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態<sup>[1]</sup>になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態<sup>[1]</sup>になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ①地震、噴火または津波
- ②戦争その他の変乱

#### 備考(第11条)

- [1]「身体障害の状態」とは、身体障害等級表(別表2)の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。
- [2]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [3]「責任開始時以後」とは、第12条(特約の責任開始の時)、第47条(中途付加の場合の特則)または第48条(基本契約が据置定期年金保険等の場合の特則)の特約の責任開始の時以後をいいます。

- [4] 責任開始時にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。
- [5] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

## 第4章 特約の責任開始

### 第12条（特約の責任開始の時）

- (1)基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。
- (2)本条(1)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。<sup>[1]</sup>
- (3)この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4)本条(1)の特約の責任開始の時から本条(2)の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。
- ①第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払
  - ②第11条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除
  - ③第19条（告知義務違反による特約の解除）、第21条（重大事由による特約の解除）または第22条（加入限度額超過による特約の解除）の特約の解除
- (5)本条(4)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、本条(4)のこの特約の契約日と同一とします。
- (6)会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。
- (7)この特約は、会社が本条(6)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考（第12条）

- [1] 主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日に変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。

### 第13条（保険証券）

保険証券には、主約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ①支払事由
- ②特約保険金の額

## 第5章 特約保険料の払込み

### 第14条（特約保険料の払込み）

- (1)特約保険料は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込方法（経路）に従い、基本保険料<sup>[1]</sup>と合わせて同一月分を払い込んでください。
- (2)特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込時期および猶予期間と同一とします。
- (3)基本保険料<sup>[1]</sup>の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条(1)にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4)本条(3)の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。

#### 備考（第14条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

## 第 15 条（特約保険料の振替貸付）

基本保険料<sup>[1]</sup>について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料<sup>[1]</sup>と同月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。<sup>[2]</sup>

### 備考（第 15 条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。  
 [2] この場合、基本保険料と特約保険料の合計額が、この特約が付加された基本契約と特約の解約返戻金額の合計額のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内であることを必要とします。

## 第 16 条（特約保険料の前納払込み）

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。<sup>[1]</sup> この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。  
 (2) 本条 (1) により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup> に特約保険料の払込みに充当します。  
 (3) 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。  
 (4) 本条 (1) により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。  
 (5) 保険契約者が本条 (4) の請求をしようとするときは、必要書類（別表 8）を会社<sup>[3]</sup> に提出してください。

### 備考（第 16 条）

- [1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。  
 [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。  
 [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第 17 条（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

- (1) 特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- ① 特約の消滅
  - ② 特約保険料の払込免除
  - ③ 特約の保険期間または保険料払込期間の短縮
  - ④ 特約保険料額の減額
  - ⑤ 特約の保険料払済契約への変更
- (2) 本条 (1) の特約保険料を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしたときは、保険契約者に払い戻します。

### 備考（第 17 条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

## 第 6 章 告知義務および特約の解除

### 第 18 条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、その質問表（告知書）により告知してください。

### 第 19 条（告知義務違反による特約の解除）

- (1) 保険契約者または被保険者が、第 18 条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意または重大な過失によって事実を告げず、または事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。



(2)会社は、本条(1)の解除の原因となる事実がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- ①その特約保険金<sup>[1]</sup>を支払いません。また、すでにその特約保険金<sup>[1]</sup>の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- ②特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

(3)本条(2)にかかわらず、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、その特約保険金<sup>[1]</sup>の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金<sup>[1]</sup>を支払い、または特約保険料を払込免除とします。

(4)本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(5)本条(4)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

#### 備考(第19条)

[1] その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。

### 第20条(特約を解除できない場合)

(1)会社は、次のいずれかの場合には、第19条(告知義務違反による特約の解除)による特約の解除をすることができません。

- ①会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知り、または過失によってこれを知らなかったとき
- ②保険媒介者<sup>[1]</sup>が、保険契約者または被保険者が第18条(告知義務)の告知をすることを妨げたとき
- ③保険媒介者<sup>[1]</sup>が、保険契約者または被保険者に対し、第18条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ④会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき
- ⑤この特約がその責任開始の日<sup>[2]</sup>からその日を含めて2年以上継続したとき。ただし、責任開始の日<sup>[2]</sup>からその日を含めて2年を経過する前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、その特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について第19条(告知義務違反による特約の解除)(1)の解除の原因となる事実があるときを除きます。

(2)本条(1)②③の場合において、それぞれに規定する保険媒介者<sup>[1]</sup>の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条(告知義務)の告知の際、会社所定の質問表(告知書)の質問事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条(1)を適用しません。

#### 備考(第20条)

[1] 「保険媒介者」とは、会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。)をいいます。

[2] 「責任開始の日」とは、第12条(特約の責任開始の時)、第47条(中途付加の場合の特則)または第48条(基本契約が据置定期年金保険等の場合の特則)の特約の責任開始の時を含む日をいいます。復活した特約の場合は、第37条(特約の復活の責任開始の時)の特約の復活の責任開始の時を含む日をいいます。

### 第21条(重大事由による特約の解除)

(1)会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ①保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
- ②保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
- ③この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為<sup>[2]</sup>があった場合
- ④保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
  - ア. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に該当すると認められること
  - イ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ウ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>を不当に利用していると認められること
  - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力<sup>[3]</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - オ. その他反社会的勢力<sup>[3]</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

⑤この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合

(2)会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。

- ①その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- ②特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

(3)本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(4)本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

#### 備考(第21条)

[1]「事故招致」には、未遂を含みます。

[2]「詐欺行為」には、未遂を含みます。

[3]「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

### 第22条(加入限度額超過による特約の解除)

(1)会社は、特約の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超える場合<sup>[2]</sup>には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。

(2)本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(3)本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

#### 備考(第22条)

[1]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。

[2]「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

## 第7章 特約の取消しおよび無効

### 第23条(詐欺による特約の取消し)

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

### 第24条(不法取得目的による特約の無効)

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

## 第8章 特約の失効

### 第25条(特約の失効)

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- ①基本契約がその効力を失ったとき
- ②保険契約者が第2回以降の特約保険料を払い込まないで第2回以降の特約保険料の猶予期間<sup>[1]</sup>を経過したとき
- ③特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- ④第28条(基本契約の変更に伴う特約の変更)により特約基準保険金額<sup>[2]</sup>が変更された場合<sup>[3]</sup>において、変更後の特約基準保険金額<sup>[2]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- ⑤夫婦保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が死亡したとき<sup>[4]</sup>

**備考（第25条）**

- [1] 「猶予期間」とは、第14条（特約保険料の払込み）(2)の猶予期間をいいます。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [3] 次の場合を除きます。
- (1) 年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合
  - (2) 貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合
- [4] 夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。

**第9章 保険契約者の代表者****第26条（保険契約者の代表者）**

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の1人に対して会社がした行為は、他の保険契約者に対しても、その効力を有します。
- (3) この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

**第10章 特約の契約関係者の変更****第27条（特約の保険契約者の変更）**

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2) 主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

**第11章 特約の変更****第28条（基本契約の変更に伴う特約の変更）**

- (1) 基本契約の変更に伴う特約の変更（別表3）の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2) 本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3) 本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更（別表3）に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4) 本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

**第29条（特約保険金額の減額変更）**

- (1) 特約保険料の払込方法（回数）を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ① 特約保険料が払込免除となっているとき
  - ② 減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
  - ③ 減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が10万円の倍数でないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[4]</sup>に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生じます。
- (5) 月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

**備考 (第 29 条)**

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [4] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

**第 30 条 (特約保険金の支払額通算の特則)**

第 28 条 (基本契約の変更に伴う特約の変更) および第 29 条 (特約保険金額の減額変更) により、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が変更された場合において、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第 4 条 (特約保険金の支払限度) (1) による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>に対する変更後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の割合により変更されたものとします。

**備考 (第 30 条)**

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

**第 12 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い****第 31 条 (特約の加入年齢の計算)**

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

**第 32 条 (年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い)**

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、この特約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額<sup>[1]</sup>を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

**備考 (第 32 条)**

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。

**第 13 章 特約の解約****第 33 条 (保険契約者による特約の解約)**

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条 (1) の解約をしようとするときは、必要書類 (別表 8) を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (3) 本条 (1) の解約は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[3]</sup>に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に、その効力を生じます。
- (4) 月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>以外の日に解約の通知があった場合において、本条 (3) により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条 (1) の解約はその効力を生じません。
- (5) 本条 (3) により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条 (4) の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

**備考 (第 33 条)**

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

## 第 34 条（特約保険金受取人による特約の存続）

- (1)債権者等<sup>[1]</sup>による特約の解約は、解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2)本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等<sup>[1]</sup>に支払うべき金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払い、かつ会社<sup>[2]</sup>にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- (3)特約保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。

### 備考（第34条）

[1]「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。

[2]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第 14 章 特約の返戻金の支払

### 第 35 条（特約の返戻金の支払）

この特約の返戻金<sup>[1]</sup>については、次のとおりとします。

特約の返戻金を支払う場合	特約の返戻金の額	特約の返戻金の受取人
①被保険者の死亡 <sup>[2]</sup>	特約の積立金 <sup>[3]</sup> の額。ただし、主約款の規定によりその基本契約の解約返戻金の額 <sup>[4]</sup> の返戻金を支払うときは、会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	ア. 基本契約の死亡保険金を支払う場合は死亡保険金受取人。ただし、保険契約者が特約の返戻金を受け取る意思を表示したときは保険契約者 イ. 基本契約の死亡保険金を支払う場合以外の場合は保険契約者
②この特約の解除	会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	保険契約者
③第33条（保険契約者による特約の解約）の解約の通知		
④この特約の失効 <sup>[5]</sup>		
⑤この特約の変更 <sup>[6]</sup>		
⑥特約保険金の支払額がその限度に達したとき	特約の積立金 <sup>[3]</sup> の額	

### 備考（第35条）

- [1] 特約の返戻金がある場合に限りま。
- [2] 被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合（夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。）を含みます。
- [3] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。
- [4] 「基本契約の解約返戻金の額」とは、会社の定める計算方法により、基本契約の経過した年月数により算出した額とします。
- [5] 次のいずれかによりこの特約が失効したときを除きます。  
 (1)本条①の「被保険者の死亡」に該当したとき  
 (2)本条⑥の「特約保険金の支払額がその限度に達したとき」に該当したとき
- [6] 特約基準保険金額または特約保険料額が変更されるものに限りま。ただし、年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いによる基本契約の変更に伴うものを除きます。

## 第 15 章 特約の復活

### 第 36 条（特約の復活）

- (1)第25条（特約の失効）②の場合、保険契約者は、特約の失効後1年以内に限り、会社の承諾を得て、その特約を復活することができます。この場合において、この特約が基本契約の失効と同時に失効したときは、この特約は基本契約の復活に併せて復活することを必要とします。

(2) 次の場合には、本条 (1) の復活をすることができません。

- ① 特約の返戻金の支払の請求があったとき
- ② 復活した場合の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超えるとき<sup>[2]</sup>
- ③ この特約の失効と同時に失効した他の特約をすでに復活しているとき

(3) 保険契約者が本条 (1) の復活をしようとするときは、必要書類 (別表 8) を会社<sup>[3]</sup>に提出して申し込んでください。

(4) 本条 (3) の場合、保険契約者は、特約復活払込金<sup>[4]</sup>を払い込んでください。

#### 備考 (第 36 条)

[1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。

[2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけではなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。

[3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[4] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

### 第 37 条 (特約の復活の責任開始の時)

(1) この特約が付加された基本契約の復活に併せてこの特約を復活する場合において、この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。<sup>[1]</sup>

(2) 特約のみ復活する場合において、会社は、次の時から復活後の特約上の責任を負います。

復活の申込みの承諾と特約復活払込金の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の復活の申込みを承諾した後に特約復活払込金 <sup>[2]</sup> を受け取った場合	特約復活払込金 <sup>[2]</sup> を受け取った時
② 会社が、特約復活払込金 <sup>[2]</sup> を受け取った後にこの特約の復活の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 被保険者に関する告知 <sup>[3]</sup> の時 イ. 特約復活払込金 <sup>[2]</sup> を受け取った時

(3) 本条 (1)(2) の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。

(4) 会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

(5) この特約の復活は、会社が本条 (4) の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考 (第 37 条)

[1] この特約が長寿支援保険 (低解約返戻金型) または据置定期年金保険の基本契約に付加されている場合において、被保険者に関する告知 (第 18 条 (告知義務) の告知をいいます。) の前に、その基本契約の保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額 (会社の定める利率による利息を含みます。) および特約復活払込金を受け取った場合には、会社は、その告知の時から、特約上の責任を負い、その基本契約の復活の責任開始の時は、主約款の規定にかかわらず、この特約の復活の責任開始の時と同一とし、その日をその基本契約の復活日とします。

[2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

[3] 「被保険者に関する告知」とは、第 18 条 (告知義務) の告知をいいます。

### 第 38 条 (特約の復活の効果)

(1) この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

(2) 本条 (1) にかかわらず、次のいずれかに該当したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。

- ① 被保険者が特約の失効後その復活までに疾病<sup>[1]</sup>にかかり、その復活後 2 年を経過するまでの間に、その疾病<sup>[1]</sup>を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したとき
- ② 被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故 (別表 1) により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したとき<sup>[2]</sup>

(3) 被保険者が特約の失効後その復活までに疾病<sup>[1]</sup>にかかり、その復活後 2 年を経過するまでの間に、その疾病<sup>[1]</sup>を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生した場合であっても、この特約の復活の際に、その疾病<sup>[1]</sup>の告知があったときは、その支払事由の発生は、この特約の復活以後の原因によるものとみなして、第 2 条 (特約保険金の支払) (1)(3)(4) を適用します。

(4) 被保険者が特約の失効後その復活までに疾病<sup>[1]</sup>にかかり、その復活後 2 年を経過するまでの間に、その疾病<sup>[1]</sup>を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生した場合であっても、その疾病<sup>[1]</sup>に関して、この特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その支払事由の発生は、この特約の復活以後の原因によるものとみなして、第 2 条 (特約保険金の支払) (1)(3)(4) を適用します。ただし、その疾病<sup>[1]</sup>による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

**備考 (第 38 条)**

- [1] 直接の因果関係のある複数の疾病は 1 の疾病とみなします。
- [2] 被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故 (別表 1) により傷害を受け、その復活後 2 年を経過した後、かつ、不慮の事故の日から 3 年を経過後に特約保険金の支払事由が発生した場合を除きます。

**第 16 章 特約契約者配当****第 39 条 (特約契約者配当金)**

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

**第 17 章 譲渡禁止****第 40 条 (譲渡禁止)**

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

**第 18 章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い****第 41 条 (保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い)**

- (1) この特約が付加された基本契約において保険金等<sup>[1]</sup>を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等<sup>[2]</sup>があるときは、それらの支払金額から差し引きます。
- (2) 第 2 条 (特約保険金の支払) の特約保険金の支払事由が発生した場合または第 10 条 (基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除) もしくは第 11 条 (身体障害による特約保険料の払込免除) の特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、この特約に関し第 1 回特約保険料が払い込まれていないときは、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込みを免除しません。

**備考 (第 41 条)**

- [1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。
- (1) 死亡保険金
  - (2) 満期保険金
  - (3) 年金
  - (4) 返戻金
  - (5) 契約者配当金 (主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により支払われる契約者配当金を除きます。)
  - (6) 払い戻す基本保険料
- [2] 「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。
- (1) 未払特約保険料
  - (2) 次により会社が返還を受けるべき特約の返戻金 (特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。)
    - ① 第 28 条 (基本契約の変更に伴う特約の変更) (4)
    - ② 第 29 条 (特約保険金額の減額変更) (6)
    - ③ 第 33 条 (保険契約者による特約の解約) (5)  - (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

## 第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等

### 第 42 条 (特約保険金等の請求および支払時期等)

- (1) 保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[1]</sup>に通知してください。
- (2) 保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表 8）を会社<sup>[1]</sup>に提出して特約保険金等<sup>[2]</sup>または特約保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 特約保険金等<sup>[2]</sup>は、本条 (2) の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、会社<sup>[1]</sup>で支払います。
- (4) 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までには会社<sup>[1]</sup>に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認<sup>[3]</sup>を行います。この場合には、本条 (3) にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第 2 条（特約保険金の支払）所定の支払事由に該当する事実の有無
② 特約保険金の免責事由 <sup>[4]</sup> に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
④ この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②③に定める事項、第 21 条（重大事由による特約の解除）(1) ④ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- (5) 本条 (4) の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条 (3)(4) にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180 日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。
- ① 本条 (4) ②③④に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180 日
- ② 本条 (4) ①②④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180 日
- ③ 本条 (4) に定める事項についての日本国外における調査 180 日
- (6) 本条 (4)(5) の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき<sup>[5]</sup>は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等<sup>[2]</sup>は支払いません。
- (7) 特約保険料の払込免除については、本条 (3)(4)(5)(6) の規定を準用します。
- (8) 会社が支払うべき金額に 1 円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

#### 備考 (第 42 条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。
- [3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4] 「免責事由」とは、第 8 条（疾病を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）(1)および第 9 条（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。
- [5] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

### 第 43 条 (被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い)

- (1) 被保険者が死亡した場合における特約保険金の支払の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次に該当する 1 人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
- ① この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）



## ②①に該当する者がいない場合

この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求人の範囲内にある者とします。）

## ③①②に該当する者がいない場合

配偶者

## ④①②③に該当する者がいない場合

法定相続人の協議により定めた者

(2)本条(1)により、会社が、特約保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその特約保険金の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

(3)故意に特約保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、本条(1)の代表者としての取扱いを受けることができません。

## 第44条（消滅時効の援用）

特約保険金等<sup>[1]</sup>の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利を行使することができる時から3年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

### 備考（第44条）

[1]「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

## 第20章 契約内容の登録

### 第45条（契約内容の登録）

(1)会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

②入院保険金の種類

③入院保険金の日額

④特約の契約日<sup>[1]</sup>

⑤当会社名

(2)本条(1)の登録の期間は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年（特約の契約日<sup>[1]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

(3)協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)により登録された被保険者について、入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の申込み<sup>[3]</sup>を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

(4)各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の承諾<sup>[4]</sup>の判断の参考とすることができるものとします。

(5)各生命保険会社等は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年（特約の契約日<sup>[5]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

(6)各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾<sup>[4]</sup>の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

(7)協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

(8)保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

(9)本条(3)(4)(5)において、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

### 備考（第45条）

[1] 特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。

[2] 「入院給付金のある特約」には、入院給付金のある保険契約を含みます。

[3] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

[4] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

[5] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

## 第 21 章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更

### 第 46 条 (法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更)

- (1) 会社は、手術保険金または放射線治療保険金（以下本条において「手術保険金等」といいます。）の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術保険金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額<sup>[1]</sup>を変更することなく手術保険金等の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- (2) 本条 (1) により、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更する日の 2 か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

#### 備考 (第 46 条)

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

## 第 22 章 特則

### 第 47 条 (中途付加の場合の特則)

- (1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の申込みを承諾した後に第 1 回特約保険料 <sup>[1]</sup> を受け取った場合	第 1 回特約保険料 <sup>[1]</sup> を受け取った時
② 会社が、第 1 回特約保険料相当額 <sup>[2]</sup> を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 被保険者に関する告知 <sup>[3]</sup> の時 イ. 第 1 回特約保険料相当額 <sup>[2]</sup> を受け取った時

- (2) 本条 (1) の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条 (2) の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券に特約中途付加の旨を記載してその保険証券を保険契約者に交付します。
- (5) この特約は、会社が本条 (4) の保険証券を発した時に成立するものとします。
- (6) 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>が、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
- (7) 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日<sup>[6]</sup>が、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[7]</sup>と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[7]</sup>をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。
- (8) この特約を基本契約<sup>[8]</sup>の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第 31 条（特約の加入年齢の計算）にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

#### 備考 (第 47 条)

- [1] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料」は一時払特約保険料とします。
- [2] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。
- [3] 「被保険者に関する告知」とは、第 18 条（告知義務）の告知をいいます。
- [4] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [5] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [6] 「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の 1 年ごとの応当日の翌月の 1 日とします。したがって、契約日が 2 月 29 日の場合は、2 月 29 日のない年については、3 月 1 日が年ごとの契約応当日となります。
- [7] 「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の 1 年ごとの応当日の翌月の 1 日とします。したがって、契約日が 2 月 29 日の場合は、2 月 29 日のない年については、3 月 1 日が年ごとの契約応当日となります。
- [8] 即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。

## 第 48 条（基本契約が据置定期年金保険等の場合の特則）

- (1) この特約が、長寿支援保険（低解約返戻金型）、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約の締結の際に付加された場合において、この特約の申込みを受けた後に、被保険者に関する告知<sup>[1]</sup>があった場合には、会社は、その告知の時から、特約上の責任を負います。
- (2) 本条 (1) の場合において、この特約が、即時定期年金保険または保険料の払込方法（回数）を一時払とする据置定期年金保険の基本契約の締結の際に付加されたときは、本条 (1) の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) 本条 (1) の場合において、この特約が、長寿支援保険（低解約返戻金型）または保険料の払込方法（回数）を分割払とする据置定期年金保険の基本契約の締結の際に付加されたときは、本条 (1) の会社の責任開始の時を含む月の翌月の 1 日をこの特約の契約日とします。<sup>[2][3]</sup>
- (4) 本条 (1) の場合において、この特約を付加した基本契約の責任開始の時は、主約款の規定にかかわらず、特約の責任開始の時と同一とし、本条 (2)(3) のこの特約の契約日をその基本契約の契約日とします。
- (5) 本条 (1) の特約の責任開始の時から本条 (3) の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条 (3) にかかわらず、本条 (1) の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。
- ① 第 2 条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払
  - ② 第 11 条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除
  - ③ 第 19 条（告知義務違反による特約の解除）、第 21 条（重大事由による特約の解除）または第 22 条（加入限度額超過による特約の解除）の特約の解除
- (6) 本条 (5) の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、本条 (5) のこの特約の契約日と同一とします。

### 備考（第 48 条）

- [1] 「被保険者に関する告知」とは、第 18 条（告知義務）の告知をいいます。
- [2] 主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日が変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。
- [3] この特約を付加した基本契約の申込時に会社の責任開始の時を含む日を契約日とする旨の申出があったときは、その責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。

## 第 49 条（特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則）

- (1) 特約復活払込金<sup>[1]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第 37 条（特約の復活の責任開始の時）の特約復活払込金<sup>[1]</sup>を受け取った時とします。また、基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第 47 条（中途付加の場合の特則）の第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>を受け取った時とします。
- ① 保険契約者が会社の定める決済方法の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時
  - ② 保険契約者が特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込んだ際に、その受領書等が作成された時
- (2) 本条 (1) にかかわらず、会社の定める決済方法により特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>の払込みはなかつたものとします。
- ① 会社が決済事業者<sup>[3]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと
  - ② 決済事業者<sup>[3]</sup>がその利用者<sup>[4]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条 (1) により払い込まれた特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

### 備考（第 49 条）

- [1] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかつた期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「第 1 回特約保険料」には、第 1 回特約保険料相当額を含みます。また、特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料」は一時払特約保険料（一時払特約保険料相当額を含みます。）とします。
- [3] 会社の指定した決済事業者とします。
- [4] 会社の指定した決済方法により、特約復活払込金または第 1 回特約保険料を払い込む利用者としてします。

## 第 50 条 (基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合の特則)

- (1) この特約が付加された基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合において、保険契約者が基本保険料の復活払込金<sup>[1]</sup>について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金<sup>[2]</sup>についても、分割払込みを請求してください。
- (2) 本条 (1) の場合には、この特約が付加された基本契約の復活払込金の分割払込みの規定を準用します。この場合において、基本契約の復活払込金の分割払込みの規定中「分割払込金」とあるのは「特約分割払込金」と、「保険料」とあるのは「特約保険料」と読み替えます。

### 備考 (第 50 条)

[1] 「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額をいいます。

[2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

## 第 51 条 (基本契約に災害特約が付加されている場合の特則)

- (1) この特約が付加された基本契約に災害特約が付加されている場合において、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込免除後に災害特約の特約保険料をこの特約の特約保険料と合わせて払い込むときは、災害特約の払い込む特約保険料は、災害特約条項の規定にかかわらず、1 年分以上を前納する必要はありません。
- (2) この特約が付加された基本契約に災害特約が付加されている場合において、この特約の返戻金を基本契約の死亡保険金受取人に支払う場合にあつては、災害特約条項の規定にかかわらず、その特約の返戻金<sup>[2][3]</sup>を基本契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、保険契約者がその特約の返戻金<sup>[2][3]</sup>を受け取る意思を表示したときは保険契約者に支払います。

### 備考 (第 51 条)

[1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2] 災害特約条項の規定により、特約の返戻金がある場合に限りです。

[3] 被保険者の死亡（被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合（夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。）を含みます。）による返戻金に限りです。

## 別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2のものとし（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
3 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目 (基本分類コード)	除外するもの
1 交通事故 (V 01 ~ V 99)	
2 不慮の損傷のその他の外因 (W 00 ~ X 59)	
・転倒・転落 (W 00 ~ W 19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 20 ~ W 49)	・騒音への曝露 <sup>[1]</sup> (W 42) ・振動への曝露 <sup>[1]</sup> (W 43)
・生物による機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 50 ~ W 64)	
・不慮の溺死および溺水 (W 65 ~ W 74)	
・その他の不慮の窒息 (W 75 ~ W 84)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん<嚥><吸引> (W 78)、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引> (W 79)、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引> (W 80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 <sup>[1]</sup> (W 85 ~ W 99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 <sup>[1]</sup> (高山病等) (W 94)
・煙、火および火災への曝露 <sup>[1]</sup> (X 00 ~ X 09)	
・熱および高温物質との接触 (X 10 ~ X 19)	
・有毒動植物との接触 (X 20 ~ X 29)	
・自然の力への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30 ~ X 39)	・自然の過度の高温への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30) 中の気象条件によるもの (熱中症、日射病、熱射病等)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露<sup>[1][2][3]</sup> (X 40～X 49)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の診断・治療を目的としたもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X 50～X 57)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X 50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動</li> <li>・旅行および移動 (乗り物酔い等) (X 51)</li> <li>・無重力環境への長期滞在 (X 52)</li> <li>・飢餓、渇</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露<sup>[1]</sup> (X 58～X 59)</li> </ul>	
3 加害にもとづく傷害および死亡 (X 85～Y 09)	
4 法的介入および戦争行為 (Y 35～Y 36)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合法的処刑 (Y 35.5)</li> </ul>
5 内科的および外科的ケアの合併症 (Y 40～Y 84)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の診断・治療を目的としたもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y 40～Y 59) によるもの<sup>[3]</sup></li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y 60～Y 69)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y 70～Y 82) によるもの</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y 83～Y 84)</li> </ul>	

**備考（別表1）**

[1] 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

[2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

[3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

**別表2 身体障害等級表**

身体障害の状態および障害等級は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考
第1級	1 両眼が失明したもの	(1)視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2)「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
4 両上肢を手関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
5 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1 上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3 大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
6 両上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(3)「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
7 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(4)「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3 大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
8 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
9 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	
10 1 上肢および1 下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
11 両下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	
12 1 下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1 下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
13 両下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
第2級	
20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1)聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2)「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89 デシベル以上になったものをいいます。
21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
23 1 上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
24 1 上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3 大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。

	25 10 手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
	26 10 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	27 1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	28 1 下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節(股関節、膝関節および足関節をいいます。)全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1)視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
	41 1眼が失明したもの	(2)「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	42 両耳の聴力レベルがいずれも69デシベル以上になったもので、かつ、第2級の20に該当しないもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。
	43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
	45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1)「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の上着を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2)「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	46 1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
	47 1手の5手指を失ったもの、第1指(母指)および第2指(示指)を失ったものまたは第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
48 1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	



49 1 下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
50 10 足指を失ったものまたは10足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
51 10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。

## 備考（別表2）

[1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。

[2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。

## 別表3 基本契約の変更に伴う特約の変更

(1)第28条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。

- ① 年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険期間または保険料払込期間の終期が変更されたとき
- ② 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額<sup>[1]</sup>が減額更正されたとき
- ③ 保険料払済契約への変更があったとき
- ④ 基本契約の保険期間が短縮されたとき
- ⑤ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき
- ⑥ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき
- ⑦ 据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき
- ⑧ 即時型の年金保険への変更があったとき
- ⑨ ①から⑧までのほか、基本契約の保険金額または年金額<sup>[2]</sup>が減額されたとき

(2)基本契約について、(1)③の事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。

(3)基本契約について、(1)④から⑧までのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間または保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間<sup>[3]</sup>または保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、(1)⑧の事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。

(4)基本契約について、(1)の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

## 備考（別表3）

[1] 長寿支援保険（低解約返戻金型）または年金保険の基本契約の場合は、年金額とします。

[2] 育英年金額を除きます。

[3] 年金保険の基本契約の場合は、年金支払期間とします。

## 別表4 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ① 健康保険法
- ② 国民健康保険法
- ③ 国家公務員共済組合法
- ④ 地方公務員等共済組合法
- ⑤ 私立学校教職員共済法
- ⑥ 船員保険法
- ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律

## 別表 5 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

## 別表 6 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

## 別表 7 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、公的医療保険制度（別表4）の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。

## 別表 8 必要書類

(1)特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

### ①特約保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院保険金の支払請求をする場合に限りします。）</li> <li>5 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>7 保険証券</li> </ol>
手術保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする手術保険金の支払請求をする場合に限りします。）</li> <li>5 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>7 保険証券</li> </ol>
放射線治療保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする放射線治療保険金の支払請求をする場合に限りします。）</li> <li>5 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>7 保険証券</li> </ol>

## ②特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第 11 条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

## ③特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
解除もしくは解約または失効による特約の返戻金の支払（第 35 条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡（第 35 条①に該当する場合に限ります。）による特約の返戻金の支払（第 35 条関係）	保険契約者または基本契約の死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者または基本契約の死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

## ④その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第 16 条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第 17 条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金額の減額変更（第 29 条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特約の解約（第 33 条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人による特約の存続（第 34 条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活（第 36 条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

(2)会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

# 無配当災害特約（解約返戻金低減型）条項

（平成 29 年 10 月 2 日制定）

（令和 4 年 4 月 1 日改正）

## 目次

### 第 1 章 総則

第 1 条 特約の付加…………… 163

### 第 2 章 特約保険金の支払

第 2 条 特約保険金の支払…………… 163

第 3 条 特約保険金の支払限度…………… 164

第 4 条 死亡保険金等を支払わない場合等…………… 164

第 5 条 特約死亡保険金受取人…………… 165

### 第 3 章 特約保険料の払込免除

第 6 条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除…………… 166

第 7 条 身体障害による特約保険料の払込免除…………… 166

第 8 条 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除…………… 167

### 第 4 章 特約の責任開始

第 9 条 特約の責任開始の時…………… 168

第 10 条 保険証券…………… 168

### 第 5 章 特約保険料の払込み

第 11 条 特約保険料の払込み…………… 168

第 12 条 特約保険料の振替貸付…………… 169

第 13 条 特約保険料の前納払込み…………… 169

第 14 条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し…………… 169

### 第 6 章 特約の解除

第 15 条 重大事由による特約の解除…………… 169

第 16 条 加入限度額超過による特約の解除…………… 170

### 第 7 章 特約の取消しおよび無効

第 17 条 詐欺による特約の取消し…………… 171

第 18 条 不法取得目的による特約の無効…………… 171

### 第 8 章 特約の失効

第 19 条 特約の失効…………… 171

### 第 9 章 保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者

第 20 条 保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者…………… 171

### 第 10 章 特約の契約関係者の変更

第 21 条 特約の保険契約者の変更等…………… 172

第 22 条 遺言による特約死亡保険金受取人の変更…………… 172

第 23 条 特約死亡保険金受取人の死亡…………… 172

### 第 11 章 特約の変更

第 24 条 基本契約の変更に伴う特約の変更…………… 173

第 25 条 特約保険金額の減額変更…………… 173

第 26 条 特約保険金の支払額通算の特則…………… 173

### 第 12 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第 27 条 特約の加入年齢の計算…………… 174

第 28 条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い…………… 174

### 第 13 章 特約の解約

第 29 条 保険契約者による特約の解約…………… 174

第 30 条 特約保険金受取人による特約の存続…………… 174

### 第 14 章 特約の返戻金の支払

第 31 条 特約の返戻金の支払…………… 175

第 15 章 特約の復活	
第 32 条 特約の復活	176
第 33 条 特約の復活の責任開始の時	176
第 34 条 特約の復活の効果	176
第 16 章 特約契約者配当	
第 35 条 特約契約者配当金	176
第 17 章 譲渡禁止	
第 36 条 譲渡禁止	177
第 18 章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第 37 条 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	177
第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第 38 条 特約保険金等の請求および支払時期等	177
第 39 条 被保険者が死亡した場合の傷害保険金の請求の取扱い	178
第 40 条 消滅時効の援用	178
第 20 章 契約内容の登録	
第 41 条 契約内容の登録	178
第 21 章 特則	
第 42 条 中途付加の場合の特則	179
第 43 条 特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則	180
第 44 条 基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合の特則	180
第 45 条 基本契約に傷害入院特約等が付加されている場合の特則	181
別表 1 対象となる不慮の事故	
別表 2 身体障害等級表	
別表 3 特定要介護状態	
別表 4 加重障害における傷害保険金額	
別表 5 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表 6 特約の保険料払込期間満了後の特約の返戻金の額	
別表 7 必要書類	

## 第 1 章 総則

### 第 1 条（特約の付加）

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、保険期間または年金支払期間を終身とする基本契約<sup>[1]</sup>に付加することができます。

備考（第 1 条）

[1] 保険料の払込方法（回数）を一時払とする基本契約を除きます。

## 第 2 章 特約保険金の支払

### 第 2 条（特約保険金の支払）

この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
死亡保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[1]</sup> この特約の保険期間中に不慮の事故（別表 1）により傷害を受け、この特約の保険期間中にその傷害を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に死亡したとき	特約基準保険金額 <sup>[2]</sup>	特約死亡保険金受取人

傷害保険金	<p>① 被保険者がこの特約の責任開始時以後<sup>[1]</sup>この特約の保険期間中に不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態<sup>[3]</sup>になったとき<sup>[4]</sup>。ただし、被保険者がその事故の日からその日を含めて4日以内に死亡したとき<sup>[5]</sup>は、傷害保険金を支払いません。</p> <p>② ①の場合において、1の不慮の事故（別表1）により身体の同一部位に生じた2以上の身体障害があるときまたは身体障害が身体の同一部位にすでに生じている身体障害に加重して生じたものであるときは、加重障害における傷害保険金額（別表4）に定めるところにより、傷害保険金を支払います。</p>	<p>特約基準保険金額<sup>[2]</sup> × 身体障害等級表（別表2）に定める身体障害の状態に応じた支払割合</p>	被保険者 <sup>[6]</sup>
-------	---	---	---------------------

## 備考（第2条）

- [1] 「責任開始時以後」とは、第9条（特約の責任開始の時）または第42条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [3] 「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の身体障害の状態をいいます。
- [4] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。
- [5] この特約の保険期間中に死亡したときに限ります。
- [6] 傷害保険金の特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

## 第3条（特約保険金の支払限度）

特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>をもって限度とします。<sup>[2]</sup>

## 備考（第3条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [2] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、第2条（特約保険金の支払）に定める特約保険金の支払額を支払うことができないことがあります。この場合、特約基準保険金額を限度として支払います。

## 第4条（死亡保険金等を支払わない場合等）

- (1) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）の死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した場合には、その死亡保険金または傷害保険金を支払いません。<sup>[1]</sup>
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - ② 基本契約において特定された死亡保険金受取人<sup>[2]</sup>の故意または重大な過失<sup>[3]</sup>
  - ③ 被保険者の犯罪行為
  - ④ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
  - ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (2) 基本契約において特定された死亡保険金受取人<sup>[2]</sup>が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、会社は、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の特約の積立金<sup>[4]</sup>を保険契約者に支払います。
- (3) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）の死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した場合で、その原因によりその死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または傷害保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
  - ② 戦争その他の変乱

## 備考（第4条）

- [1] 死亡保険金を支払わない場合は、第31条（特約の返戻金の支払）に基づき特約の返戻金を支払います。
- [2] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [3] 死亡保険金の支払事由に限りません。
- [4] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。

## 第5条（特約死亡保険金受取人）

(1) 特約死亡保険金受取人は、被保険者が不慮の事故（別表1）により傷害を受けた時に死亡したとした場合の次に定める者とします。

この特約が付加された基本契約の保険種類	特約死亡保険金受取人
普通終身保険 特別終身保険 介護保険金付終身保険 終身年金保険付終身保険 普通終身保険（低解約返戻金型） 特別終身保険（低解約返戻金型）	この特約が付加された基本契約において死亡保険金受取人となるべき者
据置終身年金保険	特定された特約死亡保険金受取人 <sup>[1]</sup>
夫婦年金保険付夫婦保険	基本契約における配偶者である被保険者（基本契約における配偶者である被保険者がいないときまたは基本契約における配偶者である被保険者が故意に主たる被保険者を死亡させたときは、主たる被保険者の遺族とします。）
据置夫婦年金保険	被保険者の遺族

(2) 本条(1)の遺族は、次のとおりとします。

順位	遺族
①	被保険者の配偶者 <sup>[2]</sup>
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
⑧	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

(3) 胎児である子または孫は、本条(2)の適用については、すでに生まれたものとみなします。

(4) 本条(3)は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。

(5) 本条(2)の遺族が2人以上いるときは、本条(2)の順位が先の者を本条(1)の特約死亡保険金受取人とします。

(6) 遺族であって故意に被保険者、本条(2)の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条(1)の特約死亡保険金受取人となることができません。

(7) 本条(1)の夫婦年金保険付夫婦保険および据置夫婦年金保険にかかる特約死亡保険金受取人がいないときは、特約死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。

(8) 本条(7)により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(7)により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。

(9) 本条(5)(7)(8)により特約死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

## 備考（第5条）

[1] 「特定された特約死亡保険金受取人」とは、据置終身年金保険の基本契約に付加されたこの特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約死亡保険金受取人をいいます。また、第21条（特約の保険契約者の変更等）(2)(3)(4)または第22条（遺言による特約死亡保険金受取人の変更）により特約死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の特約死亡保険金受取人をいいます。なお、保険契約者以外の者を特約死亡保険金受取人とすることはできません。

[2] 「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

### 第3章 特約保険料の払込免除

#### 第6条 (基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除)

- (1)基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
- (2)本条(1)にかかわらず、基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。
- ①この特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>に生じたものであるとき
  - ②この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故(別表1)により受けた傷害であるとき
- (3)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その払込免除は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[3]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ①医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
  - ②健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

#### 備考(第6条)

- [1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2]「責任開始時前」とは、第9条(特約の責任開始の時)または第42条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時前をいいます。
- [3]「責任開始時以後」とは、第9条(特約の責任開始の時)または第42条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時以後をいいます。

#### 第7条 (身体障害による特約保険料の払込免除)

- (1)被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、身体障害の状態<sup>[1]</sup>となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故(別表1)により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
①基本保険料 <sup>[2]</sup> の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[3]</sup> に、不慮の事故(別表1)により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき <sup>[4]</sup>	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 <sup>[5]</sup> の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
②この特約が据置終身年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[3]</sup> に、不慮の事故(別表1)により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき <sup>[4]</sup>	カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- (2)被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態<sup>[1]</sup>になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態<sup>[1]</sup>になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ①地震、噴火または津波
- ②戦争その他の変乱

#### 備考(第7条)

- [1]「身体障害の状態」とは、身体障害等級表(別表2)の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。
- [2]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [3]「責任開始時以後」とは、第9条(特約の責任開始の時)または第42条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [4]責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故(別表1)により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。
- [5]「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。



## 第8条（介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除）

(1) 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、その払込免除事由に応じ、次の特約保険料を払込免除とします。ただし、払込免除事由にかかる疾病または傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者がかかったものまたは不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、次の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除とする特約保険料	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 <sup>[1]</sup> の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> にかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害により重度障害の状態 <sup>[3]</sup> になったとき <sup>[4]</sup>	この特約の将来の特約保険料	被保険者が、次のいずれかにより重度障害の状態 <sup>[3]</sup> になったときまたは特定要介護状態（別表3）が180日以上継続したとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 <sup>[5]</sup> の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ. 被保険者の薬物依存 <sup>[6][7]</sup>
② 被保険者が、この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> に疾病にかかり、または不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その疾病または傷害を直接の原因として特定要介護状態（別表3）になり、かつ、その特定要介護状態（別表3）になった日からその日を含めて特定要介護状態（別表3）がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき	その特定要介護状態（別表3）になった日以後のこの特約の特約保険料	

(2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)①の重度障害の状態<sup>[3]</sup>になった場合または本条(1)②の特定要介護状態（別表3）が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態<sup>[3]</sup>になったまたは特定要介護状態（別表3）が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

(3) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病によりこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に重度障害の状態<sup>[3]</sup>になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その重度障害の状態<sup>[3]</sup>は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)①を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

(4) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に特定要介護状態（別表3）になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その特定要介護状態（別表3）は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)②を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

### 備考（第8条）

[1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2] 「責任開始時以後」とは、第9条（特約の責任開始の時）または第42条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

- [3] 「重度障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級の身体障害の状態をいいます。
- [4] 責任開始時にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始時以後にかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害を原因とする障害の状態が新たに加わって重度障害の状態になったときを含みます。
- [5] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [6] 「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。
- [7] 払込免除事由が本条(1)②である場合に限りです。
- [8] 「責任開始時前」とは、第9条（特約の責任開始の時）または第42条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。

## 第4章 特約の責任開始

### 第9条（特約の責任開始の時）

- (1)基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。
- (2)本条(1)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。<sup>[1]</sup>
- (3)この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4)本条(1)の特約の責任開始の時から本条(2)の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。
- ①第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由の発生
- ②第7条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除
- ③第15条（重大事由による特約の解除）または第16条（加入限度額超過による特約の解除）の特約の解除
- (5)本条(4)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、本条(4)のこの特約の契約日と同一とします。
- (6)会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。
- (7)この特約は、会社が本条(6)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考（第9条）

- [1] 主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日に変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。

### 第10条（保険証券）

保険証券には、主約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ①支払事由
- ②特約保険金の額

## 第5章 特約保険料の払込み

### 第11条（特約保険料の払込み）

- (1)特約保険料は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込方法（経路）に従い、基本保険料<sup>[1]</sup>と合わせて同一月分を払い込んでください。
- (2)特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込時期および猶予期間と同一とします。
- (3)基本保険料<sup>[1]</sup>の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条(1)にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4)本条(3)の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。

**備考（第11条）**

[1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

**第12条（特約保険料の振替貸付）**

基本保険料<sup>[1]</sup>について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料<sup>[1]</sup>と同月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。<sup>[2]</sup>

**備考（第12条）**

[1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2]この場合、基本保険料と特約保険料の合計額が、この特約が付加された基本契約と特約の解約返戻金額の合計額のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内であることを必要とします。

**第13条（特約保険料の前納払込み）**

- (1)保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。<sup>[1]</sup>この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
- (2)本条(1)により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に特約保険料の払込みに充当します。
- (3)特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人に払い戻します。
- (4)本条(1)により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5)保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表7）を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。

**備考（第13条）**

[1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。

[2]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[3]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

**第14条（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）**

- (1)特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
  - ①特約の消滅
  - ②特約保険料の払込免除
  - ③特約の保険期間または保険料払込期間の短縮
  - ④特約保険料額の減額
  - ⑤特約の保険料払済契約への変更
- (2)本条(1)の特約保険料を基本契約の死亡保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしたときは、保険契約者に払い戻します。

**備考（第14条）**

[1]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

**第6章 特約の解除****第15条（重大事由による特約の解除）**

- (1)会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
  - ①保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
  - ②保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
  - ③この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為<sup>[2]</sup>があった場合

- ④ 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
- ア. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に該当すると認められること
  - イ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ウ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>を不当に利用していると認められること
  - エ. 保険契約者または特約死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力<sup>[3]</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - オ. その他反社会的勢力<sup>[3]</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ⑤ この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
- ① その特約保険金<sup>[4]</sup>を支払いません。また、すでにその特約保険金<sup>[4]</sup>の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
  - ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。
- (5) 第31条（特約の返戻金の支払）にかかわらず、本条(1)④により特約を解除した場合で、死亡保険金の一部の特約死亡保険金受取人に対して本条(2)①を適用し死亡保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない死亡保険金に対する部分については第31条（特約の返戻金の支払）を適用し、その部分に対する返戻金を保険契約者に支払います。

#### 備考（第15条）

- [1] 「事故招致」には、未遂を含みます。
- [2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。
- [3] 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- [4] 本条(1)④のみに該当した場合で、本条(1)④ア. からオ. までに該当したのが特約死亡保険金受取人のみであり、その特約死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の特約死亡保険金受取人であるときは、死亡保険金のうち、その特約死亡保険金受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。

### 第16条（加入限度額超過による特約の解除）

- (1) 会社は、特約の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超える場合<sup>[2]</sup>には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

#### 備考（第16条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

## 第7章 特約の取消しおよび無効

### 第17条（詐欺による特約の取消し）

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

### 第18条（不法取得目的による特約の無効）

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

## 第8章 特約の失効

### 第19条（特約の失効）

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- ① 基本契約がその効力を失ったとき
- ② 保険契約者が第2回以降の特約保険料を払い込まないで第2回以降の特約保険料の猶予期間<sup>[1]</sup>を経過したとき
- ③ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- ④ 第24条（基本契約の変更に伴う特約の変更）により特約基準保険金額<sup>[2]</sup>が変更された場合<sup>[3]</sup>において、変更後の特約基準保険金額<sup>[2]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- ⑤ 夫婦年金保険付夫婦保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が死亡したとき<sup>[4]</sup>

#### 備考（第19条）

- [1] 「猶予期間」とは、第11条（特約保険料の払込み）(2)の猶予期間をいいます。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [3] 次の場合を除きます。
- (1) 年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合
  - (2) 貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合
- [4] 夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うとき（年金支払事由発生前に支払うときに限ります。）を含みます。

## 第9章 保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者

### 第20条（保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) この特約について特約死亡保険金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の特約死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (3) 本条(2)の場合において、この特約の特約死亡保険金受取人がこの特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人と同じ者となる場合は、その基本契約について死亡保険金受取人の代表者となった者は、この特約においても特約死亡保険金受取人の代表者となるものとします。
- (4) 特約死亡保険金受取人が本条(2)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表7）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (5) 本条(1)(2)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者または特約死亡保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または特約死亡保険金受取人に対しても、その効力を有します。
- (6) この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

#### 備考（第20条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第10章 特約の契約関係者の変更

### 第21条 (特約の保険契約者の変更等)

- (1)この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2)この特約が据置終身年金保険の基本契約に付加された場合においては、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社<sup>[1]</sup>に対する通知により、特約死亡保険金受取人を保険契約者に変更することができます。
- (3)保険契約者が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類(別表7)を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (4)本条(2)の通知が会社<sup>[1]</sup>に到達した場合には、特約死亡保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社<sup>[1]</sup>に到達する前に変更前の特約死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5)主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

#### 備考(第21条)

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

### 第22条 (遺言による特約死亡保険金受取人の変更)

- (1)この特約が据置終身年金保険の基本契約に付加された場合においては、第21条(特約の保険契約者の変更等)(2)に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金受取人を保険契約者に変更することができます。
- (2)本条(1)の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- (3)本条(1)(2)による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社<sup>[1]</sup>に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- (4)保険契約者の相続人が本条(3)の通知をしようとするときは、必要書類(別表7)を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。

#### 備考(第22条)

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

### 第23条 (特約死亡保険金受取人の死亡)

- (1)据置終身年金保険の基本契約に付加された特約において、特約死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、新たな特約死亡保険金受取人は、被保険者の遺族とします。<sup>[1]</sup>
- (2)本条(1)の遺族は、次のとおりとします。

順位	遺族
①	被保険者の配偶者 <sup>[2]</sup>
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
⑧	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

- (3)胎児である子または孫は、本条(2)の適用については、すでに生まれたものとみなします。
- (4)本条(3)は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。
- (5)本条(2)の遺族が2人以上いるときは、本条(2)の順位が先の者を本条(1)の特約死亡保険金受取人とします。
- (6)遺族であって故意に被保険者、本条(2)の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条(1)の特約死亡保険金受取人となることはできません。
- (7)本条(2)の遺族がないときは、特定された特約死亡保険金受取人<sup>[3]</sup>の死亡時の法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。

- (8)本条(7)により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、本条(7)により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
- (9)本条(5)(7)(8)により特約死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

#### 備考（第23条）

- [1] 特定された特約死亡保険金受取人がいないときも、本条(1)の者を特約死亡保険金受取人とします。
- [2] 「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
- [3] 「特定された特約死亡保険金受取人」とは、据置終身年金保険の基本契約に付加されたこの特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約死亡保険金受取人をいいます。また、第21条（特約の保険契約者の変更等）(2)(3)(4)または第22条（遺言による特約死亡保険金受取人の変更）により特約死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の特約死亡保険金受取人をいいます。なお、保険契約者以外の者を特約死亡保険金受取人とすることはできません。

## 第11章 特約の変更

### 第24条（基本契約の変更に伴う特約の変更）

- (1)基本契約の変更に伴う特約の変更（別表5）の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2)本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3)本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更（別表5）に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4)本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

### 第25条（特約保険金額の減額変更）

- (1)保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2)保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ① 特約保険料が払込免除となっているとき
  - ② 減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
  - ③ 減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が10万円<sup>[2]</sup>の倍数でないとき
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表7）を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。
- (4)本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に変更の請求があった場合はその時に効力を生じます。
- (5)月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6)本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

#### 備考（第25条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [2] 終身年金保険付終身保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約の場合は、100万円とします。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

### 第26条（特約保険金の支払額通算の特則）

第24条（基本契約の変更に伴う特約の変更）および第25条（特約保険金額の減額変更）により、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が変更された場合において、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第3条（特約保険金の支払限度）による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>に対する変更後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の割合により変更されたものとします。

#### 備考（第26条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

## 第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

### 第27条 (特約の加入年齢の計算)

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

### 第28条 (年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い)

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、この特約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したもとして、会社の定める計算方法により、加入限度額<sup>[1]</sup>を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

#### 備考 (第28条)

[1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。

## 第13章 特約の解約

### 第29条 (保険契約者による特約の解約)

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類(別表7)を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に解約の通知があった場合はその時に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に、その効力を生じます。
- (4) 月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約は効力を生じません。
- (5) 本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

#### 備考 (第29条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

### 第30条 (特約保険金受取人による特約の存続)

- (1) 債権者等<sup>[1]</sup>による特約の解約は、解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時に次をすべてを満たす特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等<sup>[1]</sup>に支払うべき金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払い、かつ会社<sup>[2]</sup>にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
  - ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - ② 保険契約者でないこと
- (3) 特約保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類(別表7)を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (4) 本条(1)の解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条(2)により効力が生じなくなるまでの間に、死亡保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条(2)の金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等<sup>[1]</sup>に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金受取人に支払います。

#### 備考 (第30条)

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。



## 第14章 特約の返戻金の支払

### 第31条 (特約の返戻金の支払)

この特約の返戻金<sup>[1]</sup>については、次のとおりとします。

特約の返戻金を支払う場合	特約の返戻金の額	特約の返戻金の受取人
①被保険者の死亡 <sup>[2]</sup>	ア. この特約の保険料払込期間満了前 特約の積立金 <sup>[4]</sup> の額。ただし、主約款の規定によりその基本契約の解約返戻金の額 <sup>[5]</sup> の返戻金を支払うときは、会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額 イ. この特約の保険料払込期間満了後 別表6に定める額。ただし、死亡保険金が支払われる場合は特約の積立金の額	(ア)基本契約の死亡保険金を支払う場合は死亡保険金受取人。ただし、保険契約者が特約の返戻金を受け取る意思を表示したときは保険契約者 (イ)基本契約の死亡保険金を支払う場合以外の場合は保険契約者
②死亡保険金の免責事由 <sup>[3]</sup> の該当	ア. この特約の保険料払込期間満了前 特約の積立金 <sup>[4]</sup> の額。ただし、主約款の規定によりその基本契約の解約返戻金の額 <sup>[5]</sup> の返戻金を支払うときは、会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額 イ. この特約の保険料払込期間満了後 特約の積立金 <sup>[4]</sup> の額。ただし、主約款の規定によりその基本契約の解約返戻金の額 <sup>[5]</sup> の返戻金を支払うときは、別表6に定める額	
③特約保険金の支払額がその限度に達したとき <sup>[6]</sup>	特約の積立金 <sup>[4]</sup> の額	保険契約者
④この特約の解除	ア. この特約の保険料払込期間満了前 会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	
⑤第29条(保険契約者による特約の解約)の解約の通知	イ. この特約の保険料払込期間満了後 別表6に定める額	
⑥この特約の失効 <sup>[7]</sup>		
⑦この特約の変更 <sup>[8]</sup>		

#### 備考 (第31条)

- [1] 特約の返戻金がある場合に限り。
- [2] 本条①の「被保険者の死亡」は、以下のいずれかに該当する場合に限り。
- (1)死亡保険金の支払事由に該当しない場合
  - (2)死亡保険金が支払われる場合
  - (3)被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合(夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うとき(年金支払事由発生日前に支払うときに限り。))を含みます。
- [3] 「免責事由」とは、第4条(死亡保険金等を支払わない場合等)(1)の事由をいいます。
- [4] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。
- [5] 「基本契約の解約返戻金の額」とは、会社の定める計算方法により、基本契約の経過した年月数により算出した額とします。
- [6] 死亡保険金が支払われる場合を除きます。
- [7] 次のいずれかによりこの特約が失効したときを除きます。
- (1)本条①の「被保険者の死亡」に該当したとき
  - (2)本条②の「死亡保険金の免責事由の該当」に該当したとき
  - (3)本条③の「特約保険金の支払額がその限度に達したとき」に該当したとき
- [8] 特約基準保険金額または特約保険料額が変更されるものに限り。ただし、年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いによる基本契約の変更に伴うものを除きます。

## 第15章 特約の復活

### 第32条 (特約の復活)

- (1)第19条(特約の失効)②の場合、保険契約者は、特約の失効後1年以内に限り、会社の承諾を得て、その特約を復活することができます。この場合において、この特約が基本契約の失効と同時に失効したときは、この特約は基本契約の復活に併せて復活することを必要とします。
- (2)次の場合には、本条(1)の復活をすることができません。
- ①特約の返戻金の支払の請求があったとき
  - ②復活した場合の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超えるとき<sup>[2]</sup>
  - ③この特約の失効と同時に失効した他の特約をすでに復活しているとき
- (3)保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類(別表7)を会社<sup>[3]</sup>に提出して申し込んでください。
- (4)本条(3)の場合、保険契約者は、特約復活払込金<sup>[4]</sup>を払い込んでください。

#### 備考(第32条)

- [1]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2]「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [3]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4]「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

### 第33条 (特約の復活の責任開始の時)

- (1)この特約が付加された基本契約の復活に併せてこの特約を復活する場合において、この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。
- (2)特約のみ復活する場合において、会社は、次の時から復活後の特約上の責任を負います。

復活の申込みの承諾と特約復活払込金の受領の前後関係	責任開始の時
①会社が、この特約の復活の申込みを承諾した後に特約復活払込金 <sup>[1]</sup> を受け取った場合	特約復活払込金 <sup>[1]</sup> を受け取った時
②会社が、特約復活払込金 <sup>[1]</sup> を受け取った後にこの特約の復活の申込みを承諾した場合	特約復活払込金 <sup>[1]</sup> を受け取った時。ただし、この特約と同時に復活する無配当総合医療特約(解約返戻金低減型)または無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)の被保険者に関する告知 <sup>[2]</sup> の前に受け取った場合には、その告知の時

- (3)本条(1)(2)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。
- (4)会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。
- (5)この特約の復活は、会社が本条(4)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考(第33条)

- [1]「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [2]「被保険者に関する告知」とは、無配当総合医療特約(解約返戻金低減型)条項第19条(告知義務)または無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)条項第19条(告知義務)の告知をいいます。

### 第34条 (特約の復活の効果)

- (1)この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。
- (2)本条(1)にかかわらず、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故(別表1)により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。

## 第16章 特約契約者配当

### 第35条 (特約契約者配当金)

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

## 第 17 章 譲渡禁止

### 第 36 条（譲渡禁止）

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

## 第 18 章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い

### 第 37 条（保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険金等<sup>[1]</sup>を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等<sup>[2]</sup>があるときは、それらの支払金額から差し引きます。
- (2) 第 2 条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由が発生した場合または第 6 条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）もしくは第 7 条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、この特約に関し第 1 回特約保険料が払い込まれていないときは、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込みを免除しません。

#### 備考（第 37 条）

[1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。

- (1) 死亡保険金
- (2) 介護保険金
- (3) 年金
- (4) 継続年金
- (5) 返戻金
- (6) 契約者配当金（主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により支払われる契約者配当金を除きます。）
- (7) 払い戻す基本保険料

[2] 「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1) 未払特約保険料
- (2) 次ににより会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。）
  - ① 第 24 条（基本契約の変更に伴う特約の変更）(4)
  - ② 第 25 条（特約保険金額の減額変更）(6)
  - ③ 第 29 条（保険契約者による特約の解約）(5)
- (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

## 第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等

### 第 38 条（特約保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[1]</sup>に通知してください。
- (2) 保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表 7）を会社<sup>[1]</sup>に提出して特約保険金等<sup>[2]</sup>または特約保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 特約保険金等<sup>[2]</sup>は、本条 (2) の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、会社<sup>[1]</sup>で支払います。
- (4) 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までには会社<sup>[1]</sup>に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認<sup>[3]</sup>を行います。この場合には、本条 (3) にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第 2 条（特約保険金の支払） 所定の支払事由に該当する事実の有無
② 特約保険金の免責事由 <sup>[4]</sup> に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因

③この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項、第15条（重大事由による特約の解除）(1)④ア. からオ. までの該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実
--	---

(5)本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

①本条(4)②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

②本条(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

③本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

(6)本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき<sup>[5]</sup>は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等<sup>[2]</sup>は支払いません。

(7)特約保険料の払込免除については、本条(3)(4)(5)(6)の規定を準用します。

(8)会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

#### 備考（第38条）

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[2]「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

[3]「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。

[4]「免責事由」とは、第4条（死亡保険金等を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。

[5] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

### 第39条（被保険者が死亡した場合の傷害保険金の請求の取扱い）

(1)被保険者が死亡した場合における傷害保険金の支払の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次に該当する1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。

①この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）

②①に該当する者がいない場合

この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求人の範囲内にある者とします。）

③①②に該当する者がいない場合

配偶者

④①②③に該当する者がいない場合

法定相続人の協議により定めた者

(2)本条(1)により、会社が、傷害保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその傷害保険金の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

(3)故意に傷害保険金の支払事由を生じさせた者は、本条(1)の代表者としての取扱いを受けることができません。

### 第40条（消滅時効の援用）

特約保険金等<sup>[1]</sup>の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利を行使することができる時から3年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

#### 備考（第40条）

[1]「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

## 第20章 契約内容の登録

### 第41条（契約内容の登録）

(1)会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）  
 ② 死亡保険金の金額  
 ③ 特約の契約日<sup>[1]</sup>  
 ④ 当会社名
- (2) 本条(1)の登録の期間は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年（特約の契約日<sup>[1]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)により登録された被保険者について、保険契約<sup>[2]</sup>の申込み<sup>[3]</sup>を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に保険契約<sup>[2]</sup>の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を保険契約<sup>[2]</sup>の承諾<sup>[4]</sup>の判断の参考とすることができるものとします。
- (5) 各生命保険会社等は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年（特約の契約日<sup>[5]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約<sup>[2]</sup>について死亡保険金または高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾<sup>[4]</sup>の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条(3)(4)(5)において、被保険者、保険契約<sup>[2]</sup>、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

#### 備考（第41条）

- [1] 特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。  
 [2] 本条(3)(4)(5)の「保険契約」とは、死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。  
 [3] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。  
 [4] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。  
 [5] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

## 第21章 特則

### 第42条（中途付加の場合の特則）

- (1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料を受け取った場合	第1回特約保険料を受け取った時
② 会社が、第1回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	第1回特約保険料相当額を受け取った時。ただし、この特約と同時に付加する無配当総合医療特約（R04）（解約返戻金低減型）の被保険者に関する告知 <sup>[1]</sup> の前に受け取った場合には、その告知の時

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券に特約中途付加の旨を記載してその保険証券を保険契約者に交付します。
- (5) この特約は、会社が本条(4)の保険証券を発した時に成立するものとします。
- (6) 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>が、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
- (7) 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>が、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。

(8)この特約を基本契約の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第27条（特約の加入年齢の計算）にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

#### 備考（第42条）

- [1]「被保険者に関する告知」とは、無配当総合医療特約（R04）（解約返戻金低減型）条項第19条（告知義務）の告知をいいます。
- [2]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3]「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [4]「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当日の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。
- [5]「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当日の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

### 第43条（特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則）

(1)特約復活払込金<sup>[1]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第33条（特約の復活の責任開始の時）の特約復活払込金<sup>[1]</sup>を受け取った時とします。また、基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第42条（中途付加の場合の特則）の第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を受け取った時とします。

①保険契約者が会社の定める決済方法の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時

②保険契約者が特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込んだ際に、その受領書等が作成された時

(2)本条(1)にかかわらず、会社の定める決済方法により特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>の払込みはなかったものとします。

①会社が決済事業者<sup>[3]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと

②決済事業者<sup>[3]</sup>がその利用者<sup>[4]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと

(3)会社は、本条(1)により払い込まれた特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

#### 備考（第43条）

- [1]「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [2]「第1回特約保険料」には、第1回特約保険料相当額を含みます。
- [3]会社の指定した決済事業者とします。
- [4]会社の指定した決済方法により、特約復活払込金または第1回特約保険料を払い込む利用者としてします。

### 第44条（基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合の特則）

(1)この特約が付加された基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合において、保険契約者が基本保険料の復活払込金<sup>[1]</sup>について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金<sup>[2]</sup>についても、分割払込みを請求してください。

(2)本条(1)の場合には、この特約が付加された基本契約の復活払込金の分割払込みの規定を準用します。この場合において、基本契約の復活払込金の分割払込みの規定中「分割払込金」とあるのは「特約分割払込金」と、「保険料」とあるのは「特約保険料」と読み替えます。

#### 備考（第44条）

- [1]「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額をいいます。
- [2]「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

## 第 45 条（基本契約に傷害入院特約等が付加されている場合の特則）

- (1) この特約が付加された基本契約に傷害入院特約、疾病入院特約、疾病傷害入院特約、無配当傷害入院特約または無配当疾病傷害入院特約（以下「傷害入院特約等」といいます。）が付加されている場合において、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込免除後に傷害入院特約等の特約保険料をこの特約の特約保険料と合わせて払い込むときは、傷害入院特約等の払い込む特約保険料は、傷害入院特約等の特約条項の規定にかかわらず、1年分以上を前納する必要はありません。
- (2) この特約が付加された基本契約に傷害入院特約、疾病入院特約または疾病傷害入院特約が付加されている場合において、この特約の返戻金を基本契約の死亡保険金受取人に支払う場合にあつては、傷害入院特約、疾病入院特約または疾病傷害入院特約の特約条項の規定にかかわらず、それらの特約の返戻金<sup>[2][3]</sup>を基本契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、保険契約者がそれらの特約の返戻金<sup>[2][3]</sup>を受け取る意思を表示したときは保険契約者に支払います。

### 備考（第 45 条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 傷害入院特約、疾病入院特約または疾病傷害入院特約の特約条項の規定により、特約の返戻金がある場合に限りします。
- [3] 被保険者の死亡（被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合（夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うとき（年金支払事由発生日前に支払うときに限りします。）を含みます。）を含みます。）による返戻金に限りします。

## 別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2のものとし（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
3 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目 (基本分類コード)	除外するもの
1 交通事故 (V 01 ~ V 99)	
2 不慮の損傷のその他の外因 (W 00 ~ X 59)	
・転倒・転落 (W 00 ~ W 19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 20 ~ W 49)	・騒音への曝露 <sup>[1]</sup> (W 42) ・振動への曝露 <sup>[1]</sup> (W 43)
・生物による機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 50 ~ W 64)	
・不慮の溺死および溺水 (W 65 ~ W 74)	
・その他の不慮の窒息 (W 75 ~ W 84)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん<嚥><吸引> (W 78)、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引> (W 79)、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引> (W 80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 <sup>[1]</sup> (W 85 ~ W 99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 <sup>[1]</sup> (高山病等) (W 94)
・煙、火および火災への曝露 <sup>[1]</sup> (X 00 ~ X 09)	
・熱および高温物質との接触 (X 10 ~ X 19)	
・有毒動植物との接触 (X 20 ~ X 29)	
・自然の力への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30 ~ X 39)	・自然の過度の高温への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30) 中の気象条件によるもの (熱中症、日射病、熱射病等)



<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露<sup>[1][2][3]</sup> (X 40～X 49)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の診断・治療を目的としたもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X 50～X 57)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X 50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動</li> <li>・旅行および移動（乗り物酔い等） (X 51)</li> <li>・無重力環境への長期滞在 (X 52)</li> <li>・飢餓、渴</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露<sup>[1]</sup> (X 58～X 59)</li> </ul>	
3 加害にもとづく傷害および死亡 (X 85～Y 09)	
4 法的介入および戦争行為 (Y 35～Y 36)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合法的処刑 (Y 35.5)</li> </ul>
5 内科的および外科的ケアの合併症 (Y 40～Y 84)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の診断・治療を目的としたもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y 40～Y 59) によるもの<sup>[3]</sup></li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y 60～Y 69)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y 70～Y 82) によるもの</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y 83～Y 84)</li> </ul>	

**備考（別表1）**

- [1] 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
- [2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
- [3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

**別表2 身体障害等級表**

(1)身体障害の状態、障害等級および支払割合は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考	支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が 0.02 以下になったものをいいます。	100%
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。	

	3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。	
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
	6 両上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
	8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
	9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>		
	10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>		
	12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
	13 両下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1) 聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。	70%
	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。	
	22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。	

	23 1 上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	24 1 上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
	25 10 手指を失ったもの またはその用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	26 10 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	27 1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	28 1 下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。	50%
	41 1眼が失明したもの	(2)「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。	
	42 両耳の聴力レベルがいずれも69デシベル以上になったもので、かつ、第2級の20に該当しないもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。	
	43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。	
	44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。	
	45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1)「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の上着を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2)「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	46 1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	

	47 1手の5手指を失ったもの、第1指（母指）および第2指（示指）を失ったものまたは第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	48 1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	49 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
	50 10足指を失ったものまたは10足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあつては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあつては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。	
	51 10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
第4級	60 両眼に著しい視野狭窄を残すものまたは両眼視において著しく視野が欠損したもの	(1)「著しい視野狭窄を残すもの」とは、視野の角度が10度以内になったものをいいます。 (2)「著しく視野を欠損したもの」とは、両眼視において視野の8方向の角度の合計が正常両眼視において視野のその合計の50パーセント以下になったものをいいます。	30%
	61 1耳の聴力を全く失ったもの	(1)聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2)「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。	
	62 平衡機能に障害を残すもの	(3)「平衡機能に障害を残すもの」とは、内耳の損傷による平衡機能障害のため、開眼して直線を歩行中10m以内で転倒し、または著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないものをいいます。	
	63 鼻を欠損し、その機能に障害を残すもの	(1)「鼻を欠損したもの」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損したものをいいます。 (2)「鼻の機能に障害を残すもの」とは、両側の鼻呼吸に障害を生じ、または両側のきゅう覚を脱失したものをいいます。	
	64 1上肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	65 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
	66 1上肢に仮関節を残すもの	「仮関節を残すもの」とは、上腕骨に仮関節を残すものまたは前腕骨の橈骨と尺骨の両方に仮関節を残すものをいいます。	

	67 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったもの、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み2手指を失ったものまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	68 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	69 1下肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	70 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
	71 1下肢に仮関節を残すもの	「仮関節を残すもの」とは、大腿骨または脛骨に仮関節を残すものをいいます。	
	72 1下肢を5cm以上短縮したもの	下肢の短縮は、腸骨前上棘と内くるぶし下端との距離を測り、健側の下肢のそれと比較して、短縮の長さを算出するものとします。	
	73 1足の5足指を失ったものまたは5足指の用を全く永久に失ったもの	(1)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあつては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあつては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。	
第5級	80 両眼視において著しい複視が生じるもの	「著しい複視が生じるもの」とは、正面視において複視が生じるものをいいます。	10%
	81 鼻の機能に障害を残すもの	「鼻の機能に障害を残すもの」とは、両側の鼻呼吸に障害を生じ、または両側のきゅう覚を脱失したものをいいます。	
	82 味覚を全く失ったもの	「味覚を全く失ったもの」とは、試験紙および薬物による検査結果が無反応であるものをいいます。	
	83 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	84 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	

85 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
86 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
87 1下肢を3cm以上短縮したもの	下肢の短縮は、腸骨前上棘と内くるぶし下端との距離を測り、健側の下肢のそれと比較して、短縮の長さを算出するものとします。
88 1足の第1足指または他の4足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
89 1足の第1足指を含み3足指または4足指の用を全く永久に失ったもの	「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。

(2)(1)の表に掲げる支払割合は、手指の障害にあっては通算して70%、足指の障害にあっては通算して50%をもって限度とします。

#### 備考（別表2）

- [1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。  
 [2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。

### 別表3 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

- ①日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のア. に該当し、かつ、イ. からオ. までのうちいずれか3つ以上に該当する状態

日常生活の動作	備考
ア. 歩行できない	「歩行できない」とは、杖、装具等の使用および他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
イ. 排便の後始末が自分ではできない	「排便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
ウ. 食事が自分ではできない	「食事が自分ではできない」とは、食器類または食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
エ. 衣服の着脱が自分ではできない	「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
オ. 入浴が自分ではできない	「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入りまたは体の洗い流しができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。

- ②医師により器質性認知症と診断確定<sup>[1]</sup>され、意識障害<sup>[2]</sup>のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

見当識障害	備考
時間の見当識障害が常時あること	「時間の見当識障害」とは、季節または朝、昼および夜が分からないことをいいます。

場所の見当識障害があること	「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所または現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
人の見当識障害があること	「人の見当識障害」とは、日頃接している家族または日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

## 備考（別表3）

[1] 「医師により器質性認知症と診断確定されている」については以下のとおりです。

- (1) 「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。
- ① 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) (1)の「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (3) (1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

[2] 「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。

## 別表4 加重障害における傷害保険金額

- (1) 1の不慮の事故により身体の同一部位に生じた2以上の身体障害があるときにおける傷害保険金額は、これらの身体障害が該当する障害等級のうち最も上位のもの<sup>[1]</sup>に応ずる支払割合を特約基準保険金額<sup>[2]</sup>に乗じて得た額とします。
- (2) 不慮の事故により身体障害が身体の同一部位にすでに存在する身体障害に加重して生じたものであるときにおける傷害保険金額は、加重の結果生じた身体障害の状態に応じた傷害保険金額からすでに存在する身体障害について傷害保険金を支払うこととした場合に支払うべき傷害保険金額を差し引いた額とします。
- (3) (2)の場合において、すでに存在する身体障害もしくは加重の結果生じた身体障害が2以上あるときは、(2)のすでに存在する身体障害もしくは加重の結果生じた身体障害の状態に応じた傷害保険金額については、(1)により計算します。
- (4) (1)(2)の身体の同一部位は、次のとおりとします。
- ① 1 上肢については、肩関節以下を同一部位とします。
- ② 1 下肢については、股関節以下を同一部位とします。
- ③ 眼については、両眼を同一部位とします。
- ④ 耳については、両耳を同一部位とします。
- ⑤ 身体障害等級表に定める第1級の2、第2級の21、第3級の43および第5級の82の身体障害については、□および咽喉を同一部位とします。
- ⑥ 身体障害等級表に定める第1級の3、第2級の22および第3級の44の身体障害については、精神、神経および胸部臓器を同一部位とします。

## 備考（別表4）

[1] これらの身体障害が該当する障害等級が同一のときは、その障害等級とします。

[2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

## 別表5 基本契約の変更に伴う特約の変更

- (1) 第24条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
- ① 年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険料払込期間の終期が変更されたとき
  - ② 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額<sup>[1]</sup>が減額更正されたとき
  - ③ 保険料払済契約への変更があったとき
  - ④ 基本契約の保険期間または保険料払込期間が短縮されたとき
  - ⑤ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき
  - ⑥ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき
  - ⑦ 即時型の年金保険への変更があったとき
  - ⑧ ①から⑦までのほか、基本契約の保険金額または年金額が減額されたとき
- (2) 基本契約について、(1) ③の事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (3) 基本契約について、(1) ④から⑦までのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間または保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間<sup>[2]</sup>または保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、(1) ④の事由が生じたことによりこの特約の保険期間が有期となるときは、特約種類が無配当災害特約になるものとし、(1) ⑦の事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (4) 基本契約について、(1) の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

### 備考（別表5）

- [1] 年金保険の基本契約の場合は、年金額とします。  
 [2] 年金保険の基本契約の場合は、年金支払期間とします。

## 別表6 特約の保険料払込期間満了後の特約の返戻金の額

第31条（特約の返戻金の支払）①②④⑤⑥の場合における特約の返戻金の額は、次の計算方法により算出した額とします。また、第31条（特約の返戻金の支払）⑦の場合における特約の返戻金の額は、次の計算方法により算出した額に、変更前の特約基準保険金額に対するその変更により減額される特約保険金額の割合を乗じて得た額とします。なお、その額がマイナスとなった場合には、特約の返戻金はありません。

$$A - (A \div B \times C)$$

- A 特約の保険料払込期間満了時の特約の積立金<sup>[1][2]</sup>  
 B 特約の保険料払込期間が満了した日<sup>[3]</sup>から100歳<sup>[4]</sup>となる日までの期間を月単位にして得た月数<sup>[5]</sup>  
 C 特約の保険料払込期間満了後の経過月数<sup>[5]</sup>

### 備考（別表6）

- [1] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。  
 [2] 特約の保険料払込期間満了後に特約保険金額が変更された場合は、変更前の特約基準保険金額に対する変更後の特約基準保険金額の割合により変更されたものとします。  
 [3] 特約の保険料払込期間が変更されたときは、その変更後の特約の保険料払込期間が満了した日とします。  
 [4] 基本契約の契約日における被保険者の年齢に、基本契約の年ごとの契約応当日に1歳ずつを加えて計算します。この場合の「基本契約の契約日における被保険者の年齢」は、出生の月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。また、「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。  
 [5] 特約の保険料払込期間が満了した日の直後の基本契約の月ごとの契約応当日を1か月とし、基本契約の月ごとの契約応当日に1か月ずつを加えて計算します。この場合の「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日がない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。



## 別表7 必要書類

(1)特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

## ①特約保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払 (第2条関係)	特約死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 被保険者の死亡が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 6 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
傷害保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券

## ②特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約 保険料の払込免除 (第7条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
介護保険金付終身保 険の基本契約に付加 された特約の特約保 険料の払込免除（第 8条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険料の払込免除の請求をする場合に限りです。） 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

## ③特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
解除もしくは解約ま たは失効による特約 の返戻金の支払（第 31条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡（第 31条に該当する場 合に限りです。）に よる特約の返戻金の 支払（第31条関係）	保険契約者または 基本契約の死亡保 険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者または基本契約の死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

## ④その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し (第 13 条関係)	保険契約者または 基本契約の保険金 受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する 特約保険料の払戻し (第 14 条関係)	保険契約者または 基本契約の保険金 受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約死亡保険金受取 人の代表者の指定 (その変更を含む。) (第 20 条関係)	特約死亡保険金受 取人	1 会社所定の通知書 2 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
会社への通知による 特約死亡保険金受取 人の変更 (第 21 条 関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
遺言による特約死亡 保険金受取人の変更 (第 22 条関係)	保険契約者の相続 人	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の戸籍抄本 3 保険契約者の遺言書 4 保険証券
特約保険金額の減額 変更 (第 25 条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特 約の解約 (第 29 条 関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人に よる特約の存続 (第 30 条関係)	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活 (第 32 条関係)	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

(2)会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3)官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者および特約死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする特約の場合、保険契約者である団体がこの特約の特約保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等<sup>[1]</sup>として被保険者または死亡退職金等<sup>[1]</sup>の受給者に支払うときは、その特約保険金の支払請求の際、次の①②の書類の提出も必要とします。

①被保険者または死亡退職金等<sup>[1]</sup>の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等<sup>[1]</sup>の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。）

②保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

## 備考（別表7）

[1]「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

# 無配当傷害医療特約（R04）（解約返戻金低減型）条項

（令和4年4月1日制定）

## 目次

### 第1章 総則

第1条 特約の付加	194
-----------	-----

### 第2章 特約保険金の支払

第2条 特約保険金の支払	194
第3条 特約保険金の支払限度	196
第4条 2回以上入院した場合の取扱い	197
第5条 2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い	197
第6条 2以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い	197
第7条 特約保険金を支払わない場合等	198

### 第3章 特約保険料の払込免除

第8条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除	198
第9条 身体障害による特約保険料の払込免除	198
第10条 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除	199

### 第4章 特約の責任開始

第11条 特約の責任開始の時	200
第12条 保険証券	201

### 第5章 特約保険料の払込み

第13条 特約保険料の払込み	201
第14条 特約保険料の振替貸付	201
第15条 特約保険料の前納払込み	201
第16条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し	202

### 第6章 特約の解除

第17条 重大事由による特約の解除	202
第18条 加入限度額超過による特約の解除	203

### 第7章 特約の取消しおよび無効

第19条 詐欺による特約の取消し	203
第20条 不法取得目的による特約の無効	203

### 第8章 特約の失効

第21条 特約の失効	203
------------	-----

### 第9章 保険契約者の代表者

第22条 保険契約者の代表者	204
----------------	-----

### 第10章 特約の契約関係者の変更

第23条 特約の保険契約者の変更	204
------------------	-----

### 第11章 特約の変更

第24条 基本契約の変更に伴う特約の変更	204
第25条 特約保険金額の減額変更	204
第26条 特約保険金の支払額通算の特則	205

### 第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第27条 特約の加入年齢の計算	205
第28条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	205

### 第13章 特約の解約

第29条 保険契約者による特約の解約	205
第30条 特約保険金受取人による特約の存続	205

### 第14章 特約の返戻金の支払

第31条 特約の返戻金の支払	206
----------------	-----

### 第15章 特約の復活

第32条 特約の復活	206
第33条 特約の復活の責任開始の時	207
第34条 特約の復活の効果	207

第 16 章 特約契約者配当	
第 35 条 特約契約者配当金	207
第 17 章 譲渡禁止	
第 36 条 譲渡禁止	207
第 18 章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第 37 条 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	207
第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第 38 条 特約保険金等の請求および支払時期等	208
第 39 条 被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い	209
第 40 条 消滅時効の援用	209
第 20 章 契約内容の登録	
第 41 条 契約内容の登録	209
第 21 章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更	
第 42 条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更	210
第 22 章 特則	
第 43 条 中途付加の場合の特則	210
第 44 条 特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則	211
第 45 条 基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合の特則	211
第 46 条 基本契約に災害特約等が付加されている場合の特則	211
別表 1 対象となる不慮の事故	
別表 2 身体障害等級表	
別表 3 特定要介護状態	
別表 4 特約の保険料払込期間満了後の特約の返戻金の額	
別表 5 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表 6 公的医療保険制度	
別表 7 医科診療報酬点数表	
別表 8 歯科診療報酬点数表	
別表 9 先進医療	
別表 10 必要書類	

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (特約の付加)

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、保険期間または年金支払期間を終身とする基本契約<sup>[1]</sup>に付加することができます。

備考 (第 1 条)

[1] 保険料の払込方法 (回数) を一時払とする基本契約を除きます。

## 第 2 章 特約保険金の支払

### 第 2 条 (特約保険金の支払)

(1) この特約の入院保険金および入院一時金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ① この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> この特約の保険期間中に不慮の事故 (別表 1) により受けた傷害を直接の原因とする入院 <sup>[1]</sup> であること	入院 <sup>[1]</sup> 1 日について 特約基準保険金額 <sup>[7]</sup> × 1.0/1000	被保険者 <sup>[8]</sup>

	② 不慮の事故（別表1）の日から3年以内に開始した入院 <sup>[1]</sup> であること ③ この特約の保険期間中の入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[3]</sup> ④ 治療を目的とした入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[4]</sup> ⑤ 病院または診療所 <sup>[5]</sup> への入院 <sup>[1]</sup> であること ⑥ 入院期間の日数が1日以上であること <sup>[6]</sup>	
入院一時金	次の①②のいずれにも該当したとき（入院保険金に加えて支払います。） ① 被保険者が入院保険金の支払われる入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ② 1回の入院 <sup>[1]</sup> について、①の入院 <sup>[1]</sup> の日数が1日、30日、60日、90日、120日の各日数に達したとき	特約基準保険金額 <sup>[7]</sup> × 1.0/1000 × 20

(2)この特約の手術保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
手術保険金	<p>被保険者が、この特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>この特約の保険期間中に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所<sup>[5]</sup>において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした手術<sup>[9]</sup>を保険期間中に受けたとき。ただし、不慮の事故（別表1）の日から3年以内に受けた手術に限ります。</p> <p>① 公的医療保険制度（別表6）における医科診療報酬点数表（別表7）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている手術（公的医療保険制度（別表6）における歯科診療報酬点数表（別表8）（以下「歯科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。）。</p> <p>ただし、次に掲げるものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理                      イ. デブリードマン                      ウ. 皮膚切開術                      エ. 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術                      オ. 外耳道異物除去術                      カ. 鼻内異物摘出術                      キ. 内視鏡下鼻腔手術（鼻腔内手術）                      ク. 抜歯手術</p> <p>② 先進医療（別表9）に該当する施術（診断および検査を直接の目的とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による施術を除きます。）</p>	特約基準保険金額 <sup>[7]</sup> × 1.0/1000 × 10	被保険者 <sup>[8]</sup>

(3)この特約の放射線治療保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
放射線治療保険金	<p>被保険者が、この特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>この特約の保険期間中に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所<sup>[5]</sup>において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした施術（以下「放射線治療」といいます。）を保険期間中に受けたとき。ただし、不慮の事故（別表1）の日から3年以内に開始した施術に限ります。</p> <p>① 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術（歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術のうち医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術を含みます。）</p> <p>② 先進医療（別表9）に該当する放射線照射または温熱療法による施術</p>	<p>特約基準保険金額<sup>[7]</sup></p> <p>×</p> <p>1.0/1000</p> <p>×</p> <p>10</p>	被保険者 <sup>[8]</sup>

(4)この特約の特約保険金の支払額については、次のとおりとします。

- ① 入院保険金の支払額は、それぞれの入院日における特約基準保険金額<sup>[7]</sup>に応じて計算します。
- ② 入院一時金の支払額は、支払事由に該当した日における特約基準保険金額<sup>[7]</sup>に応じて計算します。
- ③ 手術保険金の支払額は、手術を受けた日<sup>[10]</sup>における特約基準保険金額<sup>[7]</sup>に応じて計算します。
- ④ 放射線治療保険金の支払額は、放射線治療を受けた日<sup>[11]</sup>における特約基準保険金額<sup>[7]</sup>に応じて計算します。

#### 備考（第2条）

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。
- [2] 「責任開始時以後」とは、第11条（特約の責任開始の時）または第43条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [3] 普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の重度障害による保険金の支払の規定によりこの特約が消滅した日以前に開始した入院がその日以後も継続している場合は、その入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
- [4] 治療を目的とした入院には、美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院、臓器等の移植に伴う臓器等提供を直接の目的とする入院、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表6）において保険給付の対象とならない入院などは該当しません。
- [5] 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
  - (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、手術保険金および放射線治療保険金にかかる規定においては、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。
  - (2) (1)の場合と同等の日本国外にある医療施設
- [6] 入院期間の日数が1日となる入院とは、入院のうち、入院日と退院日が同一である場合（日帰り入院）をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
- [7] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [8] 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- [9] 治療を直接の目的とした手術には、美容整形上の手術、臓器等の移植に伴う臓器等提供者として受ける手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表6）において保険給付の対象とならない手術などは該当しません。
- [10] 1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- [11] 1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。

### 第3条（特約保険金の支払限度）

- (1) 特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>をもって限度とします。<sup>[2]</sup>
- (2) 入院保険金の支払額は、1回の入院<sup>[3]</sup>については、120日分をもってその限度とします。<sup>[4]</sup>
- (3) 入院一時金の支払回数は、次のとおりとします。
  - ① 1回の入院<sup>[3]</sup>については、5回をもってその限度とします。<sup>[2]</sup>
  - ② この特約の保険期間を通じて、20回をもってその限度とします。<sup>[2]</sup>

**備考 (第3条)**

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [2] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、第2条（特約保険金の支払）に定める特約保険金の支払額を支払うことができないことがあります。この場合、特約基準保険金額を限度として支払います。
- [3] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。
- [4] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、120日分を支払うことができないことがあります。この場合、本条(1)に基づき、特約基準保険金額を限度として支払います。

**第4条（2回以上入院した場合の取扱い）**

被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(1)の入院保険金の支払事由に該当する入院<sup>[1]</sup>を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院<sup>[1]</sup>とみなし、各入院<sup>[1]</sup>について日数を合算して入院保険金および入院一時金の支払に関する規定を適用します。ただし、入院保険金の支払われることとなった最終の入院<sup>[1]</sup>の退院日から60日を経過した後に開始した入院<sup>[1]</sup>については、新たな入院<sup>[1]</sup>とみなします。

**備考 (第4条)**

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

**第5条（2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い）**

支払うべき入院保険金が2以上の原因による入院保険金である場合には、その重複した入院期間については、会社は、重複して入院保険金を支払いません。この場合においては、入院一時金も重複しては支払いません。

**第6条（2以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い）**

- (1)被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(2)の手術保険金の支払事由に該当する手術を同一の日<sup>[1]</sup>に2以上受けたときは、これらの手術のうちいずれか1の手術に限り手術保険金を支払います。
- (2)被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(2)の手術保険金の支払事由に該当する同一の手術を2以上受けた場合で、かつ、その2以上受けた手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術であるときは、第2条（特約保険金の支払）(2)の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの手術（以下「一連の手術」といいます。）については、次のとおり取り扱います。
- ①一連の手術のうち最初の手術を受けた日<sup>[1]</sup>からその日を含めて60日間を同一手術期間とします。
  - ②同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日<sup>[1]</sup>からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。
  - ③各同一手術期間中に受けた一連の手術については、各同一手術期間中に受けた一連の手術のうちいずれか1の手術に限り手術保険金をそれぞれ支払います。
- (3)被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(2)の手術保険金の支払事由に該当する手術を受けた場合において、その手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術であるときは、第2条（特約保険金の支払）(2)の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、その手術の開始日についてのみ手術保険金を支払います。
- (4)被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を同一の日<sup>[2]</sup>に2以上受けたときは、これらの放射線治療のうち、いずれか1の放射線治療に限り放射線治療保険金を支払います。
- (5)被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を受けた場合において、その放射線治療が放射線を常時照射する治療<sup>[3]</sup>であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として放射線治療保険金を支払います。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
- (6)被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を2以上受けた場合には、第2条（特約保険金の支払）(3)の放射線治療保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、放射線治療保険金が支払われることとなった最終の放射線治療を受けた日<sup>[2]</sup>からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療保険金を支払いません。

## 備考（第6条）

- [1] 1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- [2] 1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。
- [3] 「放射線を常時照射する治療」とは、放射性物質の体内への埋込、投与等により、放射線を絶えず照射し続ける治療をいいます。

## 第7条（特約保険金を支払わない場合等）

- (1) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由に該当した場合には、特約保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - ② 被保険者の犯罪行為
  - ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
  - ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
  - ⑦ 原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見がないもの
- (2) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
  - ② 戦争その他の変乱

## 第3章 特約保険料の払込免除

### 第8条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

- (1) 基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除とされたとき<sup>[2]</sup>は、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
- (2) 本条(1)にかかわらず、基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。
- ① この特約の責任開始時前<sup>[3]</sup>に生じたものであるとき
  - ② この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害であるとき
- (3) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[3]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[3]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その払込免除は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[4]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
  - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

## 備考（第8条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 介護割増年金付終身年金保険の基本保険料が払込免除とされたときは、本条(1)の払込免除の対象とはなりません。
- [3] 「責任開始時前」とは、第11条（特約の責任開始の時）または第43条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。
- [4] 「責任開始時以後」とは、第11条（特約の責任開始の時）または第43条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

### 第9条（身体障害による特約保険料の払込免除）

- (1) 被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、身体障害の状態<sup>[1]</sup>となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。



払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
<p>①基本保険料<sup>[2]</sup>の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後<sup>[3]</sup>に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態<sup>[1]</sup>になったとき<sup>[4]</sup></p> <p>②この特約が据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後<sup>[3]</sup>に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態<sup>[1]</sup>になったとき<sup>[4]</sup></p>	<p>被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態<sup>[1]</sup>になったとき</p> <p>ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人<sup>[5]</sup>の故意または重大な過失</p> <p>イ. 被保険者の犯罪行為</p> <p>ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

(2)被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態<sup>[1]</sup>になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態<sup>[1]</sup>になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

①地震、噴火または津波

②戦争その他の変乱

#### 備考（第9条）

[1]「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。

[2]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[3]「責任開始時以後」とは、第11条（特約の責任開始の時）または第43条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

[4]責任開始時にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。

[5]「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

### 第10条（介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除）

(1)介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、その払込免除事由に応じ、次の特約保険料を払込免除とします。ただし、払込免除事由にかかる疾病または傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者がかかったものまたは不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、次の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除とする特約保険料	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
<p>①基本保険料<sup>[1]</sup>の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>にかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害により重度障害の状態<sup>[3]</sup>になったとき<sup>[4]</sup></p>	<p>この特約の将来の特約保険料</p>	<p>被保険者が、次のいずれかにより重度障害の状態<sup>[3]</sup>になったときまたは特定要介護状態（別表3）が180日以上継続したとき</p> <p>ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人<sup>[5]</sup>の故意または重大な過失</p> <p>イ. 被保険者の犯罪行為</p> <p>ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>キ. 被保険者の薬物依存<sup>[6][7]</sup></p>

②被保険者が、この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> に疾病にかかり、または不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その疾病または傷害を直接の原因として特定要介護状態（別表3）になり、かつ、その特定要介護状態（別表3）になった日からその日を含めて特定要介護状態（別表3）がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき	その特定要介護状態（別表3）になった日以後のこの特約の特約保険料
--	----------------------------------

(2)被保険者が次のいずれかにより本条(1)①の重度障害の状態<sup>[3]</sup>になった場合または本条(1)②の特定要介護状態(別表3)が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態<sup>[3]</sup>になったまたは特定要介護状態(別表3)が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

①地震、噴火または津波

②戦争その他の変乱

(3)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病によりこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に重度障害の状態<sup>[3]</sup>になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その重度障害の状態<sup>[3]</sup>は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)①を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

①医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと

②健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

(4)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に特定要介護状態(別表3)になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その特定要介護状態(別表3)は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)②を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

①医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと

②健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

#### 備考（第10条）

[1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2]「責任開始時以後」とは、第11条（特約の責任開始の時）または第43条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

[3]「重度障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級の身体障害の状態をいいます。

[4]責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始時以後にかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害を原因とする障害の状態が新たに加わって重度障害の状態になったときを含みます。

[5]「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

[6]「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。

[7]払込免除事由が本条(1)②である場合に限りです。

[8]「責任開始時前」とは、第11条（特約の責任開始の時）または第43条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。

## 第4章 特約の責任開始

### 第11条（特約の責任開始の時）

(1)基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。

- (2)本条(1)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。<sup>[1]</sup>
- (3)この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4)本条(1)の特約の責任開始の時から本条(2)の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。
- ①第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払
  - ②第9条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除
  - ③第17条（重大事由による特約の解除）または第18条（加入限度額超過による特約の解除）の特約の解除
- (5)本条(4)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、本条(4)のこの特約の契約日と同一とします。
- (6)会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。
- (7)この特約は、会社が本条(6)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考（第11条）

[1] 主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日に変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。

### 第12条（保険証券）

保険証券には、主約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ①支払事由
- ②特約保険金の額

## 第5章 特約保険料の払込み

### 第13条（特約保険料の払込み）

- (1)特約保険料は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込方法（経路）に従い、基本保険料<sup>[1]</sup>と合わせて同一月分を払い込んでください。
- (2)特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込時期および猶予期間と同一とします。
- (3)基本保険料<sup>[1]</sup>の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条(1)にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4)本条(3)の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。

#### 備考（第13条）

[1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

### 第14条（特約保険料の振替貸付）

基本保険料<sup>[1]</sup>について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料<sup>[1]</sup>と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。<sup>[2]</sup>

#### 備考（第14条）

[1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2] この場合、基本保険料と特約保険料の合計額が、この特約が付加された基本契約と特約の解約返戻金額の合計額のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内であることを必要とします。

### 第15条（特約保険料の前納払込み）

- (1)保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。<sup>[1]</sup>この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
- (2)本条(1)により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に特約保険料の払込みに充当します。
- (3)特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人に払い戻します。

(4)本条(1)により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。

(5)保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類(別表10)を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。

#### 備考(第15条)

[1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。

[2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

### 第16条(未経過期間に対する特約保険料の払戻し)

(1)特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。

- ① 特約の消滅
- ② 特約保険料の払込免除
- ③ 特約の保険期間または保険料払込期間の短縮
- ④ 特約保険料額の減額
- ⑤ 特約の保険料払済契約への変更

(2)本条(1)の特約保険料を基本契約の死亡保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしたときは、保険契約者に払い戻します。

#### 備考(第16条)

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

## 第6章 特約の解除

### 第17条(重大事由による特約の解除)

(1)会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
- ② 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
- ③ この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為<sup>[2]</sup>があった場合
- ④ 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
  - ア. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に該当すると認められること
  - イ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ウ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>を不当に利用していると認められること
  - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力<sup>[3]</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - オ. その他反社会的勢力<sup>[3]</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ⑤ この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合

(2)会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。

- ① その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

(3)本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(4)本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

#### 備考（第17条）

- [1]「事故招致」には、未遂を含みます。  
 [2]「詐欺行為」には、未遂を含みます。  
 [3]「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

### 第18条（加入限度額超過による特約の解除）

(1)会社は、特約の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超える場合<sup>[2]</sup>には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。

(2)本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(3)本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

#### 備考（第18条）

- [1]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。  
 [2]「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

## 第7章 特約の取消しおよび無効

### 第19条（詐欺による特約の取消し）

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

### 第20条（不法取得目的による特約の無効）

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

## 第8章 特約の失効

### 第21条（特約の失効）

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- ①基本契約がその効力を失ったとき
- ②保険契約者が第2回以降の特約保険料を払い込まないで第2回以降の特約保険料の猶予期間<sup>[1]</sup>を経過したとき
- ③特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- ④第24条（基本契約の変更に伴う特約の変更）により特約基準保険金額<sup>[2]</sup>が変更された場合<sup>[3]</sup>において、変更後の特約基準保険金額<sup>[2]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- ⑤夫婦年金保険付夫婦保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が死亡したとき<sup>[4]</sup>

#### 備考（第21条）

- [1]「猶予期間」とは、第13条（特約保険料の払込み）(2)の猶予期間をいいます。  
 [2]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。  
 [3]次の場合を除きます。  
 (1)年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合  
 (2)貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合  
 [4]夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うとき（年金支払事由発生日前に支払うときに限ります。）を含みます。

## 第9章 保険契約者の代表者

### 第22条 (保険契約者の代表者)

- (1)この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
- (2)本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の1人に対して会社がした行為は、他の保険契約者に対しても、その効力を有します。
- (3)この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

## 第10章 特約の契約関係者の変更

### 第23条 (特約の保険契約者の変更)

- (1)この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2)主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

## 第11章 特約の変更

### 第24条 (基本契約の変更に伴う特約の変更)

- (1)基本契約の変更に伴う特約の変更(別表5)の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2)本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3)本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更(別表5)に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4)本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

### 第25条 (特約保険金額の減額変更)

- (1)保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2)保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
  - ①特約保険料が払込免除となっているとき
  - ②減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
  - ③減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が10万円<sup>[2]</sup>の倍数でないとき
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表10)を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。
- (4)本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に変更の請求があった場合はその時に効力を生じます。
- (5)月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6)本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

#### 備考 (第25条)

- [1]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。
- [2]終身年金保険付終身保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約の場合は、100万円とします。
- [3]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

## 第 26 条 (特約保険金の支払額通算の特則)

第 24 条 (基本契約の変更に伴う特約の変更) および第 25 条 (特約保険金額の減額変更) により、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が変更された場合において、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第 3 条 (特約保険金の支払限度) (1) による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>に対する変更後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の割合により変更されたものとします。

備考 (第 26 条)

[1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額 (その額が変更されている場合には変更後の額) をいいます。

## 第 12 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

### 第 27 条 (特約の加入年齢の計算)

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

### 第 28 条 (年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い)

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、この特約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額<sup>[1]</sup>を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考 (第 28 条)

[1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。

## 第 13 章 特約の解約

### 第 29 条 (保険契約者による特約の解約)

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条 (1) の解約をしようとするときは、必要書類 (別表 10) を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (3) 本条 (1) の解約は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に解約の通知があった場合はその時に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に、その効力を生じます。
- (4) 月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>以外の日に解約の通知があった場合において、本条 (3) により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条 (1) の解約は効力を生じません。
- (5) 本条 (3) により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条 (4) の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考 (第 29 条)

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

[3] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

### 第 30 条 (特約保険金受取人による特約の存続)

- (1) 債権者等<sup>[1]</sup>による特約の解約は、解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した時から 1 か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条 (1) の解約が通知された場合でも、通知の時において保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条 (1) の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等<sup>[1]</sup>に支払うべき金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払い、かつ会社<sup>[2]</sup>にその旨を通知したときは、本条 (1) の解約はその効力を生じません。
- (3) 特約保険金受取人が本条 (2) の通知をしようとするときは、必要書類 (別表 10) を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。

## 備考（第30条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。  
[2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第14章 特約の返戻金の支払

### 第31条（特約の返戻金の支払）

この特約の返戻金<sup>[1]</sup>については、次のとおりとします。

特約の返戻金を支払う場合	特約の返戻金の額	特約の返戻金の受取人
①被保険者の死亡 <sup>[2]</sup>	ア. この特約の保険料払込期間満了前 特約の積立金 <sup>[3]</sup> の額。ただし、主約款の規定によりその基本契約の解約返戻金の額 <sup>[4]</sup> の返戻金を支払うときは、会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額 イ. この特約の保険料払込期間満了後 別表4に定める額	(ア)基本契約の死亡保険金を支払う場合は死亡保険金受取人。ただし、保険契約者が特約の返戻金を受け取る意思を表示したときは保険契約者 (イ)基本契約の死亡保険金を支払う場合以外の場合は保険契約者
②この特約の解除	ア. この特約の保険料払込期間満了前 会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	保険契約者
③第29条（保険契約者による特約の解約）の解約の通知	イ. この特約の保険料払込期間満了後 別表4に定める額	
④この特約の失効 <sup>[5]</sup>		
⑤この特約の変更 <sup>[6]</sup>		
⑥特約保険金の支払額がその限度に達したとき	特約の積立金 <sup>[3]</sup> の額	

## 備考（第31条）

- [1] 特約の返戻金がある場合に限ります。  
[2] 被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合（夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うとき（年金支払事由発生日前に支払うときに限ります。）を含みます。）を含みます。  
[3] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。  
[4] 「基本契約の解約返戻金の額」とは、会社の定める計算方法により、基本契約の経過した年月数により算出した額とします。  
[5] 次のいずれかによりこの特約が失効したときを除きます。  
(1)本条①の「被保険者の死亡」に該当したとき  
(2)本条⑥の「特約保険金の支払額がその限度に達したとき」に該当したとき  
[6] 特約基準保険金額または特約保険料額が変更されるものに限ります。ただし、年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いによる基本契約の変更に伴うものを除きます。

## 第15章 特約の復活

### 第32条（特約の復活）

- (1)第21条（特約の失効）②の場合、保険契約者は、特約の失効後1年以内に限り、会社の承諾を得て、その特約を復活することができます。この場合において、この特約が基本契約の失効と同時に失効したときは、この特約は基本契約の復活に併せて復活することを必要とします。  
(2)次の場合には、本条(1)の復活をすることができません。  
①特約の返戻金の支払の請求があったとき  
②復活した場合の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超えるとき<sup>[2]</sup>  
③この特約の失効と同時に失効した他の特約をすでに復活しているとき  
(3)保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類（別表10）を会社<sup>[3]</sup>に提出して申し込んでください。  
(4)本条(3)の場合、保険契約者は、特約復活払込金<sup>[4]</sup>を払い込んでください。



**備考（第32条）**

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

**第33条（特約の復活の責任開始の時）**

- (1) この特約が付加された基本契約の復活に併せてこの特約を復活する場合において、この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。
- (2) 特約のみ復活する場合において、会社が、この特約の復活の申込みを承諾したときは、会社は、特約復活払込金<sup>[1]</sup>を受け取った時から復活後の特約上の責任を負います。
- (3) 本条(1)(2)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。
- (4) 会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。
- (5) この特約の復活は、会社が本条(4)の保険証券を発した時に成立するものとします。

**備考（第33条）**

- [1] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

**第34条（特約の復活の効果）**

- (1) この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。
- (2) 本条(1)にかかわらず、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。

**第16章 特約契約者配当****第35条（特約契約者配当金）**

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

**第17章 譲渡禁止****第36条（譲渡禁止）**

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

**第18章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い****第37条（保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い）**

- (1) この特約が付加された基本契約において保険金等<sup>[1]</sup>を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等<sup>[2]</sup>があるときは、それらの支払金額から差し引きます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由が発生した場合または第8条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）もしくは第9条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、この特約に関し第1回特約保険料が払い込まれていないときは、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込みを免除しません。

**備考（第37条）**

- [1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。
- (1) 死亡保険金
  - (2) 介護保険金
  - (3) 年金（介護割増年金を除きます。）
  - (4) 継続年金
  - (5) 返戻金
  - (6) 契約者配当金（主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により支払われる契約者配当金を除きます。）
  - (7) 払い戻す基本保険料

[2] 「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1) 未払特約保険料
- (2) 次により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。）
  - ① 第24条（基本契約の変更に伴う特約の変更）（4）
  - ② 第25条（特約保険金額の減額変更）（6）
  - ③ 第29条（保険契約者による特約の解約）（5）
- (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

## 第19章 特約保険金等の請求および支払時期等

### 第38条（特約保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[1]</sup>に通知してください。
- (2) 保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表10）を会社<sup>[1]</sup>に提出して特約保険金等<sup>[2]</sup>または特約保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 特約保険金等<sup>[2]</sup>は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社<sup>[1]</sup>で支払います。
- (4) 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までには会社<sup>[1]</sup>に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認<sup>[3]</sup>を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第2条（特約保険金の支払）所定の支払事由に該当する事実の有無
② 特約保険金の免責事由 <sup>[4]</sup> に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項、第17条（重大事由による特約の解除）(1)④ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- (5) 本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。
  - ① 本条(4)②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
  - ② 本条(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
  - ③ 本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき<sup>[5]</sup>は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等<sup>[2]</sup>は支払いません。
- (7) 特約保険料の払込免除については、本条(3)(4)(5)(6)の規定を準用します。
- (8) 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

#### 備考（第38条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。
- [3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4] 「免責事由」とは、第7条（特約保険金を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。
- [5] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

## 第 39 条（被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い）

- (1) 被保険者が死亡した場合における特約保険金の支払の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次に該当する 1 人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
- ① この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
  - ② ①に該当する者がいない場合  
この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求人の範囲内にある者とします。）
  - ③ ①②に該当する者がいない場合  
配偶者
  - ④ ①②③に該当する者がいない場合  
法定相続人の協議により定めた者
- (2) 本条 (1) により、会社が、特約保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその特約保険金の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- (3) 故意に特約保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、本条 (1) の代表者としての取扱いを受けることができません。

## 第 40 条（消滅時効の援用）

特約保険金等<sup>[1]</sup>の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利を行使することができる時から 3 年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を 2 年間はすることがありません。

備考（第 40 条）

[1] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

## 第 20 章 契約内容の登録

### 第 41 条（契約内容の登録）

- (1) 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
- ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
  - ② 入院保険金の種類
  - ③ 入院保険金の日額
  - ④ 特約の契約日<sup>[1]</sup>
  - ⑤ 当会社名
- (2) 本条 (1) の登録の期間は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から 5 年（特約の契約日<sup>[1]</sup>において被保険者が満 15 歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条 (1) により登録された被保険者について、入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の申込み<sup>[3]</sup>を受けた場合、協会に対して本条 (1) により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条 (2) の登録の期間中に入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の申込みがあった場合、本条 (3) により連絡された内容を入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の承諾<sup>[4]</sup>の判断の参考とすることができるものとします。
- (5) 各生命保険会社等は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から 5 年（特約の契約日<sup>[5]</sup>において被保険者が満 15 歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から 5 年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条 (1) により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾<sup>[4]</sup>の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条 (3)(4)(5) において、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

## 備考（第41条）

- [1] 特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。
- [2] 「入院給付金のある特約」には、入院給付金のある保険契約を含みます。
- [3] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- [4] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- [5] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

## 第21章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更

### 第42条（法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更）

- (1) 会社は、手術保険金または放射線治療保険金（以下本条において「手術保険金等」といいます。）の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術保険金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額<sup>[1]</sup>を変更することなく手術保険金等の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- (2) 本条(1)により、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

## 備考（第42条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

## 第22章 特則

### 第43条（中途付加の場合の特則）

- (1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料を受け取った場合	第1回特約保険料を受け取った時
② 会社が、第1回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	第1回特約保険料相当額を受け取った時

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券に特約中途付加の旨を記載してその保険証券を保険契約者に交付します。
- (5) この特約は、会社が本条(4)の保険証券を発した時に成立するものとします。
- (6) 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>が、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
- (7) 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>が、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。
- (8) この特約を基本契約の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第27条（特約の加入年齢の計算）にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

## 備考（第43条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当日の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

[4] 「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

#### 第44条（特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則）

(1) 特約復活払込金<sup>[1]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第33条（特約の復活の責任開始の時）の特約復活払込金<sup>[1]</sup>を受け取った時とします。また、基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第43条（中途付加の場合の特則）の第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を受け取った時とします。

① 保険契約者が会社の定める決済方法の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時

② 保険契約者が特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込んだ際に、その受領書等が作成された時

(2) 本条(1)にかかわらず、会社の定める決済方法により特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>の払込みはなかつたものとします。

① 会社が決済事業者<sup>[3]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと

② 決済事業者<sup>[3]</sup>がその利用者<sup>[4]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと

(3) 会社は、本条(1)により払い込まれた特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

##### 備考（第44条）

[1] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかつた期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

[2] 「第1回特約保険料」には、第1回特約保険料相当額を含みます。

[3] 会社の指定した決済事業者とします。

[4] 会社の指定した決済方法により、特約復活払込金または第1回特約保険料を払い込む利用者としてします。

#### 第45条（基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合の特則）

(1) この特約が付加された基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合において、保険契約者が基本保険料の復活払込金<sup>[1]</sup>について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金<sup>[2]</sup>についても、分割払込みを請求してください。

(2) 本条(1)の場合には、この特約が付加された基本契約の復活払込金の分割払込みの規定を準用します。この場合において、基本契約の復活払込金の分割払込みの規定中「分割払込金」とあるのは「特約分割払込金」と、「保険料」とあるのは「特約保険料」と読み替えます。

##### 備考（第45条）

[1] 「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかつた期間の基本保険料に相当する金額をいいます。

[2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかつた期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

#### 第46条（基本契約に災害特約等が付加されている場合の特則）

(1) この特約が付加された基本契約に災害特約または介護特約が付加されている場合において、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込免除後に災害特約または介護特約の特約保険料をこの特約の特約保険料と合わせて払い込むときは、災害特約または介護特約の払い込む特約保険料は、災害特約条項または介護特約条項の規定にかかわらず、1年以上を前納する必要はありません。

(2) この特約が付加された基本契約に災害特約または介護特約が付加されている場合において、この特約の返戻金を基本契約の死亡保険金受取人に支払う場合にあつては、災害特約条項または介護特約条項の規定にかかわらず、その特約の返戻金<sup>[2][3]</sup>を基本契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、保険契約者がその特約の返戻金<sup>[2][3]</sup>を受け取る意思を表示したときは保険契約者に支払います。

##### 備考（第46条）

[1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2] 災害特約条項または介護特約条項の規定により、特約の返戻金がある場合に限りです。

[3] 被保険者の死亡（被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合（夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うとき（年金支払事由発生前に支払うときに限りです。）を含みます。）を含みます。）による返戻金に限りです。

## 別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2のものとし（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
3 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目 (基本分類コード)	除外するもの
1 交通事故 (V 01 ~ V 99)	
2 不慮の損傷のその他の外因 (W 00 ~ X 59)	
・転倒・転落 (W 00 ~ W 19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 20 ~ W 49)	・騒音への曝露 <sup>[1]</sup> (W 42) ・振動への曝露 <sup>[1]</sup> (W 43)
・生物による機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 50 ~ W 64)	
・不慮の溺死および溺水 (W 65 ~ W 74)	
・その他の不慮の窒息 (W 75 ~ W 84)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん<嚥><吸引> (W 78)、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引> (W 79)、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引> (W 80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 <sup>[1]</sup> (W 85 ~ W 99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 <sup>[1]</sup> (高山病等) (W 94)
・煙、火および火災への曝露 <sup>[1]</sup> (X 00 ~ X 09)	
・熱および高温物質との接触 (X 10 ~ X 19)	
・有毒動植物との接触 (X 20 ~ X 29)	
・自然の力への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30 ~ X 39)	・自然の過度の高温への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30) 中の気象条件によるもの (熱中症、日射病、熱射病等)

・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 <sup>[1][2][3]</sup> (X 40～X 49)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X 50～X 57)	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X 50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（乗り物酔い等） (X 51) ・無重力環境への長期滞在 (X 52) ・飢餓、渇
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 <sup>[1]</sup> (X 58～X 59)	
3 加害にもとづく傷害および死亡 (X 85～Y 09)	
4 法的介入および戦争行為 (Y 35～Y 36)	・合法的処刑 (Y 35.5)
5 内科的および外科的ケアの合併症 (Y 40～Y 84)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y 40～Y 59）によるもの <sup>[3]</sup>	
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y 60～Y 69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y 70～Y 82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y 83～Y 84)	

## 備考（別表1）

[1] 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

[2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

[3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

## 別表2 身体障害等級表

身体障害の状態および障害等級は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考
第1級	1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
4 両上肢を手関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
6 両上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	
10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
11 両下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	
12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
13 両下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの
	(1) 聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。
21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
23 1上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
24 1上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。



25 10手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
26 10手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあっては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
27 1下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
28 1下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節(股関節、膝関節および足関節をいいます。)全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1)視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
41 1眼が失明したもの	(2)「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。	
42 両耳の聴力レベルがいずれも69デシベル以上になったもので、かつ、第2級の20に該当しないもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。	
43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。	
44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。	
45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1)「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の上着を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2)「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
46 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
47 1手の5手指を失ったもの、第1指(母指)および第2指(示指)を失ったものまたは第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
48 1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあっては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
49 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	

50 10 足指を失ったものまたは10 足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。
51 10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	

**備考（別表2）**

[1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。

[2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。

**別表3 特定要介護状態**

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

- ①日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のア. に該当し、かつ、イ. からオ. までのうちいずれか3つ以上に該当する状態

日常生活の動作	備考
ア. 歩行できない	「歩行できない」とは、杖、装具等の使用および他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
イ. 排便の後始末が自分ではできない	「排便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
ウ. 食事が自分ではできない	「食事が自分ではできない」とは、食器類または食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
エ. 衣服の着脱が自分ではできない	「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
オ. 入浴が自分ではできない	「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入りまたは体の洗い流しができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。

- ②医師により器質性認知症と診断確定<sup>[1]</sup>され、意識障害<sup>[2]</sup>のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

見当識障害	備考
時間の見当識障害が常時あること	「時間の見当識障害」とは、季節または朝、昼および夜が分からないことをいいます。
場所の見当識障害があること	「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所または現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
人を見当識障害があること	「人を見当識障害」とは、日頃接している家族または日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

**備考（別表3）**

[1] 「医師により器質性認知症と診断確定されている」については以下のとおりです。

(1)「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。

① 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること

② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2)(1)の「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス [H I V] 病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F 05) 中のせん妄、 認知症に重なったもの	F 05.1

平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(3)(1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

[2]「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。

#### 別表4 特約の保険料払込期間満了後の特約の返戻金の額

第31条(特約の返戻金の支払)①②③④の場合における特約の返戻金の額は、次の計算方法により算出した額とします。また、第31条(特約の返戻金の支払)⑤の場合における特約の返戻金の額は、次の計算方法により算出した額に、変更前の特約基準保険金額に対するその変更により減額される特約保険金額の割合を乗じて得た額とします。なお、その額がマイナスとなった場合には、特約の返戻金はありません。

$$A - (A \div B \times C)$$

A 特約の保険料払込期間満了時の特約の積立金<sup>[1][2]</sup>

B 特約の保険料払込期間が満了した日<sup>[3]</sup>から100歳<sup>[4]</sup>となる日までの期間を月単位にして得た月数<sup>[5]</sup>

C 特約の保険料払込期間満了後の経過月数<sup>[5]</sup>

#### 備考(別表4)

[1]「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。

[2] 特約の保険料払込期間満了後に特約保険金額が変更された場合は、変更前の特約基準保険金額に対する変更後の特約基準保険金額の割合により変更されたものとします。

[3] 特約の保険料払込期間が変更されたときは、その変更後の特約の保険料払込期間が満了した日とします。

[4] 基本契約の契約日における被保険者の年齢に、基本契約の年ごとの契約応当日に1歳ずつを加えて計算します。この場合の「基本契約の契約日における被保険者の年齢」は、出生の月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。また、「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

[5] 特約の保険料払込期間が満了した日の直後の基本契約の月ごとの契約応当日を1か月とし、基本契約の月ごとの契約応当日に1か月ずつを加えて計算します。この場合の「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日がない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

#### 別表5 基本契約の変更に伴う特約の変更

(1)第24条(基本契約の変更に伴う特約の変更)によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。

- ①年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険料払込期間の終期が変更されたとき
- ②年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額<sup>[1]</sup>が減額更正されたとき
- ③保険料払済契約への変更があったとき
- ④基本契約の保険期間または保険料払込期間が短縮されたとき
- ⑤基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき
- ⑥基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき
- ⑦即時型の年金保険への変更があったとき
- ⑧①から⑦までのほか、基本契約の保険金額または年金額<sup>[2]</sup>が減額されたとき

(2)基本契約について、(1)③の事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。

(3)基本契約について、(1) ④から⑦までのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間または保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間<sup>[3]</sup>または保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、(1) ④の事由が生じたことによりこの特約の保険期間が有期となるときは、特約種類が無配当傷害医療特約（R04）になるものとし、(1) ⑦の事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。

(4)基本契約について、(1)の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

**備考（別表5）**

[1] 年金保険の基本契約の場合は、年金額（介護割増年金額を除きます。）とします。

[2] 介護割増年金額を除きます。

[3] 年金保険の基本契約の場合は、年金支払期間とします。

**別表6 公的医療保険制度**

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ①健康保険法
- ②国民健康保険法
- ③国家公務員共済組合法
- ④地方公務員等共済組合法
- ⑤私立学校教職員共済法
- ⑥船員保険法
- ⑦高齢者の医療の確保に関する法律

**別表7 医科診療報酬点数表**

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

**別表8 歯科診療報酬点数表**

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

**別表9 先進医療**

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、公的医療保険制度（別表6）の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。

**別表10 必要書類**

(1)特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

①特約保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</li> <li>5 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>7 保険証券</li> </ul>

手術保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</li> <li>5 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>7 保険証券</li> </ol>
放射線治療保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</li> <li>5 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>7 保険証券</li> </ol>

②特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約 保険料の払込免除 (第9条関係)	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</li> <li>5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>6 保険証券</li> </ol>
介護保険金付終身保 険の基本契約に付加 された特約の特約保 険料の払込免除（第 10条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険料の払込免除の請求をする場合に限りです。）</li> <li>5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>6 保険証券</li> </ol>

③特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
解除もしくは解約ま たは失効による特約 の返戻金の支払（第 31条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>3 保険証券</li> </ol>
被保険者の死亡（第 31条①に該当する 場合に限りです。）に よる特約の返戻金の 支払（第31条関係）	保険契約者または 基本契約の死亡保 険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本）</li> <li>3 保険契約者または基本契約の死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>4 保険証券</li> </ol>

## ④その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し (第 15 条関係)	保険契約者または 基本契約の保険金 受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する 特約保険料の払戻し (第 16 条関係)	保険契約者または 基本契約の保険金 受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金額の減額 変更 (第 25 条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特 約の解約 (第 29 条 関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人に よる特約の存続 (第 30 条関係)	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活 (第 32 条関係)	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

(2)会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

# 無配当総合医療特約（R04）（解約返戻金低減型）条項

（令和4年4月1日制定）

## 目次

### 第1章 総則

第1条 特約の付加	222
-----------	-----

### 第2章 特約保険金の支払

第2条 特約保険金の支払	223
第3条 保険事故の特例	225
第4条 特約保険金の支払限度	226
第5条 2回以上入院した場合の取扱い	226
第6条 2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い	226
第7条 2以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い	226
第8条 疾病を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等	227
第9条 不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等	227

### 第3章 特約保険料の払込免除

第10条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除	228
第11条 身体障害による特約保険料の払込免除	228
第12条 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除	229

### 第4章 特約の責任開始

第13条 特約の責任開始の時	230
第14条 保険証券	231

### 第5章 特約保険料の払込み

第15条 特約保険料の払込み	231
第16条 特約保険料の振替貸付	231
第17条 特約保険料の前納払込み	231
第18条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し	231

### 第6章 告知義務および特約の解除

第19条 告知義務	232
第20条 告知義務違反による特約の解除	232
第21条 特約を解除できない場合	232
第22条 重大事由による特約の解除	233
第23条 加入限度額超過による特約の解除	233

### 第7章 特約の取消しおよび無効

第24条 詐欺による特約の取消し	234
第25条 不法取得目的による特約の無効	234

### 第8章 特約の失効

第26条 特約の失効	234
------------	-----

### 第9章 保険契約者の代表者

第27条 保険契約者の代表者	234
----------------	-----

### 第10章 特約の契約関係者の変更

第28条 特約の保険契約者の変更	234
------------------	-----

### 第11章 特約の変更

第29条 基本契約の変更に伴う特約の変更	235
第30条 特約保険金額の減額変更	235
第31条 特約保険金の支払額通算の特則	235

### 第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第32条 特約の加入年齢の計算	235
第33条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	236

### 第13章 特約の解約

第34条 保険契約者による特約の解約	236
第35条 特約保険金受取人による特約の存続	236

第 14 章 特約の返戻金の支払	
第 36 条 特約の返戻金の支払	236
第 15 章 特約の復活	
第 37 条 特約の復活	237
第 38 条 特約の復活の責任開始の時	238
第 39 条 特約の復活の効果	238
第 16 章 特約契約者配当	
第 40 条 特約契約者配当金	238
第 17 章 譲渡禁止	
第 41 条 譲渡禁止	239
第 18 章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第 42 条 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い	239
第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第 43 条 特約保険金等の請求および支払時期等	239
第 44 条 被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い	240
第 45 条 消滅時効の援用	240
第 20 章 契約内容の登録	
第 46 条 契約内容の登録	241
第 21 章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更	
第 47 条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更	241
第 22 章 特則	
第 48 条 中途付加の場合の特則	242
第 49 条 基本契約が据置終身年金保険の場合の特則	242
第 50 条 特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則	243
第 51 条 基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合の特則	243
第 52 条 基本契約に災害特約等が付加されている場合の特則	243
別表 1 対象となる不慮の事故	
別表 2 身体障害等級表	
別表 3 特定要介護状態	
別表 4 特約の保険料払込期間満了後の特約の返戻金の額	
別表 5 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表 6 公的医療保険制度	
別表 7 医科診療報酬点数表	
別表 8 歯科診療報酬点数表	
別表 9 先進医療	
別表 10 必要書類	

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (特約の付加)

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、保険期間または年金支払期間を終身とする基本契約<sup>[1]</sup>に付加することができます。

#### 備考 (第 1 条)

[1] 保険料の払込方法 (回数) を一時払とする基本契約を除きます。



## 第2章 特約保険金の支払

### 第2条 (特約保険金の支払)

(1)この特約の疾病による入院保険金および入院一時金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ①この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> この特約の保険期間中に生じた次のア. またはイ. のいずれかを直接の原因とする入院 <sup>[1]</sup> であること ア. 疾病 <sup>[3]</sup> イ. 不慮の事故(別表1)により受けた傷害(その事故の日から3年経過後に開始した入院に限ります。) ②この特約の保険期間中の入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[4]</sup> ③治療を目的とした入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[5]</sup> ④病院または診療所 <sup>[6]</sup> への入院 <sup>[1]</sup> であること ⑤入院期間の日数が1日以上であること <sup>[7]</sup>	入院 <sup>[1]</sup> 1日について 特約基準保険金額 <sup>[8]</sup> × 1.0/1000	被保険者 <sup>[9]</sup>
入院一時金	次の①②のいずれにも該当したとき(入院保険金に加えて支払います。) ①被保険者が疾病による入院保険金の支払われる入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ②1回の入院 <sup>[1]</sup> について、①の入院 <sup>[1]</sup> の日数が1日、30日、60日、90日、120日の各日数に達したとき	特約基準保険金額 <sup>[8]</sup> × 1.0/1000 × 20	

(2)この特約の傷害による入院保険金および入院一時金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ①この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> この特約の保険期間中に不慮の事故(別表1)により受けた傷害を直接の原因とする入院 <sup>[1]</sup> であること ②不慮の事故(別表1)の日から3年以内に開始した入院 <sup>[1]</sup> であること ③この特約の保険期間中の入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[4]</sup> ④治療を目的とした入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[5]</sup> ⑤病院または診療所 <sup>[6]</sup> への入院 <sup>[1]</sup> であること ⑥入院期間の日数が1日以上であること <sup>[7]</sup>	入院 <sup>[1]</sup> 1日について 特約基準保険金額 <sup>[8]</sup> × 1.0/1000	被保険者 <sup>[9]</sup>
入院一時金	次の①②のいずれにも該当したとき(入院保険金に加えて支払います。) ①被保険者が傷害による入院保険金の支払われる入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ②1回の入院 <sup>[1]</sup> について、①の入院 <sup>[1]</sup> の日数が1日、30日、60日、90日、120日の各日数に達したとき	特約基準保険金額 <sup>[8]</sup> × 1.0/1000 × 20	

(3)この特約の手術保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
手術保険金	<p>被保険者が、この特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>この特約の保険期間中にかかった疾病<sup>[3]</sup>または不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所<sup>[6]</sup>において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした手術<sup>[10]</sup>を保険期間中に受けたとき</p> <p>①公的医療保険制度（別表6）における医科診療報酬点数表（別表7）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている手術（公的医療保険制度（別表6）における歯科診療報酬点数表（別表8）（以下「歯科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。）。</p> <p>ただし、次に掲げるものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理 イ. デブリードマン ウ. 皮膚切開術 エ. 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 外耳道異物除去術 カ. 鼻内異物摘出術 キ. 内視鏡下鼻腔手術（鼻腔内手術） ク. 抜歯手術</p> <p>②先進医療（別表9）に該当する施術（診断および検査を直接の目的とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による施術を除きます。）</p>	<p>特約基準保険金額<sup>[8]</sup></p> <p>×</p> <p>1.0/1000</p> <p>×</p> <p>10</p>	被保険者 <sup>[9]</sup>

(4)この特約の放射線治療保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
放射線治療保険金	<p>被保険者が、この特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>この特約の保険期間中にかかった疾病<sup>[3]</sup>または不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所<sup>[6]</sup>において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした施術（以下「放射線治療」といいます。）を保険期間中に受けたとき</p> <p>①医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術（歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術のうち医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術を含みます。）</p> <p>②先進医療（別表9）に該当する放射線照射または温熱療法による施術</p>	<p>特約基準保険金額<sup>[8]</sup></p> <p>×</p> <p>1.0/1000</p> <p>×</p> <p>10</p>	被保険者 <sup>[9]</sup>

(5)この特約の特約保険金の支払額については、次のとおりとします。

- ①入院保険金の支払額は、それぞれの入院日における特約基準保険金額<sup>[8]</sup>に応じて計算します。
- ②入院一時金の支払額は、支払事由に該当した日における特約基準保険金額<sup>[8]</sup>に応じて計算します。
- ③手術保険金の支払額は、手術を受けた日<sup>[11]</sup>における特約基準保険金額<sup>[8]</sup>に応じて計算します。
- ④放射線治療保険金の支払額は、放射線治療を受けた日<sup>[12]</sup>における特約基準保険金額<sup>[8]</sup>に応じて計算します。

**備考（第2条）**

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。
- [2] 「責任開始時以後」とは、第13条（特約の責任開始の時）、第48条（中途付加の場合の特則）または第49条（基本契約が据置終身年金保険の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [3] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。
- [4] 普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の重度障害による保険金の支払の規定によりこの特約が消滅した日以前に開始した入院がその日以後も継続している場合は、その入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
- [5] 治療を目的とした入院には、美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院、臓器等の移植に伴う臓器等提供を直接の目的とする入院、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表6）において保険給付の対象とならない入院などは該当しません。
- [6] 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。  
 (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、手術保険金および放射線治療保険金にかかる規定においては、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。  
 (2) (1)の場合と同等の日本国外にある医療施設
- [7] 入院期間の日数が1日となる入院とは、入院のうち、入院日と退院日が同一である場合（日帰り入院）をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
- [8] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [9] 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- [10] 治療を直接の目的とした手術には、美容整形上の手術、臓器等の移植に伴う臓器等提供者として受ける手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表6）において保険給付の対象とならない手術などは該当しません。
- [11] 1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- [12] 1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。

**第3条（保険事故の特例）**

- (1) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[1]</sup>にかかった疾病<sup>[2]</sup>または不慮の事故（別表1）<sup>[3]</sup>により受けた傷害を直接の原因として、入院または手術もしくは放射線治療を受けた場合であっても、この特約の責任開始の日<sup>[4]</sup>からその日を含めて2年以上経過した後に入院を開始または手術もしくは放射線治療を受けたときは、その入院または手術もしくは放射線治療はこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)を適用します。
- (2) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[1]</sup>にかかった疾病<sup>[2]</sup>を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>に入院または手術もしくは放射線治療を受けた場合であっても、この特約の締結の際に、その疾病<sup>[2]</sup>の告知があったときは、その入院または手術もしくは放射線治療はこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)を適用します。
- (3) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[1]</sup>にかかった疾病<sup>[2]</sup>を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>に入院または手術もしくは放射線治療を受けた場合であっても、その疾病<sup>[2]</sup>に関して、この特約の責任開始時前<sup>[1]</sup>に、被保険者が次のすべてを満たすときは、その入院または手術もしくは放射線治療はこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)を適用します。ただし、その疾病<sup>[2]</sup>による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
  - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

**備考（第3条）**

- [1] 「責任開始時前」とは、第13条（特約の責任開始の時）、第48条（中途付加の場合の特則）または第49条（基本契約が据置終身年金保険の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。
- [2] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。
- [3] その事故の日から3年経過後に入院を開始または手術もしくは放射線治療を受けた場合に限りです。
- [4] 「責任開始の日」とは、第13条（特約の責任開始の時）、第48条（中途付加の場合の特則）または第49条（基本契約が据置終身年金保険の場合の特則）の特約の責任開始の時を含む日をいいます。
- [5] 「責任開始時以後」とは、第13条（特約の責任開始の時）、第48条（中途付加の場合の特則）または第49条（基本契約が据置終身年金保険の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

## 第4条（特約保険金の支払限度）

- (1) 特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>をもって限度とします。<sup>[2]</sup>
- (2) 第2条（特約保険金の支払）(1)の疾病による入院保険金（以下「疾病による入院保険金」といいます。）の支払額は、1回の入院<sup>[3]</sup>については、120日分をもってその限度とします。<sup>[4]</sup>
- (3) 第2条（特約保険金の支払）(2)の傷害による入院保険金（以下「傷害による入院保険金」といいます。）の支払額は、1回の入院<sup>[3]</sup>については、120日分をもってその限度とします。<sup>[4]</sup>
- (4) 第2条（特約保険金の支払）(1)の疾病による入院一時金（以下「疾病による入院一時金」といいます。）または第2条（特約保険金の支払）(2)の傷害による入院一時金（以下「傷害による入院一時金」といいます。）の支払回数は、次のとおりとします。
- ① 1回の入院<sup>[3]</sup>については、それぞれ5回をもってその限度とします。<sup>[2]</sup>
  - ② この特約の保険期間を通じて、それぞれ20回をもってその限度とします。<sup>[2]</sup>

### 備考（第4条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [2] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、第2条（特約保険金の支払）に定める特約保険金の支払額を支払うことができないことがあります。この場合、特約基準保険金額を限度として支払います。
- [3] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。
- [4] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、120日分を支払うことができないことがあります。この場合、本条(1)に基づき、特約基準保険金額を限度として支払います。

## 第5条（2回以上入院した場合の取扱い）

- (1) 被保険者が、疾病による入院保険金の支払事由に該当する入院<sup>[1]</sup>を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院<sup>[1]</sup>とみなし、各入院<sup>[1]</sup>について日数を合算して疾病による入院保険金および疾病による入院一時金の支払に関する規定を適用します。ただし、疾病による入院保険金の支払われることとなった最終の入院<sup>[1]</sup>の退院日から60日を経過した後に開始した入院<sup>[1]</sup>については、新たな入院<sup>[1]</sup>とみなします。
- (2) 被保険者が、傷害による入院保険金の支払事由に該当する入院<sup>[1]</sup>を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院<sup>[1]</sup>とみなし、各入院<sup>[1]</sup>について日数を合算して傷害による入院保険金および傷害による入院一時金の支払に関する規定を適用します。ただし、傷害による入院保険金の支払われることとなった最終の入院<sup>[1]</sup>の退院日から60日を経過した後に開始した入院<sup>[1]</sup>については、新たな入院<sup>[1]</sup>とみなします。

### 備考（第5条）

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

## 第6条（2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い）

- (1) 支払うべき入院保険金が2以上の疾病による入院保険金である場合には、その重複した入院期間については、会社は、重複して疾病による入院保険金を支払いません。この場合においては、疾病による入院一時金も重複しては支払いません。
- (2) 支払うべき入院保険金が2以上の傷害による入院保険金である場合には、その重複した入院期間については、会社は、重複して傷害による入院保険金を支払いません。この場合においては、傷害による入院一時金も重複しては支払いません。
- (3) 支払うべき入院保険金が疾病による入院保険金であり、かつ、傷害による入院保険金であるときは、その重複した入院期間については、疾病による入院保険金を支払わず、傷害による入院保険金を支払います。

## 第7条（2以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い）

- (1) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の手術保険金の支払事由に該当する手術を同一の日<sup>[1]</sup>に2以上受けたときは、これらの手術のうちいずれか1の手術に限り手術保険金を支払います。
- (2) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の手術保険金の支払事由に該当する同一の手術を2以上受けた場合で、かつ、その2以上受けた手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術であるときは、第2条（特約保険金の支払）(3)の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの手術（以下「一連の手術」といいます。）については、次のとおり取り扱います。
- ① 一連の手術のうち最初の手術を受けた日<sup>[1]</sup>からその日を含めて60日間を同一手術期間とします。

- ②同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日<sup>[1]</sup>からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。
- ③各同一手術期間中に受けた一連の手術については、各同一手術期間中に受けた一連の手術のうちいずれか1の手術に限り手術保険金をそれぞれ支払います。
- (3)被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の手術保険金の支払事由に該当する手術を受けた場合において、その手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術であるときは、第2条（特約保険金の支払）(3)の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、その手術の開始日についてのみ手術保険金を支払います。
- (4)被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(4)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を同一の日<sup>[2]</sup>に2以上受けたときは、これらの放射線治療のうち、いずれか1の放射線治療に限り放射線治療保険金を支払います。
- (5)被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(4)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を受けた場合において、その放射線治療が放射線を常時照射する治療<sup>[3]</sup>であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として放射線治療保険金を支払います。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
- (6)被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(4)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を2以上受けた場合には、第2条（特約保険金の支払）(4)の放射線治療保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、放射線治療保険金が支払われることとなった最終の放射線治療を受けた日<sup>[2]</sup>からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療保険金を支払いません。

#### 備考（第7条）

- [1] 1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- [2] 1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。
- [3] 「放射線を常時照射する治療」とは、放射性物質の体内への埋込、投与等により、放射線を絶えず照射し続ける治療をいいます。

### 第8条（疾病を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）

- (1)被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)の疾病を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合には、その特約保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - ② 被保険者の薬物依存<sup>[1]</sup>
  - ③ 原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見がないもの
- (2)被保険者が戦争その他の変乱により第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)の疾病を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により疾病を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。

#### 備考（第8条）

- [1] 「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。

### 第9条（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）

- (1)被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)(2)(3)(4)の不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合には、その特約保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - ② 被保険者の犯罪行為
  - ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
  - ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
  - ⑦ 原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見がないもの
- (2)被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)(2)(3)(4)の不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
  - ② 戦争その他の変乱

### 第3章 特約保険料の払込免除

#### 第10条 (基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除)

- (1)基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除とされたとき<sup>[2]</sup>は、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
- (2)本条(1)にかかわらず、基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。
- ①この特約の責任開始時前<sup>[3]</sup>に生じたものであるとき
  - ②この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故(別表1)により受けた傷害であるとき
- (3)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[3]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった場合であっても、この特約の締結または復活の際に、その疾病の告知があったときは、その払込免除は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[4]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)を適用します。
- (4)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[3]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[3]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その払込免除は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[4]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ①医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
  - ②健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

#### 備考(第10条)

- [1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2]介護割増年金付終身年金保険の基本保険料が払込免除とされたときは、本条(1)の払込免除の対象とはなりません。
- [3]「責任開始時前」とは、第13条(特約の責任開始の時)または第48条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時前をいいます。
- [4]「責任開始時以後」とは、第13条(特約の責任開始の時)または第48条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時以後をいいます。

#### 第11条 (身体障害による特約保険料の払込免除)

- (1)被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、身体障害の状態<sup>[1]</sup>となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故(別表1)により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
①基本保険料 <sup>[2]</sup> の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[3]</sup> に、不慮の事故(別表1)により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき <sup>[4]</sup>	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 <sup>[5]</sup> の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
②この特約が据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[3]</sup> に、不慮の事故(別表1)により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき <sup>[4]</sup>	カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- (2)被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態<sup>[1]</sup>になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態<sup>[1]</sup>になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ①地震、噴火または津波
- ②戦争その他の変乱

備考 (第 11 条)

- [1] 「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表 2）の第 1 級、第 2 級または第 3 級の身体障害の状態をいいます。
- [2] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [3] 「責任開始時以後」とは、第 13 条（特約の責任開始の時）、第 48 条（中途付加の場合の特則）または第 49 条（基本契約が据置終身年金保険の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [4] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表 1）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。
- [5] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

**第 12 条（介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除）**

(1) 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、その払込免除事由に応じ、次の特約保険料を払込免除とします。ただし、払込免除事由にかかる疾病または傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者がかかったものまたは不慮の事故（別表 1）により受けたものである場合は、次の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除とする特約保険料	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 <sup>[1]</sup> の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> にかかった疾病または不慮の事故（別表 1）により受けた傷害により重度障害の状態 <sup>[3]</sup> になったとき <sup>[4]</sup>	この特約の将来の特約保険料	被保険者が、次のいずれかにより重度障害の状態 <sup>[3]</sup> になったときまたは特定要介護状態（別表 3）が 180 日以上継続したとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 <sup>[5]</sup> の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ. 被保険者の薬物依存 <sup>[6][7]</sup>
② 被保険者が、この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> に疾病にかかり、または不慮の事故（別表 1）により傷害を受け、その疾病または傷害を直接の原因として特定要介護状態（別表 3）になり、かつ、その特定要介護状態（別表 3）になった日からその日を含めて特定要介護状態（別表 3）がこの特約の保険期間中に 180 日以上継続したとき	その特定要介護状態（別表 3）になった日以後のこの特約の特約保険料	

(2) 被保険者が次のいずれかにより本条 (1) ①の重度障害の状態<sup>[3]</sup>になった場合または本条 (1) ②の特定要介護状態（別表 3）が 180 日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態<sup>[3]</sup>になったまたは特定要介護状態（別表 3）が 180 日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

(3) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病によりこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に重度障害の状態<sup>[3]</sup>になった場合であっても、この特約の締結または復活の際に、その疾病の告知があったときは、その重度障害の状態<sup>[3]</sup>は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条 (1) ①を適用します。

(4) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病によりこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に重度障害の状態<sup>[3]</sup>になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その重度障害の状態<sup>[3]</sup>は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条 (1) ①を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと

②健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

(5)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に特定要介護状態(別表3)になった場合であっても、この特約の締結または復活の際に、その疾病の告知があったときは、その特定要介護状態(別表3)は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)②を適用します。

(6)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に特定要介護状態(別表3)になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その特定要介護状態(別表3)は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)②を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

①医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと

②健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

#### 備考(第12条)

[1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2]「責任開始時以後」とは、第13条(特約の責任開始の時)または第48条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時以後をいいます。

[3]「重度障害の状態」とは、身体障害等級表(別表2)の第1級の身体障害の状態をいいます。

[4]責任開始時にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始時以後にかかった疾病または不慮の事故(別表1)により受けた傷害を原因とする障害の状態が新たに加わって重度障害の状態になったときを含みます。

[5]「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

[6]「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。

[7]払込免除事由が本条(1)②である場合に限りです。

[8]「責任開始時前」とは、第13条(特約の責任開始の時)または第48条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時前をいいます。

## 第4章 特約の責任開始

### 第13条(特約の責任開始の時)

(1)基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。

(2)本条(1)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。<sup>[1]</sup>

(3)この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。

(4)本条(1)の特約の責任開始の時から本条(2)の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。

①第2条(特約保険金の支払)の特約保険金の支払

②第11条(身体障害による特約保険料の払込免除)の特約保険料の払込免除

③第20条(告知義務違反による特約の解除)、第22条(重大事由による特約の解除)または第23条(加入限度額超過による特約の解除)の特約の解除

(5)本条(4)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、本条(4)のこの特約の契約日と同一とします。

(6)会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

(7)この特約は、会社が本条(6)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考(第13条)

[1]主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日に変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。



## 第 14 条（保険証券）

保険証券には、主約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ① 支払事由
- ② 特約保険金の額

## 第 5 章 特約保険料の払込み

### 第 15 条（特約保険料の払込み）

- (1) 特約保険料は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込方法（経路）に従い、基本保険料<sup>[1]</sup>と合わせて同一月分を払い込んでください。
- (2) 特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込時期および猶予期間と同一とします。
- (3) 基本保険料<sup>[1]</sup>の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条 (1) にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4) 本条 (3) の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。

#### 備考（第 15 条）

[1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

### 第 16 条（特約保険料の振替貸付）

基本保険料<sup>[1]</sup>について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料<sup>[1]</sup>と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。<sup>[2]</sup>

#### 備考（第 16 条）

[1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2] この場合、基本保険料と特約保険料の合計額が、この特約が付加された基本契約と特約の解約返戻金額の合計額のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内であることを必要とします。

### 第 17 条（特約保険料の前納払込み）

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。<sup>[1]</sup> この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
- (2) 本条 (1) により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に特約保険料の払込みに充当します。
- (3) 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人に払い戻します。
- (4) 本条 (1) により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条 (4) の請求をしようとするときは、必要書類（別表 10）を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。

#### 備考（第 17 条）

[1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。

[2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

[3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

### 第 18 条（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

- (1) 特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
  - ① 特約の消滅
  - ② 特約保険料の払込免除

- ③ 特約の保険期間または保険料払込期間の短縮
- ④ 特約保険料額の減額
- ⑤ 特約の保険料払済契約への変更

(2) 本条 (1) の特約保険料を基本契約の死亡保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしたときは、保険契約者に払い戻します。

#### 備考 (第 18 条)

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

## 第 6 章 告知義務および特約の解除

### 第 19 条 (告知義務)

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表 (告知書) の質問事項について、その質問表 (告知書) により告知してください。

### 第 20 条 (告知義務違反による特約の解除)

- (1) 保険契約者または被保険者が、第 19 条 (告知義務) の告知の際、会社所定の質問表 (告知書) の質問事項について故意または重大な過失によって事実を告げず、または事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- (2) 会社は、本条 (1) の解除の原因となる事実がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。
  - ① その特約保険金<sup>[1]</sup>を支払いません。また、すでにその特約保険金<sup>[1]</sup>の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
  - ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条 (2) にかかわらず、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、その特約保険金<sup>[1]</sup>の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金<sup>[1]</sup>を支払い、または特約保険料を払込免除とします。
- (4) 本条 (1) による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (5) 本条 (4) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

#### 備考 (第 20 条)

[1] その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。

### 第 21 条 (特約を解除できない場合)

- (1) 会社は、次のいずれかの場合には、第 20 条 (告知義務違反による特約の解除) による特約の解除をすることができません。
  - ① 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知り、または過失によってこれを知らなかったとき
  - ② 保険媒介者<sup>[1]</sup>が、保険契約者または被保険者が第 19 条 (告知義務) の告知をすることを妨げたとき
  - ③ 保険媒介者<sup>[1]</sup>が、保険契約者または被保険者に対し、第 19 条 (告知義務) の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - ④ 会社が解除の原因を知った時から 1 か月が経過したとき
  - ⑤ この特約がその責任開始の日<sup>[2]</sup>からその日を含めて 2 年以上継続したとき。ただし、責任開始の日<sup>[2]</sup>からその日を含めて 2 年を経過する前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、その特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について第 20 条 (告知義務違反による特約の解除) (1) の解除の原因となる事実があるときを除きます。
- (2) 本条 (1) ②③の場合において、それぞれに規定する保険媒介者<sup>[1]</sup>の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 19 条 (告知義務) の告知の際、会社所定の質問表 (告知書) の質問事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条 (1) を適用しません。

**備考（第21条）**

- [1] 「保険媒介者」とは、会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。
- [2] 「責任開始の日」とは、第13条（特約の責任開始の時）、第48条（中途付加の場合の特則）または第49条（基本契約が据置終身年金保険の場合の特則）の特約の責任開始の時を含む日をいいます。復活した特約の場合は、第38条（特約の復活の責任開始の時）の特約の復活の責任開始の時を含む日をいいます。

**第22条（重大事由による特約の解除）**

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
  - ② 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
  - ③ この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為<sup>[2]</sup>があった場合
  - ④ 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
    - ア. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に該当すると認められること
    - イ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ウ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>を不当に利用していると認められること
    - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力<sup>[3]</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - オ. その他反社会的勢力<sup>[3]</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - ⑤ この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
- ① その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
  - ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

**備考（第22条）**

- [1] 「事故招致」には、未遂を含みます。
- [2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。
- [3] 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

**第23条（加入限度額超過による特約の解除）**

- (1) 会社は、特約の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超える場合<sup>[2]</sup>には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

**備考（第23条）**

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

## 第7章 特約の取消しおよび無効

### 第24条 (詐欺による特約の取消し)

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

### 第25条 (不法取得目的による特約の無効)

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

## 第8章 特約の失効

### 第26条 (特約の失効)

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- ① 基本契約がその効力を失ったとき
- ② 保険契約者が第2回以降の特約保険料を払い込まないで第2回以降の特約保険料の猶予期間<sup>[1]</sup>を経過したとき
- ③ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- ④ 第29条(基本契約の変更に伴う特約の変更)により特約基準保険金額<sup>[2]</sup>が変更された場合<sup>[3]</sup>において、変更後の特約基準保険金額<sup>[2]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- ⑤ 夫婦年金保険付夫婦保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が死亡したとき<sup>[4]</sup>

#### 備考(第26条)

- [1] 「猶予期間」とは、第15条(特約保険料の払込み)(2)の猶予期間をいいます。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。
- [3] 次の場合を除きます。
- (1) 年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合
  - (2) 貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合
- [4] 夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うとき(年金支払事由発生日前に支払うときに限ります。)を含みます。

## 第9章 保険契約者の代表者

### 第27条 (保険契約者の代表者)

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の1人に対して会社がした行為は、他の保険契約者に対しても、その効力を有します。
- (3) この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

## 第10章 特約の契約関係者の変更

### 第28条 (特約の保険契約者の変更)

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2) 主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

## 第11章 特約の変更

### 第29条（基本契約の変更に伴う特約の変更）

- (1)基本契約の変更に伴う特約の変更（別表5）の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2)本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3)本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更（別表5）に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4)本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

### 第30条（特約保険金額の減額変更）

- (1)保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2)保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
  - ①特約保険料が払込免除となっているとき
  - ②減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
  - ③減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が10万円<sup>[2]</sup>の倍数でないとき
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表10）を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。
- (4)本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に変更の請求があった場合はその時に効力を生じます。
- (5)月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6)本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

#### 備考（第30条）

- [1]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [2]終身年金保険付終身保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約の場合は、100万円とします。
- [3]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

### 第31条（特約保険金の支払額通算の特則）

第29条（基本契約の変更に伴う特約の変更）および第30条（特約保険金額の減額変更）により、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が変更された場合において、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第4条（特約保険金の支払限度）(1)による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>に対する変更後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の割合により変更されたものとします。

#### 備考（第31条）

- [1]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

## 第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

### 第32条（特約の加入年齢の計算）

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

## 第 33 条 (年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い)

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、この特約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額<sup>[1]</sup>を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

### 備考 (第 33 条)

[1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。

## 第 13 章 特約の解約

### 第 34 条 (保険契約者による特約の解約)

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条 (1) の解約をしようとするときは、必要書類 (別表 10) を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (3) 本条 (1) の解約は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に解約の通知があった場合はその時に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に、その効力を生じます。
- (4) 月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>以外の日に解約の通知があった場合において、本条 (3) により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条 (1) の解約はその効力を生じません。
- (5) 本条 (3) により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条 (4) の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

### 備考 (第 34 条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

### 第 35 条 (特約保険金受取人による特約の存続)

- (1) 債権者等<sup>[1]</sup>による特約の解約は、解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した時から 1 か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条 (1) の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条 (1) の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等<sup>[1]</sup>に支払うべき金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払い、かつ会社<sup>[2]</sup>にその旨を通知したときは、本条 (1) の解約はその効力を生じません。
- (3) 特約保険金受取人が本条 (2) の通知をしようとするときは、必要書類 (別表 10) を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。

### 備考 (第 35 条)

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第 14 章 特約の返戻金の支払

### 第 36 条 (特約の返戻金の支払)

この特約の返戻金<sup>[1]</sup>については、次のとおりとします。

特約の返戻金を支払う場合	特約の返戻金の額	特約の返戻金の受取人
①被保険者の死亡 <sup>[2]</sup>	ア. この特約の保険料払込期間満了前 特約の積立金 <sup>[3]</sup> の額。ただし、主約款の規定によりその基本契約の解約返戻金の額 <sup>[4]</sup> の返戻金を支払うときは、会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額 イ. この特約の保険料払込期間満了後 別表4に定める額	(ア)基本契約の死亡保険金を支払う場合は死亡保険金受取人。ただし、保険契約者が特約の返戻金を受け取る意思を表示したときは保険契約者 (イ)基本契約の死亡保険金を支払う場合以外の場合は保険契約者
②この特約の解除	ア. この特約の保険料払込期間満了前 会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	保険契約者
③第34条（保険契約者による特約の解約）の解約の通知	イ. この特約の保険料払込期間満了後 別表4に定める額	
④この特約の失効 <sup>[5]</sup>		
⑤この特約の変更 <sup>[6]</sup>		
⑥特約保険金の支払額がその限度に達したとき	特約の積立金 <sup>[3]</sup> の額	

## 備考（第36条）

- [1] 特約の返戻金がある場合に限りします。
- [2] 被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合（夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うとき（年金支払事由発生日前に支払うときに限りします。）を含みます。）を含みます。
- [3] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。
- [4] 「基本契約の解約返戻金の額」とは、会社の定める計算方法により、基本契約の経過した年月数により算出した額とします。
- [5] 次のいずれかによりこの特約が失効したときを除きます。  
 (1)本条①の「被保険者の死亡」に該当したとき  
 (2)本条⑥の「特約保険金の支払額がその限度に達したとき」に該当したとき
- [6] 特約基準保険金額または特約保険料額が変更されるものに限りします。ただし、年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いによる基本契約の変更に伴うものを除きます。

## 第15章 特約の復活

## 第37条（特約の復活）

- (1)第26条（特約の失効）②の場合、保険契約者は、特約の失効後1年以内に限り、会社の承諾を得て、その特約を復活することができます。この場合において、この特約が基本契約の失効と同時に失効したときは、この特約は基本契約の復活に併せて復活することを必要とします。
- (2)次の場合には、本条(1)の復活をすることができません。
- ①特約の返戻金の支払の請求があったとき
  - ②復活した場合の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超えるとき<sup>[2]</sup>
  - ③この特約の失効と同時に失効した他の特約をすでに復活しているとき
- (3)保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類（別表10）を会社<sup>[3]</sup>に提出して申し込んでください。
- (4)本条(3)の場合、保険契約者は、特約復活払込金<sup>[4]</sup>を払い込んでください。

## 備考（第37条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけではなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

## 第 38 条 (特約の復活の責任開始の時)

- (1)この特約が付加された基本契約の復活に併せてこの特約を復活する場合において、この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。<sup>[1]</sup>
- (2)特約のみ復活する場合において、会社は、次の時から復活後の特約上の責任を負います。

復活の申込みの承諾と 特約復活払込金の受領の前後関係	責任開始の時
①会社が、この特約の復活の申込みを承諾した後に 特約復活払込金 <sup>[2]</sup> を受け取った場合	特約復活払込金 <sup>[2]</sup> を受け取った時
②会社が、特約復活払込金 <sup>[2]</sup> を受け取った後にこの 特約の復活の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 被保険者に関する告知 <sup>[3]</sup> の時 イ. 特約復活払込金 <sup>[2]</sup> を受け取った時

- (3)本条 (1)(2) の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。
- (4)会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。
- (5)この特約の復活は、会社が本条 (4) の保険証券を発した時に成立するものとします。

### 備考 (第 38 条)

- [1] この特約が据置終身年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加されている場合において、被保険者に関する告知 (第19条 (告知義務) の告知をいいます。) の前に、その基本契約の保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額 (会社の定める利率による利息を含みます。) および特約復活払込金を受け取った場合には、会社は、その告知の時から、特約上の責任を負い、その基本契約の復活の責任開始の時は、主約款の規定にかかわらず、この特約の復活の責任開始の時と同一とし、その日をその基本契約の復活日とします。
- [2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [3] 「被保険者に関する告知」とは、第19条 (告知義務) の告知をいいます。

## 第 39 条 (特約の復活の効果)

- (1)この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。
- (2)本条 (1) にかかわらず、次のいずれかに該当したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。
- ①被保険者が特約の失効後その復活までに疾病<sup>[1]</sup>にかかり、その復活後2年を経過するまでの間に、その疾病<sup>[1]</sup>を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したとき
  - ②被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故 (別表1) により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したとき<sup>[2]</sup>
- (3)被保険者が特約の失効後その復活までに疾病<sup>[1]</sup>にかかり、その復活後2年を経過するまでの間に、その疾病<sup>[1]</sup>を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生した場合であっても、この特約の復活の際に、その疾病<sup>[1]</sup>の告知があったときは、その支払事由の発生は、この特約の復活以後の原因によるものとみなして、第2条 (特約保険金の支払) (1)(3)(4) を適用します。
- (4)被保険者が特約の失効後その復活までに疾病<sup>[1]</sup>にかかり、その復活後2年を経過するまでの間に、その疾病<sup>[1]</sup>を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生した場合であっても、その疾病<sup>[1]</sup>に関して、この特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その支払事由の発生は、この特約の復活以後の原因によるものとみなして、第2条 (特約保険金の支払) (1)(3)(4) を適用します。ただし、その疾病<sup>[1]</sup>による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ①医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
  - ②健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

### 備考 (第 39 条)

- [1] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。
- [2] 被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故 (別表1) により傷害を受け、その復活後2年を経過した後、かつ、不慮の事故の日から3年を経過後に特約保険金の支払事由が発生した場合を除きます。

## 第 16 章 特約契約者配当

### 第 40 条 (特約契約者配当金)

この特約に対する特約契約者配当金はありません。



## 第 17 章 譲渡禁止

### 第 41 条（譲渡禁止）

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

## 第 18 章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い

### 第 42 条（保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険金等<sup>[1]</sup>を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等<sup>[2]</sup>があるときは、それらの支払金額から差し引きます。
- (2) 第 2 条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由が発生した場合または第 10 条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）もしくは第 11 条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、この特約に関し第 1 回特約保険料が払い込まれていないときは、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込みを免除しません。

#### 備考（第 42 条）

[1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。

- (1) 死亡保険金
- (2) 介護保険金
- (3) 年金（介護割増年金を除きます。）
- (4) 継続年金
- (5) 返戻金
- (6) 契約者配当金（主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により支払われる契約者配当金を除きます。）
- (7) 払い戻す基本保険料

[2] 「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1) 未払特約保険料
- (2) 次ににより会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。）
  - ① 第 29 条（基本契約の変更に伴う特約の変更）(4)
  - ② 第 30 条（特約保険金額の減額変更）(6)
  - ③ 第 34 条（保険契約者による特約の解約）(5)
- (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

## 第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等

### 第 43 条（特約保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[1]</sup>に通知してください。
- (2) 保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表 10）を会社<sup>[1]</sup>に提出して特約保険金等<sup>[2]</sup>または特約保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 特約保険金等<sup>[2]</sup>は、本条 (2) の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、会社<sup>[1]</sup>で支払います。
- (4) 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までには会社<sup>[1]</sup>に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認<sup>[3]</sup>を行います。この場合には、本条 (3) にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第 2 条（特約保険金の支払）所定の支払事由に該当する事実の有無
② 特約保険金の免責事由 <sup>[4]</sup> に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

<p>④ この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合</p>	<p>②③に定める事項、第 22 条（重大事由による特約の解除）(1) ④ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実</p>
--	--

(5) 本条 (4) の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条 (3)(4) にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180 日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

① 本条 (4) ②③④に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180 日

② 本条 (4) ①②④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180 日

③ 本条 (4) に定める事項についての日本国外における調査 180 日

(6) 本条 (4)(5) の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき<sup>[5]</sup>は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等<sup>[2]</sup>は支払いません。

(7) 特約保険料の払込免除については、本条 (3)(4)(5)(6) の規定を準用します。

(8) 会社が支払うべき金額に 1 円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

#### 備考 (第 43 条)

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[2] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

[3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。

[4] 「免責事由」とは、第 8 条（疾病を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）(1)および第 9 条（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。

[5] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

### 第 44 条 (被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い)

(1) 被保険者が死亡した場合における特約保険金の支払の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次に該当する 1 人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。

① この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）

② ①に該当する者がいない場合

この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求人の範囲内にある者とします。）

③ ①②に該当する者がいない場合

配偶者

④ ①②③に該当する者がいない場合

法定相続人の協議により定めた者

(2) 本条 (1) により、会社が、特約保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその特約保険金の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

(3) 故意に特約保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、本条 (1) の代表者としての取扱いを受けることができません。

### 第 45 条 (消滅時効の援用)

特約保険金等<sup>[1]</sup>の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利を行使することができる時から 3 年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を 2 年間はすることがありません。

#### 備考 (第 45 条)

[1] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

## 第20章 契約内容の登録

### 第46条 (契約内容の登録)

- (1) 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
- ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
  - ② 入院保険金の種類
  - ③ 入院保険金の日額
  - ④ 特約の契約日<sup>[1]</sup>
  - ⑤ 当会社名
- (2) 本条(1)の登録の期間は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年（特約の契約日<sup>[1]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)により登録された被保険者について、入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の申込み<sup>[3]</sup>を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の承諾<sup>[4]</sup>の判断の参考とすることができるものとします。
- (5) 各生命保険会社等は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年（特約の契約日<sup>[5]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾<sup>[4]</sup>の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条(3)(4)(5)において、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

#### 備考 (第46条)

- [1] 特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。
- [2] 「入院給付金のある特約」には、入院給付金のある保険契約を含みます。
- [3] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- [4] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- [5] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

## 第21章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更

### 第47条 (法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更)

- (1) 会社は、手術保険金または放射線治療保険金（以下本条において「手術保険金等」といいます。）の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術保険金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額<sup>[1]</sup>を変更することなく手術保険金等の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- (2) 本条(1)により、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

#### 備考 (第47条)

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

## 第22章 特則

### 第48条 (中途付加の場合の特則)

(1)基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
①会社が、この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料を受け取った場合	第1回特約保険料を受け取った時
②会社が、第1回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 被保険者に関する告知 <sup>[1]</sup> の時 イ. 第1回特約保険料相当額を受け取った時

(2)本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。

(3)この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。

(4)会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券に特約中途付加の旨を記載してその保険証券を保険契約者に交付します。

(5)この特約は、会社が本条(4)の保険証券を発した時に成立するものとします。

(6)基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>が、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。

(7)基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>が、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。

(8)この特約を基本契約の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第32条(特約の加入年齢の計算)にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

#### 備考(第48条)

[1]「被保険者に関する告知」とは、第19条(告知義務)の告知をいいます。

[2]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[3]「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[4]「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

[5]「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

### 第49条 (基本契約が据置終身年金保険の場合の特則)

(1)この特約が、据置終身年金保険の基本契約の締結の際に付加された場合において、この特約の申込みを受けた後に、被保険者に関する告知<sup>[1]</sup>があった場合には、会社は、その告知の時から、特約上の責任を負います。

(2)本条(1)の会社の責任開始の時を含む月の翌月の1日をこの特約の契約日とします。<sup>[2][3]</sup>

(3)本条(1)の場合において、この特約を付加した基本契約の責任開始の時は、主約款の規定にかかわらず、特約の責任開始の時と同一とし、本条(2)のこの特約の契約日をその基本契約の契約日とします。

(4)本条(1)の特約の責任開始の時から本条(2)の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。

①第2条(特約保険金の支払)の特約保険金の支払

②第11条(身体障害による特約保険料の払込免除)の特約保険料の払込免除

③第20条(告知義務違反による特約の解除)、第22条(重大事由による特約の解除)または第23条(加入限度額超過による特約の解除)の特約の解除

(5)本条(4)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、本条(4)のこの特約の契約日と同一とします。

**備考（第49条）**

- [1] 「被保険者に関する告知」とは、第19条（告知義務）の告知をいいます。
- [2] 主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日が変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。
- [3] この特約を付加した基本契約の申込時に会社の責任開始の時を含む日を契約日とする旨の申出があったときは、その責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。

**第50条（特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則）**

- (1) 特約復活払込金<sup>[1]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第38条（特約の復活の責任開始の時）の特約復活払込金<sup>[1]</sup>を受け取った時とします。また、基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第48条（中途付加の場合の特則）の第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を受け取った時とします。
- ① 保険契約者が会社の定める決済方法の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時
  - ② 保険契約者が特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込んだ際に、その受領書等が作成された時
- (2) 本条(1)にかかわらず、会社の定める決済方法により特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>の払込みはなかつたものとします。
- ① 会社が決済事業者<sup>[3]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと
  - ② 決済事業者<sup>[3]</sup>がその利用者<sup>[4]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条(1)により払い込まれた特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

**備考（第50条）**

- [1] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかつた期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「第1回特約保険料」には、第1回特約保険料相当額を含みます。
- [3] 会社の指定した決済事業者とします。
- [4] 会社の指定した決済方法により、特約復活払込金または第1回特約保険料を払い込む利用者としてします。

**第51条（基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合の特則）**

- (1) この特約が付加された基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合において、保険契約者が基本保険料の復活払込金<sup>[1]</sup>について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金<sup>[2]</sup>についても、分割払込みを請求してください。
- (2) 本条(1)の場合には、この特約が付加された基本契約の復活払込金の分割払込みの規定を準用します。この場合において、基本契約の復活払込金の分割払込みの規定中「分割払込金」とあるのは「特約分割払込金」と、「保険料」とあるのは「特約保険料」と読み替えます。

**備考（第51条）**

- [1] 「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかつた期間の基本保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかつた期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

**第52条（基本契約に災害特約等が付加されている場合の特則）**

- (1) この特約が付加された基本契約に災害特約または介護特約が付加されている場合において、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込免除後に災害特約または介護特約の特約保険料をこの特約の特約保険料と合わせて払い込むときは、災害特約または介護特約の払い込む特約保険料は、災害特約条項または介護特約条項の規定にかかわらず、1年以上を前納する必要はありません。
- (2) この特約が付加された基本契約に災害特約または介護特約が付加されている場合において、この特約の返戻金を基本契約の死亡保険金受取人に支払う場合にあつては、災害特約条項または介護特約条項の規定にかかわらず、その特約の返戻金<sup>[2][3]</sup>を基本契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、保険契約者がその特約の返戻金<sup>[2][3]</sup>を受け取る意思を表示したときは保険契約者に支払います。

**備考（第52条）**

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 災害特約条項または介護特約条項の規定により、特約の返戻金がある場合に限りです。
- [3] 被保険者の死亡（被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合（夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うとき（年金支払事由発生日前に支払うときに限りです。）を含みます。）を含みます。）による返戻金に限りです。

## 別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2のものとし（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
3 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目 (基本分類コード)	除外するもの
1 交通事故 (V 01 ~ V 99)	
2 不慮の損傷のその他の外因 (W 00 ~ X 59)	
・転倒・転落 (W 00 ~ W 19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 20 ~ W 49)	・騒音への曝露 <sup>[1]</sup> (W 42) ・振動への曝露 <sup>[1]</sup> (W 43)
・生物による機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 50 ~ W 64)	
・不慮の溺死および溺水 (W 65 ~ W 74)	
・その他の不慮の窒息 (W 75 ~ W 84)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん<嚥><吸引> (W 78)、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引> (W 79)、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引> (W 80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 <sup>[1]</sup> (W 85 ~ W 99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 <sup>[1]</sup> (高山病等) (W 94)
・煙、火および火災への曝露 <sup>[1]</sup> (X 00 ~ X 09)	
・熱および高温物質との接触 (X 10 ~ X 19)	
・有毒動植物との接触 (X 20 ~ X 29)	
・自然の力への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30 ~ X 39)	・自然の過度の高温への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30) 中の気象条件によるもの (熱中症、日射病、熱射病等)

・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 <sup>[1][2][3]</sup> (X 40～X 49)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X 50～X 57)	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X 50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（乗り物酔い等） (X 51) ・無重力環境への長期滞在 (X 52) ・飢餓、渇
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 <sup>[1]</sup> (X 58～X 59)	
3 加害にもとづく傷害および死亡 (X 85～Y 09)	
4 法的介入および戦争行為 (Y 35～Y 36)	・合法的処刑 (Y 35.5)
5 内科的および外科的ケアの合併症 (Y 40～Y 84)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y 40～Y 59）によるもの <sup>[3]</sup>	
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y 60～Y 69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y 70～Y 82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y 83～Y 84)	

## 備考（別表1）

[1] 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

[2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

[3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

## 別表2 身体障害等級表

身体障害の状態および障害等級は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考
第1級	1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
4 両上肢を手関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
6 両上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	
10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
11 両下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	
12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
13 両下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
第2級	
20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1) 聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。
21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
23 1上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
24 1上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。



25 10手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
26 10手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
27 1下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
28 1下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1)視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
41 1眼が失明したもの	(2)「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。	
42 両耳の聴力レベルがいずれも69デシベル以上になったもので、かつ、第2級の20に該当しないもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。	
43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。	
44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。	
45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1)「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の上着を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2)「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
46 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
47 1手の5手指を失ったもの、第1指（母指）および第2指（示指）を失ったものまたは第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
48 1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
49 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	

50 10 足指を失ったものまたは10 足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。
51 10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	

**備考（別表2）**

[1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。

[2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限りです。

**別表3 特定要介護状態**

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

①日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のア. に該当し、かつ、イ. からオ. までのうちいずれか3つ以上に該当する状態

日常生活の動作	備考
ア. 歩行できない	「歩行できない」とは、杖、装具等の使用および他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
イ. 排便の後始末が自分ではできない	「排便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
ウ. 食事が自分ではできない	「食事が自分ではできない」とは、食器類または食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
エ. 衣服の着脱が自分ではできない	「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
オ. 入浴が自分ではできない	「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入りまたは体の洗い流しができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。

②医師により器質性認知症と診断確定<sup>[1]</sup>され、意識障害<sup>[2]</sup>のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

見当識障害	備考
時間の見当識障害が常時あること	「時間の見当識障害」とは、季節または朝、昼および夜が分からないことをいいます。
場所の見当識障害があること	「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所または現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
人を見当識障害があること	「人を見当識障害」とは、日頃接している家族または日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

**備考（別表3）**

[1] 「医師により器質性認知症と診断確定されている」については以下のとおりです。

(1)「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。

①脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること

②正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2)(1)の「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10（2003年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(3)(1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

[2]「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。

#### 別表4 特約の保険料払込期間満了後の特約の返戻金の額

第36条（特約の返戻金の支払）①②③④の場合における特約の返戻金の額は、次の計算方法により算出した額とします。また、第36条（特約の返戻金の支払）⑤の場合における特約の返戻金の額は、次の計算方法により算出した額に、変更前の特約基準保険金額に対するその変更により減額される特約保険金額の割合を乗じて得た額とします。なお、その額がマイナスとなった場合には、特約の返戻金はありません。

$$A - (A \div B \times C)$$

A 特約の保険料払込期間満了時の特約の積立金<sup>[1][2]</sup>

B 特約の保険料払込期間が満了した日<sup>[3]</sup>から100歳<sup>[4]</sup>となる日までの期間を月単位にして得た月数<sup>[5]</sup>

C 特約の保険料払込期間満了後の経過月数<sup>[5]</sup>

#### 備考（別表4）

[1]「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。

[2] 特約の保険料払込期間満了後に特約保険金額が変更された場合は、変更前の特約基準保険金額に対する変更後の特約基準保険金額の割合により変更されたものとします。

[3] 特約の保険料払込期間が変更されたときは、その変更後の特約の保険料払込期間が満了した日とします。

[4] 基本契約の契約日における被保険者の年齢に、基本契約の年ごとの契約応当日に1歳ずつを加えて計算します。この場合の「基本契約の契約日における被保険者の年齢」は、出生の月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。また、「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

[5] 特約の保険料払込期間が満了した日の直後の基本契約の月ごとの契約応当日を1か月とし、基本契約の月ごとの契約応当日に1か月ずつを加えて計算します。この場合の「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日がない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

#### 別表5 基本契約の変更に伴う特約の変更

(1)第29条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。

- ①年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険料払込期間の終期が変更されたとき
- ②年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額<sup>[1]</sup>が減額更正されたとき
- ③保険料払済契約への変更があったとき
- ④基本契約の保険期間または保険料払込期間が短縮されたとき
- ⑤基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき
- ⑥基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき
- ⑦即時型の年金保険への変更があったとき
- ⑧①から⑦までのほか、基本契約の保険金額または年金額<sup>[2]</sup>が減額されたとき

(2)基本契約について、(1)③の事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。

(3)基本契約について、(1) ④から⑦までのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間または保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間<sup>[3]</sup>または保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、(1) ④の事由が生じたことによりこの特約の保険期間が有期となるときは、特約種類が無配当総合医療特約（R04）になるものとし、(1) ⑦の事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。

(4)基本契約について、(1)の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

**備考（別表5）**

[1] 年金保険の基本契約の場合は、年金額（介護割増年金額を除きます。）とします。

[2] 介護割増年金額を除きます。

[3] 年金保険の基本契約の場合は、年金支払期間とします。

**別表6 公的医療保険制度**

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ①健康保険法
- ②国民健康保険法
- ③国家公務員共済組合法
- ④地方公務員等共済組合法
- ⑤私立学校教職員共済法
- ⑥船員保険法
- ⑦高齢者の医療の確保に関する法律

**別表7 医科診療報酬点数表**

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

**別表8 歯科診療報酬点数表**

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

**別表9 先進医療**

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、公的医療保険制度（別表6）の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。

**別表10 必要書類**

(1)特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

①特約保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院保険金の支払請求をする場合に限り。）</li> <li>5 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>7 保険証券</li> </ul>

手術保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする手術保険金の支払請求をする場合に限りです。）</li> <li>5 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>7 保険証券</li> </ol>
放射線治療保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする放射線治療保険金の支払請求をする場合に限りです。）</li> <li>5 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>7 保険証券</li> </ol>

## ②特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約 保険料の払込免除 (第11条関係)	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</li> <li>5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>6 保険証券</li> </ol>
介護保険金付終身保 険の基本契約に付加 された特約の特約保 険料の払込免除（第 12条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険料の払込免除の請求をする場合に限りです。）</li> <li>5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>6 保険証券</li> </ol>

## ③特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
解除もしくは解約ま たは失効による特約 の返戻金の支払（第 36条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>3 保険証券</li> </ol>
被保険者の死亡（第 36条①に該当する 場合に限りです。）に よる特約の返戻金の 支払（第36条関係）	保険契約者または 基本契約の死亡保 険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本）</li> <li>3 保険契約者または基本契約の死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>4 保険証券</li> </ol>

## ④その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し (第 17 条関係)	保険契約者または 基本契約の保険金 受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する 特約保険料の払戻し (第 18 条関係)	保険契約者または 基本契約の保険金 受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金額の減額 変更 (第 30 条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特 約の解約 (第 34 条 関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人に よる特約の存続 (第 35 条関係)	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活 (第 37 条関係)	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

(2)会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認められた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

# 無配当災害特約（無解約返戻金型）条項

（平成 29 年 10 月 2 日制定）

（令和 4 年 4 月 1 日改正）

## 目次

第 1 章 総則	
第 1 条 特約の付加	254
第 2 章 特約保険金の支払	
第 2 条 特約保険金の支払	254
第 3 条 特約保険金の支払限度	255
第 4 条 死亡保険金等を支払わない場合等	255
第 5 条 特約死亡保険金受取人	256
第 3 章 特約保険料の払込免除	
第 6 条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除	256
第 7 条 身体障害による特約保険料の払込免除	256
第 8 条 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除	257
第 4 章 特約の責任開始	
第 9 条 特約の責任開始の時	258
第 10 条 保険証券	258
第 5 章 特約保険料の払込み	
第 11 条 特約保険料の払込み	259
第 12 条 特約保険料の振替貸付	259
第 13 条 特約保険料の前納払込み	259
第 14 条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し	259
第 6 章 特約の解除	
第 15 条 重大事由による特約の解除	260
第 16 条 加入限度額超過による特約の解除	260
第 7 章 特約の取消しおよび無効	
第 17 条 詐欺による特約の取消し	261
第 18 条 不法取得目的による特約の無効	261
第 8 章 特約の失効	
第 19 条 特約の失効	261
第 9 章 保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者	
第 20 条 保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者	261
第 10 章 特約の契約関係者の変更	
第 21 条 特約の保険契約者の変更等	262
第 22 条 遺言による特約死亡保険金受取人の変更	262
第 23 条 特約死亡保険金受取人の死亡	262
第 11 章 特約の変更	
第 24 条 基本契約の変更に伴う特約の変更	263
第 25 条 特約保険金額の減額変更	263
第 26 条 特約保険金の支払額通算の特則	263
第 12 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第 27 条 特約の加入年齢の計算	264
第 28 条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	264
第 13 章 特約の解約	
第 29 条 保険契約者による特約の解約	264
第 30 条 特約保険金受取人による特約の存続	264
第 14 章 特約の返戻金の支払	
第 31 条 特約の返戻金の支払	265

第 15 章 特約の復活	
第 32 条 特約の復活	265
第 33 条 特約の復活の責任開始の時	265
第 34 条 特約の復活の効果	266
第 16 章 特約契約者配当	
第 35 条 特約契約者配当金	266
第 17 章 譲渡禁止	
第 36 条 譲渡禁止	266
第 18 章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第 37 条 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	266
第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第 38 条 特約保険金等の請求および支払時期等	267
第 39 条 被保険者が死亡した場合の傷害保険金の請求の取扱い	267
第 40 条 消滅時効の援用	268
第 20 章 契約内容の登録	
第 41 条 契約内容の登録	268
第 21 章 特則	
第 42 条 中途付加の場合の特則	269
第 43 条 特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則	269
第 44 条 基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合の特則	270
別表 1 対象となる不慮の事故	
別表 2 身体障害等級表	
別表 3 特定要介護状態	
別表 4 加重障害における傷害保険金額	
別表 5 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表 6 必要書類	

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (特約の付加)

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができます。

## 第 2 章 特約保険金の支払

### 第 2 条 (特約保険金の支払)

この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
死亡保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[1]</sup> この特約の保険期間中に不慮の事故(別表 1)により傷害を受け、この特約の保険期間中にその傷害を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に死亡したとき	特約基準保険金額 <sup>[2]</sup>	特約死亡保険金受取人
傷害保険金	① 被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[1]</sup> この特約の保険期間中に不慮の事故(別表 1)により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に身体障害の状態 <sup>[3]</sup> になったとき <sup>[4]</sup> 。ただし、被保険者がその事故の日からその日を含めて 4 日以内に死亡したとき <sup>[5]</sup> は、傷害保険金を支払いません。	特約基準保険金額 <sup>[2]</sup> × 身体障害等級表(別表 2)に定める身体障害の状態に応じた支払割合	被保険者 <sup>[6]</sup>



	②①の場合において、1の不慮の事故(別表1)により身体の同一部位に生じた2以上の身体障害があるときまたは身体障害が身体の同一部位にすでに生じている身体障害に加重して生じたものであるときは、加重障害における傷害保険金額(別表4)に定めるところにより、傷害保険金を支払います。		
--	--	--	--

#### 備考(第2条)

- [1] 「責任開始時以後」とは、第9条(特約の責任開始の時)または第42条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。
- [3] 「身体障害の状態」とは、身体障害等級表(別表2)の身体障害の状態をいいます。
- [4] 責任開始時にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故(別表1)により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。
- [5] この特約の保険期間中に死亡したときに限ります。
- [6] 傷害保険金の特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

### 第3条(特約保険金の支払限度)

特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>をもって限度とします。<sup>[2]</sup>

#### 備考(第3条)

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。
- [2] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、第2条(特約保険金の支払)に定める特約保険金の支払額を支払うことができないことがあります。この場合、特約基準保険金額を限度として支払います。

### 第4条(死亡保険金等を支払わない場合等)

- (1)被保険者が次のいずれかの事由により第2条(特約保険金の支払)の死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した場合には、その死亡保険金または傷害保険金を支払いません。<sup>[1]</sup>
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - ② 基本契約において特定された死亡保険金受取人<sup>[2]</sup>の故意または重大な過失<sup>[3]</sup>
  - ③ 被保険者の犯罪行為
  - ④ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
  - ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (2)基本契約において特定された死亡保険金受取人<sup>[2]</sup>が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、会社は、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の特約の積立金<sup>[4]</sup>を保険契約者に支払います。
- (3)被保険者が次のいずれかの事由により第2条(特約保険金の支払)の死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した場合で、その原因によりその死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または傷害保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
  - ② 戦争その他の変乱

#### 備考(第4条)

- [1] 死亡保険金を支払わない場合は、第31条(特約の返戻金の支払)に基づき特約の返戻金を支払います。
- [2] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [3] 死亡保険金の支払事由に限ります。
- [4] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。

## 第5条（特約死亡保険金受取人）

特約死亡保険金受取人は、被保険者が不慮の事故（別表1）により傷害を受けた時に死亡したとした場合の次に定める者としす。

この特約が付加された基本契約の保険種類	特約死亡保険金受取人
普通終身保険 特別終身保険 介護保険金付終身保険 普通終身保険（低解約返戻金型） 特別終身保険（低解約返戻金型）	この特約が付加された基本契約において死亡保険金受取人となるべき者
長寿支援保険（低解約返戻金型）	特定された特約死亡保険金受取人 <sup>[1]</sup>

### 備考（第5条）

- [1] 「特定された特約死亡保険金受取人」とは、長寿支援保険（低解約返戻金型）の基本契約に付加されたこの特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約死亡保険金受取人をいいます。また、第21条（特約の保険契約者の変更等）(2)(3)(4)または第22条（遺言による特約死亡保険金受取人の変更）により特約死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の特約死亡保険金受取人をいいます。なお、保険契約者以外の者を特約死亡保険金受取人とすることはできません。

## 第3章 特約保険料の払込免除

### 第6条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

- (1)基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
- (2)本条(1)にかかわらず、基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。
- ①この特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>に生じたものであるとき
  - ②この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害であるとき
- (3)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その払込免除は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[3]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ①医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
  - ②健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

### 備考（第6条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 「責任開始時前」とは、第9条（特約の責任開始の時）または第42条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。
- [3] 「責任開始時以後」とは、第9条（特約の責任開始の時）または第42条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

### 第7条（身体障害による特約保険料の払込免除）

- (1)被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、身体障害の状態<sup>[1]</sup>となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
①基本保険料 <sup>[2]</sup> の保険料払込期間満了後または払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[3]</sup> に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき <sup>[4]</sup>	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 <sup>[5]</sup> の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
②この特約が長寿支援保険（低解約返戻金型）の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[3]</sup> に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき <sup>[4]</sup>	

(2)被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態<sup>[1]</sup>になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態<sup>[1]</sup>になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ①地震、噴火または津波
- ②戦争その他の変乱

**備考(第7条)**

- [1]「身体障害の状態」とは、身体障害等級表(別表2)の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。
- [2]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [3]「責任開始時以後」とは、第9条(特約の責任開始の時)または第42条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [4]責任開始時にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故(別表1)により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。
- [5]「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

**第8条(介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除)**

(1)介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、その払込免除事由に応じ、次の特約保険料を払込免除とします。ただし、払込免除事由にかかる疾病または傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者がかかったものまたは不慮の事故(別表1)により受けたものである場合は、次の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除とする特約保険料	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
①基本保険料 <sup>[1]</sup> の保険料払込期間満了後または払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> にかかった疾病または不慮の事故(別表1)により受けた傷害により重度障害の状態 <sup>[3]</sup> になったとき <sup>[4]</sup>	この特約の将来の特約保険料	被保険者が、次のいずれかにより重度障害の状態 <sup>[3]</sup> になったときまたは特定要介護状態(別表3)が180日以上継続したとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 <sup>[5]</sup> の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
②被保険者が、この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> に疾病にかかり、または不慮の事故(別表1)により傷害を受け、その疾病または傷害を直接の原因として特定要介護状態(別表3)になり、かつ、その特定要介護状態(別表3)になった日からその日を含めて特定要介護状態(別表3)がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき	その特定要介護状態(別表3)になった日以後のこの特約の特約保険料	カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ. 被保険者の薬物依存 <sup>[6][7]</sup>

(2)被保険者が次のいずれかにより本条(1)①の重度障害の状態<sup>[3]</sup>になった場合または本条(1)②の特定要介護状態(別表3)が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態<sup>[3]</sup>になったまたは特定要介護状態(別表3)が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ①地震、噴火または津波
- ②戦争その他の変乱

(3)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病によりこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に重度障害の状態<sup>[3]</sup>になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その重度障害の状態<sup>[3]</sup>は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)①を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

(4) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に特定要介護状態（別表3）になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その特定要介護状態（別表3）は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)②を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

#### 備考（第8条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 「責任開始時以後」とは、第9条（特約の責任開始の時）または第42条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [3] 「重度障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級の身体障害の状態をいいます。
- [4] 責任開始時にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始時以後にかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害を原因とする障害の状態が新たに加わって重度障害の状態になったときを含みます。
- [5] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [6] 「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。
- [7] 払込免除事由が本条(1)②である場合に限りです。
- [8] 「責任開始時前」とは、第9条（特約の責任開始の時）または第42条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。

## 第4章 特約の責任開始

### 第9条（特約の責任開始の時）

- (1) 基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。<sup>[1]</sup>
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 本条(1)の特約の責任開始の時から本条(2)の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。
  - ① 第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由の発生
  - ② 第7条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除
  - ③ 第15条（重大事由による特約の解除）または第16条（加入限度額超過による特約の解除）の特約の解除
- (5) 本条(4)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、本条(4)のこの特約の契約日と同一とします。
- (6) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。
- (7) この特約は、会社が本条(6)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考（第9条）

- [1] 主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日に変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。

### 第10条（保険証券）

保険証券には、主約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ① 支払事由
- ② 特約保険金の額

## 第5章 特約保険料の払込み

### 第11条 (特約保険料の払込み)

- (1)特約保険料は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込方法(経路)に従い、基本保険料<sup>[1]</sup>と合わせて同一月分を払い込んでください。ただし、保険料払込期間満了までの基本保険料<sup>[1]</sup>を払い込む場合において、その期間を超えて特約保険料を払い込む場合には、基本保険料<sup>[1]</sup>と同一月分である必要はありません。
- (2)特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込時期および猶予期間と同一とします。
- (3)基本保険料<sup>[1]</sup>の保険料払込期間の満了後または払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条(1)にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法(経路)を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法(経路)の変更および会社による保険料の払込方法(経路)の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4)本条(3)の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法(経路)を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。

#### 備考(第11条)

[1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

### 第12条 (特約保険料の振替貸付)

基本保険料<sup>[1]</sup>について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料<sup>[1]</sup>と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。<sup>[2]</sup>

#### 備考(第12条)

[1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2]この場合、基本保険料と特約保険料の合計額が、この特約が付加された基本契約の解約返戻金額のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内であることを必要とします。

### 第13条 (特約保険料の前納払込み)

- (1)保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。<sup>[1]</sup>この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
- (2)本条(1)により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に特約保険料の払込みに充当します。
- (3)特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人に払い戻します。
- (4)本条(1)により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5)保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類(別表6)を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。

#### 備考(第13条)

[1]保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。

[2]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[3]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

### 第14条 (未経過期間に対する特約保険料の払戻し)

- (1)特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- ①特約の消滅
  - ②特約保険料の払込免除
  - ③特約の保険期間または保険料払込期間の短縮
  - ④特約保険料額の減額
- (2)本条(1)の特約保険料を基本契約の死亡保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしたときは、保険契約者に払い戻します。

## 備考 (第 14 条)

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

## 第 6 章 特約の解除

### 第 15 条 (重大事由による特約の解除)

(1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
- ② 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
- ③ この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為<sup>[2]</sup>があった場合
- ④ 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
  - ア. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に該当すると認められること
  - イ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ウ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>を不当に利用していると認められること
  - エ. 保険契約者または特約死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力<sup>[3]</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - オ. その他反社会的勢力<sup>[3]</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ⑤ この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合

(2) 会社は、本条 (1) の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条 (1) の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。

- ① その特約保険金<sup>[4]</sup>を支払いません。また、すでにその特約保険金<sup>[4]</sup>の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

(3) 本条 (1) による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(4) 本条 (3) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

## 備考 (第 15 条)

[1] 「事故招致」には、未遂を含みます。

[2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

[3] 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

[4] 本条(1)④のみに該当した場合で、本条(1)④ア. からオ. までは該当したのが特約死亡保険金受取人のみであり、その特約死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の特約死亡保険金受取人であるときは、死亡保険金のうち、その特約死亡保険金受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。

### 第 16 条 (加入限度額超過による特約の解除)

(1) 会社は、特約の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超える場合<sup>[2]</sup>には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。

(2) 本条 (1) による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(3) 本条 (2) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

## 備考 (第 16 条)

[1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。

[2]「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

## 第7章 特約の取消しおよび無効

### 第17条（詐欺による特約の取消し）

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

### 第18条（不法取得目的による特約の無効）

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

## 第8章 特約の失効

### 第19条（特約の失効）

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- ①基本契約がその効力を失ったとき
- ②保険契約者が第2回以降の特約保険料を払い込まないで第2回以降の特約保険料の猶予期間<sup>[1]</sup>を経過したとき
- ③特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- ④第24条（基本契約の変更に伴う特約の変更）により特約基準保険金額<sup>[2]</sup>が変更された場合<sup>[3]</sup>において、変更後の特約基準保険金額<sup>[2]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき

#### 備考（第19条）

[1]「猶予期間」とは、第11条（特約保険料の払込み）(2)の猶予期間をいいます。

[2]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

[3]次の場合を除きます。

- (1)年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合
- (2)貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合

## 第9章 保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者

### 第20条（保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者）

- (1)この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
- (2)この特約について特約死亡保険金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の特約死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (3)本条(2)の場合において、この特約の特約死亡保険金受取人がこの特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人と同じ者となる場合は、その基本契約について死亡保険金受取人の代表者となった者は、この特約においても特約死亡保険金受取人の代表者となるものとします。
- (4)特約死亡保険金受取人が本条(2)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表6）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (5)本条(1)(2)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者または特約死亡保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または特約死亡保険金受取人に対しても、その効力を有します。
- (6)この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

#### 備考（第20条）

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第10章 特約の契約関係者の変更

### 第21条 (特約の保険契約者の変更等)

- (1)この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2)この特約が長寿支援保険（低解約返戻金型）の基本契約に付加された場合においては、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社<sup>[1]</sup>に対する通知により、特約死亡保険金受取人を保険契約者に変更することができます。
- (3)保険契約者が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表6）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (4)本条(2)の通知が会社<sup>[1]</sup>に到達した場合には、特約死亡保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社<sup>[1]</sup>に到達する前に変更前の特約死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5)主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

#### 備考 (第21条)

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

### 第22条 (遺言による特約死亡保険金受取人の変更)

- (1)この特約が長寿支援保険（低解約返戻金型）の基本契約に付加された場合においては、第21条（特約の保険契約者の変更等）(2)に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金受取人を保険契約者に変更することができます。
- (2)本条(1)の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- (3)本条(1)(2)による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社<sup>[1]</sup>に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- (4)保険契約者の相続人が本条(3)の通知をしようとするときは、必要書類（別表6）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。

#### 備考 (第22条)

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

### 第23条 (特約死亡保険金受取人の死亡)

- (1)長寿支援保険（低解約返戻金型）の基本契約に付加された特約において、特約死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、新たな特約死亡保険金受取人は、被保険者の遺族とします。<sup>[1]</sup>
- (2)本条(1)の遺族は、次のとおりとします。

順位	遺族
①	被保険者の配偶者 <sup>[2]</sup>
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
⑧	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

- (3)胎児である子または孫は、本条(2)の適用については、すでに生まれたものとみなします。
- (4)本条(3)は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。
- (5)本条(2)の遺族が2人以上いるときは、本条(2)の順位が先の者を本条(1)の特約死亡保険金受取人とします。
- (6)遺族であって故意に被保険者、本条(2)の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条(1)の特約死亡保険金受取人となることはできません。
- (7)本条(2)の遺族がないときは、特定された特約死亡保険金受取人<sup>[3]</sup>の死亡時の法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。
- (8)本条(7)により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(7)により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。



(9)本条 (5)(7)(8) により特約死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

#### 備考 (第 23 条)

- [1] 特定された特約死亡保険金受取人がいないときも、本条(1)の者を特約死亡保険金受取人とします。
- [2] 「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
- [3] 「特定された特約死亡保険金受取人」とは、長寿支援保険(低解約返戻金型)の基本契約に付加されたこの特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約死亡保険金受取人をいいます。また、第21条(特約の保険契約者の変更等)(2)(3)(4)または第22条(遺言による特約死亡保険金受取人の変更)により特約死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の特約死亡保険金受取人をいいます。なお、保険契約者以外の者を特約死亡保険金受取人とすることはできません。

## 第 11 章 特約の変更

### 第 24 条 (基本契約の変更に伴う特約の変更)

- (1)基本契約の変更に伴う特約の変更(別表5)の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2)本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3)本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更(別表5)に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4)本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を会社に返還してください。

### 第 25 条 (特約保険金額の減額変更)

- (1)保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2)保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
  - ①特約保険料が払込免除となっているとき
  - ②減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
  - ③減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が10万円の倍数でないとき
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表6)を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (4)本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[4]</sup>に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生じます。
- (5)月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6)本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を会社に返還してください。

#### 備考 (第 25 条)

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [4] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

### 第 26 条 (特約保険金の支払額通算の特則)

第 24 条 (基本契約の変更に伴う特約の変更) および第 25 条 (特約保険金額の減額変更) により、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が変更された場合において、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第 3 条 (特約保険金の支払限度) による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>に対する変更後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の割合により変更されたものとします。

#### 備考 (第 26 条)

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。

## 第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

### 第27条 (特約の加入年齢の計算)

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

### 第28条 (年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い)

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、この特約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したもとして、会社の定める計算方法により、加入限度額<sup>[1]</sup>を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

#### 備考 (第28条)

[1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。

## 第13章 特約の解約

### 第29条 (保険契約者による特約の解約)

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類(別表6)を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[3]</sup>に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に、その効力を生じます。
- (4) 月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約は効力を生じません。
- (5) 本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を会社に返還してください。

#### 備考 (第29条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

### 第30条 (特約保険金受取人による特約の存続)

- (1) 債権者等<sup>[1]</sup>による特約の解約は、解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等<sup>[1]</sup>に支払うべき金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払い、かつ会社<sup>[2]</sup>にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
  - ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - ② 保険契約者でないこと
- (3) 特約保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類(別表6)を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (4) 本条(1)の解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日以後、その解約の効力が生じたまたは本条(2)により効力が生じなくなるまでの間に、死亡保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条(2)の金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等<sup>[1]</sup>に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金受取人に支払います。

## 備考 (第 30 条)

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。  
[2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第 14 章 特約の返戻金の支払

### 第 31 条 (特約の返戻金の支払)

この特約の返戻金<sup>[1]</sup>については、次のとおりとします。

特約の返戻金を支払う場合	特約の返戻金の額	特約の返戻金の受取人
① 被保険者の死亡 <sup>[2]</sup>	特約の積立金 <sup>[4]</sup> の額	ア. 基本契約の死亡保険金を支払う場合は死亡保険金受取人。ただし、保険契約者が特約の返戻金を受け取る意思表示したときは保険契約者
② 死亡保険金の免責事由 <sup>[3]</sup> の該当	特約の積立金 <sup>[4]</sup> の額。ただし、主約款の規定によりその基本契約の解約返戻金の額 <sup>[5]</sup> の返戻金を支払うときは、特約の返戻金はありません。	イ. 基本契約の死亡保険金を支払う場合以外の場合は保険契約者
③ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき <sup>[6]</sup>	特約の積立金 <sup>[4]</sup> の額	保険契約者

## 備考 (第 31 条)

- [1] 特約の返戻金がある場合に限ります。  
[2] 死亡保険金が支払われる場合に限ります。  
[3] 「免責事由」とは、第 4 条 (死亡保険金等を支払わない場合等) (1)の事由をいいます。  
[4] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。  
[5] 「基本契約の解約返戻金の額」とは、会社の定める計算方法により、基本契約の経過した年月数により算出した額とします。  
[6] 死亡保険金が支払われる場合を除きます。

## 第 15 章 特約の復活

### 第 32 条 (特約の復活)

- (1) 第 19 条 (特約の失効) ②の場合、保険契約者は、特約の失効後 1 年以内に限り、会社の承諾を得て、その特約を復活することができます。この場合において、この特約が基本契約の失効と同時に失効したときは、この特約は基本契約の復活に併せて復活することを必要とします。
- (2) 次の場合には、本条 (1) の復活をすることができません。
- ① 復活した場合の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超えるとき<sup>[2]</sup>
  - ② この特約の失効と同時に失効した他の特約をすでに復活しているとき
- (3) 保険契約者が本条 (1) の復活をしようとするときは、必要書類 (別表 6) を会社<sup>[3]</sup>に提出して申し込んでください。
- (4) 本条 (3) の場合、保険契約者は、特約復活払込金<sup>[4]</sup>を払い込んでください。

## 備考 (第 32 条)

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。  
[2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。  
[3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。  
[4] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

### 第 33 条 (特約の復活の責任開始の時)

- (1) この特約が付加された基本契約の復活に併せてこの特約を復活する場合において、この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。
- (2) 特約のみ復活する場合において、会社は、次の時から復活後の特約上の責任を負います。

復活の申込みの承諾と特約復活払込金の受領の前後関係	責任開始の時
①会社が、この特約の復活の申込みを承諾した後に特約復活払込金 <sup>[1]</sup> を受け取った場合	特約復活払込金 <sup>[1]</sup> を受け取った時
②会社が、特約復活払込金 <sup>[1]</sup> を受け取った後にこの特約の復活の申込みを承諾した場合	特約復活払込金 <sup>[1]</sup> を受け取った時。ただし、この特約と同時に復活する無配当総合医療特約（無解約返戻金型）または無配当総合医療特約（R04）（無解約返戻金型）の被保険者に関する告知 <sup>[2]</sup> の前に受け取った場合には、その告知の時

(3)本条(1)(2)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。

(4)会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

(5)この特約の復活は、会社が本条(4)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考（第33条）

[1]「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

[2]「被保険者に関する告知」とは、無配当総合医療特約（無解約返戻金型）条項第19条（告知義務）または無配当総合医療特約（R04）（無解約返戻金型）条項第19条（告知義務）の告知をいいます。

### 第34条（特約の復活の効果）

(1)この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

(2)本条(1)にかかわらず、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。

## 第16章 特約契約者配当

### 第35条（特約契約者配当金）

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

## 第17章 譲渡禁止

### 第36条（譲渡禁止）

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

## 第18章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い

### 第37条（保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い）

(1)この特約が付加された基本契約において保険金等<sup>[1]</sup>を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等<sup>[2]</sup>があるときは、それらの支払金額から差し引きます。

(2)第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由が発生した場合または第6条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）もしくは第7条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、この特約に関し第1回特約保険料が払い込まれていないときは、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込みを免除しません。

#### 備考（第37条）

[1]「保険金等」とは、次のものをいいます。

- (1)死亡保険金
- (2)介護保険金
- (3)年金
- (4)返戻金
- (5)契約者配当金（主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により支払われる契約者配当金を除きます。）
- (6)払い戻す基本保険料

[2]「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1)未払特約保険料

- (2)次により会社が返還を受けるべき金額
- ①第24条（基本契約の変更に伴う特約の変更）(4)
  - ②第25条（特約保険金額の減額変更）(6)
  - ③第29条（保険契約者による特約の解約）(5)
- (3)その他会社が弁済を受けるべき金額

## 第19章 特約保険金等の請求および支払時期等

### 第38条（特約保険金等の請求および支払時期等）

- (1)保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[1]</sup>に通知してください。
- (2)保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表6）を会社<sup>[1]</sup>に提出して特約保険金等<sup>[2]</sup>または特約保険料の払込免除を請求してください。
- (3)特約保険金等<sup>[2]</sup>は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社<sup>[1]</sup>で支払います。
- (4)特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時まで<sup>[1]</sup>に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認<sup>[3]</sup>を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
①特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第2条（特約保険金の支払）所定の支払事由に該当する事実の有無
②特約保険金の免責事由 <sup>[4]</sup> に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項、第15条（重大事由による特約の解除）(1)④ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- (5)本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。
- ①本条(4)②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
  - ②本条(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
  - ③本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6)本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき<sup>[5]</sup>は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等<sup>[2]</sup>は支払いません。
- (7)特約保険料の払込免除については、本条(3)(4)(5)(6)の規定を準用します。
- (8)会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

#### 備考（第38条）

- [1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2]「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。
- [3]「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4]「免責事由」とは、第4条（死亡保険金等を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。
- [5]会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

### 第39条（被保険者が死亡した場合の傷害保険金の請求の取扱い）

- (1)被保険者が死亡した場合における傷害保険金の支払の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次に該当する1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
- ①この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定められた者）

②①に該当する者がいない場合

この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求人の範囲内にある者とします。）

③①②に該当する者がいない場合

配偶者

④①②③に該当する者がいない場合

法定相続人の協議により定めた者

(2)本条(1)により、会社が、傷害保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその傷害保険金の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

(3)故意に傷害保険金の支払事由を生じさせた者は、本条(1)の代表者としての取扱いを受けることができません。

## 第40条（消滅時効の援用）

特約保険金等<sup>[1]</sup>の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利を行使することができる時から3年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

### 備考（第40条）

[1]「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

## 第20章 契約内容の登録

### 第41条（契約内容の登録）

(1)会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

②死亡保険金の金額

③特約の契約日<sup>[1]</sup>

④当会社名

(2)本条(1)の登録の期間は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年（特約の契約日<sup>[1]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

(3)協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)により登録された被保険者について、保険契約<sup>[2]</sup>の申込み<sup>[3]</sup>を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

(4)各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に保険契約<sup>[2]</sup>の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を保険契約<sup>[2]</sup>の承諾<sup>[4]</sup>の判断の参考とすることができるものとします。

(5)各生命保険会社等は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年（特約の契約日<sup>[5]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約<sup>[2]</sup>について死亡保険金または高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

(6)各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾<sup>[4]</sup>の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

(7)協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

(8)保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

(9)本条(3)(4)(5)において、被保険者、保険契約<sup>[2]</sup>、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

### 備考（第41条）

[1] 特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。

[2] 本条(3)(4)(5)の「保険契約」とは、死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。

[3] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

[4] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

[5] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

## 第21章 特則

### 第42条 (中途付加の場合の特則)

(1)基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
①会社が、この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料を受け取った場合	第1回特約保険料を受け取った時
②会社が、第1回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	第1回特約保険料相当額を受け取った時。ただし、この特約と同時に付加する無配当総合医療特約（R04）（無解約返戻金型）の被保険者に関する告知 <sup>[1]</sup> の前に受け取った場合には、その告知の時

(2)本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。

(3)この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。

(4)会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券に特約中途付加の旨を記載してその保険証券を保険契約者に交付します。

(5)この特約は、会社が本条(4)の保険証券を発した時に成立するものとします。

(6)基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>が、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。

(7)基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>が、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。

(8)この特約を基本契約の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第27条(特約の加入年齢の計算)にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したもとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

#### 備考(第42条)

[1]「被保険者に関する告知」とは、無配当総合医療特約（R04）（無解約返戻金型）条項第19条（告知義務）の告知をいいます。

[2]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[3]「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[4]「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

[5]「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

### 第43条 (特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則)

(1)特約復活払込金<sup>[1]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第33条(特約の復活の責任開始の時)の特約復活払込金<sup>[1]</sup>を受け取った時とします。また、基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第42条(中途付加の場合の特則)の第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を受け取った時とします。

①保険契約者が会社の定める決済方法の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時

②保険契約者が特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込んだ際に、その受領書等が作成された時

(2)本条(1)にかかわらず、会社の定める決済方法により特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>の払込みはなかったものとします。

①会社が決済事業者<sup>[3]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと

②決済事業者<sup>[3]</sup>がその利用者<sup>[4]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと

(3)会社は、本条(1)により払い込まれた特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

#### 備考（第43条）

- [1] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「第1回特約保険料」には、第1回特約保険料相当額を含みます。
- [3] 会社の指定した決済事業者とします。
- [4] 会社の指定した決済方法により、特約復活払込金または第1回特約保険料を払い込む利用者としてします。

#### 第44条（基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合の特則）

- (1) この特約が付加された基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合において、保険契約者が基本保険料の復活払込金<sup>[1]</sup>について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金<sup>[2]</sup>についても、分割払込みを請求してください。
- (2) 本条(1)の場合には、この特約が付加された基本契約の復活払込金の分割払込みの規定を準用します。この場合において、基本契約の復活払込金の分割払込みの規定中「分割払込金」とあるのは「特約分割払込金」と、「保険料」とあるのは「特約保険料」と読み替えます。

#### 備考（第44条）

- [1] 「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。



## 別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2のものとし（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
3 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目 (基本分類コード)	除外するもの
1 交通事故 (V 01 ~ V 99)	
2 不慮の損傷のその他の外因 (W 00 ~ X 59)	
・転倒・転落 (W 00 ~ W 19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 20 ~ W 49)	・騒音への曝露 <sup>[1]</sup> (W 42) ・振動への曝露 <sup>[1]</sup> (W 43)
・生物による機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 50 ~ W 64)	
・不慮の溺死および溺水 (W 65 ~ W 74)	
・その他の不慮の窒息 (W 75 ~ W 84)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん<嚥><吸引> (W 78)、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引> (W 79)、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引> (W 80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 <sup>[1]</sup> (W 85 ~ W 99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 <sup>[1]</sup> (高山病等) (W 94)
・煙、火および火災への曝露 <sup>[1]</sup> (X 00 ~ X 09)	
・熱および高温物質との接触 (X 10 ~ X 19)	
・有毒動植物との接触 (X 20 ~ X 29)	
・自然の力への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30 ~ X 39)	・自然の過度の高温への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30) 中の気象条件によるもの (熱中症、日射病、熱射病等)

・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 <sup>[1][2][3]</sup> (X 40～X 49)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X 50～X 57)	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X 50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動 (乗り物酔い等) (X 51) ・無重力環境への長期滞在 (X 52) ・飢餓、渇
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 <sup>[1]</sup> (X 58～X 59)	
3 加害にもとづく傷害および死亡 (X 85～Y 09)	
4 法的介入および戦争行為 (Y 35～Y 36)	・合法的処刑 (Y 35.5)
5 内科的および外科的ケアの合併症 (Y 40～Y 84)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y 40～Y 59) によるもの <sup>[3]</sup>	
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y 60～Y 69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y 70～Y 82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y 83～Y 84)	

**備考 (別表 1)**

- [1] 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。  
 [2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。  
 [3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

**別表 2 身体障害等級表**

(1) 身体障害の状態、障害等級および支払割合は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考	支払割合
第 1 級	1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が 0.02 以下になったものをいいます。	100%
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。	

	3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。	
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
	6 両上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(3)「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(4)「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
	8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
	9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>		
	10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>		
	12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
	13 両下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1)聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2)「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。	70%
	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。	
	22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。	

	23 1 上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	24 1 上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
	25 10 手指を失ったもの またはその用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	26 10 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	27 1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	28 1 下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1)視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。	50%
	41 1眼が失明したもの	(2)「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。	
	42 両耳の聴力レベルがいずれも69デシベル以上になったもので、かつ、第2級の20に該当しないもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。	
	43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。	
	44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。	
	45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1)「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の上着を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2)「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	46 1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	

	47 1手の5手指を失ったもの、第1指(母指)および第2指(示指)を失ったものまたは第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	48 1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	49 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
	50 10足指を失ったものまたは10足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあつては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあつては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。	
	51 10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
第4級	60 両眼に著しい視野狭窄を残すものまたは両眼視において著しく視野が欠損したもの	(1)「著しい視野狭窄を残すもの」とは、視野の角度が10度以内になったものをいいます。 (2)「著しく視野を欠損したもの」とは、両眼視において視野の8方向の角度の合計が正常両眼視において視野のその合計の50パーセント以下になったものをいいます。	30%
	61 1耳の聴力を全く失ったもの	(1)聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2)「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。	
	62 平衡機能に障害を残すもの	(3)「平衡機能に障害を残すもの」とは、内耳の損傷による平衡機能障害のため、開眼して直線を歩行中10m以内で転倒し、または著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないものをいいます。	
	63 鼻を欠損し、その機能に障害を残すもの	(1)「鼻を欠損したもの」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損したものをいいます。 (2)「鼻の機能に障害を残すもの」とは、両側の鼻呼吸に障害を生じ、または両側のきゅう覚を脱失したものをいいます。	
	64 1上肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	65 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
	66 1上肢に仮関節を残すもの	「仮関節を残すもの」とは、上腕骨に仮関節を残すものまたは前腕骨の橈骨と尺骨の両方に仮関節を残すものをいいます。	

	67 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったもの、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含み2手指を失ったものまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	68 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったものまたは第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含み2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	69 1下肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	70 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
	71 1下肢に仮関節を残すもの	「仮関節を残すもの」とは、大腿骨または脛骨に仮関節を残すものをいいます。	
	72 1下肢を5cm以上短縮したもの	下肢の短縮は、腸骨前上棘と内くるぶし下端との距離を測り、健側の下肢のそれと比較して、短縮の長さを算出するものとしします。	
	73 1足の5足指を失ったものまたは5足指の用を全く永久に失ったもの	(1)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあつては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあつては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。	
第5級	80 両眼視において著しい複視が生じるもの	「著しい複視が生じるもの」とは、正面視において複視が生じるものをいいます。	10%
	81 鼻の機能に障害を残すもの	「鼻の機能に障害を残すもの」とは、両側の鼻呼吸に障害を生じ、または両側のきゅう覚を脱失したものをいいます。	
	82 味覚を全く失ったもの	「味覚を全く失ったもの」とは、試験紙および薬物による検査結果が無反応であるものをいいます。	
	83 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	84 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	

85 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったものまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあっては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
86 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
87 1下肢を3cm以上短縮したもの	下肢の短縮は、腸骨上棘と内くるぶし下端との距離を測り、健側の下肢のそれと比較して、短縮の長さを算出するものとします。
88 1足の第1足指または他の4足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
89 1足の第1足指を含み3足指または4足指の用を全く永久に失ったもの	「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。

(2)(1)の表に掲げる支払割合は、手指の障害にあっては通算して70%、足指の障害にあっては通算して50%をもって限度とします。

#### 備考(別表2)

[1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。

[2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限りません。

### 別表3 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

①日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のア. に該当し、かつ、イ. からオ. までのうちいずれか3つ以上に該当する状態

日常生活の動作	備考
ア. 歩行できない	「歩行できない」とは、杖、装具等の使用および他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
イ. 排尿便の後始末が自分ではできない	「排尿便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
ウ. 食事が自分ではできない	「食事が自分ではできない」とは、食器類または食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
エ. 衣服の着脱が自分ではできない	「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
オ. 入浴が自分ではできない	「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入りまたは体の洗い流しができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。

② 医師により器質性認知症と診断確定<sup>[1]</sup>され、意識障害<sup>[2]</sup>のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

見当識障害	備考
時間の見当識障害が常時あること	「時間の見当識障害」とは、季節または朝、昼および夜が分からないことをいいます。
場所の見当識障害があること	「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所または現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
人の見当識障害があること	「人の見当識障害」とは、日頃接している家族または日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

#### 備考（別表3）

[1] 「医師により器質性認知症と診断確定されている」については以下のとおりです。

(1) 「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。

① 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること

② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2)(1)の「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス [H I V] 病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F05) 中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10（2003年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(3)(1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

[2] 「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。

#### 別表4 加重障害における傷害保険金額

(1) 1の不慮の事故により身体の同一部位に生じた2以上の身体障害があるときにおける傷害保険金額は、これらの身体障害が該当する障害等級のうち最も上位のもの<sup>[1]</sup>に应ずる支払割合を特約基準保険金額<sup>[2]</sup>に乗じて得た額とします。

(2) 不慮の事故により身体障害が身体の同一部位にすでに存在する身体障害に加重して生じたものであるときにおける傷害保険金額は、加重の結果生じた身体障害の状態に応じた傷害保険金額からすでに存在する身体障害について傷害保険金を支払うこととした場合に支払うべき傷害保険金額を差し引いた額とします。

(3)(2)の場合において、すでに存在する身体障害もしくは加重の結果生じた身体障害が2以上あるときは、(2)のすでに存在する身体障害もしくは加重の結果生じた身体障害の状態に応じた傷害保険金額については、(1)により計算します。

(4)(1)(2)の身体の同一部位は、次のとおりとします。

① 1 上肢については、肩関節以下を同一部位とします。

② 1 下肢については、股関節以下を同一部位とします。

③ 眼については、両眼を同一部位とします。

④ 耳については、両耳を同一部位とします。

⑤ 身体障害等級表に定める第1級の2、第2級の21、第3級の43および第5級の82の身体障害については、口および咽喉を同一部位とします。

⑥ 身体障害等級表に定める第1級の3、第2級の22および第3級の44の身体障害については、精神、神経および胸腹部臓器を同一部位とします。



## 備考(別表4)

- [1] これらの身体障害が該当する障害等級が同一のときは、その障害等級とします。  
 [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。

## 別表5 基本契約の変更に伴う特約の変更

- (1)第24条(基本契約の変更に伴う特約の変更)によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
- ①年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険料払込期間の終期が変更されたとき
  - ②年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額<sup>[1]</sup>が減額更正されたとき
  - ③保険料払済契約への変更があったとき
  - ④基本契約の保険期間または保険料払込期間が短縮されたとき
  - ⑤①から④までのほか、基本契約の保険金額または年金額が減額されたとき
- (2)基本契約について、(1)③の事由が生じたときは、この特約はその効力を失います。  
 (3)基本契約について、(1)④の事由が生じたときは、この特約の保険期間または保険料払込期間<sup>[2]</sup>の終期もその基本契約の保険期間または保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとし、(1)④の事由が生じたことによりこの特約の保険期間が有期となるときは、特約種類が無配当災害特約になるものとします。  
 (4)基本契約について、(1)の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

## 備考(別表5)

- [1] 長寿支援保険(低解約返戻金型)の基本契約の場合は、年金額とします。  
 [2] 基本契約の保険期間が短縮された場合のみ、特約の保険料払込期間を短縮します。

## 別表6 必要書類

- (1)特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

## ①特約保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払(第2条関係)	特約死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本) 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 被保険者の死亡が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 6 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
傷害保険金の支払(第2条関係)	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券

②特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第7条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除（第8条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険料の払込免除の請求をする場合に限りです。） 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

③特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
特約保険金の支払額がその限度に達したことによる失効による特約の返戻金の支払（第31条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡（第31条に該当する場合に限りです。）による特約の返戻金の支払（第31条関係）	保険契約者または基本契約の死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者または基本契約の死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

④その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第13条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第14条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約死亡保険金受取人の代表者の指定（その変更を含む。）（第20条関係）	特約死亡保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
会社への通知による特約死亡保険金受取人の変更（第21条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
遺言による特約死亡保険金受取人の変更（第22条関係）	保険契約者の相続人	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の戸籍抄本 3 保険契約者の遺言書 4 保険証券

特約保険金額の減額変更 (第 25 条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特約の 解約 (第 29 条関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人による 特約の存続 (第 30 条関係)	特約保険金受 取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活 (第 32 条関係)	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

(2) 会社は、(1) の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1) にかかわらず、(1) の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1) の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者および特約死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする特約の場合、保険契約者である団体がこの特約の特約保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等<sup>[1]</sup>として被保険者または死亡退職金等<sup>[1]</sup>の受給者に支払うときは、その特約保険金の支払請求の際、次の①②の書類の提出も必要とします。

① 被保険者または死亡退職金等<sup>[1]</sup>の受給者の請求内容確認書 (死亡退職金等<sup>[1]</sup>の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。)

② 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

#### 備考 (別表 6)

[1] 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または甲慰金等をいいます。

# 無配当傷害医療特約（R04）（無解約返戻金型）条項

（令和4年4月1日制定）

## 目次

### 第1章 総則

第1条 特約の付加…………… 283

### 第2章 特約保険金の支払

第2条 特約保険金の支払…………… 283

第3条 特約保険金の支払限度…………… 285

第4条 2回以上入院した場合の取扱い…………… 286

第5条 2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い…………… 286

第6条 2以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い…………… 286

第7条 特約保険金を支払わない場合等…………… 287

### 第3章 特約保険料の払込免除

第8条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除…………… 287

第9条 身体障害による特約保険料の払込免除…………… 287

第10条 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除…………… 288

### 第4章 特約の責任開始

第11条 特約の責任開始の時…………… 289

第12条 保険証券…………… 290

### 第5章 特約保険料の払込み

第13条 特約保険料の払込み…………… 290

第14条 特約保険料の振替貸付…………… 290

第15条 特約保険料の前納払込み…………… 290

第16条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し…………… 291

### 第6章 特約の解除

第17条 重大事由による特約の解除…………… 291

第18条 加入限度額超過による特約の解除…………… 292

### 第7章 特約の取消しおよび無効

第19条 詐欺による特約の取消し…………… 292

第20条 不法取得目的による特約の無効…………… 292

### 第8章 特約の失効

第21条 特約の失効…………… 292

### 第9章 保険契約者の代表者

第22条 保険契約者の代表者…………… 292

### 第10章 特約の契約関係者の変更

第23条 特約の保険契約者の変更…………… 293

### 第11章 特約の変更

第24条 基本契約の変更に伴う特約の変更…………… 293

第25条 特約保険金額の減額変更…………… 293

第26条 特約保険金の支払額通算の特則…………… 293

### 第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第27条 特約の加入年齢の計算…………… 294

第28条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い…………… 294

### 第13章 特約の解約

第29条 保険契約者による特約の解約…………… 294

第30条 特約保険金受取人による特約の存続…………… 294

### 第14章 特約の返戻金の支払

第31条 特約の返戻金の支払…………… 295

第15章 特約の復活	
第32条 特約の復活	295
第33条 特約の復活の責任開始の時	295
第34条 特約の復活の効果	295
第16章 特約契約者配当	
第35条 特約契約者配当金	296
第17章 譲渡禁止	
第36条 譲渡禁止	296
第18章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第37条 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	296
第19章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第38条 特約保険金等の請求および支払時期等	296
第39条 被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い	297
第40条 消滅時効の援用	297
第20章 契約内容の登録	
第41条 契約内容の登録	298
第21章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更	
第42条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更	298
第22章 特則	
第43条 中途付加の場合の特則	299
第44条 特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則	299
第45条 基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合の特則	300
別表1 対象となる不慮の事故	
別表2 身体障害等級表	
別表3 特定要介護状態	
別表4 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表5 公的医療保険制度	
別表6 医科診療報酬点数表	
別表7 歯科診療報酬点数表	
別表8 先進医療	
別表9 必要書類	

## 第1章 総則

### 第1条（特約の付加）

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができます。

## 第2章 特約保険金の支払

### 第2条（特約保険金の支払）

(1)この特約の入院保険金および入院一時金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ①この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> この特約の保険期間中に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする入院 <sup>[1]</sup> であること ②不慮の事故（別表1）の日から3年以内に開始した入院 <sup>[1]</sup> であること ③この特約の保険期間中の入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[3]</sup>	入院 <sup>[1]</sup> 1日について 特約基準保険金額 <sup>[7]</sup> × 1.0/1000	被保険者 <sup>[8]</sup>

	④ 治療を目的とした入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[4]</sup> ⑤ 病院または診療所 <sup>[5]</sup> への入院 <sup>[1]</sup> であること ⑥ 入院期間の日数が1日以上であること <sup>[6]</sup>	
入院一時金	次の①②のいずれにも該当したとき（入院保険金に加えて支払います。） ① 被保険者が入院保険金の支払われる入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ② 1回の入院 <sup>[1]</sup> について、①の入院 <sup>[1]</sup> の日数が1日、30日、60日、90日、120日の各日数に達したとき	特約基準保険金額 <sup>[7]</sup> × 1.0/1000 × 20

(2)この特約の手術保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
手術保険金	<p>被保険者が、この特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>この特約の保険期間中に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所<sup>[5]</sup>において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした手術<sup>[9]</sup>を保険期間中に受けたとき。ただし、不慮の事故（別表1）の日から3年以内に受けた手術に限ります。</p> <p>① 公的医療保険制度（別表5）における医科診療報酬点数表（別表6）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている手術（公的医療保険制度（別表5）における歯科診療報酬点数表（別表7）（以下「歯科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。）。ただし、次に掲げるものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理 イ. デブリードマン ウ. 皮膚切開術 エ. 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 外耳道異物除去術 カ. 鼻内異物摘出術 キ. 内視鏡下鼻腔手術（鼻腔内手術） ク. 抜歯手術</p> <p>② 先進医療（別表8）に該当する施術（診断および検査を直接の目的とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による施術を除きます。）</p>	<p>特約基準保険金額<sup>[7]</sup> × 1.0/1000 × 10</p>	被保険者 <sup>[8]</sup>

(3)この特約の放射線治療保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
放射線治療保険金	<p>被保険者が、この特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>この特約の保険期間中に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所<sup>[5]</sup>において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした施術（以下「放射線治療」といいます。）を保険期間中に受けたとき。ただし、不慮の事故（別表1）の日から3年以内に開始した施術に限ります。</p> <p>① 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術（歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術のうち医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術を含みます。）</p> <p>② 先進医療（別表8）に該当する放射線照射または温熱療法による施術</p>	<p>特約基準保険金額<sup>[7]</sup></p> <p>×</p> <p>1.0/1000</p> <p>×</p> <p>10</p>	被保険者 <sup>[8]</sup>

(4)この特約の特約保険金の支払額については、次のとおりとします。

- ①入院保険金の支払額は、それぞれの入院日における特約基準保険金額<sup>[7]</sup>に応じて計算します。
- ②入院一時金の支払額は、支払事由に該当した日における特約基準保険金額<sup>[7]</sup>に応じて計算します。
- ③手術保険金の支払額は、手術を受けた日<sup>[10]</sup>における特約基準保険金額<sup>[7]</sup>に応じて計算します。
- ④放射線治療保険金の支払額は、放射線治療を受けた日<sup>[11]</sup>における特約基準保険金額<sup>[7]</sup>に応じて計算します。

#### 備考（第2条）

- [1]「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。
- [2]「責任開始時以後」とは、第11条（特約の責任開始の時）または第43条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [3]次のいずれかの日以前に開始した入院がその日以後も継続している場合は、その入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
  - (1)この特約の保険期間満了の日
  - (2)普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の重度障害による保険金の支払の規定によりこの特約が消滅した日
- [4]治療を目的とした入院には、美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院、臓器等の移植に伴う臓器等提供を直接の目的とする入院、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表5）において保険給付の対象とならない入院などは該当しません。
- [5]「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
  - (1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、手術保険金および放射線治療保険金にかかる規定においては、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。
  - (2)(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設
- [6]入院期間の日数が1日となる入院とは、入院のうち、入院日と退院日が同一である場合（日帰り入院）をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
- [7]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [8]特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- [9]治療を直接の目的とした手術には、美容整形上の手術、臓器等の移植に伴う臓器等提供者として受ける手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表5）において保険給付の対象とならない手術などは該当しません。
- [10]1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- [11]1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。

### 第3条（特約保険金の支払限度）

- (1)特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>をもって限度とします。<sup>[2]</sup>
- (2)入院保険金の支払額は、1回の入院<sup>[3]</sup>については、120日分をもってその限度とします。<sup>[4]</sup>
- (3)入院一時金の支払回数は、次のとおりとします。
  - ①1回の入院<sup>[3]</sup>については、5回をもってその限度とします。<sup>[2]</sup>
  - ②この特約の保険期間を通じて、20回をもってその限度とします。<sup>[2]</sup>

## 備考（第3条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [2] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、第2条（特約保険金の支払）に定める特約保険金の支払額を支払うことができないことがあります。この場合、特約基準保険金額を限度として支払います。
- [3] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。
- [4] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、120日分を支払うことができないことがあります。この場合、本条(1)に基づき、特約基準保険金額を限度として支払います。

## 第4条（2回以上入院した場合の取扱い）

被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(1)の入院保険金の支払事由に該当する入院<sup>[1]</sup>を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院<sup>[1]</sup>とみなし、各入院<sup>[1]</sup>について日数を合算して入院保険金および入院一時金の支払に関する規定を適用します。ただし、入院保険金の支払われることとなった最終の入院<sup>[1]</sup>の退院日から60日を経過した後に開始した入院<sup>[1]</sup>については、新たな入院<sup>[1]</sup>とみなします。

## 備考（第4条）

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

## 第5条（2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い）

支払うべき入院保険金が2以上の原因による入院保険金である場合には、その重複した入院期間については、会社は、重複して入院保険金を支払いません。この場合においては、入院一時金も重複しては支払いません。

## 第6条（2以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い）

- (1) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(2)の手術保険金の支払事由に該当する手術を同一の日<sup>[1]</sup>に2以上受けたときは、これらの手術のうちいずれか1の手術に限り手術保険金を支払います。
- (2) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(2)の手術保険金の支払事由に該当する同一の手術を2以上受けた場合で、かつ、その2以上受けた手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術であるときは、第2条（特約保険金の支払）(2)の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの手術（以下「一連の手術」といいます。）については、次のとおり取り扱います。
  - ① 一連の手術のうち最初の手術を受けた日<sup>[1]</sup>からその日を含めて60日間を同一手術期間とします。
  - ② 同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日<sup>[1]</sup>からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。
  - ③ 各同一手術期間中に受けた一連の手術については、各同一手術期間中に受けた一連の手術のうちいずれか1の手術に限り手術保険金をそれぞれ支払います。
- (3) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(2)の手術保険金の支払事由に該当する手術を受けた場合において、その手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術であるときは、第2条（特約保険金の支払）(2)の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、その手術の開始日についてのみ手術保険金を支払います。
- (4) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を同一の日<sup>[2]</sup>に2以上受けたときは、これらの放射線治療のうち、いずれか1の放射線治療に限り放射線治療保険金を支払います。
- (5) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を受けた場合において、その放射線治療が放射線を常時照射する治療<sup>[3]</sup>であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として放射線治療保険金を支払います。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
- (6) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を2以上受けた場合には、第2条（特約保険金の支払）(3)の放射線治療保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、放射線治療保険金が支払われることとなった最終の放射線治療を受けた日<sup>[2]</sup>からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療保険金を支払いません。

## 備考（第6条）

- [1] 1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- [2] 1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。
- [3] 「放射線を常時照射する治療」とは、放射性物質の体内への埋込、投与等により、放射線を絶えず照射し続ける治療をいいます。



## 第7条（特約保険金を支払わない場合等）

(1)被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由に該当した場合には、特約保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為
- ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑦ 原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見がないもの

(2)被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

## 第3章 特約保険料の払込免除

### 第8条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

(1)基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。

(2)本条(1)にかかわらず、基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。

- ① この特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>に生じたものであるとき
  - ② この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害であるとき
- (3)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その払込免除は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[3]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

#### 備考（第8条）

[1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2]「責任開始時前」とは、第11条（特約の責任開始の時）または第43条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。

[3]「責任開始時以後」とは、第11条（特約の責任開始の時）または第43条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

### 第9条（身体障害による特約保険料の払込免除）

(1)被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、身体障害の状態<sup>[1]</sup>となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 <sup>[2]</sup> の保険料払込期間満了後または払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[3]</sup> に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき <sup>[4]</sup>	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 <sup>[5]</sup> の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

<p>②この特約が長寿支援保険（低解約返戻金型）の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後<sup>[3]</sup>に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態<sup>[1]</sup>になったとき<sup>[4]</sup></p>	<p>カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>
---	---

(2)被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態<sup>[1]</sup>になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態<sup>[1]</sup>になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ①地震、噴火または津波
- ②戦争その他の変乱

#### 備考（第9条）

- [1]「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。
- [2]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [3]「責任開始時以後」とは、第11条（特約の責任開始の時）または第43条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [4]責任開始時にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。
- [5]「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

### 第10条（介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除）

(1)介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、その払込免除事由に応じ、次の特約保険料を払込免除とします。ただし、払込免除事由にかかる疾病または傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者がかかったものまたは不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、次の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除とする特約保険料	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
<p>①基本保険料<sup>[1]</sup>の保険料払込期間満了後または払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>にかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害により重度障害の状態<sup>[3]</sup>になったとき<sup>[4]</sup></p>	<p>この特約の将来の特約保険料</p>	<p>被保険者が、次のいずれかにより重度障害の状態<sup>[3]</sup>になったときまたは特定要介護状態（別表3）が180日以上継続したとき</p> <p>ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人<sup>[5]</sup>の故意または重大な過失</p> <p>イ. 被保険者の犯罪行為</p> <p>ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p>
<p>②被保険者が、この特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に疾病にかかり、または不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その疾病または傷害を直接の原因として特定要介護状態（別表3）になり、かつ、その特定要介護状態（別表3）になった日からその日を含めて特定要介護状態（別表3）がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき</p>	<p>その特定要介護状態（別表3）になった日以後のこの特約の特約保険料</p>	<p>カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>キ. 被保険者の薬物依存<sup>[6][7]</sup></p>

(2)被保険者が次のいずれかにより本条(1)①の重度障害の状態<sup>[3]</sup>になった場合または本条(1)②の特定要介護状態(別表3)が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態<sup>[3]</sup>になったまたは特定要介護状態(別表3)が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

①地震、噴火または津波

②戦争その他の変乱

(3)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病によりこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に重度障害の状態<sup>[3]</sup>になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その重度障害の状態<sup>[3]</sup>は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)①を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

①医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと

②健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

(4)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に特定要介護状態(別表3)になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その特定要介護状態(別表3)は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)②を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

①医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと

②健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

#### 備考(第10条)

[1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2]「責任開始時以後」とは、第11条(特約の責任開始の時)または第43条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時以後をいいます。

[3]「重度障害の状態」とは、身体障害等級表(別表2)の第1級の身体障害の状態をいいます。

[4]責任開始時にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始時以後にかかった疾病または不慮の事故(別表1)により受けた傷害を原因とする障害の状態が新たに加わって重度障害の状態になったときを含みます。

[5]「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

[6]「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。

[7]払込免除事由が本条(1)②である場合に限りです。

[8]「責任開始時前」とは、第11条(特約の責任開始の時)または第43条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時前をいいます。

## 第4章 特約の責任開始

### 第11条(特約の責任開始の時)

(1)基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。

(2)本条(1)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。<sup>[1]</sup>

(3)この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。

(4)本条(1)の特約の責任開始の時から本条(2)の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。

①第2条(特約保険金の支払)の特約保険金の支払

②第9条(身体障害による特約保険料の払込免除)の特約保険料の払込免除

③第17条(重大事由による特約の解除)または第18条(加入限度額超過による特約の解除)の特約の解除

(5)本条(4)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、本条(4)のこの特約の契約日と同一とします。

(6)会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

(7)この特約は、会社が本条(6)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考(第11条)

[1] 主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日の変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。

### 第12条(保険証券)

保険証券には、主約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ①支払事由
- ②特約保険金の額

## 第5章 特約保険料の払込み

### 第13条(特約保険料の払込み)

(1)特約保険料は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込方法(経路)に従い、基本保険料<sup>[1]</sup>と合わせて同一月分を払い込んでください。ただし、保険料払込期間満了までの基本保険料<sup>[1]</sup>を払い込む場合において、その期間を超えて特約保険料を払い込む場合には、基本保険料<sup>[1]</sup>と同一月分である必要はありません。

(2)特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込時期および猶予期間と同一とします。

(3)基本保険料<sup>[1]</sup>の保険料払込期間満了後または払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条(1)にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法(経路)を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法(経路)の変更および会社による保険料の払込方法(経路)の変更については、主約款の定めるところによります。

(4)本条(3)の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法(経路)を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。

#### 備考(第13条)

[1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

### 第14条(特約保険料の振替貸付)

基本保険料<sup>[1]</sup>について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料<sup>[1]</sup>と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。<sup>[2]</sup>

#### 備考(第14条)

[1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2] この場合、基本保険料と特約保険料の合計額が、この特約が付加された基本契約の解約返戻金額のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内であることを必要とします。

### 第15条(特約保険料の前納払込み)

(1)保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。<sup>[1]</sup>この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。

(2)本条(1)により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に特約保険料の払込みに充当します。

(3)特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人に払い戻します。

(4)本条(1)により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。

(5)保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類(別表9)を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。

#### 備考(第15条)

[1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。

[2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第16条（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

(1)特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。

- ①特約の消滅
- ②特約保険料の払込免除
- ③特約の保険期間または保険料払込期間の短縮
- ④特約保険料額の減額

(2)本条(1)の特約保険料を基本契約の死亡保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしたときは、保険契約者に払い戻します。

### 備考（第16条）

[1]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

## 第6章 特約の解除

### 第17条（重大事由による特約の解除）

(1)会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ①保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
- ②保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
- ③この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為<sup>[2]</sup>があった場合
- ④保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
  - ア. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に該当すると認められること
  - イ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ウ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>を不当に利用していると認められること
  - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力<sup>[3]</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - オ. その他反社会的勢力<sup>[3]</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ⑤この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合

(2)会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。

- ①その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- ②特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

(3)本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(4)本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

### 備考（第17条）

[1]「事故招致」には、未遂を含みます。

[2]「詐欺行為」には、未遂を含みます。

[3]「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

## 第18条 (加入限度額超過による特約の解除)

- (1) 会社は、特約の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超える場合<sup>[2]</sup>には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

### 備考 (第18条)

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

## 第7章 特約の取消しおよび無効

### 第19条 (詐欺による特約の取消し)

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

### 第20条 (不法取得目的による特約の無効)

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

## 第8章 特約の失効

### 第21条 (特約の失効)

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- ① 基本契約がその効力を失ったとき
- ② 保険契約者が第2回以降の特約保険料を払い込まないで第2回以降の特約保険料の猶予期間<sup>[1]</sup>を経過したとき
- ③ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- ④ 第24条(基本契約の変更に伴う特約の変更)により特約基準保険金額<sup>[2]</sup>が変更された場合<sup>[3]</sup>において、変更後の特約基準保険金額<sup>[2]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき

### 備考 (第21条)

- [1] 「猶予期間」とは、第13条(特約保険料の払込み)(2)の猶予期間をいいます。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。
- [3] 次の場合を除きます。
- (1) 年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合
  - (2) 貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合

## 第9章 保険契約者の代表者

### 第22条 (保険契約者の代表者)

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の1人に対して会社がした行為は、他の保険契約者に対しても、その効力を有します。
- (3) この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

## 第10章 特約の契約関係者の変更

### 第23条 (特約の保険契約者の変更)

- (1)この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2)主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

## 第11章 特約の変更

### 第24条 (基本契約の変更に伴う特約の変更)

- (1)基本契約の変更に伴う特約の変更(別表4)の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2)本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3)本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更(別表4)に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4)本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を会社に返還してください。

### 第25条 (特約保険金額の減額変更)

- (1)保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2)保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
  - ①特約保険料が払込免除となっているとき
  - ②減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
  - ③減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が10万円の倍数でないとき
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表9)を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (4)本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[4]</sup>に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生じます。
- (5)月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6)本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を会社に返還してください。

#### 備考(第25条)

- [1]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。
- [2]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [4]「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

### 第26条 (特約保険金の支払額通算の特則)

第24条(基本契約の変更に伴う特約の変更)および第25条(特約保険金額の減額変更)により、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が変更された場合において、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第3条(特約保険金の支払限度)(1)による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>に対する変更後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の割合により変更されたものとします。

#### 備考(第26条)

- [1]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。

## 第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

### 第27条 (特約の加入年齢の計算)

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

### 第28条 (年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い)

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、この特約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したもものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額<sup>[1]</sup>を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

#### 備考 (第28条)

[1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。

## 第13章 特約の解約

### 第29条 (保険契約者による特約の解約)

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類(別表9)を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[3]</sup>に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に、その効力を生じます。
- (4) 月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約は効力を生じません。
- (5) 本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を会社に返還してください。

#### 備考 (第29条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

### 第30条 (特約保険金受取人による特約の存続)

- (1) 債権者等<sup>[1]</sup>による特約の解約は、解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時において保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等<sup>[1]</sup>に支払うべき金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払い、かつ会社<sup>[2]</sup>にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- (3) 特約保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類(別表9)を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。

#### 備考 (第30条)

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。



## 第14章 特約の返戻金の支払

### 第31条 (特約の返戻金の支払)

この特約の返戻金<sup>[1]</sup>については、次のとおりとします。

特約の返戻金を支払う場合	特約の返戻金の額	特約の返戻金の受取人
特約保険金の支払額がその限度に達したとき	特約の積立金 <sup>[2]</sup> の額	保険契約者

#### 備考 (第31条)

[1] 特約の返戻金がある場合に限りです。

[2] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。

## 第15章 特約の復活

### 第32条 (特約の復活)

(1)第21条(特約の失効)②の場合、保険契約者は、特約の失効後1年以内に限り、会社の承諾を得て、その特約を復活することができます。この場合において、この特約が基本契約の失効と同時に失効したときは、この特約は基本契約の復活に併せて復活することを必要とします。

(2)次の場合には、本条(1)の復活をすることができません。

①復活した場合の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超えるとき<sup>[2]</sup>

②この特約の失効と同時に失効した他の特約をすでに復活しているとき

(3)保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類(別表9)を会社<sup>[3]</sup>に提出して申し込んでください。

(4)本条(3)の場合、保険契約者は、特約復活払込金<sup>[4]</sup>を払い込んでください。

#### 備考 (第32条)

[1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。

[2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。

[3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[4] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

### 第33条 (特約の復活の責任開始の時)

(1)この特約が付加された基本契約の復活に併せてこの特約を復活する場合において、この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。

(2)特約のみ復活する場合において、会社が、この特約の復活の申込みを承諾したときは、会社は、特約復活払込金<sup>[1]</sup>を受け取った時から復活後の特約上の責任を負います。

(3)本条(1)(2)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。

(4)会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

(5)この特約の復活は、会社が本条(4)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考 (第33条)

[1] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

### 第34条 (特約の復活の効果)

(1)この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

(2)本条(1)にかかわらず、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故(別表1)により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。

## 第16章 特約契約者配当

### 第35条 (特約契約者配当金)

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

## 第17章 譲渡禁止

### 第36条 (譲渡禁止)

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

## 第18章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い

### 第37条 (保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い)

- (1)この特約が付加された基本契約において保険金等<sup>[1]</sup>を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等<sup>[2]</sup>があるときは、それらの支払金額から差し引きます。
- (2)第2条(特約保険金の支払)の特約保険金の支払事由が発生した場合または第8条(基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除)もしくは第9条(身体障害による特約保険料の払込免除)の特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、この特約に関し第1回特約保険料が払い込まれていないときは、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込みを免除しません。

#### 備考(第37条)

[1]「保険金等」とは、次のものをいいます。

- (1)死亡保険金
- (2)介護保険金
- (3)年金
- (4)返戻金
- (5)契約者配当金(主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により支払われる契約者配当金を除きます。)
- (6)払い戻す基本保険料

[2]「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1)未払特約保険料
- (2)次により会社が返還を受けるべき金額
  - ①第24条(基本契約の変更に伴う特約の変更)(4)
  - ②第25条(特約保険金額の減額変更)(6)
  - ③第29条(保険契約者による特約の解約)(5)
- (3)その他会社が弁済を受けるべき金額

## 第19章 特約保険金等の請求および支払時期等

### 第38条 (特約保険金等の請求および支払時期等)

- (1)保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[1]</sup>に通知してください。
- (2)保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類(別表9)を会社<sup>[1]</sup>に提出して特約保険金等<sup>[2]</sup>または特約保険料の払込免除を請求してください。
- (3)特約保険金等<sup>[2]</sup>は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社<sup>[1]</sup>で支払います。
- (4)特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までには会社<sup>[1]</sup>に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認<sup>[3]</sup>を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
①特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第2条（特約保険金の支払）所定の支払事由に該当する事実の有無
②特約保険金の免責事由 <sup>[4]</sup> に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項、第17条（重大事由による特約の解除）(1)④ア.からオ.までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

(5)本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

①本条(4)②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

②本条(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

③本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

(6)本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき<sup>[5]</sup>は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等<sup>[2]</sup>は支払いません。

(7)特約保険料の払込免除については、本条(3)(4)(5)(6)の規定を準用します。

(8)会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

#### 備考（第38条）

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[2]「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

[3]「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。

[4]「免責事由」とは、第7条（特約保険金を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。

[5]会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

### 第39条（被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い）

(1)被保険者が死亡した場合における特約保険金の支払の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次に該当する1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。

①この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）

②①に該当する者がいない場合

この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求人の範囲内にある者とします。）

③①②に該当する者がいない場合

配偶者

④①②③に該当する者がいない場合

法定相続人の協議により定めた者

(2)本条(1)により、会社が、特約保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその特約保険金の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

(3)故意に特約保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、本条(1)の代表者としての取扱いを受けることができません。

### 第40条（消滅時効の援用）

特約保険金等<sup>[1]</sup>の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利を行使することができる時から3年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

[1]「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

## 第20章 契約内容の登録

### 第41条（契約内容の登録）

- (1) 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
- ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
  - ② 入院保険金の種類
  - ③ 入院保険金の日額
  - ④ 特約の契約日<sup>[1]</sup>
  - ⑤ 当会社名
- (2) 本条(1)の登録の期間は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年（特約の契約日<sup>[1]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれが長い期間）以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)により登録された被保険者について、入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の申込み<sup>[3]</sup>を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の承諾<sup>[4]</sup>の判断の参考とすることができるものとします。
- (5) 各生命保険会社等は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年（特約の契約日<sup>[5]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれが長い期間）以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾<sup>[4]</sup>の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条(3)(4)(5)において、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

#### 備考（第41条）

- [1] 特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。
- [2] 「入院給付金のある特約」には、入院給付金のある保険契約を含みます。
- [3] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- [4] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- [5] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

## 第21章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更

### 第42条（法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更）

- (1) 会社は、手術保険金または放射線治療保険金（以下本条において「手術保険金等」といいます。）の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術保険金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額<sup>[1]</sup>を変更することなく手術保険金等の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- (2) 本条(1)により、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

#### 備考（第42条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

## 第22章 特則

### 第43条 (中途付加の場合の特則)

(1)基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
①会社が、この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料を受け取った場合	第1回特約保険料を受け取った時
②会社が、第1回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	第1回特約保険料相当額を受け取った時

(2)本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。

(3)この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。

(4)会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券に特約中途付加の旨を記載してその保険証券を保険契約者に交付します。

(5)この特約は、会社が本条(4)の保険証券を発した時に成立するものとします。

(6)基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>が、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。

(7)基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>が、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。

(8)この特約を基本契約の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第27条(特約の加入年齢の計算)にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

#### 備考(第43条)

[1]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[2]「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[3]「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

[4]「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

### 第44条 (特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則)

(1)特約復活払込金<sup>[1]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第33条(特約の復活の責任開始の時)の特約復活払込金<sup>[1]</sup>を受け取った時とします。また、基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第43条(中途付加の場合の特則)の第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を受け取った時とします。

①保険契約者が会社の定める決済方法の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時

②保険契約者が特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込んだ際に、その受領書等が作成された時

(2)本条(1)にかかわらず、会社の定める決済方法により特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>の払込みはなかつたものとします。

①会社が決済事業者<sup>[3]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと

②決済事業者<sup>[3]</sup>がその利用者<sup>[4]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと

(3)会社は、本条(1)により払い込まれた特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

#### 備考（第44条）

- [1] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「第1回特約保険料」には、第1回特約保険料相当額を含みます。
- [3] 会社の指定した決済事業者とします。
- [4] 会社の指定した決済方法により、特約復活払込金または第1回特約保険料を払い込む利用者としてします。

#### 第45条（基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合の特則）

- (1) この特約が付加された基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合において、保険契約者が基本保険料の復活払込金<sup>[1]</sup>について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金<sup>[2]</sup>についても、分割払込みを請求してください。
- (2) 本条(1)の場合には、この特約が付加された基本契約の復活払込金の分割払込みの規定を準用します。この場合において、基本契約の復活払込金の分割払込みの規定中「分割払込金」とあるのは「特約分割払込金」と、「保険料」とあるのは「特約保険料」と読み替えます。

#### 備考（第45条）

- [1] 「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

## 別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2のものとし（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
3 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目 (基本分類コード)	除外するもの
1 交通事故 (V 01 ~ V 99)	
2 不慮の損傷のその他の外因 (W 00 ~ X 59)	
・転倒・転落 (W 00 ~ W 19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 20 ~ W 49)	・騒音への曝露 <sup>[1]</sup> (W 42) ・振動への曝露 <sup>[1]</sup> (W 43)
・生物による機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 50 ~ W 64)	
・不慮の溺死および溺水 (W 65 ~ W 74)	
・その他の不慮の窒息 (W 75 ~ W 84)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん<嚥><吸引> (W 78)、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引> (W 79)、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引> (W 80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 <sup>[1]</sup> (W 85 ~ W 99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 <sup>[1]</sup> (高山病等) (W 94)
・煙、火および火災への曝露 <sup>[1]</sup> (X 00 ~ X 09)	
・熱および高温物質との接触 (X 10 ~ X 19)	
・有毒動植物との接触 (X 20 ~ X 29)	
・自然の力への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30 ~ X 39)	・自然の過度の高温への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30) 中の気象条件によるもの (熱中症、日射病、熱射病等)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露<sup>[1][2][3]</sup> (X 40～X 49)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の診断・治療を目的としたもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X 50～X 57)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X 50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動</li> <li>・旅行および移動 (乗り物酔い等) (X 51)</li> <li>・無重力環境への長期滞在 (X 52)</li> <li>・飢餓、渇</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露<sup>[1]</sup> (X 58～X 59)</li> </ul>	
3 加害にもとづく傷害および死亡 (X 85～Y 09)	
4 法的介入および戦争行為 (Y 35～Y 36)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合法的処刑 (Y 35.5)</li> </ul>
5 内科的および外科的ケアの合併症 (Y 40～Y 84)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の診断・治療を目的としたもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y 40～Y 59) によるもの<sup>[3]</sup></li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y 60～Y 69)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y 70～Y 82) によるもの</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y 83～Y 84)</li> </ul>	

**備考 (別表 1)**

- [1] 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。  
 [2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒 (ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒) およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。  
 [3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

**別表 2 身体障害等級表**

身体障害の状態および障害等級は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考
第 1 級	1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が 0.02 以下になったものをいいます。
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。



	3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。 (2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。 (3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。 (4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
	6 両上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	
	8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
	9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	
	10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	
	12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
	13 両下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1) 聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。
	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
	23 1上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	24 1上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。

25	10 手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1) 「手指を失ったもの」とは、第 1 指 (母指) にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
26	10 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の 2 分の 1 以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節 (第 1 指 (母指) にあっては指節間関節) の自動運動の範囲が正常の場合の 2 分の 1 以下に制限されたものをいいます。
27	1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
28	1 下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3 大関節 (股関節、膝関節および足関節をいいます。) 全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
第 3 級	40 両眼の視力の合計が 0.12 以下になったもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
	41 1 眼が失明したもの	(2) 「失明したもの」とは、視力が 0.02 以下になったものをいいます。
	42 両耳の聴力レベルがいずれも 69 デシベル以上になったもので、かつ、第 2 級の 20 に該当しないもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。
	43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
	45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の上着を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の 2 分の 1 以下に制限されたものをいいます。
	46 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の 4 分の 1 以下に制限されたものをいいます。
	47 1 手の 5 手指を失ったもの、第 1 指 (母指) および第 2 指 (示指) を失ったものまたは第 1 指 (母指) もしくは第 2 指 (示指) を含み 3 手指もしくは 4 手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第 1 指 (母指) にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
	48 1 手の 5 手指もしくは 4 手指の用を全く永久に失ったものまたは第 1 指 (母指) および第 2 指 (示指) を含み 3 手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の 2 分の 1 以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節 (第 1 指 (母指) にあっては指節間関節) の自動運動の範囲が正常の場合の 2 分の 1 以下に制限されたものをいいます。
	49 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の 4 分の 1 以下に制限されたものをいいます。

50 10 足指を失ったものまたは10 足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
51 10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。

### 備考（別表2）

[1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。

[2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。

### 別表3 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

- ①日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のア. に該当し、かつ、イ. からオ. までのうちいずれか3つ以上に該当する状態

日常生活の動作	備考
ア. 歩行できない	「歩行できない」とは、杖、装具等の使用および他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
イ. 排便の後始末が自分ではできない	「排便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
ウ. 食事が自分ではできない	「食事が自分ではできない」とは、食器類または食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
エ. 衣服の着脱が自分ではできない	「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
オ. 入浴が自分ではできない	「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入りまたは体の洗い流しができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。

- ②医師により器質性認知症と診断確定<sup>[1]</sup>され、意識障害<sup>[2]</sup>のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

見当識障害	備考
時間の見当識障害が常時あること	「時間の見当識障害」とは、季節または朝、昼および夜が分からないことをいいます。
場所の見当識障害があること	「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所または現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
人の見当識障害があること	「人の見当識障害」とは、日頃接している家族または日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

### 備考（別表3）

[1] 「医師により器質性認知症と診断確定されている」については以下のとおりです。

(1)「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。

①脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること

②正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2)(1)の「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10（2003年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(3)(1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

[2]「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。

#### 別表4 基本契約の変更に伴う特約の変更

(1)第24条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。

- ①年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険料払込期間の終期が変更されたとき
- ②年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額<sup>[1]</sup>が減額更正されたとき
- ③保険料払済契約への変更があったとき
- ④基本契約の保険期間または保険料払込期間が短縮されたとき
- ⑤①から④までのほか、基本契約の保険金額または年金額が減額されたとき

(2)基本契約について、(1)③の事由が生じたときは、この特約はその効力を失います。

(3)基本契約について、(1)④の事由が生じたときは、この特約の保険期間または保険料払込期間<sup>[2]</sup>の終期もその基本契約の保険期間または保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとし、(1)④の事由が生じたことによりこの特約の保険期間が有期となるときは、特約種類が無配当傷害医療特約（R04）になるものとします。

(4)基本契約について、(1)の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

#### 備考（別表4）

[1]長寿支援保険（低解約返戻金型）の基本契約の場合は、年金額とします。

[2]基本契約の保険期間が短縮された場合のみ、特約の保険料払込期間を短縮します。

#### 別表5 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ①健康保険法
- ②国民健康保険法
- ③国家公務員共済組合法
- ④地方公務員等共済組合法
- ⑤私立学校教職員共済法
- ⑥船員保険法
- ⑦高齢者の医療の確保に関する法律

#### 別表6 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

#### 別表7 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

## 別表8 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、公的医療保険制度（別表5）の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。

## 別表9 必要書類

(1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

## ① 特約保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
手術保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
放射線治療保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券

## ② 特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約 保険料の払込免除 (第9条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
介護保険金付終身保 険の基本契約に付加 された特約の特約保 険料の払込免除（第 10条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険料の払込免除の請求をする場合に限りです。） 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

③特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
特約保険金の支払額がその限度に達したことによる失効による特約の返戻金の支払（第31条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

④その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第15条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第16条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金額の減額変更（第25条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特約の解約（第29条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人による特約の存続（第30条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活（第32条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

(2)会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

# 無配当総合医療特約（R04）（無解約返戻金型）条項

（令和4年4月1日制定）

## 目次

### 第1章 総則

第1条 特約の付加	310
-----------	-----

### 第2章 特約保険金の支払

第2条 特約保険金の支払	310
第3条 保険事故の特例	313
第4条 特約保険金の支払限度	313
第5条 2回以上入院した場合の取扱い	314
第6条 2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い	314
第7条 2以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い	314
第8条 疾病を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等	315
第9条 不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等	315

### 第3章 特約保険料の払込免除

第10条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除	315
第11条 身体障害による特約保険料の払込免除	316
第12条 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除	317

### 第4章 特約の責任開始

第13条 特約の責任開始の時	318
第14条 保険証券	318

### 第5章 特約保険料の払込み

第15条 特約保険料の払込み	319
第16条 特約保険料の振替貸付	319
第17条 特約保険料の前納払込み	319
第18条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し	319

### 第6章 告知義務および特約の解除

第19条 告知義務	320
第20条 告知義務違反による特約の解除	320
第21条 特約を解除できない場合	320
第22条 重大事由による特約の解除	321
第23条 加入限度額超過による特約の解除	321

### 第7章 特約の取消しおよび無効

第24条 詐欺による特約の取消し	321
第25条 不法取得目的による特約の無効	322

### 第8章 特約の失効

第26条 特約の失効	322
------------	-----

### 第9章 保険契約者の代表者

第27条 保険契約者の代表者	322
----------------	-----

### 第10章 特約の契約関係者の変更

第28条 特約の保険契約者の変更	322
------------------	-----

### 第11章 特約の変更

第29条 基本契約の変更に伴う特約の変更	322
第30条 特約保険金額の減額変更	323
第31条 特約保険金の支払額通算の特則	323

### 第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第32条 特約の加入年齢の計算	323
第33条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	323

### 第13章 特約の解約

第34条 保険契約者による特約の解約	323
第35条 特約保険金受取人による特約の存続	324

第14章 特約の返戻金の支払	
第36条 特約の返戻金の支払	324
第15章 特約の復活	
第37条 特約の復活	324
第38条 特約の復活の責任開始の時	325
第39条 特約の復活の効果	325
第16章 特約契約者配当	
第40条 特約契約者配当金	326
第17章 譲渡禁止	
第41条 譲渡禁止	326
第18章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第42条 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い	326
第19章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第43条 特約保険金等の請求および支払時期等	326
第44条 被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い	327
第45条 消滅時効の援用	327
第20章 契約内容の登録	
第46条 契約内容の登録	328
第21章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更	
第47条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更	328
第22章 特則	
第48条 中途付加の場合の特則	329
第49条 基本契約が長寿支援保険（低解約返戻金型）の場合の特則	329
第50条 特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則	330
第51条 基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合の特則	330
別表1 対象となる不慮の事故	
別表2 身体障害等級表	
別表3 特定要介護状態	
別表4 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表5 公的医療保険制度	
別表6 医科診療報酬点数表	
別表7 歯科診療報酬点数表	
別表8 先進医療	
別表9 必要書類	

## 第1章 総則

### 第1条 (特約の付加)

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができます。

## 第2章 特約保険金の支払

### 第2条 (特約保険金の支払)

(1)この特約の疾病による入院保険金および入院一時金の支払については、次のとおりとします。



名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ①この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> この特約の保険期間中に生じた次のア. またはイ. のいずれかを直接の原因とする入院 <sup>[1]</sup> であること ア. 疾病 <sup>[3]</sup> イ. 不慮の事故(別表1)により受けた傷害(その事故の日から3年経過後に開始した入院に限ります。) ②この特約の保険期間中の入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[4]</sup> ③治療を目的とした入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[5]</sup> ④病院または診療所 <sup>[6]</sup> への入院 <sup>[1]</sup> であること ⑤入院期間の日数が1日以上であること <sup>[7]</sup>	入院 <sup>[1]</sup> 1日について 特約基準保険金額 <sup>[8]</sup> × 1.0/1000	被保険者 <sup>[9]</sup>
入院一時金	次の①②のいずれにも該当したとき(入院保険金に加えて支払います。) ①被保険者が疾病による入院保険金の支払われる入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ②1回の入院 <sup>[1]</sup> について、①の入院 <sup>[1]</sup> の日数が1日、30日、60日、90日、120日の各日数に達したとき	特約基準保険金額 <sup>[8]</sup> × 1.0/1000 × 20	

(2)この特約の傷害による入院保険金および入院一時金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ①この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> この特約の保険期間中に不慮の事故(別表1)により受けた傷害を直接の原因とする入院 <sup>[1]</sup> であること ②不慮の事故(別表1)の日から3年以内に開始した入院 <sup>[1]</sup> であること ③この特約の保険期間中の入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[4]</sup> ④治療を目的とした入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[5]</sup> ⑤病院または診療所 <sup>[6]</sup> への入院 <sup>[1]</sup> であること ⑥入院期間の日数が1日以上であること <sup>[7]</sup>	入院 <sup>[1]</sup> 1日について 特約基準保険金額 <sup>[8]</sup> × 1.0/1000	被保険者 <sup>[9]</sup>
入院一時金	次の①②のいずれにも該当したとき(入院保険金に加えて支払います。) ①被保険者が傷害による入院保険金の支払われる入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ②1回の入院 <sup>[1]</sup> について、①の入院 <sup>[1]</sup> の日数が1日、30日、60日、90日、120日の各日数に達したとき	特約基準保険金額 <sup>[8]</sup> × 1.0/1000 × 20	

(3)この特約の手術保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
手術保険金	被保険者が、この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> この特約の保険期間中にかかった疾病 <sup>[3]</sup> または不慮の事故(別表1)により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所 <sup>[6]</sup> において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした手術 <sup>[10]</sup> を保険期間中に受けたとき	特約基準保険金額 <sup>[8]</sup> × 1.0/1000 × 10	被保険者 <sup>[9]</sup>

	<p>① 公的医療保険制度（別表5）における医科診療報酬点数表（別表6）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている手術（公的医療保険制度（別表5）における歯科診療報酬点数表（別表7）（以下「歯科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。）。ただし、次に掲げるものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理 イ. デブリードマン ウ. 皮膚切開術 エ. 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 外耳道異物除去術 カ. 鼻内異物摘出術 キ. 内視鏡下鼻腔手術（鼻腔内手術） ク. 抜歯手術</p> <p>② 先進医療（別表8）に該当する施術（診断および検査を直接の目的とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による施術を除きます。）</p>	
--	---	--

(4) この特約の放射線治療保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
放射線治療保険金	<p>被保険者が、この特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>この特約の保険期間中にかかった疾病<sup>[3]</sup>または不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所<sup>[6]</sup>において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした施術（以下「放射線治療」といいます。）を保険期間中に受けたとき</p> <p>① 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術（歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術のうち医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術を含みます。）</p> <p>② 先進医療（別表8）に該当する放射線照射または温熱療法による施術</p>	<p>特約基準保険金額<sup>[8]</sup></p> <p>×</p> <p>1.0/1000</p> <p>×</p> <p>10</p>	被保険者 <sup>[9]</sup>

(5) この特約の特約保険金の支払額については、次のとおりとします。

- ① 入院保険金の支払額は、それぞれの入院日における特約基準保険金額<sup>[8]</sup>に応じて計算します。
- ② 入院一時金の支払額は、支払事由に該当した日における特約基準保険金額<sup>[8]</sup>に応じて計算します。
- ③ 手術保険金の支払額は、手術を受けた日<sup>[11]</sup>における特約基準保険金額<sup>[8]</sup>に応じて計算します。
- ④ 放射線治療保険金の支払額は、放射線治療を受けた日<sup>[12]</sup>における特約基準保険金額<sup>[8]</sup>に応じて計算します。

#### 備考（第2条）

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。
- [2] 「責任開始時以後」とは、第13条（特約の責任開始の時）、第48条（中途付加の場合の特則）または第49条（基本契約が長寿支援保険（低解約返戻金型）の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

- [3] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。
- [4] 次のいずれかの日以前に開始した入院がその日以後も継続している場合は、その入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。  
 (1)この特約の保険期間満了の日  
 (2)普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の重度障害による保険金の支払の規定によりこの特約が消滅した日
- [5] 治療を目的とした入院には、美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院、臓器等の移植に伴う臓器等提供を直接の目的とする入院、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表5）において保険給付の対象とならない入院などは該当しません。
- [6] 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。  
 (1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、手術保険金および放射線治療保険金にかかる規定においては、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。  
 (2)(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設
- [7] 入院期間の日数が1日となる入院とは、入院のうち、入院日と退院日が同一である場合（日帰り入院）をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
- [8] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [9] 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- [10] 治療を直接の目的とした手術には、美容整形上の手術、臓器等の移植に伴う臓器等提供者として受ける手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表5）において保険給付の対象とならない手術などは該当しません。
- [11] 1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- [12] 1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。

### 第3条（保険事故の特例）

- (1)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[1]</sup>にかかった疾病<sup>[2]</sup>または不慮の事故（別表1）<sup>[3]</sup>により受けた傷害を直接の原因として、入院または手術もしくは放射線治療を受けた場合であっても、この特約の責任開始の日<sup>[4]</sup>からその日を含めて2年以上経過した後に入院を開始または手術もしくは放射線治療を受けたときは、その入院または手術もしくは放射線治療はこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)を適用します。
- (2)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[1]</sup>にかかった疾病<sup>[2]</sup>を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>に入院または手術もしくは放射線治療を受けた場合であっても、この特約の締結の際に、その疾病<sup>[2]</sup>の告知があったときは、その入院または手術もしくは放射線治療はこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)を適用します。
- (3)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[1]</sup>にかかった疾病<sup>[2]</sup>を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>に入院または手術もしくは放射線治療を受けた場合であっても、その疾病<sup>[2]</sup>に関して、この特約の責任開始時前<sup>[1]</sup>に、被保険者が次のすべてを満たすときは、その入院または手術もしくは放射線治療はこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)を適用します。ただし、その疾病<sup>[2]</sup>による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
  - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

#### 備考（第3条）

- [1] 「責任開始時前」とは、第13条（特約の責任開始の時）、第48条（中途付加の場合の特例）または第49条（基本契約が長寿支援保険（低解約返戻金型）の場合の特例）の特約の責任開始の時前をいいます。
- [2] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。
- [3] その事故の日から3年経過後に入院を開始または手術もしくは放射線治療を受けた場合に限りです。
- [4] 「責任開始の日」とは、第13条（特約の責任開始の時）、第48条（中途付加の場合の特例）または第49条（基本契約が長寿支援保険（低解約返戻金型）の場合の特例）の特約の責任開始の時を含む日をいいます。
- [5] 「責任開始時以後」とは、第13条（特約の責任開始の時）、第48条（中途付加の場合の特例）または第49条（基本契約が長寿支援保険（低解約返戻金型）の場合の特例）の特約の責任開始の時以後をいいます。

### 第4条（特約保険金の支払限度）

- (1)特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>をもって限度とします。<sup>[2]</sup>
- (2)第2条（特約保険金の支払）(1)の疾病による入院保険金（以下「疾病による入院保険金」といいます。）の支払額は、1回の入院<sup>[3]</sup>については、120日分をもってその限度とします。<sup>[4]</sup>
- (3)第2条（特約保険金の支払）(2)の傷害による入院保険金（以下「傷害による入院保険金」といいます。）の支払額は、1回の入院<sup>[3]</sup>については、120日分をもってその限度とします。<sup>[4]</sup>

(4)第2条(特約保険金の支払)(1)の疾病による入院一時金(以下「疾病による入院一時金」といいます。)または第2条(特約保険金の支払)(2)の傷害による入院一時金(以下「傷害による入院一時金」といいます。)の支払回数は、次のとおりとします。

- ① 1回の入院<sup>[3]</sup>については、それぞれ5回をもってその限度とします。<sup>[2]</sup>
- ② この特約の保険期間を通じて、それぞれ20回をもってその限度とします。<sup>[2]</sup>

#### 備考(第4条)

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。
- [2] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、第2条(特約保険金の支払)に定める特約保険金の支払額を支払うことができないことがあります。この場合、特約基準保険金額を限度として支払います。
- [3] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。
- [4] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、120日分を支払うことができないことがあります。この場合、本条(1)に基づき、特約基準保険金額を限度として支払います。

### 第5条(2回以上入院した場合の取扱い)

- (1)被保険者が、疾病による入院保険金の支払事由に該当する入院<sup>[1]</sup>を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院<sup>[1]</sup>とみなし、各入院<sup>[1]</sup>について日数を合算して疾病による入院保険金および疾病による入院一時金の支払に関する規定を適用します。ただし、疾病による入院保険金の支払われることとなった最終の入院<sup>[1]</sup>の退院日から60日を経過した後に開始した入院<sup>[1]</sup>については、新たな入院<sup>[1]</sup>とみなします。
- (2)被保険者が、傷害による入院保険金の支払事由に該当する入院<sup>[1]</sup>を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院<sup>[1]</sup>とみなし、各入院<sup>[1]</sup>について日数を合算して傷害による入院保険金および傷害による入院一時金の支払に関する規定を適用します。ただし、傷害による入院保険金の支払われることとなった最終の入院<sup>[1]</sup>の退院日から60日を経過した後に開始した入院<sup>[1]</sup>については、新たな入院<sup>[1]</sup>とみなします。

#### 備考(第5条)

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

### 第6条(2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い)

- (1)支払うべき入院保険金が2以上の疾病による入院保険金である場合には、その重複した入院期間については、会社は、重複して疾病による入院保険金を支払いません。この場合においては、疾病による入院一時金も重複しては支払いません。
- (2)支払うべき入院保険金が2以上の傷害による入院保険金である場合には、その重複した入院期間については、会社は、重複して傷害による入院保険金を支払いません。この場合においては、傷害による入院一時金も重複しては支払いません。
- (3)支払うべき入院保険金が疾病による入院保険金であり、かつ、傷害による入院保険金であるときは、その重複した入院期間については、疾病による入院保険金を支払わず、傷害による入院保険金を支払います。

### 第7条(2以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い)

- (1)被保険者が、第2条(特約保険金の支払)(3)の手術保険金の支払事由に該当する手術を同一の日<sup>[1]</sup>に2以上受けたときは、これらの手術のうちいずれか1の手術に限り手術保険金を支払います。
- (2)被保険者が、第2条(特約保険金の支払)(3)の手術保険金の支払事由に該当する同一の手術を2以上受けた場合で、かつ、その2以上受けた手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術であるときは、第2条(特約保険金の支払)(3)の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの手術(以下「一連の手術」といいます。)については、次のとおり取り扱います。
  - ① 一連の手術のうち最初の手術を受けた日<sup>[1]</sup>からその日を含めて60日間を同一手術期間とします。
  - ② 同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日<sup>[1]</sup>からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。
  - ③ 各同一手術期間中に受けた一連の手術については、各同一手術期間中に受けた一連の手術のうちいずれか1の手術に限り手術保険金をそれぞれ支払います。
- (3)被保険者が、第2条(特約保険金の支払)(3)の手術保険金の支払事由に該当する手術を受けた場合において、その手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術であるときは、第2条(特約保険金の支払)(3)の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、その手術の開始日についてのみ手術保険金を支払います。

- (4)被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(4)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を同一の日<sup>[2]</sup>に2以上受けたときは、これらの放射線治療のうち、いずれか1の放射線治療に限り放射線治療保険金を支払います。
- (5)被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(4)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を受けた場合において、その放射線治療が放射線を常時照射する治療<sup>[3]</sup>であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として放射線治療保険金を支払います。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
- (6)被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(4)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を2以上受けた場合には、第2条（特約保険金の支払）(4)の放射線治療保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、放射線治療保険金が支払われることとなった最終の放射線治療を受けた日<sup>[2]</sup>からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療保険金を支払いません。

#### 備考（第7条）

- [1] 1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- [2] 1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。
- [3] 「放射線を常時照射する治療」とは、放射性物質の体内への埋込、投与等により、放射線を絶えず照射し続ける治療をいいます。

### 第8条（疾病を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）

- (1)被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)の疾病を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合には、その特約保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - ② 被保険者の薬物依存<sup>[1]</sup>
  - ③ 原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見がないもの
- (2)被保険者が戦争その他の変乱により第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)の疾病を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により疾病を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。

#### 備考（第8条）

- [1] 「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。

### 第9条（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）

- (1)被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)(2)(3)(4)の不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合には、その特約保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - ② 被保険者の犯罪行為
  - ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
  - ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
  - ⑦ 原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見がないもの
- (2)被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)(2)(3)(4)の不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
  - ② 戦争その他の変乱

## 第3章 特約保険料の払込免除

### 第10条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

- (1)基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
- (2)本条(1)にかかわらず、基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。

①この特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>に生じたものであるとき

②この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害であるとき

(3)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった場合であっても、この特約の締結または復活の際に、その疾病の告知があったときは、その払込免除は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[3]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)を適用します。

(4)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その払込免除は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[3]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

①医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと

②健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

#### 備考（第10条）

[1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2]「責任開始時前」とは、第13条（特約の責任開始の時）または第48条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。

[3]「責任開始時以後」とは、第13条（特約の責任開始の時）または第48条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

### 第11条（身体障害による特約保険料の払込免除）

(1)被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、身体障害の状態<sup>[1]</sup>となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
①基本保険料 <sup>[2]</sup> の保険料払込期間満了後または払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[3]</sup> に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき <sup>[4]</sup>	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 <sup>[5]</sup> の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
②この特約が長寿支援保険（低解約返戻金型）の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[3]</sup> に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき <sup>[4]</sup>	カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

(2)被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態<sup>[1]</sup>になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態<sup>[1]</sup>になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

①地震、噴火または津波

②戦争その他の変乱

#### 備考（第11条）

[1]「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。

[2]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[3]「責任開始時以後」とは、第13条（特約の責任開始の時）、第48条（中途付加の場合の特則）または第49条（基本契約が長寿支援保険（低解約返戻金型）の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

[4]責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。

[5]「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

## 第 12 条 (介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除)

(1) 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、その払込免除事由に応じ、次の特約保険料を払込免除とします。ただし、払込免除事由にかかる疾病または傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者がかかったものまたは不慮の事故 (別表 1) により受けたものである場合は、次の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除とする特約保険料	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 <sup>[1]</sup> の保険料払込期間満了後または払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> にかかった疾病または不慮の事故 (別表 1) により受けた傷害により重度障害の状態 <sup>[3]</sup> になったとき <sup>[4]</sup>	この特約の将来の特約保険料	被保険者が、次のいずれかにより重度障害の状態 <sup>[3]</sup> になったときまたは特定要介護状態 (別表 3) が 180 日以上継続したとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 <sup>[5]</sup> の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ. 被保険者の薬物依存 <sup>[6][7]</sup>
② 被保険者が、この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> に疾病にかかり、または不慮の事故 (別表 1) により傷害を受け、その疾病または傷害を直接の原因として特定要介護状態 (別表 3) になり、かつ、その特定要介護状態 (別表 3) になった日からその日を含めて特定要介護状態 (別表 3) がこの特約の保険期間中に 180 日以上継続したとき	その特定要介護状態 (別表 3) になった日以後のこの特約の特約保険料	

(2) 被保険者が次のいずれかにより本条 (1) ①の重度障害の状態<sup>[3]</sup>になった場合または本条 (1) ②の特定要介護状態 (別表 3) が 180 日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態<sup>[3]</sup>になったまたは特定要介護状態 (別表 3) が 180 日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

(3) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病によりこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に重度障害の状態<sup>[3]</sup>になった場合であっても、この特約の締結または復活の際に、その疾病の告知があったときは、その重度障害の状態<sup>[3]</sup>は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条 (1) ①を適用します。

(4) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病によりこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に重度障害の状態<sup>[3]</sup>になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その重度障害の状態<sup>[3]</sup>は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条 (1) ①を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

(5) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に特定要介護状態 (別表 3) になった場合であっても、この特約の締結または復活の際に、その疾病の告知があったときは、その特定要介護状態 (別表 3) は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条 (1) ②を適用します。

(6)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に特定要介護状態(別表3)になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その特定要介護状態(別表3)は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)②を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ①医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ②健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

#### 備考(第12条)

- [1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2]「責任開始時以後」とは、第13条(特約の責任開始の時)または第48条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [3]「重度障害の状態」とは、身体障害等級表(別表2)の第1級の身体障害の状態をいいます。
- [4]責任開始時にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始時以後にかかった疾病または不慮の事故(別表1)により受けた傷害を原因とする障害の状態が新たに加わって重度障害の状態になったときを含みます。
- [5]「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [6]「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。
- [7]払込免除事由が本条(1)②である場合に限ります。
- [8]「責任開始時前」とは、第13条(特約の責任開始の時)または第48条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時前をいいます。

## 第4章 特約の責任開始

### 第13条(特約の責任開始の時)

- (1)基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。
- (2)本条(1)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。<sup>[1]</sup>
- (3)この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4)本条(1)の特約の責任開始の時から本条(2)の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。
  - ①第2条(特約保険金の支払)の特約保険金の支払
  - ②第11条(身体障害による特約保険料の払込免除)の特約保険料の払込免除
  - ③第20条(告知義務違反による特約の解除)、第22条(重大事由による特約の解除)または第23条(加入限度額超過による特約の解除)の特約の解除
- (5)本条(4)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、本条(4)のこの特約の契約日と同一とします。
- (6)会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。
- (7)この特約は、会社が本条(6)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考(第13条)

- [1]主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日に変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。

### 第14条(保険証券)

保険証券には、主約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ①支払事由
- ②特約保険金の額



## 第5章 特約保険料の払込み

### 第15条（特約保険料の払込み）

- (1)特約保険料は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込方法（経路）に従い、基本保険料<sup>[1]</sup>と合わせて同一月分を払い込んでください。ただし、保険料払込期間満了までの基本保険料<sup>[1]</sup>を払い込む場合において、その期間を超えて特約保険料を払い込む場合には、基本保険料<sup>[1]</sup>と同一月分である必要はありません。
- (2)特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込時期および猶予期間と同一とします。
- (3)基本保険料<sup>[1]</sup>の保険料払込期間満了後または払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条(1)にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4)本条(3)の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。

#### 備考（第15条）

[1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

### 第16条（特約保険料の振替貸付）

基本保険料<sup>[1]</sup>について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料<sup>[1]</sup>と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。<sup>[2]</sup>

#### 備考（第16条）

[1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2]この場合、基本保険料と特約保険料の合計額が、この特約が付加された基本契約の解約返戻金額のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内であることを必要とします。

### 第17条（特約保険料の前納払込み）

- (1)保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。<sup>[1]</sup>この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
- (2)本条(1)により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に特約保険料の払込みに充当します。
- (3)特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人に払い戻します。
- (4)本条(1)により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5)保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表9）を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。

#### 備考（第17条）

[1]保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。

[2]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[3]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

### 第18条（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

- (1)特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- ①特約の消滅
  - ②特約保険料の払込免除
  - ③特約の保険期間または保険料払込期間の短縮
  - ④特約保険料額の減額
- (2)本条(1)の特約保険料を基本契約の死亡保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしたときは、保険契約者に払い戻します。

## 備考（第18条）

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

## 第6章 告知義務および特約の解除

### 第19条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、その質問表（告知書）により告知してください。

### 第20条（告知義務違反による特約の解除）

- (1) 保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意または重大な過失によって事実を告げず、または事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- (2) 会社は、本条(1)の解除の原因となる事実がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。
  - ① その特約保険金<sup>[1]</sup>を支払いません。また、すでにその特約保険金<sup>[1]</sup>の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
  - ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(2)にかかわらず、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、その特約保険金<sup>[1]</sup>の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金<sup>[1]</sup>を支払い、または特約保険料を払込免除とします。
- (4) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (5) 本条(4)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

## 備考（第20条）

[1] その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。

### 第21条（特約を解除できない場合）

- (1) 会社は、次のいずれかの場合には、第20条（告知義務違反による特約の解除）による特約の解除をすることができません。
  - ① 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知り、または過失によってこれを知らなかったとき
  - ② 保険媒介者<sup>[1]</sup>が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
  - ③ 保険媒介者<sup>[1]</sup>が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - ④ 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき
  - ⑤ この特約がその責任開始の日<sup>[2]</sup>からその日を含めて2年以上継続したとき。ただし、責任開始の日<sup>[2]</sup>からその日を含めて2年を経過する前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、その特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について第20条（告知義務違反による特約の解除）(1)の解除の原因となる事実があるときを除きます。
- (2) 本条(1)②③の場合において、それぞれに規定する保険媒介者<sup>[1]</sup>の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条(1)を適用しません。

## 備考（第21条）

[1] 「保険媒介者」とは、会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。

[2] 「責任開始の日」とは、第13条（特約の責任開始の時）、第48条（中途付加の場合の特則）または第49条（基本契約が長寿支援保険（低解約返戻金型）の場合の特則）の特約の責任開始の時を含む日をいいます。復活した特約の場合は、第38条（特約の復活の責任開始の時）の特約の復活の責任開始の時を含む日をいいます。

## 第 22 条（重大事由による特約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
  - ② 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
  - ③ この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為<sup>[2]</sup>があった場合
  - ④ 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
    - ア. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に該当すると認められること
    - イ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ウ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>を不当に利用していると認められること
    - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力<sup>[3]</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - オ. その他反社会的勢力<sup>[3]</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - ⑤ この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条 (1) の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条 (1) の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
- ① その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
  - ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条 (1) による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条 (3) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

### 備考（第 22 条）

- [1] 「事故招致」には、未遂を含みます。
- [2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。
- [3] 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

## 第 23 条（加入限度額超過による特約の解除）

- (1) 会社は、特約の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超える場合<sup>[2]</sup>には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条 (1) による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条 (2) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

### 備考（第 23 条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

## 第 7 章 特約の取消しおよび無効

### 第 24 条（詐欺による特約の取消し）

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

## 第 25 条 (不法取得目的による特約の無効)

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

## 第 8 章 特約の失効

### 第 26 条 (特約の失効)

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- ① 基本契約がその効力を失ったとき
- ② 保険契約者が第 2 回以降の特約保険料を払い込まないで第 2 回以降の特約保険料の猶予期間<sup>[1]</sup>を経過したとき
- ③ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- ④ 第 29 条 (基本契約の変更に伴う特約の変更) により特約基準保険金額<sup>[2]</sup>が変更された場合<sup>[3]</sup>において、変更後の特約基準保険金額<sup>[2]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき

#### 備考 (第 26 条)

[1] 「猶予期間」とは、第 15 条 (特約保険料の払込み) (2) の猶予期間をいいます。

[2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額 (その額が変更されている場合には変更後の額) をいいます。

[3] 次の場合を除きます。

- (1) 年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合
- (2) 貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合

## 第 9 章 保険契約者の代表者

### 第 27 条 (保険契約者の代表者)

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) 本条 (1) の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の 1 人に対して会社がした行為は、他の保険契約者に対しても、その効力を有します。
- (3) この特約について保険契約者が 2 人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

## 第 10 章 特約の契約関係者の変更

### 第 28 条 (特約の保険契約者の変更)

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2) 主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

## 第 11 章 特約の変更

### 第 29 条 (基本契約の変更に伴う特約の変更)

- (1) 基本契約の変更に伴う特約の変更 (別表 4) の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2) 本条 (1) の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3) 本条 (1) による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更 (別表 4) に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4) 本条 (3) により、本条 (1) の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を会社に返還してください。

## 第 30 条 (特約保険金額の減額変更)

- (1) 保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条 (1) の請求をすることはできません。
- ① 特約保険料が払込免除となっているとき
  - ② 減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
  - ③ 減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が 10 万円の倍数でないとき
- (3) 保険契約者が本条 (1) の請求をしようとするときは、必要書類 (別表 9) を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (4) 本条 (1) の変更は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[4]</sup>に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生じます。
- (5) 月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>以外の日に変更の請求があった場合において、本条 (4) により本条 (1) の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条 (1) の変更はその効力を生じません。
- (6) 本条 (4) により本条 (1) の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を会社に返還してください。

### 備考 (第 30 条)

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額 (その額が変更されている場合には変更後の額) をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [4] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

## 第 31 条 (特約保険金の支払額通算の特則)

第 29 条 (基本契約の変更に伴う特約の変更) および第 30 条 (特約保険金額の減額変更) により、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が変更された場合において、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第 4 条 (特約保険金の支払限度) (1) による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>に対する変更後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の割合により変更されたものとします。

### 備考 (第 31 条)

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額 (その額が変更されている場合には変更後の額) をいいます。

## 第 12 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

### 第 32 条 (特約の加入年齢の計算)

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

### 第 33 条 (年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い)

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、この特約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額<sup>[1]</sup>を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

### 備考 (第 33 条)

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。

## 第 13 章 特約の解約

### 第 34 条 (保険契約者による特約の解約)

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条 (1) の解約をしようとするときは、必要書類 (別表 9) を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。

- (3)本条 (1) の解約は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup> に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup> に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[3]</sup> に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup> に、その効力を生じます。
- (4)月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup> 以外の日に解約の通知があった場合において、本条 (3) により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条 (1) の解約はその効力を生じません。
- (5)本条 (3) により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条 (4) の場合において、会社が未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を会社に返還してください。

#### 備考 (第 34 条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

### 第 35 条 (特約保険金受取人による特約の存続)

- (1)債権者等<sup>[1]</sup> による特約の解約は、解約の通知が会社<sup>[2]</sup> に到達した時から 1 か月を経過した日に効力を生じます。
- (2)本条 (1) の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条 (1) の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社<sup>[2]</sup> に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等<sup>[1]</sup> に支払うべき金額を債権者等<sup>[1]</sup> に支払い、かつ会社<sup>[2]</sup> にその旨を通知したときは、本条 (1) の解約はその効力を生じません。
- (3)特約保険金受取人が本条 (2) の通知をしようとするときは、必要書類 (別表 9) を会社<sup>[2]</sup> に提出してください。

#### 備考 (第 35 条)

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第 14 章 特約の返戻金の支払

### 第 36 条 (特約の返戻金の支払)

この特約の返戻金<sup>[1]</sup> については、次のとおりとします。

特約の返戻金を支払う場合	特約の返戻金の額	特約の返戻金の受取人
特約保険金の支払額がその限度に達したとき	特約の積立金 <sup>[2]</sup> の額	保険契約者

#### 備考 (第 36 条)

- [1] 特約の返戻金がある場合に限りです。
- [2] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。

## 第 15 章 特約の復活

### 第 37 条 (特約の復活)

- (1)第 26 条 (特約の失効) ②の場合、保険契約者は、特約の失効後 1 年以内に限り、会社の承諾を得て、その特約を復活することができます。この場合において、この特約が基本契約の失効と同時に失効したときは、この特約は基本契約の復活に併せて復活することを必要とします。
- (2)次の場合には、本条 (1) の復活をすることができません。
- ①復活した場合の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup> を超えるとき<sup>[2]</sup>
  - ②この特約の失効と同時に失効した他の特約をすでに復活しているとき
- (3)保険契約者が本条 (1) の復活をしようとするときは、必要書類 (別表 9) を会社<sup>[3]</sup> に提出して申し込んでください。
- (4)本条 (3) の場合、保険契約者は、特約復活払込金<sup>[4]</sup> を払い込んでください。

**備考（第37条）**

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけではなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

**第38条（特約の復活の責任開始の時）**

- (1) この特約が付加された基本契約の復活に併せてこの特約を復活する場合において、この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。<sup>[1]</sup>
- (2) 特約のみ復活する場合において、会社は、次の時から復活後の特約上の責任を負います。

復活の申込みの承諾と特約復活払込金の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の復活の申込みを承諾した後に特約復活払込金 <sup>[2]</sup> を受け取った場合	特約復活払込金 <sup>[2]</sup> を受け取った時
② 会社が、特約復活払込金 <sup>[2]</sup> を受け取った後にこの特約の復活の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 被保険者に関する告知 <sup>[3]</sup> の時 イ. 特約復活払込金 <sup>[2]</sup> を受け取った時

- (3) 本条(1)(2)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。
- (4) 会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。
- (5) この特約の復活は、会社が本条(4)の保険証券を発した時に成立するものとします。

**備考（第38条）**

- [1] この特約が長寿支援保険（低解約返戻金型）の基本契約に付加されている場合において、被保険者に関する告知（第19条（告知義務）の告知をいいます。）の前に、その基本契約の保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額（会社の定める利率による利息を含みます。）および特約復活払込金を受け取った場合には、会社は、その告知の時から、特約上の責任を負い、その基本契約の復活の責任開始の時は、主約款の規定にかかわらず、この特約の復活の責任開始の時と同一とし、その日をその基本契約の復活日とします。
- [2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [3] 「被保険者に関する告知」とは、第19条（告知義務）の告知をいいます。

**第39条（特約の復活の効果）**

- (1) この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。
- (2) 本条(1)にかかわらず、次のいずれかに該当したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。
- ① 被保険者が特約の失効後その復活までに疾病<sup>[1]</sup>にかかり、その復活後2年を経過するまでの間に、その疾病<sup>[1]</sup>を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したとき
  - ② 被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したとき<sup>[2]</sup>
- (3) 被保険者が特約の失効後その復活までに疾病<sup>[1]</sup>にかかり、その復活後2年を経過するまでの間に、その疾病<sup>[1]</sup>を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生した場合であっても、この特約の復活の際に、その疾病<sup>[1]</sup>の告知があったときは、その支払事由の発生は、この特約の復活以後の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)を適用します。
- (4) 被保険者が特約の失効後その復活までに疾病<sup>[1]</sup>にかかり、その復活後2年を経過するまでの間に、その疾病<sup>[1]</sup>を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生した場合であっても、その疾病<sup>[1]</sup>に関して、この特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その支払事由の発生は、この特約の復活以後の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)を適用します。ただし、その疾病<sup>[1]</sup>による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
  - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

**備考（第39条）**

- [1] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。
- [2] 被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その復活後2年を経過した後、かつ、不慮の事故の日から3年を経過後に特約保険金の支払事由が発生した場合を除きます。

## 第16章 特約契約者配当

### 第40条 (特約契約者配当金)

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

## 第17章 譲渡禁止

### 第41条 (譲渡禁止)

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

## 第18章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い

### 第42条 (保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い)

- (1)この特約が付加された基本契約において保険金等<sup>[1]</sup>を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等<sup>[2]</sup>があるときは、それらの支払金額から差し引きます。
- (2)第2条(特約保険金の支払)の特約保険金の支払事由が発生した場合または第10条(基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除)もしくは第11条(身体障害による特約保険料の払込免除)の特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、この特約に関し第1回特約保険料が払い込まれていないときは、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込みを免除しません。

#### 備考(第42条)

[1]「保険金等」とは、次のものをいいます。

- (1)死亡保険金
- (2)介護保険金
- (3)年金
- (4)返戻金
- (5)契約者配当金(主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により支払われる契約者配当金を除きます。)
- (6)払い戻す基本保険料

[2]「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1)未払特約保険料
- (2)次により会社が返還を受けるべき金額
  - ①第29条(基本契約の変更に伴う特約の変更)(4)
  - ②第30条(特約保険金額の減額変更)(6)
  - ③第34条(保険契約者による特約の解約)(5)
- (3)その他会社が弁済を受けるべき金額

## 第19章 特約保険金等の請求および支払時期等

### 第43条 (特約保険金等の請求および支払時期等)

- (1)保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[1]</sup>に通知してください。
- (2)保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類(別表9)を会社<sup>[1]</sup>に提出して特約保険金等<sup>[2]</sup>または特約保険料の払込免除を請求してください。
- (3)特約保険金等<sup>[2]</sup>は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社<sup>[1]</sup>で支払います。
- (4)特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までには会社<sup>[1]</sup>に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認<sup>[3]</sup>を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。



特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第2条（特約保険金の支払）所定の支払事由に該当する事実の有無
② 特約保険金の免責事由 <sup>[4]</sup> に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
④ この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②③に定める事項、第22条（重大事由による特約の解除）(1)④ア. からオ. までの該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

(5) 本条 (4) の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条 (3)(4) にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

① 本条 (4) ②③④に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

② 本条 (4) ①②④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

③ 本条 (4) に定める事項についての日本国外における調査 180日

(6) 本条 (4)(5) の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき<sup>[5]</sup>は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等<sup>[2]</sup>は支払いません。

(7) 特約保険料の払込免除については、本条 (3)(4)(5)(6) の規定を準用します。

(8) 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

#### 備考（第43条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[2] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

[3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。

[4] 「免責事由」とは、第8条（疾病を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）(1)および第9条（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。

[5] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

### 第44条（被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い）

(1) 被保険者が死亡した場合における特約保険金の支払の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次に該当する1人の者を代表者とし、その場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。

① この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）

② ①に該当する者がいない場合

この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求人の範囲内にある者）とします。

③ ①②に該当する者がいない場合

配偶者

④ ①②③に該当する者がいない場合

法定相続人の協議により定めた者

(2) 本条 (1) により、会社が、特約保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその特約保険金の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

(3) 故意に特約保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、本条 (1) の代表者としての取扱いを受けることができません。

### 第45条（消滅時効の援用）

特約保険金等<sup>[1]</sup>の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利を行使することができる時から3年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

[1]「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

## 第20章 契約内容の登録

### 第46条（契約内容の登録）

- (1) 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
- ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
  - ② 入院保険金の種類
  - ③ 入院保険金の日額
  - ④ 特約の契約日<sup>[1]</sup>
  - ⑤ 当会社名
- (2) 本条(1)の登録の期間は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年（特約の契約日<sup>[1]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれが長い期間）以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)により登録された被保険者について、入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の申込み<sup>[3]</sup>を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の承諾<sup>[4]</sup>の判断の参考とすることができるものとします。
- (5) 各生命保険会社等は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年（特約の契約日<sup>[5]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれが長い期間）以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾<sup>[4]</sup>の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条(3)(4)(5)において、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

#### 備考（第46条）

- [1] 特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。
- [2] 「入院給付金のある特約」には、入院給付金のある保険契約を含みます。
- [3] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- [4] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- [5] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

## 第21章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更

### 第47条（法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更）

- (1) 会社は、手術保険金または放射線治療保険金（以下本条において「手術保険金等」といいます。）の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術保険金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額<sup>[1]</sup>を変更することなく手術保険金等の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- (2) 本条(1)により、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

#### 備考（第47条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

## 第22章 特則

### 第48条 (中途付加の場合の特則)

(1)基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
①会社が、この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料を受け取った場合	第1回特約保険料を受け取った時
②会社が、第1回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 被保険者に関する告知 <sup>[1]</sup> の時 イ. 第1回特約保険料相当額を受け取った時

(2)本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。

(3)この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。

(4)会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券に特約中途付加の旨を記載してその保険証券を保険契約者に交付します。

(5)この特約は、会社が本条(4)の保険証券を発した時に成立するものとします。

(6)基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>が、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。

(7)基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>が、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。

(8)この特約を基本契約の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第32条(特約の加入年齢の計算)にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

#### 備考(第48条)

[1]「被保険者に関する告知」とは、第19条(告知義務)の告知をいいます。

[2]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[3]「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[4]「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当日の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

[5]「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当日の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

### 第49条 (基本契約が長寿支援保険(低解約返戻金型)の場合の特則)

(1)この特約が、長寿支援保険(低解約返戻金型)の基本契約の締結の際に付加された場合において、この特約の申込みを受けた後に、被保険者に関する告知<sup>[1]</sup>があった場合には、会社は、その告知の時から、特約上の責任を負います。

(2)本条(1)の会社の責任開始の時を含む月の翌月の1日をこの特約の契約日とします。<sup>[2]</sup>

(3)本条(1)の場合において、この特約を付加した基本契約の責任開始の時は、主約款の規定にかかわらず、特約の責任開始の時と同一とし、本条(2)のこの特約の契約日をその基本契約の契約日とします。

(4)本条(1)の特約の責任開始の時から本条(2)の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。

①第2条(特約保険金の支払)の特約保険金の支払

②第11条(身体障害による特約保険料の払込免除)の特約保険料の払込免除

③第20条(告知義務違反による特約の解除)、第22条(重大事由による特約の解除)または第23条(加入限度額超過による特約の解除)の特約の解除

(5)本条(4)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、本条(4)のこの特約の契約日と同一とします。

#### 備考(第49条)

[1]「被保険者に関する告知」とは、第19条(告知義務)の告知をいいます。

[2]主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日の変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。

### 第50条(特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則)

(1)特約復活払込金<sup>[1]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第38条(特約の復活の責任開始の時)の特約復活払込金<sup>[1]</sup>を受け取った時とします。また、基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第48条(中途付加の場合の特則)の第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を受け取った時とします。

①保険契約者が会社の定める決済方法の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時

②保険契約者が特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込んだ際に、その受領書等が作成された時

(2)本条(1)にかかわらず、会社の定める決済方法により特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>の払込みはなかつたものとします。

①会社が決済事業者<sup>[3]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと

②決済事業者<sup>[3]</sup>がその利用者<sup>[4]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと

(3)会社は、本条(1)により払い込まれた特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

#### 備考(第50条)

[1]「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかつた期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

[2]「第1回特約保険料」には、第1回特約保険料相当額を含みます。

[3]会社の指定した決済事業者とします。

[4]会社の指定した決済方法により、特約復活払込金または第1回特約保険料を払い込む利用者としてします。

### 第51条(基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合の特則)

(1)この特約が付加された基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合において、保険契約者が基本保険料の復活払込金<sup>[1]</sup>について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金<sup>[2]</sup>についても、分割払込みを請求してください。

(2)本条(1)の場合には、この特約が付加された基本契約の復活払込金の分割払込みの規定を準用します。この場合において、基本契約の復活払込金の分割払込みの規定中「分割払込金」とあるのは「特約分割払込金」と、「保険料」とあるのは「特約保険料」と読み替えます。

#### 備考(第51条)

[1]「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかつた期間の基本保険料に相当する金額をいいます。

[2]「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかつた期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

## 別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2のものとし（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
3 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目 (基本分類コード)	除外するもの
1 交通事故 (V 01 ~ V 99)	
2 不慮の損傷のその他の外因 (W 00 ~ X 59)	
・転倒・転落 (W 00 ~ W 19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 20 ~ W 49)	・騒音への曝露 <sup>[1]</sup> (W 42) ・振動への曝露 <sup>[1]</sup> (W 43)
・生物による機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 50 ~ W 64)	
・不慮の溺死および溺水 (W 65 ~ W 74)	
・その他の不慮の窒息 (W 75 ~ W 84)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん<嚥><吸引> (W 78)、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引> (W 79)、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引> (W 80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 <sup>[1]</sup> (W 85 ~ W 99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 <sup>[1]</sup> (高山病等) (W 94)
・煙、火および火災への曝露 <sup>[1]</sup> (X 00 ~ X 09)	
・熱および高温物質との接触 (X 10 ~ X 19)	
・有毒動植物との接触 (X 20 ~ X 29)	
・自然の力への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30 ~ X 39)	・自然の過度の高温への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30) 中の気象条件によるもの (熱中症、日射病、熱射病等)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露<sup>[1][2][3]</sup> (X 40～X 49)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の診断・治療を目的としたもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X 50～X 57)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X 50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動</li> <li>・旅行および移動 (乗り物酔い等) (X 51)</li> <li>・無重力環境への長期滞在 (X 52)</li> <li>・飢餓、渇</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露<sup>[1]</sup> (X 58～X 59)</li> </ul>	
3 加害にもとづく傷害および死亡 (X 85～Y 09)	
4 法的介入および戦争行為 (Y 35～Y 36)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合法的処刑 (Y 35.5)</li> </ul>
5 内科的および外科的ケアの合併症 (Y 40～Y 84)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の診断・治療を目的としたもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y 40～Y 59) によるもの<sup>[3]</sup></li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y 60～Y 69)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y 70～Y 82) によるもの</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y 83～Y 84)</li> </ul>	

**備考 (別表 1)**

- [1] 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
- [2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒 (ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒) およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
- [3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

**別表 2 身体障害等級表**

身体障害の状態および障害等級は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考
第 1 級	1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が 0.02 以下になったものをいいます。
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。	
4 両上肢を手関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
6 両上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>		
10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
11 両下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>		
12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
13 両下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1) 聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。
21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。	
22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。	
23 1上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
24 1上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
25 10手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
26 10手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	

	27 1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	28 1 下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
	41 1眼が失明したもの	(2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	42 両耳の聴力レベルがいずれも69デシベル以上になったもので、かつ、第2級の20に該当しないもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。
	43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
	45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の上着を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	46 1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
	47 1手の5手指を失ったもの、第1指（母指）および第2指（示指）を失ったものまたは第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
	48 1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
49 1 下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	



50 10 足指を失ったものまたは10 足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
51 10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。

### 備考（別表2）

[1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。

[2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限りません。

### 別表3 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

- ①日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のア. に該当し、かつ、イ. からオ. までのうちいずれか3つ以上に該当する状態

日常生活の動作	備考
ア. 歩行できない	「歩行できない」とは、杖、装具等の使用および他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
イ. 排便の後始末が自分ではできない	「排便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
ウ. 食事が自分ではできない	「食事が自分ではできない」とは、食器類または食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
エ. 衣服の着脱が自分ではできない	「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
オ. 入浴が自分ではできない	「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入りまたは体の洗い流しができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。

- ②医師により器質性認知症と診断確定<sup>[1]</sup>され、意識障害<sup>[2]</sup>のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

見当識障害	備考
時間の見当識障害が常時あること	「時間の見当識障害」とは、季節または朝、昼および夜が分からないことをいいます。
場所の見当識障害があること	「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所または現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
人の見当識障害があること	「人の見当識障害」とは、日頃接している家族または日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

### 備考（別表3）

[1] 「医師により器質性認知症と診断確定されている」については以下のとおりです。

(1)「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。

①脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること

②正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2)(1)の「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10（2003年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(3)(1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

[2]「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。

#### 別表4 基本契約の変更に伴う特約の変更

(1)第29条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。

- ①年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険料払込期間の終期が変更されたとき
- ②年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額<sup>[1]</sup>が減額更正されたとき
- ③保険料払済契約への変更があったとき
- ④基本契約の保険期間または保険料払込期間が短縮されたとき
- ⑤①から④までのほか、基本契約の保険金額または年金額が減額されたとき

(2)基本契約について、(1)③の事由が生じたときは、この特約はその効力を失います。

(3)基本契約について、(1)④の事由が生じたときは、この特約の保険期間または保険料払込期間<sup>[2]</sup>の終期もその基本契約の保険期間または保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとし、(1)④の事由が生じたことによりこの特約の保険期間が有期となるときは、特約種類が無配当総合医療特約（R04）になるものとします。

(4)基本契約について、(1)の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

#### 備考（別表4）

[1]長寿支援保険（低解約返戻金型）の基本契約の場合は、年金額とします。

[2]基本契約の保険期間が短縮された場合のみ、特約の保険料払込期間を短縮します。

#### 別表5 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ①健康保険法
- ②国民健康保険法
- ③国家公務員共済組合法
- ④地方公務員等共済組合法
- ⑤私立学校教職員共済法
- ⑥船員保険法
- ⑦高齢者の医療の確保に関する法律

#### 別表6 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

#### 別表7 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

## 別表8 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、公的医療保険制度（別表5）の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。

## 別表9 必要書類

(1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

## ① 特約保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院保険金の支払請求をする場合に限りします。） 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
手術保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする手術保険金の支払請求をする場合に限りします。） 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
放射線治療保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする放射線治療保険金の支払請求をする場合に限りします。） 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券

## ② 特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約 保険料の払込免除 (第11条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除（第12条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険料の払込免除の請求をする場合に限りです。）</li> <li>5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>6 保険証券</li> </ol>
--	-------	---

### ③特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
特約保険金の支払額がその限度に達したことによる失効による特約の返戻金の支払（第36条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>3 保険証券</li> </ol>

### ④その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第17条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 その旨を記載した請求書</li> <li>2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>3 保険証券</li> </ol>
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第18条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>3 保険証券</li> </ol>
特約保険金額の減額変更（第30条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>3 保険証券</li> </ol>
保険契約者による特約の解約（第34条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の通知書</li> <li>2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>3 保険証券</li> </ol>
特約保険金受取人による特約の存続（第35条関係）	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の通知書</li> <li>2 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類</li> <li>4 保険証券</li> </ol>
特約の復活（第37条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の申込書</li> <li>2 保険証券</li> </ol>

(2)会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

# 無配当災害特約（学資保険（H24）用）条項

（平成 29 年 10 月 2 日制定）

（令和 4 年 4 月 1 日改正）

## 目次

### 第 1 章 総則

第 1 条 特約の付加…………… 340

### 第 2 章 特約保険金の支払

第 2 条 特約保険金の支払…………… 340

第 3 条 特約保険金の支払限度…………… 341

第 4 条 死亡保険金等を支払わない場合等…………… 341

### 第 3 章 特約保険料の払込免除

第 5 条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除…………… 341

第 6 条 身体障害による特約保険料の払込免除…………… 342

### 第 4 章 特約の責任開始

第 7 条 特約の責任開始の時…………… 342

第 8 条 保険証券…………… 343

### 第 5 章 特約保険料の払込み

第 9 条 特約保険料の払込み…………… 343

第 10 条 特約保険料の振替貸付…………… 343

第 11 条 特約保険料の前納払込み…………… 343

第 12 条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し…………… 343

### 第 6 章 特約の解除

第 13 条 重大事由による特約の解除…………… 344

第 14 条 加入限度額超過による特約の解除…………… 344

### 第 7 章 特約の取消しおよび無効

第 15 条 詐欺による特約の取消し…………… 345

第 16 条 不法取得目的による特約の無効…………… 345

### 第 8 章 特約の失効

第 17 条 特約の失効…………… 345

### 第 9 章 保険契約者または特約保険金受取人の代表者

第 18 条 保険契約者または特約保険金受取人の代表者…………… 345

### 第 10 章 特約の契約関係者の変更

第 19 条 特約の保険契約者の変更…………… 346

### 第 11 章 特約の変更

第 20 条 基本契約の変更に伴う特約の変更…………… 346

第 21 条 特約保険金額の減額変更…………… 346

第 22 条 特約保険金の支払額通算の特則…………… 346

### 第 12 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第 23 条 特約の加入年齢の計算…………… 347

第 24 条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い…………… 347

### 第 13 章 特約の解約

第 25 条 保険契約者による特約の解約…………… 347

第 26 条 特約保険金受取人による特約の存続…………… 347

### 第 14 章 特約の返戻金の支払

第 27 条 特約の返戻金の支払…………… 348

### 第 15 章 特約の復活

第 28 条 特約の復活…………… 348

第 29 条 特約の復活の責任開始の時…………… 349

第 30 条 特約の復活の効果…………… 349

### 第 16 章 特約契約者配当

第 31 条 特約契約者配当金…………… 349

第 17 章 譲渡禁止	
第 32 条 譲渡禁止	349
第 18 章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第 33 条 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	349
第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第 34 条 特約保険金等の請求および支払時期等	350
第 35 条 消滅時効の援用	351
第 20 章 契約内容の登録	
第 36 条 契約内容の登録	351
第 21 章 特則	
第 37 条 中途付加の場合の特則	352
第 38 条 特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則	352
第 39 条 基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合の特則	353
第 40 条 基本契約に無配当傷害入院特約（学資保険（H 24）用）等が付加されている場合の特則	353
別表 1 対象となる不慮の事故	
別表 2 身体障害等級表	
別表 3 加重障害における傷害保険金額	
別表 4 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表 5 必要書類	

## 第 1 章 総則

### 第 1 条（特約の付加）

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができます。

## 第 2 章 特約保険金の支払

### 第 2 条（特約保険金の支払）

(1)この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
死亡保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[1]</sup> この特約の保険期間中に不慮の事故（別表 1）により傷害を受け、この特約の保険期間中にその傷害を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に死亡したとき	特約基準保険金額 <sup>[2]</sup>	保険契約者 <sup>[3]</sup>
傷害保険金	①被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[1]</sup> この特約の保険期間中に不慮の事故（別表 1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に身体障害の状態 <sup>[4]</sup> になったとき <sup>[5]</sup> 。ただし、被保険者がその事故の日からその日を含めて 4 日以内に死亡したとき <sup>[6]</sup> は、傷害保険金を支払いません。 ②①の場合において、1の不慮の事故（別表 1）により身体の同一部位に生じた 2 以上の身体障害があるときまたは身体障害が身体の同一部位にすでに生じている身体障害に加重して生じたものであるときは、加重障害における傷害保険金額（別表 3）に定めるところにより、傷害保険金を支払います。	特約基準保険金額 <sup>[2]</sup> × 身体障害等級表（別表 2）に定める身体障害の状態に応じた支払割合	

(2)被保険者が年齢<sup>[7]</sup> 6歳に達する前に不慮の事故（別表1）により傷害を受けたときは、死亡保険金または傷害保険金の支払額は、次のとおりとします。

被保険者の事故当時の年齢 <sup>[7]</sup>	支払額
3歳に満たないとき	死亡保険金または傷害保険金の支払額×50%
6歳に満たないとき	死亡保険金または傷害保険金の支払額×80%

#### 備考（第2条）

- [1] 「責任開始時以後」とは、第7条（特約の責任開始の時）または第37条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [3] 特約保険金受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
- [4] 「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の身体障害の状態をいいます。
- [5] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。
- [6] この特約の保険期間中に死亡したときに限ります。
- [7] 本条の被保険者の「年齢」は、満年齢で計算します。この場合において、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。

### 第3条（特約保険金の支払限度）

特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>をもって限度とします。<sup>[2]</sup>

#### 備考（第3条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [2] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、第2条（特約保険金の支払）に定める特約保険金の支払額を支払うことができないことがあります。この場合、特約基準保険金額を限度として支払います。

### 第4条（死亡保険金等を支払わない場合等）

- (1)被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)の死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した場合には、その死亡保険金または傷害保険金を支払いません。<sup>[1]</sup>
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - ② 被保険者の犯罪行為
  - ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
  - ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (2)被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)の死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した場合で、その原因によりその死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または傷害保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
  - ② 戦争その他の変乱

#### 備考（第4条）

- [1] 死亡保険金を支払わない場合は、第27条（特約の返戻金の支払）に基づき特約の返戻金を支払います。

## 第3章 特約保険料の払込免除

### 第5条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

- (1)この特約が学資保険（H24）に付加された場合において、基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
- (2)本条(1)にかかわらず、基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった直接の原因がこの特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>に生じたものである場合は、特約保険料を払込免除としません。

#### 備考（第5条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 「責任開始時前」とは、第7条（特約の責任開始の時）または第37条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。

## 第6条（身体障害による特約保険料の払込免除）

(1)被保険者がこの特約の責任開始時以後<sup>[1]</sup>に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態<sup>[2]</sup>になったとき<sup>[3]</sup>は、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態<sup>[2]</sup>になった場合、または、身体障害の状態<sup>[2]</sup>となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為
- ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

(2)被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態<sup>[2]</sup>になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態<sup>[2]</sup>になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

### 備考（第6条）

[1] 「責任開始時以後」とは、第7条（特約の責任開始の時）または第37条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

[2] 「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。

[3] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。

## 第4章 特約の責任開始

### 第7条（特約の責任開始の時）

(1)基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。<sup>[1]</sup>

(2)本条(1)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。<sup>[2]</sup>

(3)この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。

(4)本条(1)の特約の責任開始の時から本条(2)の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。

- ① 第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由の発生
- ② 第6条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除
- ③ 第13条（重大事由による特約の解除）または第14条（加入限度額超過による特約の解除）の特約の解除

(5)本条(4)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、本条(4)のこの特約の契約日と同一とします。

(6)会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

(7)この特約は、会社が本条(6)の保険証券を発した時に成立するものとします。

### 備考（第7条）

[1] 基本契約の締結の際にこの特約と同時に無配当総合医療特約（R04）（学資保険（H24）用）を付加した場合には、この特約の責任開始の時は、無配当総合医療特約（R04）（学資保険（H24）用）の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。ただし、無配当総合医療特約（R04）（学資保険（H24）用）の責任開始の時前に、主約款に定める保険料の払込免除事由が生じた場合には、この特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。

[2] 主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日の変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。



## 第8条（保険証券）

保険証券には、主約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ① 支払事由
- ② 特約保険金の額

## 第5章 特約保険料の払込み

### 第9条（特約保険料の払込み）

- (1) 特約保険料は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込方法（経路）に従い、基本保険料<sup>[1]</sup>と合わせて同一月分を払い込んでください。
- (2) 特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込時期および猶予期間と同一とします。
- (3) 基本保険料<sup>[1]</sup>の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条(1)にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4) 本条(3)の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。

#### 備考（第9条）

[1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

### 第10条（特約保険料の振替貸付）

基本保険料<sup>[1]</sup>について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料<sup>[1]</sup>と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。<sup>[2]</sup>

#### 備考（第10条）

[1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2] この場合、基本保険料と特約保険料の合計額が、この特約が付加された基本契約と特約の解約返戻金額の合計額のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内であることを必要とします。

### 第11条（特約保険料の前納払込み）

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。<sup>[1]</sup>この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
- (2) 本条(1)により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に特約保険料の払込みに充当します。
- (3) 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡給付金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡給付金または満期保険金の保険金受取人に払い戻します。
- (4) 本条(1)により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。

#### 備考（第11条）

[1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。

[2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

### 第12条（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

- (1) 特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
  - ① 特約の消滅
  - ② 特約保険料の払込免除

③特約保険料額の減額

④特約の保険料払済契約への変更

(2)本条(1)の特約保険料を基本契約の死亡給付金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡給付金または満期保険金の保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしたときは、保険契約者に払い戻します。

#### 備考(第12条)

[1]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

## 第6章 特約の解除

### 第13条(重大事由による特約の解除)

(1)会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ①保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
- ②保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
- ③この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為<sup>[2]</sup>があった場合
- ④保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
  - ア. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に該当すると認められること
  - イ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ウ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>を不当に利用していると認められること
  - エ. 保険契約者または特約保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力<sup>[3]</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - オ. その他反社会的勢力<sup>[3]</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ⑤この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合

(2)会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。

- ①その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- ②特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

(3)本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(4)本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

#### 備考(第13条)

[1]「事故招致」には、未遂を含みます。

[2]「詐欺行為」には、未遂を含みます。

[3]「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

### 第14条(加入限度額超過による特約の解除)

(1)会社は、特約の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超える場合<sup>[2]</sup>には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。

(2)本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(3)本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

#### 備考（第14条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

## 第7章 特約の取消しおよび無効

### 第15条（詐欺による特約の取消し）

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

### 第16条（不法取得目的による特約の無効）

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

## 第8章 特約の失効

### 第17条（特約の失効）

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- ①基本契約がその効力を失ったとき
- ②保険契約者が第2回以降の特約保険料を払い込まないで第2回以降の特約保険料の猶予期間<sup>[1]</sup>を経過したとき
- ③特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- ④第20条（基本契約の変更に伴う特約の変更）により特約基準保険金額<sup>[2]</sup>が変更された場合<sup>[3]</sup>において、変更後の特約基準保険金額<sup>[2]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき

#### 備考（第17条）

- [1] 「猶予期間」とは、第9条（特約保険料の払込み）(2)の猶予期間をいいます。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [3] 次の場合を除きます。
- (1)年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合
  - (2)貸付金の弁済に代える保険金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合

## 第9章 保険契約者または特約保険金受取人の代表者

### 第18条（保険契約者または特約保険金受取人の代表者）

- (1)この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
- (2)この特約について特約保険金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の特約保険金受取人を代理するものとします。
- (3)特約保険金受取人が本条(2)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (4)本条(1)(2)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者または特約保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または特約保険金受取人に対しても、その効力を有します。
- (5)この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

#### 備考（第18条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第10章 特約の契約関係者の変更

### 第19条 (特約の保険契約者の変更)

- (1)この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2)主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

## 第11章 特約の変更

### 第20条 (基本契約の変更に伴う特約の変更)

- (1)基本契約の変更に伴う特約の変更(別表4)の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2)本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3)本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更(別表4)に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4)本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

### 第21条 (特約保険金額の減額変更)

- (1)保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2)保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
  - ①特約保険料が払込免除となっているとき
  - ②減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
  - ③減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が10万円の倍数でないとき
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表5)を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (4)本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[4]</sup>に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生じます。
- (5)月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6)本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

#### 備考(第21条)

- [1]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。
- [2]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [4]「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

### 第22条 (特約保険金の支払額通算の特則)

第20条(基本契約の変更に伴う特約の変更)および第21条(特約保険金額の減額変更)により、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が変更された場合において、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第3条(特約保険金の支払限度)による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>に対する変更後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の割合により変更されたものとします。

#### 備考(第22条)

- [1]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。

## 第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

### 第23条 (特約の加入年齢の計算)

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

### 第24条 (年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い)

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、この特約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額<sup>[1]</sup>を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

#### 備考 (第24条)

[1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。

## 第13章 特約の解約

### 第25条 (保険契約者による特約の解約)

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類(別表5)を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[3]</sup>に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に、その効力を生じます。
- (4) 月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約は効力を生じません。
- (5) 本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

#### 備考 (第25条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

### 第26条 (特約保険金受取人による特約の存続)

- (1) 債権者等<sup>[1]</sup>による特約の解約は、解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等<sup>[1]</sup>に支払うべき金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払い、かつ会社<sup>[2]</sup>にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
  - ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - ② 保険契約者でないこと
- (3) 特約保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類(別表5)を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (4) 本条(1)の解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条(2)により効力が生じなくなるまでの間に、死亡保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条(2)の金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等<sup>[1]</sup>に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金の特約保険金受取人に支払います。

## 備考（第26条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。  
[2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第14章 特約の返戻金の支払

### 第27条（特約の返戻金の支払）

この特約の返戻金<sup>[1]</sup>については次のとおりとします。

特約の返戻金を支払う場合	特約の返戻金の額	特約の返戻金の受取人
①被保険者の死亡 <sup>[2]</sup>	特約の積立金 <sup>[4]</sup> の額。ただし、主約款の規定によりその基本契約の解約返戻金の額 <sup>[5]</sup> の返戻金を支払うときは、会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	ア. 基本契約の死亡給付金を支払う場合は死亡給付金の保険金受取人。ただし、保険契約者が特約の返戻金を受け取る意思を表示したときは保険契約者 イ. 基本契約の死亡給付金を支払う場合以外の場合は保険契約者
②死亡保険金の免責事由 <sup>[3]</sup> の該当		
③特約保険金の支払額がその限度に達したとき <sup>[6]</sup>	特約の積立金 <sup>[4]</sup> の額	保険契約者
④この特約の解除	会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	
⑤第25条（保険契約者による特約の解約）の解約の通知		
⑥この特約の失効 <sup>[7]</sup>		
⑦この特約の変更 <sup>[8]</sup>		

## 備考（第27条）

- [1] 特約の返戻金がある場合に限りします。  
[2] 本条①の「被保険者の死亡」は、以下のいずれかに該当する場合に限りします。  
(1)死亡保険金の支払事由に該当しない場合  
(2)死亡保険金が支払われる場合  
[3] 「免責事由」とは、第4条（死亡保険金等を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。  
[4] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。  
[5] 「基本契約の解約返戻金の額」とは、会社の定める計算方法により、基本契約の経過した年月数により算出した額とします。  
[6] 死亡保険金が支払われる場合を除きます。  
[7] 次のいずれかによりこの特約が失効したときを除きます。  
(1)本条①の「被保険者の死亡」に該当したとき  
(2)本条②の「死亡保険金の免責事由の該当」に該当したとき  
(3)本条③の「特約保険金の支払額がその限度に達したとき」に該当したとき  
[8] 特約基準保険金額または特約保険料額が変更されるものに限りします。ただし、年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いによる基本契約の変更に伴うものを除きます。

## 第15章 特約の復活

### 第28条（特約の復活）

- (1)第17条（特約の失効）②の場合、保険契約者は、特約の失効後1年以内に限り、会社の承諾を得て、その特約を復活することができます。この場合において、この特約が基本契約の失効と同時に失効したときは、この特約は基本契約の復活に併せて復活することを必要とします。  
(2)次の場合には、本条(1)の復活をすることができません。  
①特約の返戻金の支払の請求があったとき  
②復活した場合の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超えるとき<sup>[2]</sup>  
③この特約の失効と同時に失効した他の特約をすでに復活しているとき  
(3)保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類（別表5）を会社<sup>[3]</sup>に提出して申し込んでください。  
(4)本条(3)の場合、保険契約者は、特約復活払込金<sup>[4]</sup>を払い込んでください。

#### 備考（第28条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

#### 第29条（特約の復活の責任開始の時）

- (1) この特約が付加された基本契約の復活に併せてこの特約を復活する場合において、この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。<sup>[1]</sup>
- (2) 特約のみ復活する場合において、会社は、次の時から復活後の特約上の責任を負います。

復活の申込みの承諾と特約復活払込金の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の復活の申込みを承諾した後に特約復活払込金 <sup>[2]</sup> を受け取った場合	特約復活払込金 <sup>[2]</sup> を受け取った時
② 会社が、特約復活払込金 <sup>[2]</sup> を受け取った後にこの特約の復活の申込みを承諾した場合	特約復活払込金 <sup>[2]</sup> を受け取った時。ただし、この特約と同時に復活する無配当総合医療特約（学資保険（H24）用）または無配当総合医療特約（R04）（学資保険（H24）用）の被保険者に関する告知 <sup>[3]</sup> の前に受け取った場合には、その告知の時

- (3) 本条(1)(2)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。
- (4) 会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。
- (5) この特約の復活は、会社が本条(4)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考（第29条）

- [1] この特約と同時に無配当総合医療特約（学資保険（H24）用）または無配当総合医療特約（R04）（学資保険（H24）用）が復活した場合には、この特約の復活の責任開始の時は、無配当総合医療特約（学資保険（H24）用）または無配当総合医療特約（R04）（学資保険（H24）用）の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。
- [2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [3] 「被保険者に関する告知」とは、無配当総合医療特約（学資保険（H24）用）条項第18条（告知義務）または無配当総合医療特約（R04）（学資保険（H24）用）条項第18条（告知義務）の告知をいいます。

#### 第30条（特約の復活の効果）

- (1) この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。
- (2) 本条(1)にかかわらず、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。

### 第16章 特約契約者配当

#### 第31条（特約契約者配当金）

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

### 第17章 譲渡禁止

#### 第32条（譲渡禁止）

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

### 第18章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い

#### 第33条（保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険金等<sup>[1]</sup>を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等<sup>[2]</sup>があるときは、それらの支払金額から差し引きます。

(2)第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由が発生した場合または第5条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）もしくは第6条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、この特約に関し第1回特約保険料が払い込まれていないときは、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込みを免除しません。

**備考（第33条）**

- [1]「保険金等」とは、次のものをいいます。
- (1)満期保険金
  - (2)死亡給付金
  - (3)返戻金
  - (4)契約者配当金（主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により支払われる契約者配当金を除きます。）
  - (5)払い戻す基本保険料
- [2]「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。
- (1)未払特約保険料
  - (2)次により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。）
    - ①第20条（基本契約の変更に伴う特約の変更）(4)
    - ②第21条（特約保険金額の減額変更）(6)
    - ③第25条（保険契約者による特約の解約）(5)
  - (3)その他会社が弁済を受けるべき金額

**第19章 特約保険金等の請求および支払時期等**

**第34条（特約保険金等の請求および支払時期等）**

- (1)保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[1]</sup>に通知してください。
- (2)保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表5）を会社<sup>[1]</sup>に提出して特約保険金等<sup>[2]</sup>または特約保険料の払込免除を請求してください。
- (3)特約保険金等<sup>[2]</sup>は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社<sup>[1]</sup>で支払います。
- (4)特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までには会社<sup>[1]</sup>に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認<sup>[3]</sup>を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
①特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第2条（特約保険金の支払）所定の支払事由に該当する事実の有無
②特約保険金の免責事由 <sup>[4]</sup> に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項、第13条（重大事由による特約の解除）(1)④ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- (5)本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。
- ①本条(4)②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
  - ②本条(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
  - ③本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6)本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき<sup>[5]</sup>は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等<sup>[2]</sup>は支払いません。



(7)特約保険料の払込免除については、本条(3)(4)(5)(6)の規定を準用します。

(8)会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

#### 備考(第34条)

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[2]「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

[3]「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。

[4]「免責事由」とは、第4条(死亡保険金等を支払わない場合等)(1)の事由をいいます。

[5]会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

### 第35条(消滅時効の援用)

特約保険金等<sup>[1]</sup>の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利を行使することができる時から3年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

#### 備考(第35条)

[1]「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

## 第20章 契約内容の登録

### 第36条(契約内容の登録)

(1)会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。

①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)

②死亡保険金の金額

③特約の契約日<sup>[1]</sup>

④当会社名

(2)本条(1)の登録の期間は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年(特約の契約日<sup>[1]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内とします。

(3)協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、本条(1)により登録された被保険者について、保険契約<sup>[2]</sup>の申込み<sup>[3]</sup>を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

(4)各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に保険契約<sup>[2]</sup>の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を保険契約<sup>[2]</sup>の承諾<sup>[4]</sup>の判断の参考とすることができるものとします。

(5)各生命保険会社等は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年(特約の契約日<sup>[5]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内に保険契約<sup>[2]</sup>について死亡保険金または高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

(6)各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾<sup>[4]</sup>の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

(7)協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

(8)保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

(9)本条(3)(4)(5)において、被保険者、保険契約<sup>[2]</sup>、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

#### 備考(第36条)

[1]特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。

[2]本条(3)(4)(5)の「保険契約」とは、死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。

[3]復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

[4]復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

[5]復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

## 第21章 特則

### 第37条 (中途付加の場合の特則)

(1)基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
①会社が、この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料を受け取った場合	第1回特約保険料を受け取った時
②会社が、第1回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	第1回特約保険料相当額を受け取った時。ただし、この特約と同時に付加する無配当総合医療特約（R04）（学資保険（H24）用）の被保険者に関する告知 <sup>[1]</sup> の前に受け取った場合には、その告知の時

(2)本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。

(3)この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。

(4)会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券に特約中途付加の旨を記載してその保険証券を保険契約者に交付します。

(5)この特約は、会社が本条(4)の保険証券を発した時に成立するものとします。

(6)基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>が、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。

(7)基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>が、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。

(8)この特約を基本契約の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第23条(特約の加入年齢の計算)にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したもとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

#### 備考(第37条)

[1]「被保険者に関する告知」とは、無配当総合医療特約（R04）（学資保険（H24）用）条項第18条（告知義務）の告知をいいます。

[2]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[3]「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[4]「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

[5]「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

### 第38条 (特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則)

(1)特約復活払込金<sup>[1]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第29条(特約の復活の責任開始の時)の特約復活払込金<sup>[1]</sup>を受け取った時とします。また、基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第37条(中途付加の場合の特則)の第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を受け取った時とします。

①保険契約者が会社の定める決済方法の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時

②保険契約者が特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込んだ際に、その受領書等が作成された時

(2)本条(1)にかかわらず、会社の定める決済方法により特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>の払込みはなかったものとします。

①会社が決済事業者<sup>[3]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと

②決済事業者<sup>[3]</sup>がその利用者<sup>[4]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと

(3)会社は、本条(1)により払い込まれた特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

#### 備考(第38条)

[1]「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

[2]「第1回特約保険料」には、第1回特約保険料相当額を含みます。

[3]会社の指定した決済事業者とします。

[4]会社の指定した決済方法により、特約復活払込金または第1回特約保険料を払い込む利用者としてします。

### 第39条(基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合の特則)

(1)この特約が付加された基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合において、保険契約者が基本保険料の復活払込金<sup>[1]</sup>について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金<sup>[2]</sup>についても、分割払込みを請求してください。

(2)本条(1)の場合には、この特約が付加された基本契約の復活払込金の分割払込みの規定を準用します。この場合において、基本契約の復活払込金の分割払込みの規定中「分割払込金」とあるのは「特約分割払込金」と、「保険料」とあるのは「特約保険料」と読み替えます。

#### 備考(第39条)

[1]「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額をいいます。

[2]「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

### 第40条(基本契約に無配当傷害入院特約(学資保険(H24)用)等が付加されている場合の特則)

この特約が付加された基本契約に無配当傷害入院特約(学資保険(H24)用)または無配当疾病傷害入院特約(学資保険(H24)用)(以下「無配当傷害入院特約(学資保険(H24)用)等」といいます。)が付加されている場合において、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込免除後に無配当傷害入院特約(学資保険(H24)用)等の特約保険料をこの特約の特約保険料と合わせて払い込むときは、無配当傷害入院特約(学資保険(H24)用)等の払い込む特約保険料は、無配当傷害入院特約(学資保険(H24)用)等の特約条項の規定にかかわらず、1年分以上を前納する必要はありません。

#### 備考(第40条)

[1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

## 別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2のものとし（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
3 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目 (基本分類コード)	除外するもの
1 交通事故 (V 01 ~ V 99)	
2 不慮の損傷のその他の外因 (W 00 ~ X 59)	
・転倒・転落 (W 00 ~ W 19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 20 ~ W 49)	・騒音への曝露 <sup>[1]</sup> (W 42) ・振動への曝露 <sup>[1]</sup> (W 43)
・生物による機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 50 ~ W 64)	
・不慮の溺死および溺水 (W 65 ~ W 74)	
・その他の不慮の窒息 (W 75 ~ W 84)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん<嚥><吸引> (W 78)、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引> (W 79)、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引> (W 80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 <sup>[1]</sup> (W 85 ~ W 99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 <sup>[1]</sup> (高山病等) (W 94)
・煙、火および火災への曝露 <sup>[1]</sup> (X 00 ~ X 09)	
・熱および高温物質との接触 (X 10 ~ X 19)	
・有毒動植物との接触 (X 20 ~ X 29)	
・自然の力への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30 ~ X 39)	・自然の過度の高温への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30) 中の気象条件によるもの (熱中症、日射病、熱射病等)

・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 <sup>[1][2][3]</sup> (X 40～X 49)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X 50～X 57)	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X 50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（乗り物酔い等） (X 51) ・無重力環境への長期滞在 (X 52) ・飢餓、渇
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 <sup>[1]</sup> (X 58～X 59)	
3 加害にもとづく傷害および死亡 (X 85～Y 09)	
4 法的介入および戦争行為 (Y 35～Y 36)	・合法的処刑 (Y 35.5)
5 内科的および外科的ケアの合併症 (Y 40～Y 84)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y 40～Y 59）によるもの <sup>[3]</sup>	
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y 60～Y 69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y 70～Y 82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y 83～Y 84)	

**備考（別表1）**

[1] 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

[2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

[3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

**別表2 身体障害等級表**

(1)身体障害の状態、障害等級および支払割合は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考	支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの	(1)視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2)「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。	100%
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。	

	3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。	
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
	6 両上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(3)「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(4)「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
	8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
	9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>		
	10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>		
	12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
	13 両下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1)聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2)「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。	70%
	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。	
	22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。	

	23 1 上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	24 1 上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
	25 10 手指を失ったもの またはその用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	26 10 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	27 1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	28 1 下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1)視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。	50%
	41 1眼が失明したもの	(2)「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。	
	42 両耳の聴力レベルがいずれも69デシベル以上になったもので、かつ、第2級の20に該当しないもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。	
	43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。	
	44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。	
	45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1)「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の上着を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2)「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	46 1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	

	47 1手の5手指を失ったもの、第1指(母指)および第2指(示指)を失ったものまたは第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	48 1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	49 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
	50 10足指を失ったものまたは10足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあつては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあつては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。	
	51 10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
第4級	60 両眼に著しい視野狭窄を残すものまたは両眼視において著しく視野が欠損したもの	(1)「著しい視野狭窄を残すもの」とは、視野の角度が10度以内になったものをいいます。 (2)「著しく視野を欠損したもの」とは、両眼視において視野の8方向の角度の合計が正常両眼視において視野のその合計の50パーセント以下になったものをいいます。	30%
	61 1耳の聴力を全く失ったもの	(1)聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2)「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。	
	62 平衡機能に障害を残すもの	(3)「平衡機能に障害を残すもの」とは、内耳の損傷による平衡機能障害のため、開眼して直線を歩行中10m以内で転倒し、または著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないものをいいます。	
	63 鼻を欠損し、その機能に障害を残すもの	(1)「鼻を欠損したもの」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損したものをいいます。 (2)「鼻の機能に障害を残すもの」とは、両側の鼻呼吸に障害を生じ、または両側のきゅう覚を脱失したものをいいます。	
	64 1上肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	65 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
	66 1上肢に仮関節を残すもの	「仮関節を残すもの」とは、上腕骨に仮関節を残すものまたは前腕骨の橈骨と尺骨の両方に仮関節を残すものをいいます。	



	67 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったもの、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み2手指を失ったものまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	68 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	69 1下肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	70 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
	71 1下肢に仮関節を残すもの	「仮関節を残すもの」とは、大腿骨または脛骨に仮関節を残すものをいいます。	
	72 1下肢を5cm以上短縮したもの	下肢の短縮は、腸骨前上棘と内くるぶし下端との距離を測り、健側の下肢のそれと比較して、短縮の長さを算出するものとします。	
	73 1足の5足指を失ったものまたは5足指の用を全く永久に失ったもの	(1)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあつては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあつては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。	
第5級	80 両眼視において著しい複視が生じるもの	「著しい複視が生じるもの」とは、正面視において複視が生じるものをいいます。	10%
	81 鼻の機能に障害を残すもの	「鼻の機能に障害を残すもの」とは、両側の鼻呼吸に障害を生じ、または両側のきゅう覚を脱失したものをいいます。	
	82 味覚を全く失ったもの	「味覚を全く失ったもの」とは、試験紙および薬物による検査結果が無反応であるものをいいます。	
	83 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	84 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	

85 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
86 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
87 1下肢を3cm以上短縮したもの	下肢の短縮は、腸骨前上棘と内くるぶし下端との距離を測り、健側の下肢のそれと比較して、短縮の長さを算出するものとします。
88 1足の第1足指または他の4足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
89 1足の第1足指を含み3足指または4足指の用を全く永久に失ったもの	「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。

(2)(1)の表に掲げる支払割合は、手指の障害にあっては通算して70%、足指の障害にあっては通算して50%をもって限度とします。

#### 備考（別表2）

[1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。

[2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。

### 別表3 加重障害における傷害保険金額

(1) 1の不慮の事故により身体の同一部位に生じた2以上の身体障害があるときにおける傷害保険金額は、これらの身体障害が該当する障害等級のうち最も上位のもの<sup>[1]</sup>に応ずる支払割合を特約基準保険金額<sup>[2]</sup>に乗じて得た額とします。

(2) 不慮の事故により身体障害が身体の同一部位にすでに存在する身体障害に加重して生じたものであるときにおける傷害保険金額は、加重の結果生じた身体障害の状態に応じた傷害保険金額からすでに存在する身体障害について傷害保険金を支払うこととした場合に支払うべき傷害保険金額を差し引いた額とします。

(3)(2)の場合において、すでに存在する身体障害もしくは加重の結果生じた身体障害が2以上あるときは、(2)のすでに存在する身体障害もしくは加重の結果生じた身体障害の状態に応じた傷害保険金額については、(1)により計算します。

(4)(1)(2)の身体の同一部位は、次のとおりとします。

- ① 1 上肢については、肩関節以下を同一部位とします。
- ② 1 下肢については、股関節以下を同一部位とします。
- ③ 眼については、両眼を同一部位とします。
- ④ 耳については、両耳を同一部位とします。
- ⑤ 身体障害等級表に定める第1級の2、第2級の21、第3級の43および第5級の82の身体障害については、口および咽喉を同一部位とします。
- ⑥ 身体障害等級表に定める第1級の3、第2級の22および第3級の44の身体障害については、精神、神経および胸腹部臓器を同一部位とします。

#### 備考（別表3）

[1] これらの身体障害が該当する障害等級が同一のときは、その障害等級とします。

[2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

## 別表 4 基本契約の変更に伴う特約の変更

- (1)第 20 条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
- ①年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険期間または保険料払込期間の終期が変更されたとき
  - ②年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額が減額更正されたとき
  - ③保険料払済契約への変更があったとき
  - ④①②③のほか、基本契約の保険金額が減額されたとき
- (2)基本契約について、(1) ③の事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (3)基本契約について、(1) の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

## 別表 5 必要書類

- (1)特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

### ①特約保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本）</li> <li>3 会社所定の医師の死亡証明書</li> <li>4 被保険者の死亡が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</li> <li>5 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>7 保険証券</li> </ol>
傷害保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</li> <li>5 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>7 保険証券</li> </ol>

### ②特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約 保険料の払込免除 (第6条関係)	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</li> <li>5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>6 保険証券</li> </ol>

③特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
解除もしくは解約または失効による特約の返戻金の支払（第17条、第27条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡（第27条に該当する場合に限ります。）による特約の返戻金の支払（第27条関係）	保険契約者または基本契約の死亡給付金の保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者または基本契約の死亡給付金の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

④その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第11条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第12条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人の代表者の指定（その変更を含む。）（第18条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金額の減額変更（第21条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特約の解約（第25条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人による特約の存続（第26条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活（第28条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

(2)会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

# 無配当傷害医療特約（R04）（学資保険（H24）用）条項

（令和4年4月1日制定）

## 目次

### 第1章 総則

第1条 特約の付加…………… 364

### 第2章 特約保険金の支払

第2条 特約保険金の支払…………… 364

第3条 特約保険金の支払限度…………… 366

第4条 2回以上入院した場合の取扱い…………… 367

第5条 2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い…………… 367

第6条 2以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い…………… 367

第7条 特約保険金を支払わない場合等…………… 367

### 第3章 特約保険料の払込免除

第8条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除…………… 368

第9条 身体障害による特約保険料の払込免除…………… 368

### 第4章 特約の責任開始

第10条 特約の責任開始の時…………… 368

第11条 保険証券…………… 369

### 第5章 特約保険料の払込み

第12条 特約保険料の払込み…………… 369

第13条 特約保険料の振替貸付…………… 369

第14条 特約保険料の前納払込み…………… 369

第15条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し…………… 370

### 第6章 特約の解除

第16条 重大事由による特約の解除…………… 370

第17条 加入限度額超過による特約の解除…………… 371

### 第7章 特約の取消しおよび無効

第18条 詐欺による特約の取消し…………… 371

第19条 不法取得目的による特約の無効…………… 371

### 第8章 特約の失効

第20条 特約の失効…………… 371

### 第9章 保険契約者または特約保険金受取人の代表者

第21条 保険契約者または特約保険金受取人の代表者…………… 372

### 第10章 特約の契約関係者の変更

第22条 特約の保険契約者の変更…………… 372

### 第11章 特約の変更

第23条 基本契約の変更に伴う特約の変更…………… 372

第24条 特約保険金額の減額変更…………… 372

第25条 特約保険金の支払額通算の特則…………… 373

### 第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第26条 特約の加入年齢の計算…………… 373

第27条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い…………… 373

### 第13章 特約の解約

第28条 保険契約者による特約の解約…………… 373

第29条 特約保険金受取人による特約の存続…………… 374

### 第14章 特約の返戻金の支払

第30条 特約の返戻金の支払…………… 374

### 第15章 特約の復活

第31条 特約の復活…………… 375

第32条 特約の復活の責任開始の時…………… 375

第33条 特約の復活の効果…………… 375

第 16 章 特約契約者配当	
第 34 条 特約契約者配当金	375
第 17 章 譲渡禁止	
第 35 条 譲渡禁止	375
第 18 章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第 36 条 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	376
第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第 37 条 特約保険金等の請求および支払時期等	376
第 38 条 消滅時効の援用	377
第 20 章 契約内容の登録	
第 39 条 契約内容の登録	377
第 21 章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更	
第 40 条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更	378
第 22 章 特則	
第 41 条 中途付加の場合の特則	378
第 42 条 特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則	379
第 43 条 基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合の特則	379
第 44 条 基本契約に災害特約（学資保険（H 24）用）が付加されている場合の特則	379
別表 1 対象となる不慮の事故	
別表 2 身体障害等級表	
別表 3 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表 4 公的医療保険制度	
別表 5 医科診療報酬点数表	
別表 6 歯科診療報酬点数表	
別表 7 先進医療	
別表 8 必要書類	

## 第 1 章 総則

### 第 1 条（特約の付加）

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができます。

## 第 2 章 特約保険金の支払

### 第 2 条（特約保険金の支払）

(1)この特約の入院保険金および入院一時金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ①この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> この特約の保険期間中に不慮の事故（別表 1）により受けた傷害を直接の原因とする入院 <sup>[1]</sup> であること ②不慮の事故（別表 1）の日から 3 年以内に開始した入院 <sup>[1]</sup> であること ③この特約の保険期間中の入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[3]</sup> ④治療を目的とした入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[4]</sup> ⑤病院または診療所 <sup>[5]</sup> への入院 <sup>[1]</sup> であること	入院 <sup>[1]</sup> 1 日について 特約基準保険金額 <sup>[7]</sup> × 1.0/1000	保険契約者 <sup>[8]</sup>

	⑥入院期間の日数が1日以上であること <sup>[6]</sup>	
入院一時金	次の①②のいずれにも該当したとき（入院保険金に加えて支払います。） ①被保険者が入院保険金の支払われる入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ②1回の入院 <sup>[1]</sup> について、①の入院 <sup>[1]</sup> の日数が1日、30日、60日、90日、120日の各日数に達したとき	特約基準保険金額 <sup>[7]</sup> × 1.0/1000 × 20

(2)この特約の手術保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
手術保険金	被保険者が、この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> この特約の保険期間中に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所 <sup>[5]</sup> において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした手術 <sup>[9]</sup> を保険期間中に受けたとき。ただし、不慮の事故（別表1）の日から3年以内に受けた手術に限ります。 ①公的医療保険制度（別表4）における医科診療報酬点数表（別表5）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている手術（公的医療保険制度（別表4）における歯科診療報酬点数表（別表6）（以下「歯科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。）。ただし、次に掲げるものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. デブリードマン ウ. 皮膚切開術 エ. 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 外耳道異物除去術 カ. 鼻内異物摘出術 キ. 内視鏡下鼻腔手術（鼻腔内手術） ク. 抜歯手術 ②先進医療（別表7）に該当する施術（診断および検査を直接の目的とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による施術を除きます。）	特約基準保険金額 <sup>[7]</sup> × 1.0/1000 × 10	保険契約者 <sup>[8]</sup>

(3)この特約の放射線治療保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
放射線治療保険金	被保険者が、この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> この特約の保険期間中に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所 <sup>[5]</sup> において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした施術（以下「放射線治療」といいます。）を保険期間中に受けたとき。ただし、不慮の事故（別表1）の日から3年以内に開始した施術に限ります。	特約基準保険金額 <sup>[7]</sup> × 1.0/1000 × 10	保険契約者 <sup>[8]</sup>

	<p>① 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術（歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術のうち医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術を含みます。）</p> <p>② 先進医療（別表7）に該当する放射線照射または温熱療法による施術</p>	
--	--	--

(4) この特約の特約保険金の支払額については、次のとおりとします。

- ① 入院保険金の支払額は、それぞれの入院日における特約基準保険金額<sup>[7]</sup>に応じて計算します。
- ② 入院一時金の支払額は、支払事由に該当した日における特約基準保険金額<sup>[7]</sup>に応じて計算します。
- ③ 手術保険金の支払額は、手術を受けた日<sup>[10]</sup>における特約基準保険金額<sup>[7]</sup>に応じて計算します。
- ④ 放射線治療保険金の支払額は、放射線治療を受けた日<sup>[11]</sup>における特約基準保険金額<sup>[7]</sup>に応じて計算します。

#### 備考（第2条）

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。
- [2] 「責任開始時以後」とは、第10条（特約の責任開始の時）または第41条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [3] この特約の保険期間満了の日以前に開始した入院がその日以後も継続している場合は、その入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
- [4] 治療を目的とした入院には、美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院、臓器等の移植に伴う臓器等提供を直接の目的とする入院、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表4）において保険給付の対象とならない入院などは該当しません。
- [5] 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
  - (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、手術保険金および放射線治療保険金にかかる規定においては、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。
  - (2) (1)の場合と同等の日本国外にある医療施設
- [6] 入院期間の日数が1日となる入院とは、入院のうち、入院日と退院日が同一である場合（日帰り入院）をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
- [7] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [8] 特約保険金受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
- [9] 治療を直接の目的とした手術には、美容整形上の手術、臓器等の移植に伴う臓器等提供者として受ける手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表4）において保険給付の対象とならない手術などは該当しません。
- [10] 1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- [11] 1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。

### 第3条（特約保険金の支払限度）

- (1) 特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>をもって限度とします。<sup>[2]</sup>
- (2) 入院保険金の支払額は、1回の入院<sup>[3]</sup>については、120日分をもってその限度とします。<sup>[4]</sup>
- (3) 入院一時金の支払回数は、次のとおりとします。
  - ① 1回の入院<sup>[3]</sup>については、5回をもってその限度とします。<sup>[2]</sup>
  - ② この特約の保険期間を通じて、20回をもってその限度とします。<sup>[2]</sup>

#### 備考（第3条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [2] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、第2条（特約保険金の支払）に定める特約保険金の支払額を支払うことができないことがあります。この場合、特約基準保険金額を限度として支払います。
- [3] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。
- [4] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、120日分を支払うことができないことがあります。この場合、本条(1)に基づき、特約基準保険金額を限度として支払います。



## 第4条 (2回以上入院した場合の取扱い)

被保険者が、第2条 (特約保険金の支払) (1) の入院保険金の支払事由に該当する入院<sup>[1]</sup>を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院<sup>[1]</sup>とみなし、各入院<sup>[1]</sup>について日数を合算して入院保険金および入院一時金の支払に関する規定を適用します。ただし、入院保険金の支払われることとなった最終の入院<sup>[1]</sup>の退院日から60日を経過した後に開始した入院<sup>[1]</sup>については、新たな入院<sup>[1]</sup>とみなします。

### 備考 (第4条)

[1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

## 第5条 (2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い)

支払うべき入院保険金が2以上の原因による入院保険金である場合には、その重複した入院期間については、会社は、重複して入院保険金を支払いません。この場合においては、入院一時金も重複しては支払いません。

## 第6条 (2以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い)

- (1) 被保険者が、第2条 (特約保険金の支払) (2) の手術保険金の支払事由に該当する手術を同一の日<sup>[1]</sup>に2以上受けたときは、これらの手術のうちいずれか1の手術に限り手術保険金を支払います。
- (2) 被保険者が、第2条 (特約保険金の支払) (2) の手術保険金の支払事由に該当する同一の手術を2以上受けた場合で、かつ、その2以上受けた手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術であるときは、第2条 (特約保険金の支払) (2) の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの手術 (以下「一連の手術」といいます。) については、次のとおり取り扱います。
  - ① 一連の手術のうち最初の手術を受けた日<sup>[1]</sup>からその日を含めて60日間を同一手術期間とします。
  - ② 同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日<sup>[1]</sup>からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。
  - ③ 各同一手術期間中に受けた一連の手術については、各同一手術期間中に受けた一連の手術のうちいずれか1の手術に限り手術保険金をそれぞれ支払います。
- (3) 被保険者が、第2条 (特約保険金の支払) (2) の手術保険金の支払事由に該当する手術を受けた場合において、その手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術であるときは、第2条 (特約保険金の支払) (2) の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、その手術の開始日についてのみ手術保険金を支払います。
- (4) 被保険者が、第2条 (特約保険金の支払) (3) の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を同一の日<sup>[2]</sup>に2以上受けたときは、これらの放射線治療のうち、いずれか1の放射線治療に限り放射線治療保険金を支払います。
- (5) 被保険者が、第2条 (特約保険金の支払) (3) の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を受けた場合において、その放射線治療が放射線を常時照射する治療<sup>[3]</sup>であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として放射線治療保険金を支払います。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
- (6) 被保険者が、第2条 (特約保険金の支払) (3) の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を2以上受けた場合には、第2条 (特約保険金の支払) (3) の放射線治療保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、放射線治療保険金が支払われることとなった最終の放射線治療を受けた日<sup>[2]</sup>からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療保険金を支払いません。

### 備考 (第6条)

[1] 1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。

[2] 1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。

[3] 「放射線を常時照射する治療」とは、放射性物質の体内への埋込、投与等により、放射線を絶えず照射し続ける治療をいいます。

## 第7条 (特約保険金を支払わない場合等)

- (1) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条 (特約保険金の支払) の特約保険金の支払事由に該当した場合には、特約保険金を支払いません。
  - ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - ② 被保険者の犯罪行為
  - ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

- ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
  - ⑦原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見がないもの
- (2)被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
- ①地震、噴火または津波
  - ②戦争その他の変乱

## 第3章 特約保険料の払込免除

### 第8条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

- (1)この特約が学資保険（H 24）に付加された場合において、基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
- (2)本条(1)にかかわらず、基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった直接の原因がこの特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>に生じたものである場合は、特約保険料を払込免除としません。

#### 備考（第8条）

[1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2]「責任開始時前」とは、第10条（特約の責任開始の時）または第41条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。

### 第9条（身体障害による特約保険料の払込免除）

- (1)被保険者がこの特約の責任開始時以後<sup>[1]</sup>に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態<sup>[2]</sup>になったとき<sup>[3]</sup>は、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態<sup>[2]</sup>になった場合、または、身体障害の状態<sup>[2]</sup>となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。
- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - ②被保険者の犯罪行為
  - ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
  - ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (2)被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態<sup>[2]</sup>になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態<sup>[2]</sup>になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。
- ①地震、噴火または津波
  - ②戦争その他の変乱

#### 備考（第9条）

[1]「責任開始時以後」とは、第10条（特約の責任開始の時）または第41条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

[2]「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。

[3]責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。

## 第4章 特約の責任開始

### 第10条（特約の責任開始の時）

- (1)基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。
- (2)本条(1)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。<sup>[1]</sup>
- (3)この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。

(4)本条(1)の特約の責任開始の時から本条(2)の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。

①第2条(特約保険金の支払)の特約保険金の支払

②第9条(身体障害による特約保険料の払込免除)の特約保険料の払込免除

③第16条(重大事由による特約の解除)または第17条(加入限度額超過による特約の解除)の特約の解除

(5)本条(4)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、本条(4)のこの特約の契約日と同一とします。

(6)会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

(7)この特約は、会社が本条(6)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考(第10条)

[1] 主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日の変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。

### 第11条(保険証券)

保険証券には、主約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

①支払事由

②特約保険金の額

## 第5章 特約保険料の払込み

### 第12条(特約保険料の払込み)

(1)特約保険料は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込方法(経路)に従い、基本保険料<sup>[1]</sup>と合わせて同一月分を払い込んでください。

(2)特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込時期および猶予期間と同一とします。

(3)基本保険料<sup>[1]</sup>の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条(1)にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法(経路)を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法(経路)の変更および会社による保険料の払込方法(経路)の変更については、主約款の定めるところによります。

(4)本条(3)の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法(経路)を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。

#### 備考(第12条)

[1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

### 第13条(特約保険料の振替貸付)

基本保険料<sup>[1]</sup>について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料<sup>[1]</sup>と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。<sup>[2]</sup>

#### 備考(第13条)

[1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2] この場合、基本保険料と特約保険料の合計額が、この特約が付加された基本契約と特約の解約返戻金額の合計額のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内であることを必要とします。

### 第14条(特約保険料の前納払込み)

(1)保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。<sup>[1]</sup>この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。

(2)本条(1)により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に特約保険料の払込みに充当します。

(3)特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡給付金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡給付金または満期保険金の保険金受取人に払い戻します。

(4)本条(1)により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。

(5)保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類(別表8)を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。

#### 備考(第14条)

[1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。

[2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

### 第15条(未経過期間に対する特約保険料の払戻し)

(1)特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。

- ① 特約の消滅
- ② 特約保険料の払込免除
- ③ 特約保険料額の減額
- ④ 特約の保険料払済契約への変更

(2)本条(1)の特約保険料を基本契約の死亡給付金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡給付金または満期保険金の保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしたときは、保険契約者に払い戻します。

#### 備考(第15条)

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

## 第6章 特約の解除

### 第16条(重大事由による特約の解除)

(1)会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
- ② 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
- ③ この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為<sup>[2]</sup>があった場合
- ④ 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
  - ア. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に該当すると認められること
  - イ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ウ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>を不当に利用していると認められること
  - エ. 保険契約者または特約保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力<sup>[3]</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - オ. その他反社会的勢力<sup>[3]</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ⑤ この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合

(2)会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。

- ① その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

(3)本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(4)本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

#### 備考(第16条)

[1]「事故招致」には、未遂を含みます。

[2]「詐欺行為」には、未遂を含みます。

[3]「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

### 第17条(加入限度額超過による特約の解除)

(1)会社は、特約の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超える場合<sup>[2]</sup>には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。

(2)本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(3)本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

#### 備考(第17条)

[1]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。

[2]「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

## 第7章 特約の取消しおよび無効

### 第18条(詐欺による特約の取消し)

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

### 第19条(不法取得目的による特約の無効)

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

## 第8章 特約の失効

### 第20条(特約の失効)

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

①基本契約がその効力を失ったとき

②保険契約者が第2回以降の特約保険料を払い込まないで第2回以降の特約保険料の猶予期間<sup>[1]</sup>を経過したとき

③特約保険金の支払額がその限度に達したとき

④第23条(基本契約の変更に伴う特約の変更)により特約基準保険金額<sup>[2]</sup>が変更された場合<sup>[3]</sup>において、変更後の特約基準保険金額<sup>[2]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき

#### 備考(第20条)

[1]「猶予期間」とは、第12条(特約保険料の払込み)(2)の猶予期間をいいます。

[2]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。

[3]次の場合を除きます。

(1)年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合

(2)貸付金の弁済に代える保険金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合

## 第9章 保険契約者または特約保険金受取人の代表者

### 第21条（保険契約者または特約保険金受取人の代表者）

- (1)この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
- (2)この特約について特約保険金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の特約保険金受取人を代理するものとします。
- (3)特約保険金受取人が本条(2)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (4)本条(1)(2)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者または特約保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または特約保険金受取人に対しても、その効力を有します。
- (5)この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

#### 備考（第21条）

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第10章 特約の契約関係者の変更

### 第22条（特約の保険契約者の変更）

- (1)この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2)主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

## 第11章 特約の変更

### 第23条（基本契約の変更に伴う特約の変更）

- (1)基本契約の変更に伴う特約の変更（別表3）の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2)本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3)本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更（別表3）に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4)本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

### 第24条（特約保険金額の減額変更）

- (1)保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2)保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
  - ①特約保険料が払込免除となっているとき
  - ②減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
  - ③減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が10万円の倍数でないとき
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (4)本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[4]</sup>に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生じます。
- (5)月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。

(6)本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

#### 備考(第24条)

- [1]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。
- [2]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [4]「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

### 第25条(特約保険金の支払額通算の特則)

第23条(基本契約の変更に伴う特約の変更)および第24条(特約保険金額の減額変更)により、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が変更された場合において、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第3条(特約保険金の支払限度)(1)による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>に対する変更後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の割合により変更されたものとします。

#### 備考(第25条)

- [1]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。

## 第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

### 第26条(特約の加入年齢の計算)

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

### 第27条(年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い)

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、この特約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額<sup>[1]</sup>を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

#### 備考(第27条)

- [1]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。

## 第13章 特約の解約

### 第28条(保険契約者による特約の解約)

- (1)保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2)保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類(別表8)を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (3)本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[3]</sup>に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に、その効力を生じます。
- (4)月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約は効力を生じません。
- (5)本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

#### 備考（第28条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

### 第29条（特約保険金受取人による特約の存続）

- (1) 債権者等<sup>[1]</sup>による特約の解約は、解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時にあって次のすべてを満たす特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等<sup>[1]</sup>に支払うべき金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払い、かつ会社<sup>[2]</sup>にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- ② 保険契約者でないこと
- (3) 特約保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。

#### 備考（第29条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第14章 特約の返戻金の支払

### 第30条（特約の返戻金の支払）

この特約の返戻金<sup>[1]</sup>については、次のとおりとします。

特約の返戻金を支払う場合	特約の返戻金の額	特約の返戻金の受取人
① 被保険者の死亡	特約の積立金 <sup>[2]</sup> の額。ただし、主約款の規定によりその基本契約の解約返戻金の額 <sup>[3]</sup> の返戻金を支払うときは、会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	ア. 基本契約の死亡給付金を支払う場合は死亡給付金の保険金受取人。ただし、保険契約者が特約の返戻金を受け取る意思を表示したときは保険契約者 イ. 基本契約の死亡給付金を支払う場合以外の場合は保険契約者
② この特約の解除	会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	保険契約者
③ 第28条（保険契約者による特約の解約）の解約の通知		
④ この特約の失効 <sup>[4]</sup>		
⑤ この特約の変更 <sup>[5]</sup>		
⑥ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき	特約の積立金 <sup>[2]</sup> の額	

#### 備考（第30条）

- [1] 特約の返戻金がある場合に限りします。
- [2] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。
- [3] 「基本契約の解約返戻金の額」とは、会社の定める計算方法により、基本契約の経過した年月数により算出した額とします。
- [4] 次のいずれかによりこの特約が失効したときを除きます。
- (1) 本条①の「被保険者の死亡」に該当したとき
- (2) 本条⑥の「特約保険金の支払額がその限度に達したとき」に該当したとき
- [5] 特約基準保険金額または特約保険料額が変更されるものに限りします。ただし、年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いによる基本契約の変更に伴うものを除きます。



## 第15章 特約の復活

### 第31条 (特約の復活)

- (1)第20条(特約の失効)②の場合、保険契約者は、特約の失効後1年以内に限り、会社の承諾を得て、その特約を復活することができます。この場合において、この特約が基本契約の失効と同時に失効したときは、この特約は基本契約の復活に併せて復活することを必要とします。
- (2)次の場合には、本条(1)の復活をすることができません。
- ①特約の返戻金の支払の請求があったとき
  - ②復活した場合の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超えるとき<sup>[2]</sup>
  - ③この特約の失効と同時に失効した他の特約をすでに復活しているとき
- (3)保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類(別表8)を会社<sup>[3]</sup>に提出して申し込んでください。
- (4)本条(3)の場合、保険契約者は、特約復活払込金<sup>[4]</sup>を払い込んでください。

#### 備考(第31条)

- [1]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2]「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [3]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4]「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

### 第32条 (特約の復活の責任開始の時)

- (1)この特約が付加された基本契約の復活に併せてこの特約を復活する場合において、この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。
- (2)特約のみ復活する場合において、会社が、この特約の復活の申込みを承諾したときは、会社は、特約復活払込金<sup>[1]</sup>を受け取った時から復活後の特約上の責任を負います。
- (3)本条(1)(2)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。
- (4)会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。
- (5)この特約の復活は、会社が本条(4)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考(第32条)

- [1]「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

### 第33条 (特約の復活の効果)

- (1)この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。
- (2)本条(1)にかかわらず、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故(別表1)により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。

## 第16章 特約契約者配当

### 第34条 (特約契約者配当金)

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

## 第17章 譲渡禁止

### 第35条 (譲渡禁止)

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

## 第 18 章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い

### 第 36 条（保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険金等<sup>[1]</sup>を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等<sup>[2]</sup>があるときは、それらの支払金額から差し引きます。
- (2) 第 2 条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由が発生した場合または第 8 条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）もしくは第 9 条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、この特約に関し第 1 回特約保険料が払い込まれていないときは、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込みを免除しません。

#### 備考（第 36 条）

- [1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。
- (1) 満期保険金
  - (2) 死亡給付金
  - (3) 返戻金
  - (4) 契約者配当金（主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により支払われる契約者配当金を除きます。）
  - (5) 払い戻す基本保険料
- [2] 「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。
- (1) 未払特約保険料
  - (2) 次により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。）
    - ① 第 23 条（基本契約の変更に伴う特約の変更）(4)
    - ② 第 24 条（特約保険金額の減額変更）(6)
    - ③ 第 28 条（保険契約者による特約の解約）(5)
  - (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

## 第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等

### 第 37 条（特約保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[1]</sup>に通知してください。
- (2) 保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表 8）を会社<sup>[1]</sup>に提出して特約保険金等<sup>[2]</sup>または特約保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 特約保険金等<sup>[2]</sup>は、本条 (2) の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、会社<sup>[1]</sup>で支払います。
- (4) 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までには会社<sup>[1]</sup>に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認<sup>[3]</sup>を行います。この場合には、本条 (3) にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第 2 条（特約保険金の支払） 所定の支払事由に該当する事実の有無
② 特約保険金の免責事由 <sup>[4]</sup> に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項、第 16 条（重大事由による特約の解除）(1) ④ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- (5) 本条 (4) の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条 (3)(4) にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180 日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

- ①本条(4)②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
  - ②本条(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
  - ③本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6)本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき<sup>[5]</sup>は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等<sup>[2]</sup>は支払いません。
- (7)特約保険料の払込免除については、本条(3)(4)(5)(6)の規定を準用します。
- (8)会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

#### 備考(第37条)

- [1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2]「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。
- [3]「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4]「免責事由」とは、第7条(特約保険金を支払わない場合等)(1)の事由をいいます。
- [5]会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

### 第38条(消滅時効の援用)

特約保険金等<sup>[1]</sup>の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利を行使することができる時から3年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

#### 備考(第38条)

- [1]「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

## 第20章 契約内容の登録

### 第39条(契約内容の登録)

- (1)会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。
- ①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
  - ②入院保険金の種類
  - ③入院保険金の日額
  - ④特約の契約日<sup>[1]</sup>
  - ⑤当会社名
- (2)本条(1)の登録の期間は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年(特約の契約日<sup>[1]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内とします。
- (3)協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、本条(1)により登録された被保険者について、入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の申込み<sup>[3]</sup>を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4)各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の承諾<sup>[4]</sup>の判断の参考とすることができるものとします。
- (5)各生命保険会社等は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年(特約の契約日<sup>[5]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- (6)各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾<sup>[4]</sup>の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7)協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8)保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9)本条(3)(4)(5)において、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

#### 備考(第39条)

- [1]特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。
- [2]「入院給付金のある特約」には、入院給付金のある保険契約を含みます。

- [3] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- [4] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- [5] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

## 第 21 章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更

### 第 40 条 (法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更)

- (1) 会社は、手術保険金または放射線治療保険金（以下本条において「手術保険金等」といいます。）の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術保険金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額<sup>[1]</sup>を変更することなく手術保険金等の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- (2) 本条 (1) により、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更する日の 2 か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

#### 備考 (第 40 条)

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

## 第 22 章 特則

### 第 41 条 (中途付加の場合の特則)

- (1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の申込みを承諾した後に第 1 回特約保険料を受け取った場合	第 1 回特約保険料を受け取った時
② 会社が、第 1 回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	第 1 回特約保険料相当額を受け取った時

- (2) 本条 (1) の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条 (2) の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券に特約中途付加の旨を記載してその保険証券を保険契約者に交付します。
- (5) この特約は、会社が本条 (4) の保険証券を発した時に成立するものとします。
- (6) 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>が、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
- (7) 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>が、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。
- (8) この特約を基本契約の締結後に付加する場合にあつては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第 26 条（特約の加入年齢の計算）にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

#### 備考 (第 41 条)

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の 1 年ごとの応当日の翌月の 1 日とします。したがって、契約日が 2 月 29 日の場合は、2 月 29 日のない年については、3 月 1 日が年ごとの契約応当日となります。
- [4] 「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の 1 年ごとの応当日の翌月の 1 日とします。したがって、契約日が 2 月 29 日の場合は、2 月 29 日のない年については、3 月 1 日が年ごとの契約応当日となります。

## 第 42 条（特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則）

- (1) 特約復活払込金<sup>[1]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第 32 条（特約の復活の責任開始の時）の特約復活払込金<sup>[1]</sup>を受け取った時とします。また、基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第 41 条（中途付加の場合の特則）の第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>を受け取った時とします。
- ① 保険契約者が会社の定める決済方法の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時
  - ② 保険契約者が特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込んだ際に、その受領書等が作成された時
- (2) 本条 (1) にかかわらず、会社の定める決済方法により特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>の払込みはなかつたものとします。
- ① 会社が決済事業者<sup>[3]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと
  - ② 決済事業者<sup>[3]</sup>がその利用者<sup>[4]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条 (1) により払い込まれた特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第 1 回特約保険料<sup>[2]</sup>については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

### 備考（第 42 条）

- [1] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかつた期間の特約保険料に相当する金額をいいます。  
[2] 「第 1 回特約保険料」には、第 1 回特約保険料相当額を含みます。  
[3] 会社の指定した決済事業者とします。  
[4] 会社の指定した決済方法により、特約復活払込金または第 1 回特約保険料を払い込む利用者としてします。

## 第 43 条（基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合の特則）

- (1) この特約が付加された基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合において、保険契約者が基本保険料の復活払込金<sup>[1]</sup>について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金<sup>[2]</sup>についても、分割払込みを請求してください。
- (2) 本条 (1) の場合には、この特約が付加された基本契約の復活払込金の分割払込みの規定を準用します。この場合において、基本契約の復活払込金の分割払込みの規定中「分割払込金」とあるのは「特約分割払込金」と、「保険料」とあるのは「特約保険料」と読み替えます。

### 備考（第 43 条）

- [1] 「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかつた期間の基本保険料に相当する金額をいいます。  
[2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかつた期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

## 第 44 条（基本契約に災害特約（学資保険（H 24）用）が付加されている場合の特則）

- (1) この特約が付加された基本契約に災害特約（学資保険（H 24）用）が付加されている場合において、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込免除後に災害特約（学資保険（H 24）用）の特約保険料をこの特約の特約保険料と合わせて払い込むときは、災害特約（学資保険（H 24）用）の払い込む特約保険料は、災害特約（学資保険（H 24）用）条項の規定にかかわらず、1 年分以上を前納する必要はありません。
- (2) この特約が付加された基本契約に災害特約（学資保険（H 24）用）が付加されている場合において、この特約の返戻金を基本契約の死亡給付金の保険金受取人に支払う場合にあつては、災害特約（学資保険（H 24）用）条項の規定にかかわらず、その特約の返戻金<sup>[2][3]</sup>を基本契約の死亡給付金の保険金受取人に支払います。ただし、保険契約者がその特約の返戻金<sup>[2][3]</sup>を受け取る意思を表示したときは保険契約者に支払います。

### 備考（第 44 条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。  
[2] 災害特約（学資保険（H 24）用）条項の規定により、特約の返戻金がある場合に限りです。  
[3] 被保険者の死亡による返戻金に限りです。

## 別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2のものとします（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
3 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目 (基本分類コード)	除外するもの
1 交通事故 (V 01 ~ V 99)	
2 不慮の損傷のその他の外因 (W 00 ~ X 59)	
・転倒・転落 (W 00 ~ W 19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 20 ~ W 49)	・騒音への曝露 <sup>[1]</sup> (W 42) ・振動への曝露 <sup>[1]</sup> (W 43)
・生物による機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 50 ~ W 64)	
・不慮の溺死および溺水 (W 65 ~ W 74)	
・その他の不慮の窒息 (W 75 ~ W 84)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん<嚥><吸引> (W 78)、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引> (W 79)、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引> (W 80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 <sup>[1]</sup> (W 85 ~ W 99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 <sup>[1]</sup> (高山病等) (W 94)
・煙、火および火災への曝露 <sup>[1]</sup> (X 00 ~ X 09)	
・熱および高温物質との接触 (X 10 ~ X 19)	
・有毒動植物との接触 (X 20 ~ X 29)	
・自然の力への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30 ~ X 39)	・自然の過度の高温への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30) 中の気象条件によるもの (熱中症、日射病、熱射病等)

・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 <sup>[1][2][3]</sup> (X 40～X 49)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X 50～X 57)	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X 50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（乗り物酔い等） (X 51) ・無重力環境への長期滞在 (X 52) ・飢餓、渇
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 <sup>[1]</sup> (X 58～X 59)	
3 加害にもとづく傷害および死亡 (X 85～Y 09)	
4 法的介入および戦争行為 (Y 35～Y 36)	・合法的処刑 (Y 35.5)
5 内科的および外科的ケアの合併症 (Y 40～Y 84)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y 40～Y 59）によるもの <sup>[3]</sup>	
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y 60～Y 69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y 70～Y 82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y 83～Y 84)	

## 備考（別表1）

[1] 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

[2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

[3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

## 別表2 身体障害等級表

身体障害の状態および障害等級は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考
第1級	1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。	
4 両上肢を手関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
6 両上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>		
10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
11 両下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>		
12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
13 両下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1) 聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。
	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
	23 1上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	24 1上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。



25	10 手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1) 「手指を失ったもの」とは、第 1 指 (母指) にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
26	10 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の 2 分の 1 以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節 (第 1 指 (母指) にあっては指節間関節) の自動運動の範囲が正常の場合の 2 分の 1 以下に制限されたものをいいます。
27	1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
28	1 下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3 大関節 (股関節、膝関節および足関節をいいます。) 全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
第 3 級	40 両眼の視力の合計が 0.12 以下になったもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
	41 1 眼が失明したもの	(2) 「失明したもの」とは、視力が 0.02 以下になったものをいいます。
	42 両耳の聴力レベルがいずれも 69 デシベル以上になったもので、かつ、第 2 級の 20 に該当しないもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。
	43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
	45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の上着を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の 2 分の 1 以下に制限されたものをいいます。
	46 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の 4 分の 1 以下に制限されたものをいいます。
	47 1 手の 5 手指を失ったもの、第 1 指 (母指) および第 2 指 (示指) を失ったものまたは第 1 指 (母指) もしくは第 2 指 (示指) を含み 3 手指もしくは 4 手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第 1 指 (母指) にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
	48 1 手の 5 手指もしくは 4 手指の用を全く永久に失ったものまたは第 1 指 (母指) および第 2 指 (示指) を含み 3 手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の 2 分の 1 以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節 (第 1 指 (母指) にあっては指節間関節) の自動運動の範囲が正常の場合の 2 分の 1 以下に制限されたものをいいます。
	49 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の 4 分の 1 以下に制限されたものをいいます。

50 10 足指を失ったものまたは10 足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
51 10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。

#### 備考（別表2）

[1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。

[2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。

### 別表3 基本契約の変更に伴う特約の変更

(1)第23条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。

- ①年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険期間または保険料払込期間の終期が変更されたとき
- ②年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額が減額更正されたとき
- ③保険料払済契約への変更があったとき
- ④①②③のほか、基本契約の保険金額が減額されたとき

(2)基本契約について、(1)③の事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。

(3)基本契約について、(1)の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

### 別表4 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ①健康保険法
- ②国民健康保険法
- ③国家公務員共済組合法
- ④地方公務員等共済組合法
- ⑤私立学校教職員共済法
- ⑥船員保険法
- ⑦高齢者の医療の確保に関する法律

### 別表5 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

### 別表6 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

### 別表7 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、公的医療保険制度（別表4）の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。

### 別表8 必要書類

(1)特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

① 特約保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</li> <li>5 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>7 保険証券</li> </ol>
手術保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</li> <li>5 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>7 保険証券</li> </ol>
放射線治療保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</li> <li>5 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>7 保険証券</li> </ol>

② 特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約 保険料の払込免除 (第9条関係)	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</li> <li>5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>6 保険証券</li> </ol>

③ 特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
解除もしくは解約ま たは失効による特約 の返戻金の支払 (第 30条関係)	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>3 保険証券</li> </ol>
被保険者の死亡 (第 30条①に該当する 場合に限り) によ る特約の返戻金の 支払 (第30条関係)	保険契約者または 基本契約の死亡給 付金の保険金受取 人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本)</li> <li>3 保険契約者または基本契約の死亡給付金の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>4 保険証券</li> </ol>

## ④その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し (第 14 条関係)	保険契約者または 基本契約の保険金 受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する 特約保険料の払戻し (第 15 条関係)	保険契約者または 基本契約の保険金 受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人の 代表者の指定（その 変更を含む。）（第 21 条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金額の減額 変更（第 24 条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特 約の解約（第 28 条 関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人に よる特約の存続（第 29 条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活（第 31 条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

(2)会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

# 無配当総合医療特約（R04）（学資保険（H24）用）条項

（令和4年4月1日制定）

## 目次

### 第1章 総則

第1条 特約の付加…………… 388

### 第2章 特約保険金の支払

第2条 特約保険金の支払…………… 388

第3条 保険事故の特例…………… 391

第4条 特約保険金の支払限度…………… 391

第5条 2回以上入院した場合の取扱い…………… 392

第6条 2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い…………… 392

第7条 2以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い…………… 392

第8条 疾病を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等…………… 393

第9条 不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等…………… 393

### 第3章 特約保険料の払込免除

第10条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除…………… 393

第11条 身体障害による特約保険料の払込免除…………… 394

### 第4章 特約の責任開始

第12条 特約の責任開始の時…………… 394

第13条 保険証券…………… 395

### 第5章 特約保険料の払込み

第14条 特約保険料の払込み…………… 395

第15条 特約保険料の振替貸付…………… 395

第16条 特約保険料の前納払込み…………… 395

第17条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し…………… 396

### 第6章 告知義務および特約の解除

第18条 告知義務…………… 396

第19条 告知義務違反による特約の解除…………… 396

第20条 特約を解除できない場合…………… 396

第21条 重大事由による特約の解除…………… 397

第22条 加入限度額超過による特約の解除…………… 397

### 第7章 特約の取消しおよび無効

第23条 詐欺による特約の取消し…………… 398

第24条 不法取得目的による特約の無効…………… 398

### 第8章 特約の失効

第25条 特約の失効…………… 398

### 第9章 保険契約者または特約保険金受取人の代表者

第26条 保険契約者または特約保険金受取人の代表者…………… 398

### 第10章 特約の契約関係者の変更

第27条 特約の保険契約者の変更…………… 398

### 第11章 特約の変更

第28条 基本契約の変更に伴う特約の変更…………… 399

第29条 特約保険金額の減額変更…………… 399

第30条 特約保険金の支払額通算の特則…………… 399

### 第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第31条 特約の加入年齢の計算…………… 399

第32条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い…………… 400

### 第13章 特約の解約

第33条 保険契約者による特約の解約…………… 400

第34条 特約保険金受取人による特約の存続…………… 400

第14章 特約の返戻金の支払	
第35条 特約の返戻金の支払	400
第15章 特約の復活	
第36条 特約の復活	401
第37条 特約の復活の責任開始の時	401
第38条 特約の復活の効果	402
第16章 特約契約者配当	
第39条 特約契約者配当金	402
第17章 譲渡禁止	
第40条 譲渡禁止	402
第18章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第41条 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	403
第19章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第42条 特約保険金等の請求および支払時期等	403
第43条 消滅時効の援用	404
第20章 契約内容の登録	
第44条 契約内容の登録	404
第21章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更	
第45条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更	405
第22章 特則	
第46条 中途付加の場合の特則	405
第47条 特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則	406
第48条 特約の責任開始の時の特則	406
第49条 基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合の特則	406
第50条 基本契約に災害特約（学資保険（H24）用）が付加されている場合の特則	406
別表1 対象となる不慮の事故	
別表2 身体障害等級表	
別表3 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表4 公的医療保険制度	
別表5 医科診療報酬点数表	
別表6 歯科診療報酬点数表	
別表7 先進医療	
別表8 必要書類	

## 第1章 総則

### 第1条（特約の付加）

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができます。

## 第2章 特約保険金の支払

### 第2条（特約保険金の支払）

(1)この特約の疾病による入院保険金および入院一時金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ①この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> この特約の保険期間中に生じた次のア. またはイ. のいずれかを直接の原因とする入院 <sup>[1]</sup> であること	入院 <sup>[1]</sup> 1日について 特約基準保険金額 <sup>[8]</sup> × 1.0/1000	保険契約者 <sup>[9]</sup>

	ア. 疾病 <sup>[3]</sup> イ. 不慮の事故 (別表1) により受けた傷害 (その事故の日から3年経過後に開始した入院に限ります。) ② この特約の保険期間中の入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[4]</sup> ③ 治療を目的とした入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[5]</sup> ④ 病院または診療所 <sup>[6]</sup> への入院 <sup>[1]</sup> であること ⑤ 入院期間の日数が1日以上であること <sup>[7]</sup>	
入院一時金	次の①②のいずれにも該当したとき (入院保険金に加えて支払います。) ① 被保険者が疾病による入院保険金の支払われる入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ② 1回の入院 <sup>[1]</sup> について、①の入院 <sup>[1]</sup> の日数が1日、30日、60日、90日、120日の各日数に達したとき	特約基準保険金額 <sup>[8]</sup> × 1.0/1000 × 20

(2) この特約の傷害による入院保険金および入院一時金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ① この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> この特約の保険期間中に不慮の事故 (別表1) により受けた傷害を直接の原因とする入院 <sup>[1]</sup> であること ② 不慮の事故 (別表1) の日から3年以内に開始した入院 <sup>[1]</sup> であること ③ この特約の保険期間中の入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[4]</sup> ④ 治療を目的とした入院 <sup>[1]</sup> であること <sup>[5]</sup> ⑤ 病院または診療所 <sup>[6]</sup> への入院 <sup>[1]</sup> であること ⑥ 入院期間の日数が1日以上であること <sup>[7]</sup>	入院 <sup>[1]</sup> 1日について 特約基準保険金額 <sup>[8]</sup> × 1.0/1000	保険契約者 <sup>[9]</sup>
入院一時金	次の①②のいずれにも該当したとき (入院保険金に加えて支払います。) ① 被保険者が傷害による入院保険金の支払われる入院 <sup>[1]</sup> をしたとき ② 1回の入院 <sup>[1]</sup> について、①の入院 <sup>[1]</sup> の日数が1日、30日、60日、90日、120日の各日数に達したとき	特約基準保険金額 <sup>[8]</sup> × 1.0/1000 × 20	

(3) この特約の手術保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
手術保険金	被保険者が、この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> この特約の保険期間中にかかった疾病 <sup>[3]</sup> または不慮の事故 (別表1) により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所 <sup>[6]</sup> において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした手術 <sup>[10]</sup> を保険期間中に受けたとき	特約基準保険金額 <sup>[8]</sup> × 1.0/1000 × 10	保険契約者 <sup>[9]</sup>

	<p>① 公的医療保険制度（別表4）における医科診療報酬点数表（別表5）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている手術（公的医療保険制度（別表4）における歯科診療報酬点数表（別表6）（以下「歯科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。）。ただし、次に掲げるものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理 イ. デブリードマン ウ. 皮膚切開術 エ. 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 外耳道異物除去術 カ. 鼻内異物摘出術 キ. 内視鏡下鼻腔手術（鼻腔内手術） ク. 抜歯手術</p> <p>② 先進医療（別表7）に該当する施術（診断および検査を直接の目的とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による施術を除きます。）</p>	
--	---	--

(4) この特約の放射線治療保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
放射線治療保険金	<p>被保険者が、この特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>この特約の保険期間中にかかった疾病<sup>[3]</sup>または不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因として、病院または診療所<sup>[6]</sup>において、次の①または②のいずれかに該当する治療を直接の目的とした施術（以下「放射線治療」といいます。）を保険期間中に受けたとき</p> <p>① 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術（歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術のうち医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術を含みます。）</p> <p>② 先進医療（別表7）に該当する放射線照射または温熱療法による施術</p>	<p>特約基準保険金額<sup>[8]</sup></p> <p>×</p> <p>1.0/1000</p> <p>×</p> <p>10</p>	保険契約者 <sup>[9]</sup>

(5) この特約の特約保険金の支払額については、次のとおりとします。

- ① 入院保険金の支払額は、それぞれの入院日における特約基準保険金額<sup>[8]</sup>に応じて計算します。
- ② 入院一時金の支払額は、支払事由に該当した日における特約基準保険金額<sup>[8]</sup>に応じて計算します。
- ③ 手術保険金の支払額は、手術を受けた日<sup>[11]</sup>における特約基準保険金額<sup>[8]</sup>に応じて計算します。
- ④ 放射線治療保険金の支払額は、放射線治療を受けた日<sup>[12]</sup>における特約基準保険金額<sup>[8]</sup>に応じて計算します。

#### 備考（第2条）

[1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

[2] 「責任開始時以後」とは、第12条（特約の責任開始の時）または第46条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。



- [3] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。
- [4] この特約の保険期間満了の日以前に開始した入院がその日以後も継続している場合は、その入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
- [5] 治療を目的とした入院には、美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院、臓器等の移植に伴う臓器等提供を直接の目的とする入院、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表4）において保険給付の対象とならない入院などは該当しません。
- [6] 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。  
 (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、手術保険金および放射線治療保険金にかかる規定においては、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。  
 (2) (1)の場合と同等の日本国外にある医療施設
- [7] 入院期間の日数が1日となる入院とは、入院のうち、入院日と退院日が同一である場合（日帰り入院）をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
- [8] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [9] 特約保険金受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
- [10] 治療を直接の目的とした手術には、美容整形上の手術、臓器等の移植に伴う臓器等提供者として受ける手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度（別表4）において保険給付の対象とならない手術などは該当しません。
- [11] 1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- [12] 1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。

### 第3条（保険事故の特例）

- (1) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[1]</sup>にかかった疾病<sup>[2]</sup>または不慮の事故（別表1）<sup>[3]</sup>により受けた傷害を直接の原因として、入院または手術もしくは放射線治療を受けた場合であっても、この特約の責任開始の日<sup>[4]</sup>からその日を含めて2年以上経過した後に入院を開始または手術もしくは放射線治療を受けたときは、その入院または手術もしくは放射線治療はこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)を適用します。
- (2) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[1]</sup>にかかった疾病<sup>[2]</sup>を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>に入院または手術もしくは放射線治療を受けた場合であっても、この特約の締結の際に、その疾病<sup>[2]</sup>の告知があったときは、その入院または手術もしくは放射線治療はこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)を適用します。
- (3) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[1]</sup>にかかった疾病<sup>[2]</sup>を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>に入院または手術もしくは放射線治療を受けた場合であっても、その疾病<sup>[2]</sup>に関して、この特約の責任開始時前<sup>[1]</sup>に、被保険者が次のすべてを満たすときは、その入院または手術もしくは放射線治療はこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)を適用します。ただし、その疾病<sup>[2]</sup>による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
  - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

#### 備考（第3条）

- [1] 「責任開始時前」とは、第12条（特約の責任開始の時）または第46条（中途付加の場合の特例）の特約の責任開始の時前をいいます。
- [2] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。
- [3] その事故の日から3年経過後に入院を開始または手術もしくは放射線治療を受けた場合に限りです。
- [4] 「責任開始の日」とは、第12条（特約の責任開始の時）または第46条（中途付加の場合の特例）の特約の責任開始の時を含む日をいいます。
- [5] 「責任開始時以後」とは、第12条（特約の責任開始の時）または第46条（中途付加の場合の特例）の特約の責任開始の時以後をいいます。

### 第4条（特約保険金の支払限度）

- (1) 特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>をもって限度とします。<sup>[2]</sup>
- (2) 第2条（特約保険金の支払）(1)の疾病による入院保険金（以下「疾病による入院保険金」といいます。）の支払額は、1回の入院<sup>[3]</sup>については、120日分をもってその限度とします。<sup>[4]</sup>
- (3) 第2条（特約保険金の支払）(2)の傷害による入院保険金（以下「傷害による入院保険金」といいます。）の支払額は、1回の入院<sup>[3]</sup>については、120日分をもってその限度とします。<sup>[4]</sup>
- (4) 第2条（特約保険金の支払）(1)の疾病による入院一時金（以下「疾病による入院一時金」といいます。）または第2条（特約保険金の支払）(2)の傷害による入院一時金（以下「傷害による入院一時金」といいます。）の支払回数は、次のとおりとします。

- ① 1回の入院<sup>[3]</sup>については、それぞれ5回をもってその限度とします。<sup>[2]</sup>
- ② この特約の保険期間を通じて、それぞれ20回をもってその限度とします。<sup>[2]</sup>

#### 備考（第4条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [2] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、第2条（特約保険金の支払）に定める特約保険金の支払額を支払うことができないことがあります。この場合、特約基準保険金額を限度として支払います。
- [3] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。
- [4] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、120日分を支払うことができないことがあります。この場合、本条(1)に基づき、特約基準保険金額を限度として支払います。

### 第5条（2回以上入院した場合の取扱い）

- (1) 被保険者が、疾病による入院保険金の支払事由に該当する入院<sup>[1]</sup>を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院<sup>[1]</sup>とみなし、各入院<sup>[1]</sup>について日数を合算して疾病による入院保険金および疾病による入院一時金の支払に関する規定を適用します。ただし、疾病による入院保険金の支払われることとなった最終の入院<sup>[1]</sup>の退院日から60日を経過した後に開始した入院<sup>[1]</sup>については、新たな入院<sup>[1]</sup>とみなします。
- (2) 被保険者が、傷害による入院保険金の支払事由に該当する入院<sup>[1]</sup>を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院<sup>[1]</sup>とみなし、各入院<sup>[1]</sup>について日数を合算して傷害による入院保険金および傷害による入院一時金の支払に関する規定を適用します。ただし、傷害による入院保険金の支払われることとなった最終の入院<sup>[1]</sup>の退院日から60日を経過した後に開始した入院<sup>[1]</sup>については、新たな入院<sup>[1]</sup>とみなします。

#### 備考（第5条）

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

### 第6条（2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い）

- (1) 支払うべき入院保険金が2以上の疾病による入院保険金である場合には、その重複した入院期間については、会社は、重複して疾病による入院保険金を支払いません。この場合においては、疾病による入院一時金も重複しては支払いません。
- (2) 支払うべき入院保険金が2以上の傷害による入院保険金である場合には、その重複した入院期間については、会社は、重複して傷害による入院保険金を支払いません。この場合においては、傷害による入院一時金も重複しては支払いません。
- (3) 支払うべき入院保険金が疾病による入院保険金であり、かつ、傷害による入院保険金であるときは、その重複した入院期間については、疾病による入院保険金を支払わず、傷害による入院保険金を支払います。

### 第7条（2以上の手術または放射線治療を受けた場合の取扱い）

- (1) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の手術保険金の支払事由に該当する手術を同一の日<sup>[1]</sup>に2以上受けたときは、これらの手術のうちいずれか1の手術に限り手術保険金を支払います。
- (2) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の手術保険金の支払事由に該当する同一の手術を2以上受けた場合で、かつ、その2以上受けた手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術であるときは、第2条（特約保険金の支払）(3)の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの手術（以下「一連の手術」といいます。）については、次のとおり取り扱います。
  - ① 一連の手術のうち最初の手術を受けた日<sup>[1]</sup>からその日を含めて60日間を同一手術期間とします。
  - ② 同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日<sup>[1]</sup>からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。
  - ③ 各同一手術期間中に受けた一連の手術については、各同一手術期間中に受けた一連の手術のうちいずれか1の手術に限り手術保険金をそれぞれ支払います。
- (3) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(3)の手術保険金の支払事由に該当する手術を受けた場合において、その手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術であるときは、第2条（特約保険金の支払）(3)の手術保険金の支払事由の規定にかかわらず、その手術の開始日についてのみ手術保険金を支払います。
- (4) 被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(4)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を同一の日<sup>[2]</sup>に2以上受けたときは、これらの放射線治療のうち、いずれか1の放射線治療に限り放射線治療保険金を支払います。

- (5)被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(4)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を受けた場合において、その放射線治療が放射線を常時照射する治療<sup>[3]</sup>であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として放射線治療保険金を支払います。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
- (6)被保険者が、第2条（特約保険金の支払）(4)の放射線治療保険金の支払事由に該当する放射線治療を2以上受けた場合には、第2条（特約保険金の支払）(4)の放射線治療保険金の支払事由の規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、放射線治療保険金が支払われることとなった最終の放射線治療を受けた日<sup>[2]</sup>からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療保険金を支払いません。

#### 備考（第7条）

- [1] 1の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- [2] 1の放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その放射線治療の開始日をその放射線治療を受けた日とみなします。
- [3] 「放射線を常時照射する治療」とは、放射性物質の体内への埋込、投与等により、放射線を絶えず照射し続ける治療をいいます。

### 第8条（疾病を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）

- (1)被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)の疾病を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合には、その特約保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - ② 被保険者の薬物依存<sup>[1]</sup>
  - ③ 原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見がないもの
- (2)被保険者が戦争その他の変乱により第2条（特約保険金の支払）(1)(3)(4)の疾病を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により疾病を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。

#### 備考（第8条）

- [1] 「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。

### 第9条（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）

- (1)被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)(2)(3)(4)の不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合には、その特約保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - ② 被保険者の犯罪行為
  - ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
  - ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
  - ⑦ 原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見がないもの
- (2)被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)(2)(3)(4)の不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
  - ② 戦争その他の変乱

## 第3章 特約保険料の払込免除

### 第10条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

- (1)この特約が学資保険（H24）に付加された場合において、基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
- (2)本条(1)にかかわらず、基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった直接の原因がこの特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>に生じたものである場合は、特約保険料を払込免除としません。

## 備考（第10条）

[1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2]「責任開始時前」とは、第12条（特約の責任開始の時）または第46条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。

## 第11条（身体障害による特約保険料の払込免除）

(1)被保険者がこの特約の責任開始時以後<sup>[1]</sup>に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態<sup>[2]</sup>になったとき<sup>[3]</sup>は、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態<sup>[2]</sup>になった場合、または、身体障害の状態<sup>[2]</sup>となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為
- ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

(2)被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態<sup>[2]</sup>になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態<sup>[2]</sup>になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

## 備考（第11条）

[1]「責任開始時以後」とは、第12条（特約の責任開始の時）または第46条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

[2]「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。

[3] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。

## 第4章 特約の責任開始

### 第12条（特約の責任開始の時）

(1)基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。

(2)この特約が基本契約の締結の際に付加された場合において、被保険者に関する告知<sup>[1]</sup>の前に、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める基本契約の責任開始の時間が到来したときには、本条(1)にかかわらず、会社は、その告知の時から、特約上の責任を負います。

(3)本条(1)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。<sup>[2]</sup>

(4)本条(2)の場合において、この特約を付加した基本契約の責任開始の時は、主約款の規定にかかわらず、特約の責任開始の時と同一とし、その時を含む月の翌月の1日をその基本契約およびこの特約の契約日とします。<sup>[2][3]</sup>

(5)この特約の保険期間は、本条(3)(4)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。

(6)本条(1)(2)の特約の責任開始の時から本条(3)(4)の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(3)(4)にかかわらず、本条(1)(2)の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。

- ① 第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払
- ② 第11条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除
- ③ 第19条（告知義務違反による特約の解除）、第21条（重大事由による特約の解除）または第22条（加入限度額超過による特約の解除）の特約の解除

(7)本条(6)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、本条(6)のこの特約の契約日と同一とします。

(8)会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

(9)この特約は、会社が本条(8)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考（第12条）

- [1] 「被保険者に関する告知」とは、第18条（告知義務）の告知をいいます。
- [2] 主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日が変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。
- [3] この特約を付加した基本契約の申込時に会社の責任開始の時を含む日を契約日とする旨の申出があったときは、その責任開始の時を含む日を基本契約およびこの特約の契約日とします。

### 第13条（保険証券）

保険証券には、主約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ① 支払事由
- ② 特約保険金の額

## 第5章 特約保険料の払込み

### 第14条（特約保険料の払込み）

- (1) 特約保険料は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込方法（経路）に従い、基本保険料<sup>[1]</sup>と合わせて同一月分を払い込んでください。
- (2) 特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込時期および猶予期間と同一とします。
- (3) 基本保険料<sup>[1]</sup>の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条(1)にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4) 本条(3)の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。

#### 備考（第14条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

### 第15条（特約保険料の振替貸付）

基本保険料<sup>[1]</sup>について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料<sup>[1]</sup>と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。<sup>[2]</sup>

#### 備考（第15条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] この場合、基本保険料と特約保険料の合計額が、この特約が付加された基本契約と特約の解約返戻金額の合計額のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内であることを必要とします。

### 第16条（特約保険料の前納払込み）

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。<sup>[1]</sup>この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
- (2) 本条(1)により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に特約保険料の払込みに充当します。
- (3) 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡給付金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡給付金または満期保険金の保険金受取人に払い戻します。
- (4) 本条(1)により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。

#### 備考（第16条）

- [1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第 17 条 (未経過期間に対する特約保険料の払戻し)

(1)特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。

- ①特約の消滅
- ②特約保険料の払込免除
- ③特約保険料額の減額
- ④特約の保険料払済契約への変更

(2)本条 (1) の特約保険料を基本契約の死亡給付金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡給付金または満期保険金の保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしたときは、保険契約者に払い戻します。

### 備考 (第 17 条)

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

## 第 6 章 告知義務および特約の解除

### 第 18 条 (告知義務)

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際、特約保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表 (告知書) の質問事項について、その質問表 (告知書) により告知してください。

### 第 19 条 (告知義務違反による特約の解除)

(1)保険契約者または被保険者が、第 18 条 (告知義務) の告知の際、会社所定の質問表 (告知書) の質問事項について故意または重大な過失によって事実を告げず、または事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

(2)会社は、本条 (1) の解除の原因となる事実がある場合には、特約保険金の支払事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、その特約保険金<sup>[1]</sup>を支払いません。また、すでにその特約保険金<sup>[1]</sup>の支払をしたときは、その返還を請求することができます。

(3)本条 (2) にかかわらず、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、その特約保険金<sup>[1]</sup>の支払事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金<sup>[1]</sup>を支払います。

(4)本条 (1) による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(5)本条 (4) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

### 備考 (第 19 条)

[1] その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。

### 第 20 条 (特約を解除できない場合)

(1)会社は、次のいずれかの場合には、第 19 条 (告知義務違反による特約の解除) による特約の解除をすることができません。

- ①会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知り、または過失によってこれを知らなかったとき
- ②保険媒介者<sup>[1]</sup>が、保険契約者または被保険者が第 18 条 (告知義務) の告知をすることを妨げたとき
- ③保険媒介者<sup>[1]</sup>が、保険契約者または被保険者に対し、第 18 条 (告知義務) の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ④会社が解除の原因を知った時から 1 か月が経過したとき
- ⑤この特約がその責任開始の日<sup>[2]</sup>からその日を含めて 2 年以上継続したとき。ただし、責任開始の日<sup>[2]</sup>からその日を含めて 2 年を経過する前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、その特約保険金の支払事由について第 19 条 (告知義務違反による特約の解除) (1) の解除の原因となる事実があるときを除きます。

(2)本条 (1) ②③の場合において、それぞれに規定する保険媒介者<sup>[1]</sup>の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 18 条 (告知義務) の告知の際、会社所定の質問表 (告知書) の質問事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条 (1) を適用しません。

## 備考（第20条）

- [1]「保険媒介者」とは、会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。
- [2]「責任開始の日」とは、第12条（特約の責任開始の時）または第46条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時を含む日をいいます。復活した特約の場合は、第37条（特約の復活の責任開始の時）の特約の復活の責任開始の時を含む日をいいます。

## 第21条（重大事由による特約の解除）

- (1)会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ①保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
  - ②保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
  - ③この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為<sup>[2]</sup>があった場合
  - ④保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
    - ア. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に該当すると認められること
    - イ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ウ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>を不当に利用していると認められること
    - エ. 保険契約者または特約保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力<sup>[3]</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - オ. その他反社会的勢力<sup>[3]</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - ⑤この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2)会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
- ①その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
  - ②特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- (3)本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4)本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

## 備考（第21条）

- [1]「事故招致」には、未遂を含みます。
- [2]「詐欺行為」には、未遂を含みます。
- [3]「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

## 第22条（加入限度額超過による特約の解除）

- (1)会社は、特約の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超える場合<sup>[2]</sup>には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。
- (2)本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3)本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

## 備考（第22条）

- [1]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2]「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

## 第7章 特約の取消しおよび無効

### 第23条 (詐欺による特約の取消し)

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

### 第24条 (不法取得目的による特約の無効)

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

## 第8章 特約の失効

### 第25条 (特約の失効)

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- ① 基本契約がその効力を失ったとき
- ② 保険契約者が第2回以降の特約保険料を払い込まないで第2回以降の特約保険料の猶予期間<sup>[1]</sup>を経過したとき
- ③ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- ④ 第28条(基本契約の変更に伴う特約の変更)により特約基準保険金額<sup>[2]</sup>が変更された場合<sup>[3]</sup>において、変更後の特約基準保険金額<sup>[2]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき

#### 備考(第25条)

[1]「猶予期間」とは、第14条(特約保険料の払込み)(2)の猶予期間をいいます。

[2]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合には変更後の額)をいいます。

[3] 次の場合を除きます。

- (1) 年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合
- (2) 貸付金の弁済に代える保険金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合

## 第9章 保険契約者または特約保険金受取人の代表者

### 第26条 (保険契約者または特約保険金受取人の代表者)

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) この特約について特約保険金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の特約保険金受取人を代理するものとします。
- (3) 特約保険金受取人が本条(2)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類(別表8)を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (4) 本条(1)(2)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者または特約保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または特約保険金受取人に対しても、その効力を有します。
- (5) この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

#### 備考(第26条)

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第10章 特約の契約関係者の変更

### 第27条 (特約の保険契約者の変更)

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2) 主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。



## 第11章 特約の変更

### 第28条（基本契約の変更に伴う特約の変更）

- (1)基本契約の変更に伴う特約の変更（別表3）の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2)本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3)本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更（別表3）に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4)本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

### 第29条（特約保険金額の減額変更）

- (1)保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2)保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
  - ①特約保険料が払込免除となっているとき
  - ②減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
  - ③減額後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が10万円の倍数でないとき
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (4)本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[4]</sup>に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生じます。
- (5)月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6)本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

#### 備考（第29条）

- [1]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [2]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [4]「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

### 第30条（特約保険金の支払額通算の特則）

第28条（基本契約の変更に伴う特約の変更）および第29条（特約保険金額の減額変更）により、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>が変更された場合において、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第4条（特約保険金の支払限度）(1)による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>に対する変更後の特約基準保険金額<sup>[1]</sup>の割合により変更されたものとします。

#### 備考（第30条）

- [1]「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

## 第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

### 第31条（特約の加入年齢の計算）

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

## 第 32 条 (年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い)

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、この特約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額<sup>[1]</sup>を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

### 備考 (第 32 条)

[1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。

## 第 13 章 特約の解約

### 第 33 条 (保険契約者による特約の解約)

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条 (1) の解約をしようとするときは、必要書類 (別表 8) を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (3) 本条 (1) の解約は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[3]</sup>に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に、その効力を生じます。
- (4) 月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>以外の日に解約の通知があった場合において、本条 (3) により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条 (1) の解約はその効力を生じません。
- (5) 本条 (3) により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条 (4) の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

### 備考 (第 33 条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

### 第 34 条 (特約保険金受取人による特約の存続)

- (1) 債権者等<sup>[1]</sup>による特約の解約は、解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した時から 1 か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条 (1) の解約が通知された場合でも、通知の時にあって次のすべてを満たす特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条 (1) の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等<sup>[1]</sup>に支払うべき金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払い、かつ会社<sup>[2]</sup>にその旨を通知したときは、本条 (1) の解約はその効力を生じません。
  - ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - ② 保険契約者でないこと
- (3) 特約保険金受取人が本条 (2) の通知をしようとするときは、必要書類 (別表 8) を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。

### 備考 (第 34 条)

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第 14 章 特約の返戻金の支払

### 第 35 条 (特約の返戻金の支払)

この特約の返戻金<sup>[1]</sup>については、次のとおりとします。

特約の返戻金を支払う場合	特約の返戻金の額	特約の返戻金の受取人
①被保険者の死亡	特約の積立金 <sup>[2]</sup> の額。ただし、主約款の規定によりその基本契約の解約返戻金の額 <sup>[3]</sup> の返戻金を支払うときは、会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	ア. 基本契約の死亡給付金を支払う場合は死亡給付金の保険金受取人。ただし、保険契約者が特約の返戻金を受け取る意思を表示したときは保険契約者 イ. 基本契約の死亡給付金を支払う場合以外の場合は保険契約者
②この特約の解除	会社の定める計算方法により、特約の経過した年月数により算出した額	保険契約者
③第33条（保険契約者による特約の解約）の解約の通知		
④この特約の失効 <sup>[4]</sup>		
⑤この特約の変更 <sup>[5]</sup>		
⑥特約保険金の支払額がその限度に達したとき		

#### 備考（第35条）

- [1] 特約の返戻金がある場合に限り。
- [2] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。
- [3] 「基本契約の解約返戻金の額」とは、会社の定める計算方法により、基本契約の経過した年月数により算出した額とします。
- [4] 次のいずれかによりこの特約が失効したときを除きます。  
 (1)本条①の「被保険者の死亡」に該当したとき  
 (2)本条⑥の「特約保険金の支払額がその限度に達したとき」に該当したとき
- [5] 特約基準保険金額または特約保険料額が変更されるものに限り。ただし、年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いによる基本契約の変更に伴うものを除きます。

## 第15章 特約の復活

### 第36条（特約の復活）

- (1)第25条（特約の失効）②の場合、保険契約者は、特約の失効後1年以内に限り、会社の承諾を得て、その特約を復活することができます。この場合において、この特約が基本契約の失効と同時に失効したときは、この特約は基本契約の復活に併せて復活することを必要とします。
- (2)次の場合には、本条(1)の復活をすることができません。  
 ①特約の返戻金の支払の請求があったとき  
 ②復活した場合の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超えるとき<sup>[2]</sup>  
 ③この特約の失効と同時に失効した他の特約をすでに復活しているとき
- (3)保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社<sup>[3]</sup>に提出して申し込んでください。
- (4)本条(3)の場合、保険契約者は、特約復活払込金<sup>[4]</sup>を払い込んでください。

#### 備考（第36条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけではなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

### 第37条（特約の復活の責任開始の時）

- (1)この特約が付加された基本契約の復活に併せてこの特約を復活する場合において、この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。
- (2)特約のみ復活する場合において、会社は、次の時から復活後の特約上の責任を負います。

復活の申込みの承諾と特約復活払込金の受領の前後関係	責任開始の時
①会社が、この特約の復活の申込みを承諾した後に特約復活払込金 <sup>[1]</sup> を受け取った場合	特約復活払込金 <sup>[1]</sup> を受け取った時
②会社が、特約復活払込金 <sup>[1]</sup> を受け取った後にこの特約の復活の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 被保険者に関する告知 <sup>[2]</sup> の時 イ. 特約復活払込金 <sup>[1]</sup> を受け取った時

(3)本条(1)の場合において、被保険者に関する告知<sup>[2]</sup>の前に、主約款に定める基本契約の復活の責任開始の時が到来した場合には、本条(1)にかかわらず、会社は、その告知の時から、復活後の特約上の責任を負います。

(4)本条(1)(2)(3)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。

(5)本条(3)の場合において、この特約を付加した基本契約の復活の責任開始の時は、主約款の規定にかかわらず、特約の復活の責任開始の時と同一とし、その時を含む日をその基本契約の復活日とします。

(6)会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

(7)この特約の復活は、会社が本条(6)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考(第37条)

[1]「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

[2]「被保険者に関する告知」とは、第18条(告知義務)の告知をいいます。

### 第38条(特約の復活の効果)

(1)この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

(2)本条(1)にかかわらず、次のいずれかに該当したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。

①被保険者が特約の失効後その復活までに疾病<sup>[1]</sup>にかかり、その復活後2年を経過するまでの間に、その疾病<sup>[1]</sup>を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したとき

②被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故(別表1)により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したとき<sup>[2]</sup>

(3)被保険者が特約の失効後その復活までに疾病<sup>[1]</sup>にかかり、その復活後2年を経過するまでの間に、その疾病<sup>[1]</sup>を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生した場合であっても、この特約の復活の際に、その疾病<sup>[1]</sup>の告知があったときは、その支払事由の発生は、この特約の復活以後の原因によるものとみなして、第2条(特約保険金の支払)(1)(3)(4)を適用します。

(4)被保険者が特約の失効後その復活までに疾病<sup>[1]</sup>にかかり、その復活後2年を経過するまでの間に、その疾病<sup>[1]</sup>を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生した場合であっても、その疾病<sup>[1]</sup>に関して、この特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その支払事由の発生は、この特約の復活以後の原因によるものとみなして、第2条(特約保険金の支払)(1)(3)(4)を適用します。ただし、その疾病<sup>[1]</sup>による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

①医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと

②健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

#### 備考(第38条)

[1]直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。

[2]被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故(別表1)により傷害を受け、その復活後2年を経過した後、かつ、不慮の事故の日から3年を経過後に特約保険金の支払事由が発生した場合を除きます。

## 第16章 特約契約者配当

### 第39条(特約契約者配当金)

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

## 第17章 譲渡禁止

### 第40条(譲渡禁止)

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

## 第 18 章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い

### 第 41 条 (保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い)

- (1)この特約が付加された基本契約において保険金等<sup>[1]</sup>を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等<sup>[2]</sup>があるときは、それらの支払金額から差し引きます。
- (2)第 2 条 (特約保険金の支払) の特約保険金の支払事由が発生した場合または第 10 条 (基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除) もしくは第 11 条 (身体障害による特約保険料の払込免除) の特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、この特約に関し第 1 回特約保険料が払い込まれていないときは、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込みを免除しません。

#### 備考 (第 41 条)

- [1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。
- (1) 満期保険金
  - (2) 死亡給付金
  - (3) 返戻金
  - (4) 契約者配当金 (主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により支払われる契約者配当金を除きます。)
  - (5) 払い戻す基本保険料
- [2] 「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。
- (1) 未払特約保険料
  - (2) 次により会社が返還を受けるべき特約の返戻金 (特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。)
    - ① 第 28 条 (基本契約の変更に伴う特約の変更) (4)
    - ② 第 29 条 (特約保険金額の減額変更) (6)
    - ③ 第 33 条 (保険契約者による特約の解約) (5)
  - (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

## 第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等

### 第 42 条 (特約保険金等の請求および支払時期等)

- (1) 保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[1]</sup>に通知してください。
- (2) 保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類 (別表 8) を会社<sup>[1]</sup>に提出して特約保険金等<sup>[2]</sup>または特約保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 特約保険金等<sup>[2]</sup>は、本条 (2) の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、会社<sup>[1]</sup>で支払います。
- (4) 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までには会社<sup>[1]</sup>に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認<sup>[3]</sup>を行います。この場合には、本条 (3) にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第 2 条 (特約保険金の支払) 所定の支払事由に該当する事実の有無
② 特約保険金の免責事由 <sup>[4]</sup> に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
④ この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②③に定める事項、第 21 条 (重大事由による特約の解除) (1) ④ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

(5)本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数(①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

①本条(4)②③④に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

②本条(4)①②④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

③本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

(6)本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき<sup>[5]</sup>は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等<sup>[2]</sup>は支払いません。

(7)特約保険料の払込免除については、本条(3)(4)(5)(6)の規定を準用します。

(8)会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

#### 備考(第42条)

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[2]「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

[3]「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。

[4]「免責事由」とは、第8条(疾病を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等)(1)および第9条(不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等)(1)の事由をいいます。

[5]会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

### 第43条(消滅時効の援用)

特約保険金等<sup>[1]</sup>の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利を行使することができる時から3年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

#### 備考(第43条)

[1]「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

## 第20章 契約内容の登録

### 第44条(契約内容の登録)

(1)会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。

①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)

②入院保険金の種類

③入院保険金の日額

④特約の契約日<sup>[1]</sup>

⑤当会社名

(2)本条(1)の登録の期間は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年(特約の契約日<sup>[1]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[1]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内とします。

(3)協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、本条(1)により登録された被保険者について、入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の申込み<sup>[3]</sup>を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

(4)各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を入院給付金のある特約<sup>[2]</sup>の承諾<sup>[4]</sup>の判断の参考とすることができるものとします。

(5)各生命保険会社等は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年(特約の契約日<sup>[5]</sup>において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日<sup>[5]</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

(6)各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾<sup>[4]</sup>の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

(7)協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

(8)保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

(9)本条(3)(4)(5)において、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

#### 備考（第44条）

- [1] 特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。
- [2] 「入院給付金のある特約」には、入院給付金のある保険契約を含みます。
- [3] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- [4] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- [5] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

## 第21章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更

### 第45条（法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金等の支払事由に関する規定の変更）

- (1) 会社は、手術保険金または放射線治療保険金（以下本条において「手術保険金等」といいます。）の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術保険金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額<sup>[1]</sup>を変更することなく手術保険金等の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- (2) 本条(1)により、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、手術保険金等の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

#### 備考（第45条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

## 第22章 特則

### 第46条（中途付加の場合の特則）

- (1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料を受け取った場合	第1回特約保険料を受け取った時
② 会社が、第1回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 被保険者に関する告知 <sup>[1]</sup> の時 イ. 第1回特約保険料相当額を受け取った時

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券に特約中途付加の旨を記載してその保険証券を保険契約者に交付します。
- (5) この特約は、会社が本条(4)の保険証券を発した時に成立するものとします。
- (6) 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>が、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
- (7) 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>が、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。
- (8) この特約を基本契約の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第31条（特約の加入年齢の計算）にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したもとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

#### 備考（第46条）

- [1] 「被保険者に関する告知」とは、第18条（告知義務）の告知をいいます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

- [4] 「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。
- [5] 「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

#### 第47条（特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則）

- (1) 特約復活払込金<sup>[1]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第37条（特約の復活の責任開始の時）の特約復活払込金<sup>[1]</sup>を受け取った時とします。また、基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第46条（中途付加の場合の特則）の第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を受け取った時とします。
- ① 保険契約者が会社の定める決済方法の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時
  - ② 保険契約者が特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込んだ際に、その受領書等が作成された時
- (2) 本条(1)にかかわらず、会社の定める決済方法により特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>の払込みはなかつたものとします。
- ① 会社が決済事業者<sup>[3]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと
  - ② 決済事業者<sup>[3]</sup>がその利用者<sup>[4]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条(1)により払い込まれた特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

##### 備考（第47条）

- [1] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかつた期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「第1回特約保険料」には、第1回特約保険料相当額を含みます。
- [3] 会社の指定した決済事業者とします。
- [4] 会社の指定した決済方法により、特約復活払込金または第1回特約保険料を払い込む利用者としてします。

#### 第48条（特約の責任開始の時の特則）

- (1) この特約が基本契約の締結の際に付加された場合において、第12条（特約の責任開始の時）(2)に定める特約の責任開始の時前に、主約款に定める保険料の払込免除事由が生じたときには、第12条（特約の責任開始の時）にかかわらず、次のとおり取り扱います。
- ① この特約の責任開始の時、契約日、保険期間の終期その他の取扱いについては、第46条（中途付加の場合の特則）の規定を準用します。
  - ② 基本契約の責任開始の時および契約日は、主約款の定めるところによります。
- (2) 本条(1)の場合、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。

#### 第49条（基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合の特則）

- (1) この特約が付加された基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合において、保険契約者が基本保険料の復活払込金<sup>[1]</sup>について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金<sup>[2]</sup>についても、分割払込みを請求してください。
- (2) 本条(1)の場合には、この特約が付加された基本契約の復活払込金の分割払込みの規定を準用します。この場合において、基本契約の復活払込金の分割払込みの規定中「分割払込金」とあるのは「特約分割払込金」と、「保険料」とあるのは「特約保険料」と読み替えます。

##### 備考（第49条）

- [1] 「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかつた期間の基本保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかつた期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

#### 第50条（基本契約に災害特約（学資保険（H24）用）が付加されている場合の特則）

- (1) この特約が付加された基本契約に災害特約（学資保険（H24）用）が付加されている場合において、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込免除後に災害特約（学資保険（H24）用）の特約保険料をこの特約の特約保険料と合わせて払い込むときは、災害特約（学資保険（H24）用）の払い込む特約保険料は、災害特約（学資保険（H24）用）条項の規定にかかわらず、1年以上を前納する必要はありません。



(2)この特約が付加された基本契約に災害特約（学資保険（H 24）用）が付加されている場合において、この特約の返戻金を基本契約の死亡給付金の保険金受取人に支払う場合にあっては、災害特約（学資保険（H 24）用）条項の規定にかかわらず、その特約の返戻金<sup>[2][3]</sup>を基本契約の死亡給付金の保険金受取人に支払います。ただし、保険契約者がその特約の返戻金<sup>[2][3]</sup>を受け取る意思を表示したときは保険契約者に支払います。

#### 備考（第 50 条）

[1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2] 災害特約（学資保険（H24）用）条項の規定により、特約の返戻金がある場合に限りです。

[3] 被保険者の死亡による返戻金に限りです。

## 別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2のものとし（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
3 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目 (基本分類コード)	除外するもの
1 交通事故 (V 01 ~ V 99)	
2 不慮の損傷のその他の外因 (W 00 ~ X 59)	
・転倒・転落 (W 00 ~ W 19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 20 ~ W 49)	・騒音への曝露 <sup>[1]</sup> (W 42) ・振動への曝露 <sup>[1]</sup> (W 43)
・生物による機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 50 ~ W 64)	
・不慮の溺死および溺水 (W 65 ~ W 74)	
・その他の不慮の窒息 (W 75 ~ W 84)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん<嚥><吸引> (W 78)、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引> (W 79)、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引> (W 80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 <sup>[1]</sup> (W 85 ~ W 99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 <sup>[1]</sup> (高山病等) (W 94)
・煙、火および火災への曝露 <sup>[1]</sup> (X 00 ~ X 09)	
・熱および高温物質との接触 (X 10 ~ X 19)	
・有毒動植物との接触 (X 20 ~ X 29)	
・自然の力への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30 ~ X 39)	・自然の過度の高温への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30) 中の気象条件によるもの (熱中症、日射病、熱射病等)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露<sup>[1][2][3]</sup> (X 40～X 49)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の診断・治療を目的としたもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X 50～X 57)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X 50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動</li> <li>・旅行および移動 (乗り物酔い等) (X 51)</li> <li>・無重力環境への長期滞在 (X 52)</li> <li>・飢餓、渴</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露<sup>[1]</sup> (X 58～X 59)</li> </ul>	
3 加害にもとづく傷害および死亡 (X 85～Y 09)	
4 法的介入および戦争行為 (Y 35～Y 36)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合法的処刑 (Y 35.5)</li> </ul>
5 内科的および外科的ケアの合併症 (Y 40～Y 84)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の診断・治療を目的としたもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y 40～Y 59) によるもの<sup>[3]</sup></li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y 60～Y 69)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y 70～Y 82) によるもの</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y 83～Y 84)</li> </ul>	

**備考 (別表 1)**

- [1] 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
- [2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒 (ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒) およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
- [3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

**別表 2 身体障害等級表**

身体障害の状態および障害等級は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考
第 1 級	1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が 0.02 以下になったものをいいます。
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

	3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。	
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。 (2)「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。 (3)「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。 (4)「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
	6 両上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>		
	8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
	9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>		
	10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>		
	12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
	13 両下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>		
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの		(1)聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2)「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。
	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの		(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの <sup>[1]</sup>		「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
	23 1上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	24 1上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	

25 10手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
26 10手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあっては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
27 1下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
28 1下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節(股関節、膝関節および足関節をいいます。)全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの
41 1眼が失明したもの	(1)視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2)「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
42 両耳の聴力レベルがいずれも69デシベル以上になったもので、かつ、第2級の20に該当しないもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。
43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1)「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の上着を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2)「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
46 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
47 1手の5手指を失ったもの、第1指(母指)および第2指(示指)を失ったものまたは第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
48 1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあっては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
49 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。

50 10 足指を失ったものまたは10 足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
51 10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。

#### 備考（別表2）

[1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。

[2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。

### 別表3 基本契約の変更に伴う特約の変更

- (1)第28条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
- ①年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険期間または保険料払込期間の終期が変更されたとき
  - ②年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額が減額更正されたとき
  - ③保険料払済契約への変更があったとき
  - ④①②③のほか、基本契約の保険金額が減額されたとき
- (2)基本契約について、(1)③の事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (3)基本契約について、(1)の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

### 別表4 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ①健康保険法
- ②国民健康保険法
- ③国家公務員共済組合法
- ④地方公務員等共済組合法
- ⑤私立学校教職員共済法
- ⑥船員保険法
- ⑦高齢者の医療の確保に関する法律

### 別表5 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

### 別表6 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

### 別表7 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、公的医療保険制度（別表4）の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。

### 別表8 必要書類

- (1)特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

①特約保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院保険金の支払請求をする場合に限ります。）</li> <li>5 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>7 保険証券</li> </ol>
手術保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする手術保険金の支払請求をする場合に限ります。）</li> <li>5 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>7 保険証券</li> </ol>
放射線治療保険金の支払 (第2条関係)	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする放射線治療保険金の支払請求をする場合に限ります。）</li> <li>5 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>7 保険証券</li> </ol>

②特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約 保険料の払込免除 (第11条関係)	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</li> <li>5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>6 保険証券</li> </ol>

③特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
解除もしくは解約ま たは失効による特約 の返戻金の支払（第 35条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>3 保険証券</li> </ol>
被保険者の死亡（第 35条①に該当する 場合に限ります。）に よる特約の返戻金の 支払（第35条関係）	保険契約者または 基本契約の死亡給 付金の保険金受取 人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本）</li> <li>3 保険契約者または基本契約の死亡給付金の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>4 保険証券</li> </ol>

## ④ その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し (第 16 条関係)	保険契約者または 基本契約の保険金 受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する 特約保険料の払戻し (第 17 条関係)	保険契約者または 基本契約の保険金 受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人の 代表者の指定 (その 変更を含む。) (第 26 条関係)	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金額の減額 変更 (第 29 条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特 約の解約 (第 33 条 関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人に よる特約の存続 (第 34 条関係)	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活 (第 36 条関係)	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

(2) 会社は、(1) の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1) にかかわらず、(1) の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1) の書類以外の書類の提出を求めることがあります。



# 無配当先進医療特約（無解約返戻金型）条項

（平成31年4月1日制定）

（令和4年4月1日改正）

## 目次

### 第1章 総則

第1条 特約の付加…………… 416

### 第2章 特約保険金の支払

第2条 特約保険金の支払…………… 416

第3条 保険事故の特例…………… 417

第4条 特約保険金の支払限度…………… 418

第5条 疾病を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等…………… 418

第6条 不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等…………… 418

### 第3章 特約保険料の払込免除

第7条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除…………… 418

第8条 身体障害による特約保険料の払込免除…………… 419

第9条 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除…………… 420

### 第4章 特約の責任開始

第10条 特約の責任開始の時…………… 421

第11条 保険証券…………… 422

### 第5章 特約保険料の払込み

第12条 特約保険料の払込み…………… 422

第13条 特約保険料の振替貸付…………… 422

第14条 特約保険料の前納払込み…………… 422

第15条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し…………… 423

### 第6章 告知義務および特約の解除

第16条 告知義務…………… 423

第17条 告知義務違反による特約の解除…………… 423

第18条 特約を解除できない場合…………… 424

第19条 重大事由による特約の解除…………… 424

第20条 加入限度額超過による特約の解除…………… 425

### 第7章 特約の取消しおよび無効

第21条 詐欺による特約の取消し…………… 425

第22条 不法取得目的による特約の無効…………… 425

### 第8章 特約の失効

第23条 特約の失効…………… 425

### 第9章 保険契約者または特約保険金受取人の代表者

第24条 保険契約者または特約保険金受取人の代表者…………… 425

### 第10章 特約の契約関係者の変更

第25条 特約の保険契約者の変更…………… 426

### 第11章 特約の変更

第26条 基本契約の変更に伴う特約の変更…………… 426

### 第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第27条 特約の加入年齢の計算…………… 426

第28条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い…………… 426

### 第13章 特約の解約

第29条 保険契約者による特約の解約…………… 426

第30条 特約保険金受取人による特約の存続…………… 427

### 第14章 特約の返戻金

第31条 特約の返戻金…………… 427

第 15 章 特約の復活	
第 32 条 特約の復活	427
第 33 条 特約の復活の責任開始の時	428
第 34 条 特約の復活の効果	428
第 16 章 特約契約者配当	
第 35 条 特約契約者配当金	429
第 17 章 譲渡禁止	
第 36 条 譲渡禁止	429
第 18 章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第 37 条 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	429
第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第 38 条 特約保険金等の請求および支払時期等	430
第 39 条 被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い	430
第 40 条 消滅時効の援用	431
第 20 章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う先進医療保険金の支払事由に関する規定の変更	
第 41 条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う先進医療保険金の支払事由に関する規定の変更	431
第 21 章 特約の更新	
第 42 条 特約の更新	431
第 22 章 特則	
第 43 条 中途付加の場合の特則	432
第 44 条 特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則	433
第 45 条 基本契約の契約日が平成 26 年 10 月 1 日以前の場合の特則	433
第 46 条 団体払込みにかかる特則	434
別表 1 対象となる不慮の事故	
別表 2 療養	
別表 3 公的医療保険制度	
別表 4 先進医療	
別表 5 身体障害等級表	
別表 6 特定要介護状態	
別表 7 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表 8 必要書類	

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (特約の付加)

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができます。この場合において、総合医療特約<sup>[1]</sup>と同時に付加すること、または総合医療特約<sup>[1]</sup>に加えて付加することを必要とします。

#### 備考 (第 1 条)

[1] 「総合医療特約」とは、次のいずれかの特約をいいます。

- (1) 無配当総合医療特約
- (2) 無配当総合医療特約 (解約返戻金低減型)
- (3) 無配当総合医療特約 (無解約返戻金型)
- (4) 無配当総合医療特約 (学資保険 (H24) 用)
- (5) 無配当総合医療特約 (R04)
- (6) 無配当総合医療特約 (R04) (解約返戻金低減型)
- (7) 無配当総合医療特約 (R04) (無解約返戻金型)
- (8) 無配当総合医療特約 (R04) (学資保険 (H24) 用)

## 第 2 章 特約保険金の支払

### 第 2 条 (特約保険金の支払)

この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
先進医療 保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[1]</sup> この特約の保険期間中に次のすべてを満たす療養を受けたとき ①この特約の責任開始時以後 <sup>[1]</sup> にかかった疾病 <sup>[2]</sup> または不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする療養（別表2）であること ②公的医療保険制度（別表3）における先進医療（別表4）による療養（以下「先進医療による療養」といいます。）であること	ア. 被保険者が受けた先進医療にかかる技術料 <sup>[3]</sup> が1万円以上の場合 被保険者が受けた先進医療にかかる技術料 <sup>[3]</sup> と同額 イ. 被保険者が受けた先進医療にかかる技術料 <sup>[3]</sup> が1万円未満の場合 1万円	この特約とともに付加されている総合医療特約 <sup>[4]</sup> の特約保険金受取人

#### 備考（第2条）

- [1] 「責任開始時以後」とは、第10条（特約の責任開始の時）または第43条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [2] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。
- [3] 次の(1)～(5)の費用等、先進医療にかかる技術料以外の費用は含まれません。  
 (1)公的医療保険制度（別表3）に定める法律に基づき保険給付の対象となる費用（自己負担部分を含みます。）  
 (2)先進医療以外の評価療養のための費用  
 (3)選定療養のための費用  
 (4)食事療養のための費用  
 (5)生活療養のための費用
- [4] 「総合医療特約」とは、次のいずれかの特約をいいます。  
 (1)無配当総合医療特約  
 (2)無配当総合医療特約（解約返戻金低減型）  
 (3)無配当総合医療特約（無解約返戻金型）  
 (4)無配当総合医療特約（学資保険（H24）用）  
 (5)無配当総合医療特約（R04）  
 (6)無配当総合医療特約（R04）（解約返戻金低減型）  
 (7)無配当総合医療特約（R04）（無解約返戻金型）  
 (8)無配当総合医療特約（R04）（学資保険（H24）用）

### 第3条（保険事故の特例）

- (1)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[1]</sup>にかかった疾病<sup>[2]</sup>または不慮の事故（別表1）<sup>[3]</sup>により受けた傷害を直接の原因として、先進医療による療養を受けた場合であっても、この特約の責任開始の日<sup>[4]</sup>からその日を含めて2年以上経過した後に先進医療による療養を受けたときは、その先進医療による療養はこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）を適用します。
- (2)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[1]</sup>にかかった疾病<sup>[2]</sup>を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>に先進医療による療養を受けた場合であっても、この特約の締結の際に、その疾病<sup>[2]</sup>の告知があったときは、その先進医療による療養はこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）を適用します。
- (3)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[1]</sup>にかかった疾病<sup>[2]</sup>を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>に先進医療による療養を受けた場合であっても、その疾病<sup>[2]</sup>に関して、この特約の責任開始時前<sup>[1]</sup>に、被保険者が次のすべてを満たすときは、その先進医療による療養はこの特約の責任開始時以後<sup>[5]</sup>の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）を適用します。ただし、その疾病<sup>[2]</sup>による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。  
 ①医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと  
 ②健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

#### 備考（第3条）

- [1] 「責任開始時前」とは、第10条（特約の責任開始の時）または第43条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。
- [2] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。
- [3] その事故の日から3年経過後に先進医療による療養を受けた場合に限りです。
- [4] 「責任開始の日」とは、第10条（特約の責任開始の時）または第43条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時を含む日をいいます。
- [5] 「責任開始時以後」とは、第10条（特約の責任開始の時）または第43条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

## 第4条（特約保険金の支払限度）

特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額<sup>[1]</sup>をもって限度とします。<sup>[2]</sup>

### 備考（第4条）

[1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額をいいます。

[2] 特約保険金の支払額が、通算して、特約基準保険金額を超える場合は、第2条（特約保険金の支払）に定める特約保険金の支払額を支払うことができないことがあります。この場合、特約基準保険金額を限度として支払います。

## 第5条（疾病を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）

(1) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）の疾病を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合には、その特約保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の薬物依存<sup>[1]</sup>
- ③ 原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見がないもの

(2) 被保険者が戦争その他の変乱により第2条（特約保険金の支払）の疾病を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により疾病を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。

### 備考（第5条）

[1] 「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。

## 第6条（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）

(1) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）の不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合には、その特約保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為
- ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑦ 原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見がないもの

(2) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）の不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

## 第3章 特約保険料の払込免除

### 第7条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

(1) 基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。

(2) 本条(1)にかかわらず、基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。

- ① この特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>に生じたものであるとき
- ② この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害であるとき

(3) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった場合であっても、この特約の締結または復活の際に、その疾病の告知があったときは、その払込免除は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[3]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)を適用します。<sup>[4]</sup>

(4)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料<sup>[1]</sup>が払込免除となった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[2]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その払込免除は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[3]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)を適用します。<sup>[4]</sup>ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

#### 備考（第7条）

- [1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。  
 [2]「責任開始時前」とは、第10条（特約の責任開始の時）または第43条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。  
 [3]「責任開始時以後」とは、第10条（特約の責任開始の時）または第43条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。  
 [4] この特約が学資保険（H24）の基本契約に付加された場合は適用しません。

### 第8条（身体障害による特約保険料の払込免除）

(1)被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、身体障害の状態<sup>[1]</sup>となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
①基本保険料 <sup>[2]</sup> の保険料払込期間満了後または払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[3]</sup> に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき <sup>[4]</sup>	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 <sup>[5]</sup> の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
②この特約が学資保険（H24）、学資保険（H24）（保険料払込免除なし型）または長寿支援保険（低解約返戻金型）の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[3]</sup> に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 <sup>[1]</sup> になったとき <sup>[4]</sup>	カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

(2)被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態<sup>[1]</sup>になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態<sup>[1]</sup>になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

#### 備考（第8条）

- [1]「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表5）の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。  
 [2]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。  
 [3]「責任開始時以後」とは、第10条（特約の責任開始の時）または第43条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。  
 [4] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった傷害と因果関係のない責任開始時以後に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする障害の状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。  
 [5]「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

## 第9条（介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除）

(1) 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、その払込免除事由に応じ、次の特約保険料を払込免除とします。ただし、払込免除事由にかかる疾病または傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者がかかったものまたは不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、次の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除とする特約保険料	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 <sup>[1]</sup> の保険料払込期間満了後または払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> にかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害により重度障害の状態 <sup>[3]</sup> になったとき <sup>[4]</sup>	この特約の将来の特約保険料	被保険者が、次のいずれかにより重度障害の状態 <sup>[3]</sup> になったときまたは特定要介護状態（別表6）が180日以上継続したとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 <sup>[5]</sup> の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ. 被保険者の薬物依存 <sup>[6][7]</sup>
② 被保険者が、この特約の責任開始時以後 <sup>[2]</sup> に疾病にかかり、または不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その疾病または傷害を直接の原因として特定要介護状態（別表6）になり、かつ、その特定要介護状態（別表6）になった日からその日を含めて特定要介護状態（別表6）がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき	その特定要介護状態（別表6）になった日以後のこの特約の特約保険料	

(2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)①の重度障害の状態<sup>[3]</sup>になった場合または本条(1)②の特定要介護状態（別表6）が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態<sup>[3]</sup>になったまたは特定要介護状態（別表6）が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

(3) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病によりこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に重度障害の状態<sup>[3]</sup>になった場合であっても、この特約の締結または復活の際に、その疾病の告知があったときは、その重度障害の状態<sup>[3]</sup>は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)①を適用します。

(4) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病によりこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に重度障害の状態<sup>[3]</sup>になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その重度障害の状態<sup>[3]</sup>は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)①を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

(5) 被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に特定要介護状態（別表6）になった場合であっても、この特約の締結または復活の際に、その疾病の告知があったときは、その特定要介護状態（別表6）は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)②を適用します。

(6)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に特定要介護状態(別表6)になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その特定要介護状態(別表6)は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)②を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ①医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ②健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

#### 備考(第9条)

- [1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2]「責任開始時以後」とは、第10条(特約の責任開始の時)または第43条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [3]「重度障害の状態」とは、身体障害等級表(別表5)の第1級の身体障害の状態をいいます。
- [4]責任開始時にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始時以後にかかった疾病または不慮の事故(別表1)により受けた傷害を原因とする障害の状態が新たに加わって重度障害の状態になったときを含みます。
- [5]「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [6]「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。
- [7]払込免除事由が本条(1)②である場合に限りま。
- [8]「責任開始時前」とは、第10条(特約の責任開始の時)または第43条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時前をいいます。

## 第4章 特約の責任開始

### 第10条(特約の責任開始の時)

- (1)基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約と同時に付加された総合医療特約<sup>[1]</sup>の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。
- (2)本条(1)の場合、この特約と同時に付加された総合医療特約<sup>[1]</sup>の契約日をこの特約の契約日とします。<sup>[2]</sup>
- (3)この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、10年間とします。ただし、その期間の終期がこの特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期の後となる場合は、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4)本条(1)の特約の責任開始の時から本条(2)の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。
  - ①第2条(特約保険金の支払)の特約保険金の支払
  - ②第8条(身体障害による特約保険料の払込免除)の特約保険料の払込免除
  - ③第17条(告知義務違反による特約の解除)、第19条(重大事由による特約の解除)または第20条(加入限度額超過による特約の解除)の特約の解除
- (5)本条(4)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、本条(4)のこの特約の契約日と同一とします。
- (6)会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。
- (7)この特約は、会社が本条(6)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考(第10条)

- [1]「総合医療特約」とは、次のいずれかの特約をいいます。
  - (1)無配当総合医療特約
  - (2)無配当総合医療特約(解約返戻金低減型)
  - (3)無配当総合医療特約(無解約返戻金型)
  - (4)無配当総合医療特約(学資保険(H24)用)
  - (5)無配当総合医療特約(R04)

- (6)無配当総合医療特約（R04）（解約返戻金低減型）
- (7)無配当総合医療特約（R04）（無解約返戻金型）
- (8)無配当総合医療特約（R04）（学資保険（H24）用）

[2] 主約款または他の特約条項の規定により基本契約の契約日が変更された場合は、その変更された基本契約の契約日をこの特約の契約日とします。

## 第11条（保険証券）

保険証券には、主約款に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ①支払事由
- ②保険期間
- ③特約保険金の額

## 第5章 特約保険料の払込み

### 第12条（特約保険料の払込み）

- (1)特約保険料は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込方法（経路）に従い、基本保険料<sup>[1]</sup>と合わせて同一月分を払い込んでください。ただし、保険料払込期間満了までの基本保険料<sup>[1]</sup>を払い込む場合において、その期間を超えて特約保険料を払い込む場合には、基本保険料<sup>[1]</sup>と同一月分である必要はありません。
- (2)特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料<sup>[1]</sup>の払込時期および猶予期間と同一とします。
- (3)基本保険料<sup>[1]</sup>の保険料払込期間満了後または払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条(1)にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4)本条(3)の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。
- (5)この特約のみ払い込むべき特約保険料があるときは、この特約の保険料払込期間の終期までの期間分の特約保険料について、一括して前納することを必要とします。

備考（第12条）

[1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

### 第13条（特約保険料の振替貸付）

基本保険料<sup>[1]</sup>について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料<sup>[1]</sup>と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。<sup>[2]</sup>

備考（第13条）

[1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

[2] この場合、基本保険料と特約保険料の合計額が、この特約が付加された基本契約の解約返戻金額のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内であることを必要とします。

### 第14条（特約保険料の前納払込み）

- (1)保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。<sup>[1]</sup>この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
- (2)本条(1)にかかわらず、保険契約者は、この特約の保険料払込期間の終期を超えて特約保険料を前納することができません。<sup>[2]</sup>
- (3)本条(1)により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に特約保険料の払込みに充当します。
- (4)特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金、死亡給付金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金、死亡給付金または満期保険金の受取人に払い戻します。
- (5)本条(1)により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めるときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (6)保険契約者が本条(5)の請求をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社<sup>[4]</sup>に提出してください。



## 備考（第14条）

- [1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。
- [2] この特約が付加された基本契約の保険料または他の特約の特約保険料についても、この特約の保険料払込期間の終期を超えて前納することができないものとします。ただし、次のいずれかに該当し、この特約の特約保険料が払込免除となった場合を除きます。
- (1) 第7条(基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除)の特約保険料の払込免除
  - (2) 第8条(身体障害による特約保険料の払込免除)の特約保険料の払込免除
  - (3) 第9条(介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除)の特約保険料の払込免除
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [4] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第15条（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

- (1) 特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- ① 特約の消滅
  - ② 特約保険料の払込免除
  - ③ 特約の保険期間または保険料払込期間の短縮
  - ④ 特約保険料額の減額
- (2) 本条(1)の特約保険料を基本契約の死亡保険金、死亡給付金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金、死亡給付金または満期保険金の受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしたときは、保険契約者に払い戻します。

## 備考（第15条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

## 第6章 告知義務および特約の解除

### 第16条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、その質問表（告知書）により告知してください。

### 第17条（告知義務違反による特約の解除）

- (1) 保険契約者または被保険者が、第16条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意または重大な過失によって事実を告げず、または事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- (2) 会社は、本条(1)の解除の原因となる事実がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。
- ① その特約保険金<sup>[1]</sup>を支払いません。また、すでにその特約保険金<sup>[1]</sup>の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
  - ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(2)にかかわらず、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、その特約保険金<sup>[1]</sup>の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金<sup>[1]</sup>を支払い、または特約保険料を払込免除とします。
- (4) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (5) 本条(4)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

## 備考（第17条）

- [1] その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。

## 第18条 (特約を解除できない場合)

- (1) 会社は、次のいずれかの場合には、第17条 (告知義務違反による特約の解除) による特約の解除をすることができません。
- ① 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知り、または過失によってこれを知らなかったとき
  - ② 保険媒介者<sup>[1]</sup>が、保険契約者または被保険者が第16条 (告知義務) の告知をすることを妨げたとき
  - ③ 保険媒介者<sup>[1]</sup>が、保険契約者または被保険者に対し、第16条 (告知義務) の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - ④ 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき
  - ⑤ この特約がその責任開始の日<sup>[2]</sup>からその日を含めて2年以上継続したとき。ただし、責任開始の日<sup>[2]</sup>からその日を含めて2年を経過する前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、その特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について第17条 (告知義務違反による特約の解除) (1) の解除の原因となる事実があるときを除きます。
- (2) 本条 (1) ②③の場合において、それぞれに規定する保険媒介者<sup>[1]</sup>の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第16条 (告知義務) の告知の際、会社所定の質問表 (告知書) の質問事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条 (1) を適用しません。

### 備考 (第18条)

- [1] 「保険媒介者」とは、会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者 (会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。) をいいます。
- [2] 「責任開始の日」とは、第10条 (特約の責任開始の時) または第43条 (中途付加の場合の特則) の特約の責任開始の時を含む日をいいます。復活した特約の場合は、第33条 (特約の復活の責任開始の時) の特約の復活の責任開始の時を含む日をいいます。

## 第19条 (重大事由による特約の解除)

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
  - ② 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
  - ③ この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為<sup>[2]</sup>があった場合
  - ④ 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
    - ア. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に該当すると認められること
    - イ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ウ. 反社会的勢力<sup>[3]</sup>を不当に利用していると認められること
    - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力<sup>[3]</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - オ. その他反社会的勢力<sup>[3]</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - ⑤ この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条 (1) の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条 (1) の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
- ① その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
  - ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条 (1) による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条 (3) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

### 備考 (第19条)

- [1] 「事故招致」には、未遂を含みます。
- [2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。
- [3] 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員 (暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

## 第 20 条 (加入限度額超過による特約の解除)

(1) 会社は、特約の特約保険金額が加入限度額<sup>[1]</sup>を超える場合<sup>[2]</sup>には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。

(2) 本条 (1) による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(3) 本条 (2) の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条 (1) による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

### 備考 (第 20 条)

[1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。

[2] 「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

## 第 7 章 特約の取消しおよび無効

### 第 21 条 (詐欺による特約の取消し)

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

### 第 22 条 (不法取得目的による特約の無効)

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

## 第 8 章 特約の失効

### 第 23 条 (特約の失効)

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- ① 基本契約またはその基本契約に付加されている総合医療特約<sup>[1]</sup>がその効力を失ったとき
- ② 保険契約者が第 2 回以降の特約保険料を払い込まないで第 2 回以降の特約保険料の猶予期間<sup>[2]</sup>を経過したとき
- ③ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- ④ 夫婦保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が死亡したとき<sup>[3]</sup>

### 備考 (第 23 条)

[1] 「総合医療特約」とは、次のいずれかの特約をいいます。

- (1) 無配当総合医療特約
- (2) 無配当総合医療特約 (解約返戻金低減型)
- (3) 無配当総合医療特約 (無解約返戻金型)
- (4) 無配当総合医療特約 (学資保険 (H24) 用)
- (5) 無配当総合医療特約 (R04)
- (6) 無配当総合医療特約 (R04) (解約返戻金低減型)
- (7) 無配当総合医療特約 (R04) (無解約返戻金型)
- (8) 無配当総合医療特約 (R04) (学資保険 (H24) 用)

[2] 「猶予期間」とは、第 12 条 (特約保険料の払込み) (2) の猶予期間をいいます。

[3] 夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うときを含みます。

## 第 9 章 保険契約者または特約保険金受取人の代表者

### 第 24 条 (保険契約者または特約保険金受取人の代表者)

(1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。

(2) この特約について特約保険金受取人が 2 人以上いるときは、代表者 1 人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の特約保険金受取人を代理するものとします。

- (3)特約保険金受取人が本条(2)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類(別表8)を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (4)本条(1)(2)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者または特約保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または特約保険金受取人に対しても、その効力を有します。
- (5)この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

#### 備考(第24条)

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第10章 特約の契約関係者の変更

### 第25条(特約の保険契約者の変更)

- (1)この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2)主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

## 第11章 特約の変更

### 第26条(基本契約の変更に伴う特約の変更)

- (1)基本契約の変更に伴う特約の変更(別表7)の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2)本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3)本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更(別表7)に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4)本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を会社に返還してください。

## 第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

### 第27条(特約の加入年齢の計算)

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

### 第28条(年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い)

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、この特約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。

## 第13章 特約の解約

### 第29条(保険契約者による特約の解約)

- (1)保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2)保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類(別表8)を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。

(3)本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[3]</sup>に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に、その効力を生じます。

(4)月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。

(5)本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を会社に返還してください。

#### 備考（第29条）

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[2]「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[3]「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

[4]「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

### 第30条（特約保険金受取人による特約の存続）

(1)債権者等<sup>[1]</sup>による特約の解約は、解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

(2)本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時にいて次のすべてを満たす特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等<sup>[1]</sup>に支払うべき金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払い、かつ会社<sup>[2]</sup>にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。

① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること<sup>[3]</sup>

② 保険契約者でないこと

(3)特約保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。

#### 備考（第30条）

[1]「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。

[2]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[3] この特約が付加された基本契約に無配当総合医療特約（学資保険（H24）用）または無配当総合医療特約（R04）（学資保険（H24）用）が付加されている場合に限ります。

## 第14章 特約の返戻金

### 第31条（特約の返戻金）

この特約の返戻金はありません。

## 第15章 特約の復活

### 第32条（特約の復活）

(1)第23条（特約の失効）②の場合、保険契約者は、特約の失効後1年以内に限り、会社の承諾を得て、その特約を復活することができます。この場合において、この特約がこの特約とともに付加されている総合医療特約<sup>[1]</sup>の失効と同時に失効したときは、この特約は総合医療特約<sup>[1]</sup>の復活に併せて復活することを必要とします。

(2)次の場合には、本条(1)の復活をすることができません。

① 復活した場合の特約保険金額が加入限度額<sup>[2]</sup>を超えるとき<sup>[3]</sup>

② 同時に失効した他の特約をすでに復活しているとき

③ この特約とともに付加されている総合医療特約<sup>[1]</sup>が失効しており、かつ、総合医療特約<sup>[1]</sup>が復活できないとき

(3)保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社<sup>[4]</sup>に提出して申し込んでください。

(4)本条(3)の場合、保険契約者は、特約復活払込金<sup>[5]</sup>を払い込んでください。ただし、特約保険料を払い込まなかった期間について、この特約にかかる特約保険料のみ払い込まなかった期間がある場合において、この特約の復活をしようとするときは、この特約の保険料払込期間の終期までの期間分の特約保険料について、一括して前納することを必要とします。

## 備考 (第 32 条)

- [1] 「総合医療特約」とは、次のいずれかの特約をいいます。
- (1) 無配当総合医療特約
  - (2) 無配当総合医療特約 (解約返戻金低減型)
  - (3) 無配当総合医療特約 (無解約返戻金型)
  - (4) 無配当総合医療特約 (学資保険 (H24) 用)
  - (5) 無配当総合医療特約 (R04)
  - (6) 無配当総合医療特約 (R04) (解約返戻金低減型)
  - (7) 無配当総合医療特約 (R04) (無解約返戻金型)
  - (8) 無配当総合医療特約 (R04) (学資保険 (H24) 用)
- [2] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。
- [3] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけではなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [4] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [5] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

## 第 33 条 (特約の復活の責任開始の時)

- (1) この特約とともに付加されている総合医療特約<sup>[1]</sup>の復活に併せてこの特約を復活する場合において、この特約の復活の責任開始の時は、この特約とともに付加されている総合医療特約<sup>[1]</sup>の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。
- (2) 本条 (1) の場合以外でこの特約を復活する場合において、会社は、次の時から復活後の特約上の責任を負います。<sup>[2]</sup>

復活の申込みの承諾と特約復活払込金の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の復活の申込みを承諾した後に特約復活払込金 <sup>[3]</sup> を受け取った場合	特約復活払込金 <sup>[3]</sup> を受け取った時
② 会社が、特約復活払込金 <sup>[3]</sup> を受け取った後にこの特約の復活の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 被保険者に関する告知 <sup>[4]</sup> の時 イ. 特約復活払込金 <sup>[3]</sup> を受け取った時

- (3) 本条 (1)(2) の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。
- (4) 会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。
- (5) この特約の復活は、会社が本条 (4) の保険証券を発した時に成立するものとします。

## 備考 (第 33 条)

- [1] 「総合医療特約」とは、次のいずれかの特約をいいます。
- (1) 無配当総合医療特約
  - (2) 無配当総合医療特約 (解約返戻金低減型)
  - (3) 無配当総合医療特約 (無解約返戻金型)
  - (4) 無配当総合医療特約 (学資保険 (H24) 用)
  - (5) 無配当総合医療特約 (R04)
  - (6) 無配当総合医療特約 (R04) (解約返戻金低減型)
  - (7) 無配当総合医療特約 (R04) (無解約返戻金型)
  - (8) 無配当総合医療特約 (R04) (学資保険 (H24) 用)
- [2] この特約と同時に復活する特約が被保険者に関する告知を必要としない場合において、この特約の被保険者に関する告知 (第16条 (告知義務) の告知をいいます。) の前に、特約復活払込金を受け取った場合には、その特約の復活の責任開始の時は、その特約の特約条項の規定にかかわらず、この特約の復活の責任開始の時と同一とし、その責任開始の時を含む日をその特約の復活日とします。
- [3] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [4] 「被保険者に関する告知」とは、第16条 (告知義務) の告知をいいます。

## 第 34 条 (特約の復活の効果)

- (1) この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。
- (2) 本条 (1) にかかわらず、次のいずれかに該当したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。
- ① 被保険者が特約の失効後その復活までに疾病<sup>[1]</sup>にかかり、その復活後 2 年を経過するまでの間に、その疾病<sup>[1]</sup>を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したとき
  - ② 被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故 (別表 1) により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したとき<sup>[2]</sup>

(3)被保険者が特約の失効後その復活までに疾病<sup>[1]</sup>にかかり、その復活後2年を経過するまでの間に、その疾病<sup>[1]</sup>を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生した場合であっても、この特約の復活の際に、その疾病<sup>[1]</sup>の告知があったときは、その支払事由の発生は、この特約の復活以後の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）を適用します。

(4)被保険者が特約の失効後その復活までに疾病<sup>[1]</sup>にかかり、その復活後2年を経過するまでの間に、その疾病<sup>[1]</sup>を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生した場合であっても、その疾病<sup>[1]</sup>に関して、この特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、その支払事由の発生は、この特約の復活以後の原因によるものとみなして、第2条（特約保険金の支払）を適用します。ただし、その疾病<sup>[1]</sup>による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

#### 備考（第34条）

[1] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。

[2] 被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その復活後2年を経過した後、かつ、不慮の事故の日から3年を経過後に特約保険金の支払事由が発生した場合を除きます。

## 第16章 特約契約者配当

### 第35条（特約契約者配当金）

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

## 第17章 譲渡禁止

### 第36条（譲渡禁止）

特約保険金受取人は、特約保険金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

## 第18章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い

### 第37条（保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い）

(1)この特約が付加された基本契約において保険金等<sup>[1]</sup>を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等<sup>[2]</sup>があるときは、それらの支払金額から差し引きます。

(2)第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由が発生した場合または第7条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）もしくは第8条（身体障害による特約保険料の払込免除）の特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、この特約に関し第1回特約保険料が払い込まれていないときは、特約保険金を支払わず、または特約保険料の払込みを免除しません。

#### 備考（第37条）

[1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。

- (1) 死亡保険金
- (2) 満期保険金
- (3) 介護保険金
- (4) 年金
- (5) 死亡給付金
- (6) 返戻金
- (7) 契約者配当金（主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により支払われる契約者配当金を除きます。）
- (8) 払い戻す基本保険料

[2] 「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1) 未払特約保険料
- (2) 次により会社が返還を受けるべき金額
  - ① 第26条（基本契約の変更に伴う特約の変更）(4)
  - ② 第29条（保険契約者による特約の解約）(5)
- (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

## 第 19 章 特約保険金等の請求および支払時期等

### 第 38 条 (特約保険金等の請求および支払時期等)

- (1) 保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[1]</sup>に通知してください。
- (2) 保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表 8）を会社<sup>[1]</sup>に提出して特約保険金等<sup>[2]</sup>または特約保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 特約保険金等<sup>[2]</sup>は、本条 (2) の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、会社<sup>[1]</sup>で支払います。
- (4) 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までには会社<sup>[1]</sup>に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認<sup>[3]</sup>を行います。この場合には、本条 (3) にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第 2 条（特約保険金の支払）所定の支払事由に該当する事実の有無
② 特約保険金の免責事由 <sup>[4]</sup> に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
④ この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②③に定める事項、第 19 条（重大事由による特約の解除）(1) ④ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- (5) 本条 (4) の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条 (3)(4) にかかわらず、特約保険金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180 日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

- ① 本条 (4) ②③④に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180 日
- ② 本条 (4) ①②④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180 日
- ③ 本条 (4) に定める事項についての日本国外における調査 180 日

- (6) 本条 (4)(5) の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき<sup>[5]</sup>は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等<sup>[2]</sup>は支払いません。

- (7) 特約保険料の払込免除については、本条 (3)(4)(5)(6) の規定を準用します。

- (8) 会社が支払うべき金額に 1 円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

#### 備考 (第 38 条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「特約保険金等」とは、特約保険金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。
- [3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4] 「免責事由」とは、第 5 条（疾病を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）(1)および第 6 条（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。
- [5] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

### 第 39 条 (被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い)

- (1) 被保険者が死亡した場合<sup>[1]</sup>における特約保険金の支払の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次に該当する 1 人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。

- ① この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定められた者）



②①に該当する者がいない場合

この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求人の範囲内にある者とします。）

③①②に該当する者がいない場合

配偶者

④①②③に該当する者がいない場合

法定相続人の協議により定めた者

(2)本条(1)により、会社が、特約保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその特約保険金の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

(3)故意に特約保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、本条(1)の代表者としての取扱いを受けることができません。

備考(第39条)

[1] この特約が学資保険(H24)または学資保険(H24)(保険料払込免除なし型)の基本契約に付加されている場合を除きます。

## 第40条(消滅時効の援用)

特約保険金等<sup>[1]</sup>の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利を行使することができる時から3年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

備考(第40条)

[1] 「特約保険金等」とは、特約保険金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

## 第20章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う先進医療保険金の支払事由に関する規定の変更

### 第41条(法令等の改正または医療技術の変化に伴う先進医療保険金の支払事由に関する規定の変更)

(1)会社は、先進医療保険金の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が先進医療保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額<sup>[1]</sup>を変更することなく先進医療保険金の支払事由に関する規定を変更することがあります。

(2)本条(1)により、先進医療保険金の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、先進医療保険金の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

備考(第41条)

[1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約保険金の額をいいます。

## 第21章 特約の更新

### 第42条(特約の更新)

(1)この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を会社に通知した場合には更新しません。

(2)本条(1)の規定にかかわらず、この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合その他会社の取扱範囲外の場合は、会社は、本条(1)の更新を取り扱いません。

(3)更新後のこの特約の保険期間は、10年間とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、更新後のこの特約の保険期間を会社所定の保険期間に変更することがあります。

①更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超えるとき

②更新後のこの特約の保険期間の満了日が基本契約の保険期間または年金支払期間の満了日を超えるとき

③その他更新後のこの特約の保険期間が会社の取扱範囲外となるとき

(4)更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(5)更新されたこの特約の保険期間等の期間の計算については、本条(1)の更新日を基準として計算します。

(6)更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、基本契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。

(7)更新後のこの特約の第1回特約保険料は、本条(1)の更新日の属する月を払込時期とする基本契約の保険料と合わせて払い込むことを必要とします。

(8)更新後のこの特約の第1回特約保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	本条(1)の更新日を含む月の1日から末日までの期間
猶予期間	更新後のこの特約の第1回特約保険料の払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 <sup>[1]</sup> の前日までの期間

- (9) 保険契約者が更新後のこの特約の第1回特約保険料を払い込まないで本条(8)の猶予期間を経過したときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除します。
- (10) 基本保険料の保険料払込期間の満了後または払込免除後にこの特約を更新する場合は、本条(7)は適用しません。ただし、この場合において、基本契約に付加された他の特約について払い込むべき特約保険料があるときは、更新後のこの特約の第1回特約保険料は、本条(1)の更新日の属する月を払込時期とする他の特約の特約保険料と合わせて払い込むことを必要とし、基本契約に付加された他の特約について払い込むべき特約保険料がないときは、更新後のこの特約の保険料払込期間の終期までの期間分の特約保険料について、一括して前納することを必要とします。
- (11) この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、次のとおり取り扱います。
- ① 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
  - ② 次の規定に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
    - ア. 第2条(特約保険金の支払)
    - イ. 第3条(保険事故の特例)
    - ウ. 第4条(特約保険金の支払限度)
    - エ. 第7条(基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除)
    - オ. 第8条(身体障害による特約保険料の払込免除)
    - カ. 第9条(介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除)
    - キ. 第16条(告知義務)
    - ク. 第17条(告知義務違反による特約の解除)
- (12) 本条(1)から(11)にかかわらず、更新時に会社がこの特約を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者からの特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、この特約と同種類の会社所定の他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、特約保険金の支払に際しては、この特約と同種類の会社所定の他の特約の保険期間は継続されたものとします。

#### 備考(第42条)

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

## 第22章 特則

### 第43条(中途付加の場合の特則)

- (1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。<sup>[1]</sup>

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料を受け取った場合	第1回特約保険料を受け取った時
② 会社が、第1回特約保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 被保険者に関する告知 <sup>[2]</sup> の時 イ. 第1回特約保険料相当額を受け取った時

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し<sup>[3]</sup>、10年間とします。ただし、その期間の終期がこの特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期の後となる場合は、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券に特約中途付加の旨を記載してその保険証券を保険契約者に交付します。
- (5) この特約は、会社が本条(4)の保険証券を発した時に成立するものとします。
- (6) 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>が、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
- (7) 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日<sup>[6]</sup>が、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[7]</sup>と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日<sup>[7]</sup>をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。

(8)この特約を基本契約の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第27条（特約の加入年齢の計算）にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

#### 備考（第43条）

- [1] この特約と同時に付加する特約が被保険者に関する告知を必要としない場合において、この特約の被保険者に関する告知（第16条（告知義務）の告知をいいます。）の前に、第1回特約保険料相当額を受け取った場合には、その特約の責任開始の時は、その特約の特約条項の規定にかかわらず、この特約の責任開始の時と同一とし、その責任開始の時を含む日をその特約の契約日とします。
- [2] 「被保険者に関する告知」とは、第16条（告知義務）の告知をいいます。
- [3] この特約の契約日から最初に到来する基本契約の年ごとの契約応当日までの期間が1年に満たない場合においては、その期間を1年とみなし、この特約の保険期間を計算します。
- [4] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [5] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [6] 「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。
- [7] 「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

### 第44条（特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則）

- (1)特約復活払込金<sup>[1]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第33条（特約の復活の責任開始の時）の特約復活払込金<sup>[1]</sup>を受け取った時とします。また、基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を会社の定める決済方法により払い込む場合、次のいずれかの時を第43条（中途付加の場合の特則）の第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を受け取った時とします。
- ① 保険契約者が会社の定める決済方法の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時
  - ② 保険契約者が特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込んだ際に、その受領書等が作成された時
- (2)本条(1)にかかわらず、会社の定める決済方法により特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>の払込みはなかつたものとします。
- ① 会社が決済事業者<sup>[3]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと
  - ② 決済事業者<sup>[3]</sup>がその利用者<sup>[4]</sup>から特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3)会社は、本条(1)により払い込まれた特約復活払込金<sup>[1]</sup>または第1回特約保険料<sup>[2]</sup>については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

#### 備考（第44条）

- [1] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかつた期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「第1回特約保険料」には、第1回特約保険料相当額を含みます。
- [3] 会社の指定した決済事業者とします。
- [4] 会社の指定した決済方法により、特約復活払込金または第1回特約保険料を払い込む利用者としてします。

### 第45条（基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合の特則）

- (1)この特約が付加された基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合において、保険契約者が基本保険料の復活払込金<sup>[1]</sup>について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金<sup>[2]</sup>についても、分割払込みを請求してください。
- (2)本条(1)の場合には、この特約が付加された基本契約の復活払込金の分割払込みの規定を準用します。この場合において、基本契約の復活払込金の分割払込みの規定中「分割払込金」とあるのは「特約分割払込金」と、「保険料」とあるのは「特約保険料」と読み替えます。

#### 備考（第45条）

- [1] 「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかつた期間の基本保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかつた期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

## 第 46 条 (団体払込みにかかる特則)

- (1)この特約の特約保険料の払込みを必要とし、かつ、この特約を付加した基本契約の保険契約者から団体を通じて、主約款に定める保険料の払込方法（経路）のうち、団体払込みを選択する旨の申出があった場合においては、保険契約者が所属する団体が保険料の前納期間を指定していないときに限り、会社はこれを承諾します。
- (2)この特約の特約保険料の払込みを必要とし、かつ、この特約を付加した基本契約の保険契約者が団体払込みを選択し、その基本契約が団体払込みに関する特則条項の適用を受けている場合において、保険契約者が所属する団体から前納期間を指定した届出があったときは、この基本契約にかかる団体払込みに関する特則条項の適用を終了します。
- (3)本条 (2) の場合においては、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。また、会社は、保険契約者がその変更をしない場合には、保険料の払込方法（経路）を窓口払込みに変更<sup>[1]</sup>することができます。

### 備考 (第 46 条)

- [1] 保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。

## 別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2のものとし（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
3 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目 (基本分類コード)	除外するもの
1 交通事故 (V 01 ~ V 99)	
2 不慮の損傷のその他の外因 (W 00 ~ X 59)	
・転倒・転落 (W 00 ~ W 19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 20 ~ W 49)	・騒音への曝露 <sup>[1]</sup> (W 42) ・振動への曝露 <sup>[1]</sup> (W 43)
・生物による機械的な力への曝露 <sup>[1]</sup> (W 50 ~ W 64)	
・不慮の溺死および溺水 (W 65 ~ W 74)	
・その他の不慮の窒息 (W 75 ~ W 84)	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん<嚥><吸引> (W 78)、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引> (W 79)、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引> (W 80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 <sup>[1]</sup> (W 85 ~ W 99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 <sup>[1]</sup> (高山病等) (W 94)
・煙、火および火災への曝露 <sup>[1]</sup> (X 00 ~ X 09)	
・熱および高温物質との接触 (X 10 ~ X 19)	
・有毒動植物との接触 (X 20 ~ X 29)	
・自然の力への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30 ~ X 39)	・自然の過度の高温への曝露 <sup>[1]</sup> (X 30) 中の気象条件によるもの (熱中症、日射病、熱射病等)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露<sup>[1][2][3]</sup> (X 40～X 49)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の診断・治療を目的としたもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X 50～X 57)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X 50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動</li> <li>・旅行および移動 (乗り物酔い等) (X 51)</li> <li>・無重力環境への長期滞在 (X 52)</li> <li>・飢餓、渇</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露<sup>[1]</sup> (X 58～X 59)</li> </ul>	
3 加害にもとづく傷害および死亡 (X 85～Y 09)	
4 法的介入および戦争行為 (Y 35～Y 36)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合法的処刑 (Y 35.5)</li> </ul>
5 内科的および外科的ケアの合併症 (Y 40～Y 84)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の診断・治療を目的としたもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y 40～Y 59) によるもの<sup>[3]</sup></li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y 60～Y 69)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y 70～Y 82) によるもの</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y 83～Y 84)</li> </ul>	

#### 備考 (別表1)

- [1] 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。  
 [2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒 (ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒) およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。  
 [3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

#### 別表2 療養

「療養」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 診察
- ② 薬剤または治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療

#### 別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ① 健康保険法
- ② 国民健康保険法
- ③ 国家公務員共済組合法
- ④ 地方公務員等共済組合法
- ⑤ 私立学校教職員共済法

## 別表4 先進医療

「先進医療」とは、療養を受けた時点において、公的医療保険制度（別表3）の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

## 別表5 身体障害等級表

身体障害の状態および障害等級は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考
第1級	1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
	3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	6 両上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
	9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	
	10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	
	12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
	13 両下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1) 聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。 (2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。

	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
	23 1 上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	24 1 上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3 大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	25 10 手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「手指を失ったもの」とは、第1 指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
	26 10 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2 分の1 以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1 指（母指）にあつては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2 分の1 以下に制限されたものをいいます。
	27 1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	28 1 下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3 大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12 以下になったもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
	41 1 眼が失明したもの	(2)「失明したもの」とは、視力が0.02 以下になったものをいいます。
	42 両耳の聴力レベルがいずれも69 デシベル以上になったもので、かつ、第2 級の20 に該当しないもの	聴力はオーディオメーターによって測定するものとします。
	43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。



45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1)「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2)「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
46 1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
47 1手の5手指を失ったもの、第1指（母指）および第2指（示指）を失ったものまたは第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあつては指節間関節以上、その他の手指にあつては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
48 1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
49 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
50 10足指を失ったものまたは10足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
51 10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあつては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあつては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。

## 備考（別表5）

[1] これらの身体障害以外の本別表5の身体障害に該当するものを含まないものとします。

[2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表5の身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。

## 別表6 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

①日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のア. に該当し、かつ、イ. からオ. までのうちいずれか3つ以上に該当する状態

日常生活の動作	備考
ア. 歩行できない	「歩行できない」とは、杖、装具等の使用および他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
イ. 排便の後始末が自分ではできない	「排便の後始末が自分ではできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
ウ. 食事が自分ではできない	「食事が自分ではできない」とは、食器類または食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
エ. 衣服の着脱が自分ではできない	「衣服の着脱が自分ではできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
オ. 入浴が自分ではできない	「入浴が自分ではできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入りまたは体の洗い流しができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。

②医師により器質性認知症と診断確定<sup>[1]</sup>され、意識障害<sup>[2]</sup>のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

見当識障害	備考
時間の見当識障害が常時あること	「時間の見当識障害」とは、季節または朝、昼および夜が分からないことをいいます。
場所の見当識障害があること	「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所または現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
人の見当識障害があること	「人の見当識障害」とは、日頃接している家族または日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

#### 備考（別表6）

[1]「医師により器質性認知症と診断確定されている」については以下のとおりです。

- (1)「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。
- ①脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ②正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2)(1)の「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (3)(1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

[2]「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。

#### 別表7 基本契約の変更に伴う特約の変更

(1)第26条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。

- ①年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険期間または年金支払期間の終期が変更されたとき
- ②保険料払済契約への変更があったとき
- ③基本契約の保険期間が短縮されたとき

(2)基本契約について、(1)①③の事由が生じた場合で、この特約の保険期間の終期が変更後の基本契約の保険期間または年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間の終期もその基本契約の保険期間または年金支払期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。

(3)基本契約について、(1)①の事由が生じた場合で、この特約の保険期間が10年間に満たず、かつ、変更後の基本契約の保険期間または年金支払期間が延長されるときは、この特約の保険期間の終期も変更後の基本契約の保険期間または年金支払期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。ただし、変更されたものとした場合のこの特約の保険期間が10年間を超えるときは、変更後の保険期間は10年間とします。

(4)基本契約について、(1)②の事由が生じたときは、この特約はその効力を失います。

(5)基本契約について、(1)①③の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。

## 別表 8 必要書類

(1)特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

### ①特約保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
先進医療保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金の支払請求をする場合に限ります。）</li> <li>5 先進医療にかかる技術料の支払を証する書類</li> <li>6 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>7 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>8 保険証券</li> </ol>

### ②特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第8条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</li> <li>5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>6 保険証券</li> </ol>
介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除（第9条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 被保険者の住民票または健康保険証</li> <li>3 会社所定の医師の診断書</li> <li>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険料の払込免除の請求をする場合に限ります。）</li> <li>5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>6 保険証券</li> </ol>

### ③その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第14条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 その旨を記載した請求書</li> <li>2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>3 保険証券</li> </ol>
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第15条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の請求書</li> <li>2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>3 保険証券</li> </ol>
保険契約者による特約の解約（第29条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の通知書</li> <li>2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</li> <li>3 保険証券</li> </ol>
特約保険金受取人による特約の存続（第30条関係）	特約保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社所定の通知書</li> <li>2 特約保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類</li> <li>4 保険証券</li> </ol>

特約の復活(第 32 条関係)	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券
-----------------	-------	----------------------

(2)会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

# 指定代理請求特則Ⅱ条項

(平成30年4月2日制定)

## 目次

第1条 趣旨	443
第2条 特則の付加	443
第3条 特則の対象となる保険金等の請求等	443
第4条 指定代理請求人の指定またはその変更	443
第5条 指定代理請求人による保険金等の請求等	444
第6条 告知義務違反等による契約の解除等	444
第7条 保険契約者による特則の解約	444
第8条 主約款等の規定の準用	444
第9条 基本契約が夫婦保険等の場合の特則	444
第10条 基本契約が財形積立貯蓄保険等の場合の特則	445
第11条 基本契約が学資保険(H24)等の場合の特則	445
第12条 基本契約に災害特約等が付加されている場合の特則	445
別表 必要書類	

## 第1条 (趣旨)

この特則条項は、指定代理請求特則Ⅱについて定め、指定代理請求特則Ⅱは、保険金、給付金、祝金または年金（これらの名称の如何を問わず、保険料の払込免除を含みます。以下「保険金等」といいます。）の受取人が保険金等の請求等を行えない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって、保険契約者があらかじめ指定または指定の変更をした指定代理請求人が保険金等の請求等を行うことを可能とするものです。

## 第2条 (特則の付加)

この特則は、被保険者の同意を得て、基本契約の締結の際にまたはその締結後に、基本契約に付加することができます。

## 第3条 (特則の対象となる保険金等の請求等)

この特則の対象となる保険金等の請求等は、次のものとします。

- ① 被保険者が受け取ることとなる保険金等<sup>[1]</sup>の請求
- ② 保険料の払込免除の請求
- ③ 重度障害による保険金の支払にかかる重度障害の通知

### 備考 (第3条)

[1] 「被保険者が受け取ることとなる保険金等」には、被保険者と保険契約者が同一人の場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等を含みます。

## 第4条 (指定代理請求人の指定またはその変更)

(1) この特則を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める書類を提出し、あらかじめ次の範囲内で1人の者を指定代理請求人として指定してください。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の直系血族
- ③ 被保険者の3親等内の親族
- ④ ①②③のほか、被保険者のために保険金等の請求等をすべき相当な関係があると会社が認めたる者

(2) 本条(1)にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、本条(1)の範囲内で、指定代理請求人の指定を変更することができます。

(3) 保険契約者が本条(1)の指定を変更しようとするときは、必要書類(別表)を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。

(4) 本条(1)(2)の指定または指定の変更は、保険証券に記載を受け、またはその指定もしくは指定の変更が完了した旨の通知を会社が発送してからでなければ、会社に対抗することができません。

### 備考 (第4条)

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第5条（指定代理請求人による保険金等の請求等）

(1)第3条（特則の対象となる保険金等の請求等）に定める保険金等の受取人<sup>[1]</sup>が、保険金等の請求等をできない次のいずれかの事情があるときは、指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人<sup>[1]</sup>に代わって保険金等の請求等を行うことができます。

- ① 保険金等の請求等の意思表示が困難であると会社が認めた場合
- ② 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- ③ その他これに準じる状態であると会社が認めた場合

(2)指定代理請求人が本条(1)の請求等を行う場合、指定代理請求人は請求等の時において、第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）(1)の範囲内の者であることを必要とします。

(3)本条(1)により、会社が保険金等を保険金等の受取人<sup>[1]</sup>の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求等を受けても、会社はこれを支払いません。

(4)本条(1)にかかわらず、故意に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由を生じさせた者もしくは故意に被保険者を重度障害による保険金の支払いにかかる重度障害状態に該当させた者または故意に保険金等の受取人<sup>[1]</sup>を本条(1)に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

### 備考（第5条）

[1] 重度障害による保険金の支払にかかる重度障害の通知または保険料の払込免除の請求の場合は、保険契約者とします。

## 第6条（告知義務違反等による契約の解除等）

この特則が付加されている場合において、基本契約<sup>[1]</sup>もしくは基本契約に付加されている特約<sup>[2]</sup>の告知義務違反による解除、重大事由による解除または加入限度額超過による解除について、保険契約者もしくはその法定代理人を知ることができないとき、またはこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者もしくはその法定代理人に通知できないときは、主約款等<sup>[3]</sup>に定める通知の相手方のほか、指定代理請求人にも通知することがあります。

### 備考（第6条）

[1] 「基本契約」には、契約変更に関する特則条項に定める基本契約の保険金額の増額等変更契約を含みます。

[2] 「特約」には、契約変更に関する特則条項に定める特約の特約保険金額の増額等変更契約を含みます。

[3] 「主約款等」とは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款、その基本契約に付加されている特約の特約条項および契約変更に関する特則条項をいいます。

## 第7条（保険契約者による特則の解約）

(1)保険契約者は、いつでも将来に向かって、被保険者の同意を得て、この特則を解約することができます。

(2)本条(1)によりこの特則が解約された場合、指定代理請求人の指定の効力は消滅します。

(3)保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。

(4)本条(1)の解約は、保険証券に記載を受け、または解約が完了した旨の通知を会社が発送してからでなければ、会社に対抗することができません。

### 備考（第7条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第8条（主約款等の規定の準用）

この特則条項に別段の定めのないときは、主約款等<sup>[1]</sup>の規定を準用します。

### 備考（第8条）

[1] 「主約款等」とは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款、その基本契約に付加されている特約の特約条項および契約変更に関する特則条項をいいます。

## 第9条（基本契約が夫婦保険等の場合の特則）

この特則を夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約<sup>[1]</sup>に付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- ① 第2条（特則の付加）および第7条（保険契約者による特則の解約）(1)中「被保険者」とあるのは「配偶者である被保険者」と読み替えます。
- ② 第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）(1)(2)にかかわらず、保険契約者は、配偶者である被保険者の同意を得て、次の者の指定代理請求人として、それぞれ次の者を指定してください。
  - ア. 主たる被保険者の指定代理請求人 配偶者である被保険者
  - イ. 配偶者である被保険者の指定代理請求人 主たる被保険者

## 備考（第9条）

[1] 主たる被保険者または配偶者である被保険者が死亡（主約款等の規定により死亡とみなされる場合を含みます。）している基本契約および配偶者である被保険者が被保険者の資格を失っている基本契約を除きます。

## 第10条（基本契約が財形積立貯蓄保険等の場合の特則）

この特則を財形積立貯蓄保険または財形住宅貯蓄保険の基本契約に付加した場合には、第3条（特則の対象となる保険金等の請求等）③中「保険金」とあるのは「死亡保険金または死亡返戻金」と読み替えます。

## 第11条（基本契約が学資保険（H 24）等の場合の特則）

この特則を学資保険（H 24）または学資保険（H 24）（保険料払込免除なし型）に付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- ①第3条（特則の対象となる保険金等の請求等）①②③にかかわらず、この特則の対象となる保険金等の請求は、次のものとしします。
  - ア．保険契約者が受け取ることとなる保険金等の請求
  - イ．保険料の払込免除の請求
- ②第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）(1)①②③④および別表（必要書類）中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- ③基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務が承継されたときは、この特則が解約されたものとみなします。  
この場合、指定代理請求人の指定の効力は消滅します。

## 第12条（基本契約に災害特約等が付加されている場合の特則）

- (1)この特則を付加した基本契約に災害特約が付加されている場合には、災害特約条項第4条（被保険者が死亡した場合の傷害保険金等の請求の取扱い）(1)②中「指定代理請求特則条項」とあるのは「指定代理請求特則Ⅱ条項」と読み替えます。
- (2)この特則を付加した基本契約に無配当傷害入院特約が付加されている場合には、無配当傷害入院特約条項第4条（被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い）(1)②中「指定代理請求特則条項」とあるのは「指定代理請求特則Ⅱ条項」と読み替えます。
- (3)この特則を付加した基本契約に無配当疾病傷害入院特約が付加されている場合には、無配当疾病傷害入院特約条項第5条（被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い）(1)②中「指定代理請求特則条項」とあるのは「指定代理請求特則Ⅱ条項」と読み替えます。

## 別表 必要書類

(1)この特則条項に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

項目	提出する者	必要書類
指定代理請求人の指定の変更（第4条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
指定代理請求人による保険金等の請求等（第5条関係）	指定代理請求人	1 主約款等に定める保険金等の請求書類 2 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 3 指定代理請求人の印鑑証明書または健康保険証
特則の解約（第7条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

(2)会社は、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の提出の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。



# 契約転換に関する特則条項

(令和3年4月1日制定)

(令和4年4月1日改正)

## 目次

第1条 趣旨	447
第2条 用語	447
第3条 転換後契約への転換価格の充当	447
第4条 転換後契約の責任開始の時	447
第5条 転換後契約の特約保険料の払込み	448
第6条 転換後契約の第1回保険料の猶予期間	448
第7条 転換後契約の特別取扱い	449
第8条 転換前特約が総合医療特約等の場合の特則	450
第9条 転換前特約の契約日等からその日を含めて2年を経過する日までに特約のみの転換による総合医療特約（R04）への見直しが行われた場合の特則	450

## 第1条（趣旨）

- (1)この特則条項は、すでに締結された保険契約を新たな保険契約に見直す取扱いおよびすでに付加された特約を新たな特約に見直す取扱いに関する事項について定めます。
- (2)この特則条項は、保険契約者から、この特則を付加した新たな保険契約の申込み（特約のみの転換においては新たな特約を付加する申込み）があり、かつ、会社がこれを承諾したときに適用します。

## 第2条（用語）

この特則条項において使用する用語の意義は、次の表のとおりとします。

用語	意義
保険契約の全部転換	すでに締結された保険契約を新たな保険契約に見直す取扱いをいいます。
特約のみの転換	すでに付加された特約を新たな特約に見直す取扱いをいいます。
転換前契約	保険契約の全部転換においてこの特則条項の定めるところにより消滅する保険契約をいいます。
転換後契約	保険契約の全部転換において前条(2)の承諾により成立する保険契約（基本契約および基本契約の締結の際に付加する特約）をいいます。
転換前特約	特約のみの転換においてこの特則条項の定めるところにより消滅する特約をいいます。
転換後特約	特約のみの転換において前条(2)の承諾により成立する特約をいいます。

## 第3条（転換後契約への転換価格の充当）

- (1)転換前契約（特約のみの転換においては転換前特約）の転換価格は、会社の定めるところにより、転換後契約（特約のみの転換においては転換後特約）の積立金<sup>[1]</sup>に充当します。
- (2)本条(1)により充当する転換価格を「充当価格」といいます。
- (3)転換価格は、転換前契約（特約のみの転換においては転換前特約）の積立金<sup>[1]</sup>の額とします。ただし、保険契約の全部転換において、転換前契約に貸付金の元利金、まだ払い込んでいない払込時期の到来した保険料その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、会社の定めるところにより、転換価格から差し引きます。
- (4)本条(1)により転換価格の一部を充当しない場合において、返戻金があるときは、会社の定める計算方法により算出した額の返戻金を保険契約者に支払います。

### 備考（第3条）

[1]「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約または特約に対する責任準備金のことをいいます。

## 第4条（転換後契約の責任開始の時）

- (1)保険契約の全部転換において、会社は、転換後契約における基本契約または特約の申込みを承諾したときには、転換後契約の主約款等<sup>[1]</sup>の規定にかかわらず、転換後契約の主約款等<sup>[1]</sup>に定める責任開始の時の直後の転換前契約の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>から、転換後契約における基本契約上または特約上の責任を負います。

- (2)本条(1)の会社が責任を開始する日を転換後契約における基本契約および特約の契約日とします。
- (3)特約のみの転換において、転換後特約の責任開始の時は、転換後特約の特約条項における基本契約の締結後に特約を付加した場合の規定によります。ただし、転換後特約に払い込むべき特約保険料がない場合、第1回特約保険料または第1回特約保険料相当額はこの特約の申込みを受けた時(同時に付加する特約がある場合はその特約の第1回特約保険料または第1回特約保険料相当額を受け取った時)に受け取ったものとします。
- (4)会社が転換後契約(特約のみの転換においては転換後特約)の申込みを承諾したときは、転換前契約(特約のみの転換においては転換前特約)は、転換後契約(特約のみの転換においては転換後特約)の責任開始の時に消滅します。
- (5)転換前契約(特約のみの転換においては転換前特約)において、保険料または特約保険料を払い込んだ後、本条(4)による消滅以降の期間に対する保険料または特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した保険料または特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (6)本条(4)において、転換前契約(特約のみの転換においては転換前特約)に積み立てられた契約者配当金<sup>[3]</sup>または特約契約者配当金<sup>[3]</sup>があるときは、保険契約者に支払います。<sup>[4]</sup>

#### 備考(第4条)

- [1]「転換後契約の主約款等」とは、転換後契約における基本契約の普通保険約款および特約の特約条項をいいます。
- [2]「転換前契約の月ごとの契約応当日」とは、転換前契約における基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3]本条(4)により消滅したときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。
- [4]転換後契約における基本契約(特約のみの転換においては転換後特約が付加された基本契約)が消滅したとき(転換前契約(特約のみの転換においては転換前特約)の消滅した直後の転換前契約(特約のみの転換においては転換前特約)が消滅せずに継続していたとした場合の年ごとの契約応当日までに消滅したときを除きます)に、転換前契約(特約のみの転換においては転換前特約)が消滅したときまでの期間に対して会社が定める計算方法により算出した契約者配当金または特約契約者配当金を支払うことがあります。

### 第5条(転換後契約の特約保険料の払込み)

- (1)転換後契約における基本契約に払い込むべき保険料がなく、転換後契約における基本契約に付加された特約にのみ払い込むべき特約保険料があるとき<sup>[1]</sup>は、転換後契約における基本契約に付加された特約の特約条項の規定にかかわらず、保険契約者は、転換後契約における基本契約の普通保険約款の定める保険料の払込方法(経路)を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法(経路)の変更および会社による保険料の払込方法(経路)の変更については、転換後契約における基本契約の普通保険約款の定めるところによります。
- (2)本条(1)の場合において、転換後契約における基本契約に付加された特約が複数あるときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法(経路)を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。

#### 備考(第5条)

- [1]無配当先進医療特約(無解約返戻金型)にのみ払い込むべき特約保険料があるときを除く。

### 第6条(転換後契約の第1回保険料の猶予期間)

- (1)保険契約の全部転換において、転換後契約の第1回保険料<sup>[1]</sup>の猶予期間は、転換後契約の主約款等<sup>[2]</sup>の規定にかかわらず、転換後契約の基本契約の第1回保険料の払込時期経過後2か月目の月における転換後契約における基本契約の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>の前日までの期間とします。
- (2)保険契約の全部転換において、保険契約者が転換後契約の第1回保険料<sup>[1]</sup>を払い込まないで本条(1)の猶予期間を経過したときは、転換後契約の主約款等<sup>[2]</sup>の規定にかかわらず、転換後契約における基本契約または特約<sup>[4]</sup>は、その効力を失います。
- (3)本条(2)の場合、保険契約者はその基本契約または特約の失効後1年以内に限り、会社の承諾を得て、その基本契約または特約を復活することができます。この場合、転換後契約の主約款等<sup>[2]</sup>における基本契約の復活または特約の復活にかかる規定を適用します。

#### 備考(第6条)

- [1]「転換後契約の第1回保険料」とは、転換後契約における基本契約の第1回保険料または特約の第1回特約保険料をいいます。
- [2]「転換後契約の主約款等」とは、転換後契約における基本契約の普通保険約款および特約の特約条項をいいます。
- [3]「転換後契約の月ごとの契約応当日」とは、転換後契約における基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [4]払い込むべき保険料のある基本契約または払い込むべき特約保険料のある特約に限ります。

## 第7条（転換後契約の特別取扱い）

- (1) 保険契約の全部転換において、被保険者が転換後契約の責任開始の日からその日を含めて3年を経過する前に自殺したために転換後契約の死亡保険金を支払わないときは、保険契約の全部転換による見直しはされずに転換前契約は消滅しなかったものとして継続していたとすれば死亡保険金を支払う場合に限り、転換前契約において死亡保険金として支払うべき金額を限度として、転換後契約に基づき死亡保険金を支払います。
- (2) 保険契約の全部転換において、被保険者が転換後契約の契約日からその日を含めて1年6か月を経過する前に死亡したために転換後契約の保険金の倍額支払をしないときは、保険契約の全部転換による見直しはされずに転換前契約は消滅しなかったものとして継続していたとすれば保険金の倍額支払をする場合に限り、転換前契約において保険金の倍額支払として支払うべき金額を限度として、転換後契約に基づき保険金の倍額支払をします。
- (3) 保険契約の全部転換において、被保険者が転換後契約の責任開始時前にかかった疾病または受けた傷害により重度障害の状態になったために転換後契約の重度障害による保険金を支払わないときは、保険契約の全部転換による見直しはされずに転換前契約は消滅しなかったものとして継続していたとすれば重度障害による保険金を支払う場合に限り、転換前契約において重度障害による保険金として支払うべき金額を限度として、転換後契約に基づき重度障害による保険金を支払います。
- (4) 保険契約の全部転換において、被保険者が転換後契約の責任開始時前に不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡した場合で、その原因が転換後契約の責任開始時前に生じていたために転換後契約における特約の死亡保険金を支払わないときは、保険契約の全部転換による見直しはされずに転換前契約は消滅しなかったものとして継続していたとすれば特約の死亡保険金を支払う場合に限り、転換前契約において特約の死亡保険金として支払うべき金額を限度として、転換後契約に基づき特約の死亡保険金を支払います。<sup>[1]</sup>
- (5) 転換前契約における特約（特約のみの転換においては転換前特約。以下、本条(5)において同じ。）が傷害による入院、手術または放射線治療にかかる保険金を支払う特約の場合で、被保険者が転換後契約における特約（特約のみの転換においては転換後特約。以下、本条(5)において同じ。）の責任開始時前に不慮の事故により受けた傷害を直接の原因<sup>[2]</sup>として、転換後契約における特約の特約条項に規定する入院をし、または、手術もしくは放射線治療を受けたとき<sup>[3]</sup>は、その入院、手術または放射線治療は、転換後契約における特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして取り扱います。<sup>[1][4]</sup>ただし、転換後契約における特約の特約保険金の支払額の計算に用いる特約基準保険金額において、転換前契約における特約の特約基準保険金額を超える部分については、その入院、手術または放射線治療は、転換後契約における特約の責任開始時前の原因によるものとして取り扱います。
- (6) 転換前契約における特約（特約のみの転換においては転換前特約。以下、本条(6)において同じ。）が疾病による入院、手術または放射線治療にかかる保険金を支払う特約の場合で、被保険者が転換後契約における特約（特約のみの転換においては転換後特約。以下、本条(6)において同じ。）の責任開始時前にかかった疾病を直接の原因<sup>[2]</sup>として、転換後契約における特約の特約条項に規定する入院をし、または、手術もしくは放射線治療を受けたとき<sup>[3]</sup>は、その入院、手術または放射線治療は、転換後契約における特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして取り扱います。<sup>[1]</sup>ただし、転換後契約における特約の特約保険金の支払額の計算に用いる特約基準保険金額において、転換前契約における特約の特約基準保険金額を超える部分については、その入院、手術または放射線治療は、転換後契約における特約の責任開始時前の原因によるものとして取り扱います。
- (7) 転換前契約における特約（特約のみの転換においては転換前特約。以下、本条(7)において同じ。）が傷害または疾病による先進医療による療養にかかる保険金を支払う特約の場合で、被保険者が転換後契約における特約（特約のみの転換においては転換後特約。以下、本条(7)において同じ。）の責任開始時前にかかった疾病または不慮の事故により受けた傷害を直接の原因<sup>[2]</sup>として、転換後契約における特約の特約条項に規定する先進医療による療養を受けたとき<sup>[3]</sup>は、その先進医療による療養は、転換後契約における特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして取り扱います。<sup>[1]</sup>ただし、転換前契約における特約の特約基準保険金額を超える部分については、その先進医療による療養は、転換後契約における特約の責任開始時前の原因によるものとして取り扱います。
- (8) 保険契約者または被保険者が転換後契約（特約のみの転換においては転換後特約。以下、本条(8)において同じ。）の保険料または特約保険料の払込免除事由に規定する状態に該当した場合で、その原因が転換後契約の責任開始時前に生じていたために転換後契約の保険料または特約保険料を払込免除としないときは、保険契約の全部転換または特約のみの転換による見直しはされずに転換前契約（特約のみの転換においては転換前特約。以下、本条(8)において同じ。）は消滅しなかったものとして継続していたとすれば保険料または特約保険料を払込免除とする場合（転換前契約の保険料払込期間にかかわらず、保険期間の満了まで保険料または特約保険料の払込みがあるものとすれば、保険料または特約保険料を払込免除とする場合を含む。）に限り、転換後契約に基づき保険料または特約保険料を払込免除とします。
- (9) 保険契約の全部転換による見直しの際の告知義務違反により、会社が転換後契約における基本契約を解除するときは、保険契約の全部転換による見直しはされずに転換前契約における基本契約は消滅しなかったものとして継続していたとした場合の死亡保険金額を超える部分に限り、解除することができるものとします。

- (10) 保険契約の全部転換または特約のみの転換による見直しの際の告知義務違反により、会社が転換後契約における特約（特約のみの転換においては転換後特約）を解除するときは、転換前契約における特約（特約のみの転換においては転換前特約）の特約基準保険金額<sup>[5]</sup>を超える部分に限り、解除することができるものとします。
- (11) 転換後契約（特約のみの転換においては転換後特約）が詐欺による取消または不法取得目的による無効となった場合は、本条(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)の規定は適用せず、転換前契約（特約のみの転換においては転換前特約）は第4条（転換後契約の責任開始の時）(4)により消滅したものとします。
- (12) 本条(1)(3)により死亡保険金または重度障害による保険金を支払う場合で、転換後契約の死亡保険金額が本条(1)(3)により支払う保険金額を超えるときは、会社は、そのを超える部分の積立金<sup>[6]</sup>を保険契約者に支払います。

#### 備考（第7条）

- [1] 転換前契約における特約で特約保険金を支払う場合を除きます。
- [2] 転換前契約における特約の責任開始時以後に生じた原因に限りです。
- [3] 保険契約の全部転換または特約のみの転換による見直しはされずに転換前契約における特約は消滅しなかったものとして継続していたとした場合のその転換前契約における特約の保険期間（その転換前契約における特約の更新後の特約の保険期間を含みます。）が満了する前に限りです。
- [4] 転換後契約における特約が傷害による入院、手術または放射線治療にかかる保険金のみを支払う特約である場合は、本条(5)により支払う特約保険金の支払額は転換前契約の特約における特約保険金の支払額と通算して転換前契約における特約の特約基準保険金額の範囲内とします。
- [5] 転換後契約における特約（特約のみの転換においては転換後特約）が疾病による入院、手術または放射線治療にかかる保険金を支払う特約である場合は疾病による入院、手術または放射線治療にかかる保険金を支払う特約の特約基準保険金額、先進医療による療養にかかる保険金を支払う特約である場合は先進医療による療養にかかる保険金を支払う特約の特約基準保険金額に限りです。
- [6] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

### 第8条（転換前特約が総合医療特約等の場合の特則）

特約のみの転換において、無配当先進医療特約（無解約返戻金型）が付加されている場合で、転換前特約を総合医療特約<sup>[1]</sup>または総合医療特約（R04）<sup>[2]</sup>とし、かつ、転換後特約を総合医療特約（R04）<sup>[2]</sup>とするときは、無配当先進医療特約（無解約返戻金型）条項の規定にかかわらず、その特約のみの転換による転換前特約の消滅ではその無配当先進医療特約（無解約返戻金型）は失効しないものとします。

#### 備考（第8条）

- [1] 「総合医療特約」とは、次のいずれかの特約をいいます。
- (1) 無配当総合医療特約
  - (2) 無配当総合医療特約（解約返戻金低減型）
  - (3) 無配当総合医療特約（無解約返戻金型）
  - (4) 無配当総合医療特約（学資保険（H24）用）
- [2] 「総合医療特約（R04）」とは、次のいずれかの特約をいいます。
- (1) 無配当総合医療特約（R04）
  - (2) 無配当総合医療特約（R04）（解約返戻金低減型）
  - (3) 無配当総合医療特約（R04）（無解約返戻金型）
  - (4) 無配当総合医療特約（R04）（学資保険（H24）用）

### 第9条（転換前特約の契約日等からその日を含めて2年を経過する日までに特約のみの転換による総合医療特約（R04）への見直しがされた場合の特則）

転換後特約の締結の際の告知義務違反により会社が転換後特約を解除する場合で、特約のみの転換による見直しはされずに転換前特約は消滅しなかったものとして継続していたとすれば会社が告知義務違反により転換前特約を解除できるときは、第7条(10)の規定は適用せず次の表のとおり取り扱います。

① 転換前特約の締結の際に告知義務違反があり、転換前特約に「契約転換に関する特則条項」が付加されていないとき	転換後特約を解除することができます。
② 転換前特約の締結の際に告知義務違反があり、転換前特約に「契約転換に関する特則条項」が付加されているとき。ただし、③に該当する場合を除く。	転換元特約 <sup>[1]</sup> の特約基準保険金額を超える部分（転換元特約 <sup>[1]</sup> の特約基準保険金額が転換前特約の特約基準保険金額を超えるときは、転換前特約の特約基準保険金額を超える部分）に限り、解除することができます。
③ 転換前特約の復活の際に告知義務違反があったとき	転換後特約を解除することができます。

#### 備考（第9条）

- [1] 「転換元特約」とは、保険契約の全部転換または特約のみの転換により転換前特約に見直された特約をいいます。

# 口座払込みに関する特則条項

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

## 目次

第 1 条 趣旨	451
第 2 条 保険料率	451
第 3 条 保険料の払込み	451
第 4 条 口座振替が行われなかった場合の取扱い	452
第 5 条 諸変更	452
第 6 条 特則条項を適用しない場合	452

## 第 1 条 (趣旨)

- (1)この特則条項は、保険料<sup>[1]</sup>の口座払込みについて定めます。
- (2)この特則条項は、保険契約者から、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または特約条項に定める保険料の払込方法（経路）のうち、口座払込みを選択する旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに適用します。
- (3)この特則条項を適用するには、次の条件を満たすことを必要とします。
  - ① 指定口座<sup>[2]</sup>が、提携金融機関<sup>[3]</sup>に設置されていること
  - ② 保険契約者が提携金融機関<sup>[3]</sup>に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

### 備考 (第 1 条)

- [1]「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。
- [2]「指定口座」とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- [3]「提携金融機関」とは、会社が指定した金融機関等をいいます。

## 第 2 条 (保険料率)

この特則条項を適用する保険契約<sup>[1]</sup>の保険料率は、月払口座振替保険料率とします。ただし、主約款または特約条項の定めるところにより、保険料<sup>[2]</sup>の前納払込みをする場合には、主約款または特約条項の定めるところによります。

### 備考 (第 2 条)

- [1]「保険契約」とは、基本契約または特約をいいます。
- [2]「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。

## 第 3 条 (保険料の払込み)

- (1)保険料<sup>[1]</sup>は、主約款または特約条項の規定にかかわらず、振替日<sup>[2]</sup>に指定口座<sup>[3]</sup>から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとしします。
- (2)本条(1)の場合においては、振替日<sup>[2]</sup>に保険料<sup>[1]</sup>の払込みがあったものとしします。
- (3)本条(1)の場合において、保険契約者が同一の指定口座<sup>[3]</sup>から振替日<sup>[2]</sup>を同じくする 2 件以上の保険契約<sup>[4]</sup>について保険料<sup>[1]</sup>の払込みをしようとするときは、その 2 件以上の保険契約<sup>[4]</sup>の保険料<sup>[1]</sup>の総額に相当する金額を払い込んでください。
- (4)保険契約者は、あらかじめ保険料相当額<sup>[5]</sup>を指定口座<sup>[3]</sup>に預入しておいてください。
- (5)会社は本条(1)により払い込まれた保険料<sup>[1]</sup>については、領収証を発行しません。

### 備考 (第 3 条)

- [1]「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。
- [2]「振替日」とは、払込時期内において会社の取扱範囲内で保険契約者が指定した日または会社が定めた日のいずれかの日をいいます。ただし、その月に振替日がない場合にあってはその月の末日の翌日を振替日とし、振替日が提携金融機関の非営業日である場合にあっては翌営業日を振替日とします。
- [3]「指定口座」とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- [4]「保険契約」とは、基本契約または特約をいいます。
- [5] 本条(3)の場合は、その 2 件以上の保険契約の保険料の総額に相当する金額とします。

## 第4条（口座振替が行われなかった場合の取扱い）

- (1)振替日<sup>[1]</sup>に保険料の口座振替が行われなかった場合は、翌月分の振替日<sup>[1]</sup>に翌月分の保険料<sup>[2]</sup>と合わせてその合計額について再度口座振替を行います。ただし、指定口座<sup>[3]</sup>の預入額がその合計額に満たないときは、指定口座<sup>[3]</sup>の預入額の範囲内で口座振替を行い、払込時期の過ぎた保険料<sup>[2]</sup>のうちその時期の早いものにかかる保険料<sup>[2]</sup>から払込みがあったものとします。
- (2)主約款または特約条項の定めるところにより、保険料<sup>[2]</sup>を前納する場合であって、振替日<sup>[1]</sup>に保険料<sup>[2]</sup>の口座振替が行われなかったときは、本条(1)にかかわらず、翌月分の振替日<sup>[1]</sup>に口座振替が行われなかった月数分の保険料<sup>[2]</sup>について再度口座振替を行います。
- (3)本条(1)(2)の場合において、次の振替日<sup>[1]</sup>までの間に主約款または特約条項の規定により保険契約の効力を失うものにあつては、保険契約者は、主約款または特約条項に定める猶予期間内に、払込時期の過ぎた保険料<sup>[2]</sup>を会社<sup>[4]</sup>に払い込んでください。

### 備考（第4条）

- [1]「振替日」とは、払込時期内において会社の取扱範囲内で保険契約者が指定した日または会社が定めた日のいずれかの日をいいます。ただし、その月に振替日がない場合にあつてはその月の末日の翌日を振替日とし、振替日が提携金融機関の非営業日である場合にはあつては翌営業日を振替日とします。
- [2]「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。
- [3]「指定口座」とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- [4]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第5条（諸変更）

- (1)保険契約者が指定口座<sup>[1]</sup>を同一の提携金融機関<sup>[2]</sup>の他の口座または他の提携金融機関<sup>[2]</sup>の口座に変更しようとするときは、その旨を会社および提携金融機関<sup>[2]</sup>に通知してください。
- (2)保険契約者が保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更しようとするときは、その旨を会社および提携金融機関<sup>[2]</sup>に通知してください。
- (3)提携金融機関<sup>[2]</sup>が保険料の口座振替の取扱いを停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座<sup>[1]</sup>の他の提携金融機関<sup>[2]</sup>の口座への変更または他の保険料の払込方法（経路）の選択をしてください。
- (4)会社または提携金融機関<sup>[2]</sup>の事情により、会社が振替日<sup>[3]</sup>を変更したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

### 備考（第5条）

- [1]「指定口座」とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- [2]「提携金融機関」とは、会社が指定した金融機関等をいいます。
- [3]「振替日」とは、払込時期内において会社の取扱範囲内で保険契約者が指定した日または会社が定めた日のいずれかの日をいいます。ただし、その月に振替日がない場合にあつてはその月の末日の翌日を振替日とし、振替日が提携金融機関の非営業日である場合にはあつては翌営業日を振替日とします。

## 第6条（特則条項を適用しない場合）

次のいずれかに該当するときは、それ以後は、この特則条項は適用しません。

- ①保険料<sup>[1]</sup>の払込みを必要としなくなったとき
- ②他の保険料の払込方法（経路）に変更されたとき
- ③第1条（趣旨）(3)の条件を満たさなくなったとき

### 備考（第6条）

- [1]「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。

# 団体払込みに関する特則条項

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(平成 31 年 4 月 1 日改正)

## 目次

### 第 1 章 総則

第 1 条 趣旨	453
第 2 条 取扱いの種類	453

### 第 2 章 団体取扱い

第 3 条 団体取扱いの適用範囲	453
第 4 条 保険料率	454
第 5 条 保険料の払込み	454
第 6 条 保険料領収証	454
第 7 条 保険料の前納払込み	454
第 8 条 団体取扱いの終了	454
第 9 条 団体取扱いが終了した保険契約の取扱い	455
第 10 条 主約款の適用	455

### 第 3 章 団体特別取扱い

第 11 条 団体特別取扱いの適用範囲	455
第 12 条 保険料率	455
第 13 条 保険料の払込み	456
第 14 条 保険料領収証	456
第 15 条 保険料の前納払込み	456
第 16 条 団体特別取扱いの終了	456
第 17 条 団体特別取扱いが終了した会社契約の取扱い	457
第 18 条 主約款の適用	457

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (趣旨)

(1)この特則条項は、団体払込みに関する取扱いについて定めます。

(2)この特則条項は、保険契約者から団体<sup>[1][2]</sup>を通じて、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または特約条項に定める保険料の払込方法（経路）のうち、団体払込みを選択する旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに適用します。

#### 備考 (第 1 条)

[1]「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。

[2]「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。

### 第 2 条 (取扱いの種類)

団体払込みに関する取扱いは、次の 2 種類とします。<sup>[1]</sup>

- ① 団体取扱い
- ② 団体特別取扱い

#### 備考 (第 2 条)

[1] 一の保険契約について適用する取扱いはいずれか 1 種類とします。

## 第 2 章 団体取扱い

### 第 3 条 (団体取扱いの適用範囲)

団体取扱いは、団体<sup>[1][2]</sup>が会社と二者間協定<sup>[3]</sup>を締結している場合において、団体<sup>[1]</sup>が次の条件を満たすときに、団体<sup>[1]</sup>または団体の所属員<sup>[4]</sup>を保険契約者とする保険契約<sup>[5]</sup>にかかる保険契約者が、団体<sup>[1][2]</sup>を通じて主約款に定める保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする旨の申出をしたときに行います。

- ① 次の保険契約の件数を合算して 15 件以上あること
  - ア. 団体<sup>[1]</sup>を保険契約者とする保険契約であって、団体の所属員<sup>[4]</sup>を被保険者とするもの
  - イ. 団体の所属員<sup>[4]</sup>を保険契約者とする保険契約
- ② 本条①の保険契約にかかる被保険者<sup>[6]</sup>の人数が 15 人<sup>[7]</sup>以上いること

#### 備考（第 3 条）

- [1] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [2] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。
- [3] 「二者間協定」とは、主約款に定める団体取扱契約として会社と団体（保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。）の間で締結された団体取扱いに関する協定をいいます。
- [4] 「団体の所属員」とは、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受けている者をいいます。
- [5] この特則条項を適用している保険契約に限ります。
- [6] 夫婦保険または夫婦年金保険付夫婦保険の保険契約にあつては、保険契約者である被保険者とします。
- [7] 被保険者が同一人の場合は 1 人として計算します。以下同じとします。

### 第 4 条（保険料率）

- (1) 団体取扱いを行う保険契約の保険料率は、月払団体保険料率とします。
- (2) 責任開始の日を契約日として締結した保険契約の継続中に主約款に定める保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする旨の申出があつたときは、保険契約の保険料の払込時期を含む月と団体<sup>[1][2]</sup>が取りまとめた払い込む保険料の払込時期を含む月が一致した月の翌月の払込時期の保険料から月払団体保険料率を適用します。この場合、申出があつた時を含む月の払込時期の保険料の払込みを必要とします。
- (3) 団体<sup>[1][2]</sup>が二者間協定<sup>[3]</sup>を締結している場合において、団体<sup>[1]</sup>が第 3 条（団体取扱いの適用範囲）の要件を満たさなくなったときであっても、猶予期間<sup>[4]</sup>中は、その団体にかかる保険契約は団体取扱いを行うものとし、本条 (1)(2) を適用します。

#### 備考（第 4 条）

- [1] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [2] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。
- [3] 「二者間協定」とは、主約款に定める団体取扱契約として会社と団体（保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。）の間で締結された団体取扱いに関する協定をいいます。
- [4] 「猶予期間」とは、第 3 条（団体取扱いの適用範囲）の要件を満たさなくなってから 3 か月を経過するまでの間をいいます。

### 第 5 条（保険料の払込み）

団体取扱いを行う保険契約の保険契約者は、団体<sup>[1][2]</sup>を通じて保険料<sup>[3]</sup>を払い込むものとし、会社は、取りまとめた保険料<sup>[3]</sup>が一括して団体<sup>[1][2]</sup>から払い込まれたときに、その保険契約の保険料<sup>[3]</sup>が払い込まれたものとしてします。

#### 備考（第 5 条）

- [1] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [2] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。
- [3] 第 1 回保険料相当額または第 1 回保険料を除きます。

### 第 6 条（保険料領収証）

会社は、取りまとめた保険料が団体<sup>[1][2]</sup>から払い込まれた場合において、団体<sup>[1][2]</sup>から申出があつたときは払込金額に対する領収証を団体<sup>[1][2]</sup>に交付し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

#### 備考（第 6 条）

- [1] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [2] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。

### 第 7 条（保険料の前納払込み）

団体取扱いを行う保険契約については、3 か月分、6 か月分または 1 年分の保険料の前納を繰り返し行う場合に限り、保険料の前納払込みを行うことができます。この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。

### 第 8 条（団体取扱いの終了）

- (1) 団体取扱いは、次のいずれかに該当した場合に終了します。
  - ① 保険契約者または事業契約<sup>[1]</sup>の被保険者が団体<sup>[2]</sup>に所属する者でなくなったとき
  - ② 団体<sup>[2]</sup>または団体に所属する者以外の者が保険契約者の地位を承継したとき
  - ③ 団体<sup>[2][3]</sup>と会社との間で締結した二者間協定<sup>[4]</sup>が次のいずれかの事由により解除されたとき
    - ア. 団体<sup>[2][3]</sup>から二者間協定<sup>[4]</sup>の解除通知があつたとき



- イ. 猶予期間<sup>[5]</sup>を経過しても第3条（団体取扱いの適用範囲）の要件を満たさなかったとき
- ウ. 会社が保険料の取りまとめ方法等に適切を欠く等団体取扱いに支障があると認められたとき

- ④ 保険契約者が団体<sup>[2][3]</sup>の保険料の取りまとめに応じなかったとき
- ⑤ 保険契約が消滅したとき
- ⑥ 基本契約の保険料の払込みを必要としなくなったとき
- ⑦ 他の保険料の払込方法（経路）に変更されたとき

(2) 会社は、本条(1)①から④により、団体取扱いが終了した場合には、保険契約者が主約款に定める保険料の払込方法（経路）のうち、窓口払込みを選択したものと取り扱います。

#### 備考（第8条）

- [1] 「事業契約」とは、団体を保険契約者とする保険契約であって、その団体の所属員を被保険者とするものをいいます。
- [2] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [3] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。
- [4] 「二者間協定」とは、主約款に定める団体取扱い契約として会社と団体（保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。）の間で締結された団体取扱いに関する協定をいいます。
- [5] 「猶予期間」とは、第3条（団体取扱いの適用範囲）の要件を満たさなくなってから3か月を経過するまでの間をいいます。

### 第9条（団体取扱いが終了した保険契約の取扱い）

団体取扱いが終了した保険契約については、主約款に定めるところにより取り扱います。

### 第10条（主約款の適用）

団体取扱いを行う保険契約に関し、この特則条項に特段の定めのない事項については、主約款に定めるところによります。

## 第3章 団体特別取扱い

### 第11条（団体特別取扱いの適用範囲）

団体特別取扱いは、団体<sup>[1][2]</sup>が会社および機構<sup>[3]</sup>と三者間協定<sup>[4]</sup>を締結している場合において、団体<sup>[1]</sup>が次の条件を満たすときに、会社契約<sup>[5]</sup>にかかる保険契約者が、団体<sup>[1][2]</sup>を通じて主約款に定める保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする旨の申出をしたときに行います。

- ① 次の保険契約の件数を合算して15件以上あること<sup>[6]</sup>
  - ア. 団体<sup>[1]</sup>を保険契約者とする会社契約<sup>[5]</sup>であって、団体の所属員<sup>[7]</sup>を被保険者とするもの
  - イ. 団体の所属員<sup>[7]</sup>を保険契約者とする会社契約<sup>[5]</sup>
  - ウ. 機構<sup>[3]</sup>から業務委託を受けた機構契約<sup>[8]</sup>であって、団体<sup>[1]</sup>を保険契約者とするもの
  - エ. 機構契約<sup>[8]</sup>であって、団体の所属員を保険契約者とするもの
- ② 本条①の保険契約にかかる被保険者<sup>[9]</sup>の人数が15人以上あること

#### 備考（第11条）

- [1] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [2] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。
- [3] 「機構」とは、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構をいいます。
- [4] 「三者間協定」とは、主約款に定める団体取扱い契約として会社、団体（保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。）および独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の間で締結された団体特別取扱いに関する協定をいいます。
- [5] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。
- [6] 会社契約または機構契約のいずれかがない場合は団体特別取扱いを行いません。
- [7] 「団体の所属員」とは、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受けている者をいいます。
- [8] 「機構契約」とは、機構から業務委託を受けた旧簡易生命保険契約をいい、団体特別取扱いの対象となる保険契約は、団体取扱いに関する簡易生命保険約款の適用の対象となる保険種類の保険契約に限ります。
- [9] 夫婦保険または夫婦年金保険付夫婦保険の保険契約にあつては、保険契約者である被保険者とします。

### 第12条（保険料率）

- (1) 団体特別取扱いを行う会社契約<sup>[1]</sup>の保険料率は、月払団体保険料率とします。
- (2) 責任開始の日を契約日として締結した会社契約<sup>[1]</sup>の継続中に主約款に定める保険料の払込方法（経路）を団体払込みとする旨の申出があったときは、会社契約<sup>[1]</sup>の保険料の払込時期を含む月と団体<sup>[2][3]</sup>が取りまとめて払い込む保険料の払込時期を含む月が一致した月の翌月の払込時期の保険料から月払団体保険料率を適用します。この場合、申出があった時の属する月の払込時期の保険料の払込みを必要とします。

(3) 団体<sup>[2][3]</sup>が三者間協定<sup>[4]</sup>を締結している場合において、団体<sup>[2]</sup>が第11条（団体特別取扱いの適用範囲）の要件を満たさなくなったときであっても、三者間協定<sup>[4]</sup>が解除されるまでの間は、その団体<sup>[2]</sup>にかかる会社契約<sup>[1]</sup>は団体特別取扱いを行うものとし、本条(1)(2)を適用します。

#### 備考（第12条）

- [1] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。
- [2] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [3] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。
- [4] 「三者間協定」とは、主約款に定める団体取扱い契約として会社、団体（保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。）および独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の間で締結された団体特別取扱いに関する協定をいいます。

### 第13条（保険料の払込み）

団体特別取扱いを行う会社契約<sup>[1]</sup>の保険契約者は、団体<sup>[2][3]</sup>を通じて保険料<sup>[4]</sup>を払い込むものとし、会社は、機構契約<sup>[5]</sup>の保険料とともに取りまとめた保険料<sup>[4]</sup>が一括して団体<sup>[2][3]</sup>から払い込まれたときに、その会社契約<sup>[1]</sup>の保険料<sup>[4]</sup>が払い込まれたものとし、

#### 備考（第13条）

- [1] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。
- [2] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [3] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。
- [4] 第1回保険料相当額または第1回保険料を除きます。
- [5] 「機構契約」とは、機構から業務委託を受けた旧簡易生命保険契約をいい、団体特別取扱いの対象となる保険契約は、団体取扱いに関する簡易生命保険約款の適用の対象となる保険種類の保険契約に限ります。

### 第14条（保険料領収証）

会社は、取りまとめた保険料が団体<sup>[1][2]</sup>から払い込まれた場合において、団体<sup>[1][2]</sup>から申出があったときは払込金額につき会社契約<sup>[3]</sup>および機構契約<sup>[4]</sup>の別に領収証を団体<sup>[1][2]</sup>に交付し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

#### 備考（第14条）

- [1] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [2] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。
- [3] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。
- [4] 「機構契約」とは、機構から業務委託を受けた旧簡易生命保険契約をいい、団体特別取扱いの対象となる保険契約は、団体取扱いに関する簡易生命保険約款の適用の対象となる保険種類の保険契約に限ります。

### 第15条（保険料の前納払込み）

団体特別取扱いを行う会社契約<sup>[1]</sup>については、3か月分、6か月分または1年分の保険料の前納を繰り返し行う場合に限り、保険料の前納払込みを行うことができます。この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。

#### 備考（第15条）

- [1] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。

### 第16条（団体特別取扱いの終了）

(1) 団体特別取扱いは、次のいずれかに該当した場合に終了します。

- ① 保険契約者または会社事業契約<sup>[1]</sup>の被保険者が団体<sup>[2]</sup>に所属する者でなくなったとき
- ② 団体<sup>[2]</sup>または団体に所属する者以外の者が保険契約者の地位を承継したとき
- ③ 団体<sup>[2][3]</sup>と会社および機構<sup>[4]</sup>との間で締結した三者間協定<sup>[5]</sup>が次に掲げる事由により解除されたとき
  - ア. 団体<sup>[2][3]</sup>から三者間協定<sup>[5]</sup>の解除通知があったとき
  - イ. 第11条（団体特別取扱いの適用範囲）の要件を満たさなくなったとき
  - ウ. 会社または機構<sup>[4]</sup>が保険料の取りまとめ方法等に適切を欠く等団体特別取扱いに支障があると認められたとき
- ④ 保険契約者が団体<sup>[2][3]</sup>の保険料の取りまとめに応じなかったとき
- ⑤ 会社契約<sup>[6]</sup>が消滅したとき
- ⑥ 会社契約<sup>[6]</sup>である基本契約の保険料の払込みを必要としなくなったとき
- ⑦ 他の保険料の払込方法（経路）に変更されたとき

(2) 会社は、本条(1)①から④により、団体特別取扱いが終了した場合には、保険契約者が主約款に定める保険料の払込方法（経路）のうち、窓口払込みを選択したものとして取り扱います。

#### 備考（第16条）

- [1] 「会社事業契約」とは、団体を保険契約者とする会社契約であって、その団体の所属員を被保険者とするものをいいます。
- [2] 「団体」とは、官公署、企業等の団体をいいます。
- [3] 「団体」には、保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。
- [4] 「機構」とは、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構をいいます。
- [5] 「三者間協定」とは、主約款に定める団体取扱契約として会社、団体（保険料の一括払込を代行している団体の外郭団体および労働組合等を含みます。）および独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の間で締結された団体特別取扱いに関する協定をいいます。
- [6] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。

---

### 第17条（団体特別取扱いが終了した会社契約の取扱い）

---

団体特別取扱いが終了した会社契約<sup>[1]</sup>については、主約款に定めるところにより取り扱います。

#### 備考（第17条）

- [1] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。

---

### 第18条（主約款の適用）

---

団体特別取扱いを行う会社契約<sup>[1]</sup>に関し、この特則条項に特段の定めのない事項については、主約款に定めるところによります。

#### 備考（第18条）

- [1] 「会社契約」とは、団体または団体の所属員を保険契約者とする保険契約をいいます。

# 集金払込みに関する特則条項

(平成 27 年 10 月 2 日制定)

(令和 4 年 4 月 1 日改正)

## 目次

第 1 条 趣旨	458
第 2 条 保険料率	458
第 3 条 保険料の払込み	458
第 4 条 特則条項を適用しない場合	458
第 5 条 主約款等の適用	459

## 第 1 条 (趣旨)

- (1)この特則条項は、保険料<sup>[1]</sup>の集金払込みについて定めます。
- (2)この特則条項は、保険契約者から、集金払込みにより保険料<sup>[1]</sup>を払い込む旨の申込みがあり、かつ、会社がこれを承諾したときに適用します。
- (3)この特則条項を適用するには、次の条件を満たすことを必要とします。
- ① 保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にあること
  - ② その他会社がこの特則条項を適用すると認めるべき事由があること

### 備考 (第 1 条)

[1] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。

## 第 2 条 (保険料率)

この特則条項に基づき集金払込みをする保険契約<sup>[1]</sup>の保険料率は、月払集金保険料率とします。ただし、主約款等<sup>[2]</sup>の定めるところにより、保険料<sup>[3]</sup>の前納払込みをする場合には、主約款等<sup>[2]</sup>の定めるところによります。

### 備考 (第 2 条)

[1] 「保険契約」とは、基本契約または特約をいいます。

[2] 「主約款等」とは、この特則条項に基づき集金払込みをする保険契約の普通保険約款および特約条項をいいます。

[3] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。

## 第 3 条 (保険料の払込み)

- (1)この特則条項に基づき集金払込みをする保険契約<sup>[1]</sup>の保険料の払込方法(経路)は、主約款等<sup>[2]</sup>の規定にかかわらず、次のとおりとします。

集金払込み	会社の派遣した集金人に払い込む方法
-------	-------------------

- (2)保険契約者は、会社が保険契約者の指定した集金先宛に代金引換とする郵便物を差し出した場合には、その代金を支払うことにより、保険料<sup>[3]</sup>を払い込むことができます。

### 備考 (第 3 条)

[1] 「保険契約」とは、基本契約または特約をいいます。

[2] 「主約款等」とは、この特則条項に基づき集金払込みをする保険契約の普通保険約款および特約条項をいいます。

[3] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。

## 第 4 条 (特則条項を適用しない場合)

- (1)次のいずれかに該当するときは、それ以後は、この特則条項は適用しません。
- ① 保険料<sup>[1]</sup>の払込みを必要としなくなったとき
  - ② 主約款<sup>[2]</sup>に定める他の保険料の払込方法(経路)に変更されたとき
  - ③ 第 1 条(趣旨)(3)の条件を満たさなくなったとき
- (2)本条(1)③の場合、保険契約者は、主約款<sup>[2]</sup>に定める保険料の払込方法(経路)のうち、いずれかを選択してください。
- (3)会社は、次のいずれかの場合には、保険料の払込方法(経路)を窓口払込みに変更することができます。
- ① この特則条項に基づき集金払込みをする保険契約者が保険料<sup>[1]</sup>を主約款<sup>[2]</sup>に定める払込時期内に会社の派遣した集金人に払い込まない場合
  - ② 本条(2)により、保険契約者が保険料の払込方法(経路)を選択しない場合

#### 備考（第4条）

[1] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。

[2] 「主約款」とは、この特則条項に基づき集金払込みをする基本契約の普通保険約款をいいます。

#### 第5条（主約款等の適用）

この特則条項に別段の定めのない事項については、主約款等<sup>[1]</sup>に定めるところによります。

#### 備考（第5条）

[1] 「主約款等」とは、この特則条項に基づき集金払込みをする保険契約の普通保険約款および特約条項をいいます。

# ご家族登録制度規約

(平成 30 年 3 月 26 日制定)

(令和 4 年 4 月 1 日改正)

## 第 1 条 (制度趣旨)

本規約は、株式会社かんぽ生命保険（以下「会社」といいます。）が運営・提供するご家族登録制度（以下「本制度」といいます。）の利用に際しての取り扱いを定めるものです。

## 第 2 条 (用語の定義)

- (1)本規約において、「登録ご家族」とは、保険契約者が本制度に登録した者をいいます。
- (2)本規約において、「登録済契約者」とは、登録ご家族の登録を行った契約の保険契約者（保険契約者の保険契約による権利義務を承継した者を含みます。）をいいます。
- (3)本規約において、「契約関係者等」とは、登録済契約者、被保険者、保険金受取人および指定代理請求人をいいます。

## 第 3 条 (制度概要)

- (1)本制度の対象は会社を保険者とする保険契約とします。ただし、保険契約者が法人である保険契約および勤労者財産形成促進法に基づく保険契約は本制度の対象外とします。
- (2)(1)に定めるほか、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」といいます。）の指示に基づき、機構を保険者とする簡易生命保険契約についても本制度の対象とします。ただし、保険契約者が法人である保険契約および勤労者財産形成促進法に基づく保険契約は本制度の対象外とします。
- (3)会社<sup>[1]</sup>は、次の各号に掲げる場合において、登録ご家族に対して連絡をすることがあります。
  - ①災害発生時等、登録済契約者に対して安否確認・連絡が必要な場合
  - ②登録済契約者が会社に届け出た住所および通信先（以下「連絡先」といいます。）を用いても登録済契約者と連絡が取れない場合
  - ③前二号に掲げる場合のほか、会社が必要と認めた場合
- (4)会社<sup>[1]</sup>は、自らまたは登録ご家族の求めに応じて、登録済契約者の財産の保護等を目的とし、その範囲内で、登録ご家族に対し、契約関係者等に関する情報を含めた契約情報や登録済契約者の行った請求内容等を開示することがあります。
- (5)会社<sup>[1]</sup>は、自らまたは被保険者、保険金受取人もしくは指定代理請求人の求めに応じて、本制度の登録内容の確認等を目的とし、その範囲内で、被保険者、保険金受取人および指定代理請求人に対し、第 5 条第 1 項に定める登録ご家族に関する情報を開示することがあります。

### 備考 (第 3 条)

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第 4 条 (利用の要件)

- (1)保険契約者は、保険契約ごとに登録ご家族（日本国内に住所を有する者に限ります。）を 1 名登録することができます。
- (2)登録ご家族の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者とします。
  - ①保険契約者の配偶者
  - ②保険契約者の 3 親等内の親族
  - ③被保険者、保険金受取人、指定代理請求人
- (3)保険契約者は、本制度の利用に当たり、次の各号に掲げる事項について、登録ご家族となる者の同意を得ることを要します。
  - ①本制度を利用すること
  - ②次条第 1 項に定める登録ご家族に関する情報を会社<sup>[1]</sup>へ開示・登録すること
  - ③会社<sup>[1]</sup>が次条第 1 項に定める登録ご家族に関する情報を被保険者、保険金受取人および指定代理請求人へ開示する場があること
  - ④会社<sup>[1]</sup>から連絡を行う場があること
  - ⑤会社<sup>[1]</sup>から各種商品・サービスのご案内・提供等を行う場があること
- (4)保険契約者は、本制度の利用に当たり、本制度を利用することおよび会社<sup>[1]</sup>が被保険者、保険金受取人および指定代理請求人に関する情報を登録ご家族に開示する場があることについて、被保険者、保険金受取人および指定代理請求人の同意を得ることを要します。

## 備考（第4条）

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第5条（登録・変更・削除）

- (1)保険契約者は、本制度の利用に当たり、次の各号に掲げる登録ご家族に関する情報を、正確に会社<sup>[1]</sup>へ開示・登録することを要します。
- ①氏名
  - ②生年月日
  - ③性別
  - ④保険契約者との続柄
  - ⑤住所
  - ⑥電話番号
- (2)登録済契約者は、登録ご家族に関する情報に変更があった場合は、直ちに会社<sup>[1]</sup>に通知することを要します。  
また、登録ご家族の連絡先の変更は、登録ご家族本人から直接会社<sup>[1]</sup>に通知があった場合、会社<sup>[1]</sup>は登録済契約者から変更の通知があったものとして取り扱います。
- (3)登録済契約者は前条第1項および第2項に定める範囲内で、登録ご家族を別の者に変更することができます。
- (4)登録ご家族が前条第1項または第2項に定める範囲に該当しなくなった場合は、登録済契約者は直ちに利用の終了または前項の規定による変更を会社<sup>[1]</sup>に申し出ることを要します。
- (5)登録済契約者は、登録ご家族が登録情報の削除を希望する場合は、利用の終了または第3項の規定による変更を会社<sup>[1]</sup>に申し出ることを要します。
- (6)登録済契約者が新たに会社と保険契約を締結し（保険契約者の変更、その他の事由により新たに他の保険契約の保険契約者となった場合を含みます。）本制度を利用する場合は、当該保険契約については、改めて本制度の利用申込みを要します。

## 備考（第5条）

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第6条（利用期間）

- (1)本制度の利用は、保険契約者が会社所定の手続きにより会社<sup>[1]</sup>へ本制度の利用申込みを行い、会社が登録した時点から開始します。
- (2)本制度の利用は、次の各号のいずれかに該当した場合に終了します。その場合、当社が必要と認める場合を除き、本制度の利用終了の通知は原則行いません。
- ①登録済契約者が会社所定の手続きにより、会社<sup>[1]</sup>へ本制度の利用終了の申し出を行い、会社が利用終了の登録をしたとき
  - ②登録ご家族が登録されている保険契約について、以下のいずれかに該当したとき
    - ア 保険契約が消滅し、当該契約における債権・債務関係が消滅したとき
    - イ 保険契約者の地位が第三者に承継されたとき
  - ③その他会社が必要と認めるとき
- (3)登録済契約者または登録ご家族が次の各号のいずれかに該当した場合、会社は本制度の利用を解除することができます。
- ①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
  - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - ④その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4)登録済契約者が登録ご家族を変更した場合には、登録済契約者が変更前の登録ご家族へ連絡するものとし、会社<sup>[1]</sup>は、変更前の登録ご家族に登録が変更された旨を通知しません。また、本制度の利用を終了した場合または解除した場合も同様とします。
- (5)本制度の利用を終了した場合において、安否確認や緊急連絡、保険契約者や被保険者の身体・生命・財産の保護のために必要と会社が認めるときは、会社<sup>[1]</sup>は、登録されていた登録ご家族に関する情報を使用することがあります。

## 備考（第6条）

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

---

## 第7条（制度の運用の中断）

---

会社は、次の場合には、事前に通知することなく本制度の運用の全部または一部を中断することがあります。

- ① 本制度の運用に必要な設備等の保守・点検を行う場合、または当該設備等に障害が発生した場合
- ② 天災・災害その他のやむを得ない事由により本制度の運用ができない場合
- ③ その他、会社が本制度の運用を中断する相当の事由があると判断した場合

---

## 第8条（免責）

---

- (1) 登録済契約者が第5条第1項、第2項または第4項の規定に反したときは、そのために生じた契約関係者等または登録ご家族に係る損害については、会社<sup>[1]</sup>は責任を負いません。
- (2) 本制度の利用に関し、契約関係者等、登録ご家族、またはこれらの者の関係者の間において生じた紛争などについて会社<sup>[1]</sup>は一切関与することはありません。
- (3) 前項に起因して生じた損害についても、会社<sup>[1]</sup>は責任を負いません。

### 備考（第8条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

---

## 第9条（規約の変更）

---

- (1) 会社は、法令の改正その他本規約を変更する相当の事由があると判断した場合には、登録済契約者の事前の承諾なしに本規約の内容を変更できるものとします。この場合、会社は、変更内容および変更日を通知し、もしくは公告し、または会社のWebサイト等において告知します。
- (2) 前項の場合、変更日以降は変更後の本規約を適用します。

---

## 第10条（情報の利用）

---

会社および機構は、登録済契約者の保険契約等の内容、登録ご家族に関する情報、および本制度の利用に係る過程で知り得た情報を、個人情報の保護に関する法律等の関係法令に従い、会社にあつては会社が取得した情報について第1号アからオまでに掲げる目的で、機構にあつては機構が取得した情報について第2号アからウまでに掲げる目的でそれぞれ利用します。

また、会社の業務の遂行上必要な範囲で業務を外部へ委託する場合、必要な範囲で上記の情報を委託先に提供することがあります。

### ① 会社が取得した情報

- ア 第3条第3項、第4項および第5項に規定する行為
- イ 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- ウ 関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- エ 会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- オ その他保険に関連・付随する業務

### ② 機構が取得した情報

- ア 第3条第3項、第4項および第5項に規定する行為
- イ 機構を保険者とする簡易生命保険契約の維持管理、保険金等のお支払い
- ウ その他前イに関連・付随する業務





# 無解約返戻金型の特約の責任準備金額例



将来の保険金などの支払いに備えて積み立てている責任準備金額の例は、次のとおりです。

※保険期間の途中で解約または減額された場合でも、積立金(責任準備金)の払い戻しはいたしません。

## <代表例>

- 特約 無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)/特約基準保険金額100万円/保険期間 終身/保険料払込期間 95歳まで/口座払込みの場合
- 基本契約 普通終身保険(定額型)/基準保険金額100万円/保険期間 終身/保険料払込期間 60歳まで/口座払込みの場合

## 男性

<単位:円>

			経過期間					
			1年	10年	20年	30年	50年	70年
30歳加入	特約	返戻金額	0	0	0	0	0	0
		責任準備金額	5,700	62,100	131,000	195,900	242,000	188,700
		払込保険料累計	9,600	96,000	192,000	288,000	480,000	624,000
30歳加入	基本契約	返戻金額	13,600	291,400	595,900	916,000	969,900	1,000,000
		返戻金額	0	0	0	0	0	0
		責任準備金額	7,400	77,600	152,800	208,300	211,900	133,800
40歳加入	特約	払込保険料累計	12,240	122,400	244,800	367,200	612,000	673,200
		返戻金額	28,900	446,200	916,000	944,400	986,400	1,000,000
		返戻金額	0	0	0	0	0	0
40歳加入	基本契約	責任準備金額	9,300	90,100	162,300	193,900	188,700	51,300
		払込保険料累計	16,080	160,800	321,600	482,400	723,600	723,600
		返戻金額	74,100	916,000	944,400	969,900	1,000,000	1,000,000
50歳加入	特約	返戻金額	0	0	0	0	0	0
		責任準備金額	10,600	96,200	153,000	182,400	133,800	51,300
		払込保険料累計	21,480	214,800	429,600	644,400	751,800	751,800
50歳加入	基本契約	返戻金額	76,500	944,400	969,900	986,400	1,000,000	1,000,000
		返戻金額	0	0	0	0	0	0
		責任準備金額	10,700	104,600	176,100	201,200	130,900	46,500
60歳加入	特約	払込保険料累計	18,960	189,600	379,200	568,800	663,600	663,600
		返戻金額	0	0	0	0	0	0
		責任準備金額	10,700	104,600	176,100	201,200	130,900	46,500
60歳加入	基本契約	払込保険料累計	75,500	930,100	959,800	982,200	1,000,000	1,000,000
		返戻金額	0	0	0	0	0	0
		責任準備金額	10,700	104,600	176,100	201,200	130,900	46,500

※基本契約の保険料払込期間は10年

## 女性

<単位:円>

			経過期間					
			1年	10年	20年	30年	50年	70年
30歳加入	特約	返戻金額	0	0	0	0	0	0
		責任準備金額	3,800	43,000	104,500	173,000	259,100	187,500
		払込保険料累計	9,600	96,000	192,000	288,000	480,000	624,000
30歳加入	基本契約	返戻金額	13,000	285,600	584,600	899,600	959,800	1,000,000
		返戻金額	0	0	0	0	0	0
		責任準備金額	5,900	66,500	141,300	211,700	227,800	130,900
40歳加入	特約	払込保険料累計	11,400	114,000	228,000	342,000	570,000	627,000
		返戻金額	28,000	437,800	899,600	930,100	982,200	1,000,000
		返戻金額	0	0	0	0	0	0
40歳加入	基本契約	責任準備金額	8,200	85,700	169,500	217,200	187,500	46,500
		払込保険料累計	14,400	144,000	288,000	432,000	648,000	648,000
		返戻金額	72,600	899,600	930,100	959,800	1,000,000	1,000,000
50歳加入	特約	返戻金額	0	0	0	0	0	0
		責任準備金額	10,700	104,600	176,100	201,200	130,900	46,500
		払込保険料累計	18,960	189,600	379,200	568,800	663,600	663,600
50歳加入	基本契約	返戻金額	75,500	930,100	959,800	982,200	1,000,000	1,000,000
		返戻金額	0	0	0	0	0	0
		責任準備金額	10,700	104,600	176,100	201,200	130,900	46,500
60歳加入	特約	払込保険料累計	18,960	189,600	379,200	568,800	663,600	663,600
		返戻金額	0	0	0	0	0	0
		責任準備金額	10,700	104,600	176,100	201,200	130,900	46,500
60歳加入	基本契約	払込保険料累計	75,500	930,100	959,800	982,200	1,000,000	1,000,000
		返戻金額	0	0	0	0	0	0
		責任準備金額	10,700	104,600	176,100	201,200	130,900	46,500

※基本契約の保険料払込期間は10年

■しおり65P参照…「無解約返戻金型の特約の返戻金と積立金(責任準備金)について」をご参照ください。

## い

## 遺族／法定相続人

### 【遺族】

- 当社(かんぽ生命)では、保険契約の目的は、多くの場合、被保険者またはその遺族の方の「経済生活の安定」のためという考え方に基づき、死亡保険金受取人が死亡した場合は、約款により、被保険者の遺族の方を新たな死亡保険金受取人としています。

#### 約款参照

「遺族」の具体的な範囲は、約款(特約死亡保険金受取人の死亡)の条文

- 他社の保険契約では、一般的に、保険金受取人の法定相続人が新たな保険金受取人となっています。

#### 参考

#### 法定相続人

民法の規定により、相続人となる権利のある方をいいます。

## か

## 加入限度額

- 法令で定められた被保険者1人について加入できる特約保険金額をいいます。

#### しおり参照

「特約保険金の加入限度額など」のページ

## 加入年齢

- 被保険者の加入時の年齢です。
- 出生した月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年未満の端数については、6カ月以下は切り捨て、6カ月を超えるものは切り上げます。

(例) 36歳7カ月の加入年齢は、37歳となります。

- 特約の見直しをする場合、付加する基本契約の加入年齢に、「基本契約の契約日を含む月の翌月」から「新たな特約の契約日を含む月」までの期間を加えて計算します。

保険証券に表示があります。

## き

## 基本契約／特約

### 【基本契約】

- 「普通保険約款」に記載されている契約内容をいいます。

### 【特約】

- 基本契約の保障内容をさらに充実させるために、基本契約に付け加える契約内容をいいます。
- 特約のみの申し込みはできません。

## &lt;

## クーリング・オフ

- 契約の申し込み後であっても、一定の期間内であれば、その撤回または解除ができる制度をいいます。

#### しおり参照

「クーリング・オフ制度」のページ

## け

## 契約応当日

- 契約後の保険期間中に迎える、毎月または毎年の契約日に対応する日をいいます。
- 中途付加する特約または転換後特約の月ごとの契約応当日が、基本契約の月ごとの契約応当日と異なる場合は、基本契約の月ごとの契約応当日を特約の月ごとの契約応当日とみなします。
- 中途付加する特約または転換後特約の年ごとの契約応当日が、基本契約の年ごとの契約応当日と異なる場合は、基本契約の年ごとの契約応当日を特約の年ごとの契約応当日とみなします。
- 契約日に対応する日がない月の場合は、その月の翌月の1日をいいます。

## 契約関係者

(保険契約者／被保険者／特約保険金受取人)

### 【保険契約者】

- 当社(かんぽ生命)と契約を結び、契約上の権利(例えば、契約内容の変更権)と、義務(例えば、保険料の払い込み)がある方をいいます。

### 【被保険者】

- その方の生死などが保険の対象となる方をいいます。その方の生死、病気やケガによる入院などに関して保険金が支払われます。

### 【特約保険金受取人】

- 特約保険金を受け取る方をいいます。
- 学資保険(H24)、学資保険(H24)(保険料払込免除なし型)では、保険契約者が特約保険金受取人となります。

保険証券に表示があります。

## 契約日

- 加入年齢や保険期間などの計算の基準となる日をいいます。

保険証券に表示があります。

## こ

## 告知義務

## しおり参照

「健康状態などの告知」のページ

## し

## 失効

## しおり参照

「保険料の払込猶予期間・契約の失効など」のページ

## 譲渡禁止

## しおり参照

「ご契約者をはじめとした関係者の保護」のページ

## た

## 第1回特約保険料相当額

- 契約の申し込みの際に、ご契約者が払い込むお金をいい、契約が成立したときには、第1回特約保険料となります。

## つ

## 積立金(責任準備金)／責任準備金額

- 将来の保険金などの支払いに備えて、保険料の中から積み立てているお金(金額)をいいます。

## と

## 登録ご家族

- 「ご家族登録制度」を申し込むことによって登録された、ご契約者のご家族の方をいいます。
- ご家族を登録することで、登録されたご家族の方が、契約内容やご契約者が行った請求内容などを確認することができます(会社にご契約者の財産の保護などのために必要と認めるときに限る。)
- 当社(かんぽ生命)から送付する各種手続きのご案内がご契約者にお届けできなくなったときや、災害などでご契約者との連絡が困難となったときに、郵便局または当社(かんぽ生命)から登録されたご家族の方にご連絡することがあります。

## 特約基準保険金額

- 当社(かんぽ生命)と特約を締結するときに申込書に記載された特約保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。

## は

## 払込時期

- 毎月の保険料を払い込む期間をいいます。
- 特約保険料の払込時期は、特約が付加された基本契約の保険料の払込時期と同じ期間です。  
※無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の更新後の第1回特約保険料の払込時期は、更新日を含む月の1日から末日までをいいます。
- 月ごとの契約応当日がその月の翌月1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までとします。

(例) 契約日が1月31日の場合、2月については、31日がないので、3月1日が月ごとの契約応当日となり、払込時期は、2月1日から同月末日までとなります。

保険証券に表示があります。

## ひ

## 引受基準緩和型商品

- 健康に不安のある方でも加入しやすいよう、引受基準を緩和した保険商品をいいます。
- この冊子では、引受基準緩和型普通養老保険、引受基準緩和型普通終身保険、引受基準緩和型普通終身保険(低解約返戻金型)、引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)、引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)および引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)を指します。

## ふ

## 復活

## しおり参照

「契約の復活」のページ

## 不慮の事故

- 約款の別表「対象となる不慮の事故」に定めている不慮の事故をいいます。

## へ

## 返戻金

- 契約を解約したときなどに、当社(かんぽ生命)からご契約者に支払うお金をいいます。
- 保険種類・特約種類や解約の時期によって、返戻金の有無や金額は異なります。
- 解約返戻金低減型の特約は、保険料払込期間満了後の返戻金の水準を低くしています。返戻金の額は、保険料払込期間満了後徐々に少なくなり、被保険者が100歳時点で0円になります。
- 無解約返戻金型の特約には、解約した場合の返戻金はありません。

## ほ

## 保険期間

- 契約日から契約上の保障(責任)が終了するまでの期間をいいます。

保険証券に表示があります。

## 保険金(額)

- 被保険者が死亡、入院や所定の「身体障がいの状態」になったときなどの支払事由に該当したときに、当社(かんぽ生命)から支払うお金(金額)をいいます。

保険証券に表示があります。

## 保険金の支払事由

- 被保険者の死亡、入院などの保険金を支払う事由をいいます。

保険契約の全部転換／  
特約のみの転換

## 【保険契約の全部転換】

- 新たな契約に契約転換に関する特則を付加して、現在の契約の全体(基本契約および特約)を新たな契約に見直す方法です。

## 【特約のみの転換】

- 契約転換に関する特則を付加して、現在付加している特約を新たな特約に見直す方法です。

## しおり参照

「特約の申し込みに際して」のページ  
「保障内容の見直しを検討されているお客さまへ」のページ

## 約款参照

契約転換に関する特則条項

## 保険証券

- 契約した保険の内容(保険金額や保険期間、または年金額や年金支払期間など)を具体的に記載した書面で、当社(かんぽ生命)からご契約者に交付します。大切に保管してください。

## 保険料

- ご契約者から、契約に基づき、年金や保険金などの支払いの対価として、当社(かんぽ生命)に払い込むお金をいいます。

保険証券に表示があります。

## 保険料の払込免除

- 被保険者が所定の「身体障がいの状態」になったときなどに、以後の保険料の払い込みを免除することをいいます。

## 保険料払込期間

- 保険料を払い込む期間をいいます。保険証券に表示があります。

保障(責任)開始時／  
保障(責任)開始の日

## 【保障(責任)開始時】

- 当社(かんぽ生命)が契約上の保障(責任)を開始する時をいいます。約款では「責任開始の時」と記載しています。

## 【保障(責任)開始の日】

- 保障(責任)開始時を含む日をいいます。約款では「責任開始の日」と記載しています。

保険証券に表示があります。

## め

## 免責事由

- 保険金などの支払事由に該当している場合でも、保険金などが支払われない事由をいいます。

## や

## 約款

- ご契約者と当社(かんぽ生命)との「契約の加入から消滅までのとりきめ(契約内容)」をあらかじめ定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載しています。
- 約款には、「普通保険約款」、「特約条項」、「特則条項」があります。
- 特則条項は、「普通保険約款」や「特約条項」に記載している契約内容と異なる特別な約束をするための契約内容をいいます。

## ゆ

## 郵便局

- 「郵便局」は、日本郵政グループの1つであり、当社(かんぽ生命)は業務の一部を委託しています。

## 問い合わせ窓口

### 電話での問い合わせ・相談・苦情

かんぼコールセンター ▶

通話料無料



ここにきこう  
0120-552-950

ご高齢のお客さま専用コールセンター ▶

通話料無料



0120-744-552

※オペレーターに直接つながり、お問い合わせに対してゆっくと丁寧に対応します。

受付時間：9:00～21:00(平日) 9:00～17:00(土・日・休日) ※1月1日～3日は除きます。

- 土・日・休日の個別の契約に関する回答は、翌営業日以降(12月28日17:00～12月31日にお問い合わせいただいた場合は1月4日以降)になります。



### 窓口などでの手続きや相談

1. 最寄りの郵便局 ▶

郵便局のWebサイトで確認してください。

2. 当社(かんぼ生命)の支店 ▶

当社Webサイトで確認してください。

### 当社の説明では、ご納得いただけない場合

- 当社では、保険金の支払いなどに関する苦情について、お客さま相談窓口などにおいて、その解決に向けて対応させていただいています。
- これらの相談窓口の説明ではどうしてもご納得いただけず、第三者的な立場での審査をご希望されるなど、お客さま相談対応の中でその解決を図ることが困難となった場合(紛争が生じた場合)は、ご契約者などからの審査の請求に基づき、社外の弁護士などにより構成される「**査定審査会**」(当社組織)において「**中立かつ公平な審査**」を行う取り組みを行っています(2022年6月現在)。
- 当社では、このような取り組みを通じて、ご契約者などの正当な利益の保護に資するとともに、会社の査定などの業務の適正な執行の維持を図っています。なお、査定審査会は、今後変更することがあります。最新の情報は、当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)で確認してください。

この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。一般社団法人生命保険協会の「**生命保険相談所**」では、来所・電話・文書(電子メール・FAXは不可)および下記のWebサイトにより、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「**連絡所**」を設置し、電話にてお受けしています。

【生命保険相談所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル3階(生命保険協会内)  
TEL.03-3286-2648 Webサイト(<https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「**裁定審査会**」を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。

- 【お願い】
- 個別の契約に関する照会、問い合わせなどの際には「**保険証券**」をご用意の上、ご連絡ください。
  - プライバシーの保護のため、問い合わせなどはご契約者本人や保険金受取人本人からお願いします。



# MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.









# 説明事項の確認のお願い

この冊子は、契約に伴う大切な事項を記載したものです。  
必ずお読みになり、内容を十分に確認の上、契約を申し込みください。

## 特に

	しよりのページ ▼
●健康状態などの告知	24
●特約の申し込みの際して	8
●クーリング・オフ制度	26
●保険料の払込猶予期間・契約の失効など	58
●契約の復活	60
●特約の解約と返戻金	64
●入院保険金などを支払いできない場合	46

などは、契約に際して、ぜひ理解していただきたい事項です。告知および保険料の受領など社員の役割も含めて、説明の中でわかりにくい点がございましたら、下記にお問い合わせください。

なお、「この冊子」は「保険証券」とともに大切に保管し、ご活用ください。

お手続きやご契約に関するご相談は、担当者か、最寄りの郵便局、  
かんぽ生命の支店または下記のコールセンターにお問い合わせください。

かんぽコールセンター  
(通話料無料)



ここにきこう  
0120-552-950

ご高齢のお客さま専用コールセンター  
(通話料無料)



0120-744-552

※ご高齢のお客さま専用のコールセンターです。

※オペレーターに直接つながり、お問い合わせに対してゆっくりと丁寧に対応します。

受付時間：9:00～21:00(平日) 9:00～17:00(土・日・休日) ※1月1日～3日は除きます。

登録・  
利用は  
無料!

## ご契約者さま専用サイト「マイページ」

マイページならお使いのパソコン・スマートフォンで、いつでも・どこでも・かんたんに、  
ご契約内容の確認や保険のお手続きができます。ぜひご利用ください。



パソコンから

かんぽ生命 マイページ



検索

スマートフォンから

ご利用にあたってはこちら▶



取扱店名・電話番号など

株式会社 かんぽ生命保険

本社 〒100-8794 東京都千代田区大手町2-3-1

Webサイト <https://www.jp-life.japanpost.jp/>



ご契約のしおり・約款には見やすい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。

ホ05090(2022.8・SAG)



18050900015009

2022年10月作成